文學博士　高須芳次郎編

藤田東湖集

水戸學大系第一卷

水戸學大系刊行會

水戸學大系刊行會

藤田東湖集

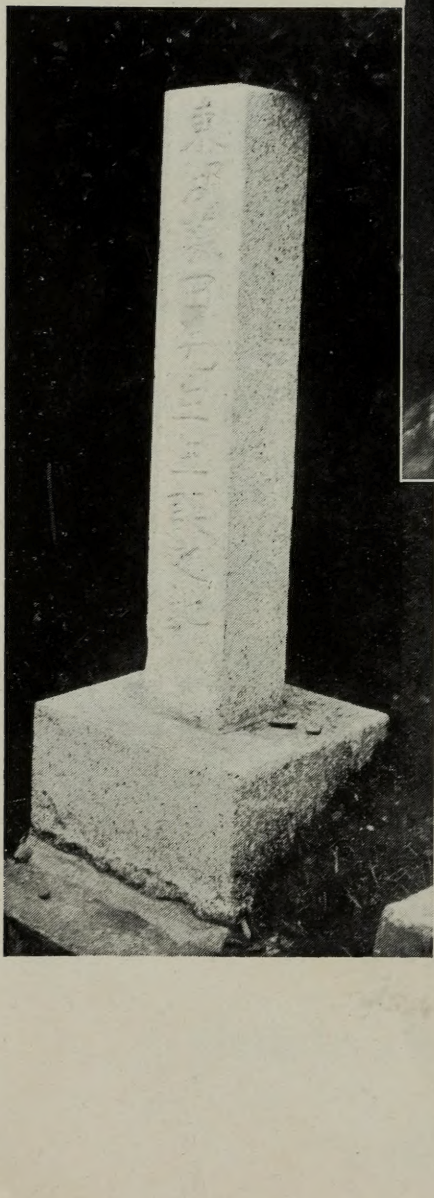
水戸學大系 第一卷

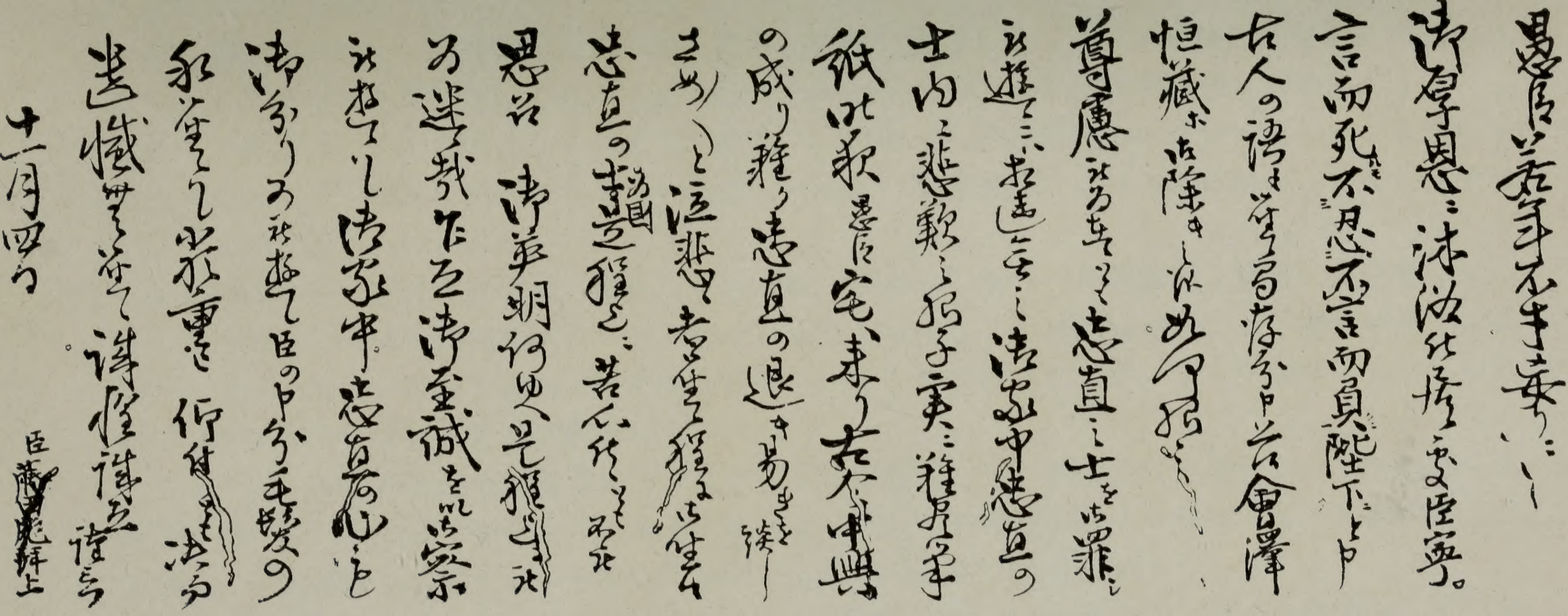
文學博士 高須芳次郎 編



藤田東湖肖像

東湖生誕碑





藤田東湖書翰

序

時代は一轉した。

今や新體制と共に、思想界に於いては、雄大な肇國の精神を仰いで、日本思想の徹底・强化を計り、すべて皇道を中心に諸般の改革が行はれようとしてゐる。この新體制が布かれるについて、いろいろの意味で、一大教訓を與へるのは、學問上・政教上、不朽の生命を有する偉大な水戶學である。換言すると、曾て新體制を政教の上に布くことに、見事成功した水戶日本學こそ、今日我等に行くべき道を教示する道標だ。

申す迄もなく、幕末非常時局に當り、率先萬難に屈せず、政治上の新體制を呼號したのは、水戶烈公を中心とした水戶政教學派だつた。當時烈公は全日本のために熱心考慮して、藤田東湖らを參謀に、政治・經濟・宗教・教育・軍事及び學藝の上に、日本民族性に卽した一大刷新を加へ、これを先づ水戶藩のうちで立派に具體化した。

それらを一貫したのは皇道精神で、これを基本に學問的にも、實踐的にも躍進して、すばらしい成績を示した。かうして水戶は、思想上・學問上、天下の中心地となり、擧國一致の新體制下に皇政復古、明治維新の原動力として働き、目ざましい成功を爲したのである。

以上に關連せる多くの著述は、識見・文章共に優れ、何れも今日讀んで、頗る啓發さるゝ所が多い。殊に烈公を始め、藤田幽谷・藤田東湖・會澤正志齋・豐田天功・栗田栗里その他十數家のものは、學問上、今尙ほ重要價値を有する。

更に遡つて、水戸義公の時代を見るに、一代の碩學三宅觀瀾・安積澹泊・栗山潛鋒・安藤年山らを周圍にあつめて、『大日本史』を中心に、尊皇の大義を發揚し、その科學的な研究方法の上に、史學として現代の程度に少しも劣らぬ業績を殘した。のみならず、『大日本史』以外の史業に於いても、亦多くの名著を出し、今日讀んで、學問的價値を多分に有するものが少くない。

以上の如く、水戸學は前後三百年の間に、かく史學上の新展開に資したのみならず、政教學上にも亦著大の飛躍を見せた。その思想國防に率先、努力した點に於いて、日本國體論の一大進歩を示した點に於いて、百餘名の有力な學者を出した點に於いて、正に今日の新體制に向つて、有力な示唆を與へ、一大光明を投射するの感がある。

今日、急激に水戸學研究に志すもの、或は水戸學を再認識しようとするの士女が激增したのも偶然ではない。私はこの傾向に考へ及び、一般の渇望を滿たす意味で、今回、二十餘年に亙る文獻研究を集大成し、嚴選に嚴選を重ねて、水戸學の定本を作る決心の下に、既刊本は勿論、現在寫本の儘で殘された諸種の有力文獻をも收めることとして、『水戸學大系』全八卷を、信用厚き井田書店から、皇紀二千六百年記念として刊行することとした。以上八卷の中には、水戸學の代表的主要文獻を概ね網羅し、且、嚴密な校訂と詳細な註釋とを加へて、茲に學界に送ることとなつたのは、國家のため、日本學のため、深く欣快とするところである。謹んで大方諸君子の御支援を仰ぎたい。

皇紀二千六百年秋

編述者　高須芳次郎

水戸學大系第一卷　藤田東湖集　目次

回天詩史

見聞偶筆

常陸帶

藤田東湖集(目次終り)

藤田東湖集

解題

高須芳次郎

（一）水戸學の精神と偉大な影響

近時、一般讀者が殆ど左翼物に飽いて了ふと同時に、日本獨自の精神に立脚する書物を歡迎するに至つたことを示すに當り、玆に水戸學について語ることは、私の欣快とするところだ。水戸學の精神・思想は現代に密接な交渉を持つのみならず、これを今日に活かすことによつて、日本の大衆は力强い新希望と新光明を得ようと思ふ。殊に水戸學は國學運動の文學本位であるに對して、政治本位、社會本位であるから、現代人に適切な感じが深い。

思ふに近世思想史上、國學運動と共に、最も重要視せらるべきは水戸學である。明治維新の實現

は國學よりもより多く直接に當時の志士に働きかけた水戸學による所が多い。ところが、内容上、國學ほど、闡明されず、今日一般人が尙ほその眞相をはつきり把握するに至らないのは何故か。

それは國學の如く、學統が分明せず、その名稱も亦漠然としてゐたからだと思ふ。のみならず、これを祖述する人々も存外に少く、國學のやうに、廣範圍に亘り、全國に門下の學者が撒布するといつたやうなことも割合に少かつたので、一層水戸學の存在が、ぼんやりした概念のもとに取扱はれ、從つて十分、これを研究するものさへなかつたからであらうと考へる。

國學に於ては、賀茂眞淵がこれを創設し、本居宣長が、そのあとを受けて大成すると共に、宣長の門から平田篤胤が出て、等身の著書を執筆し、同派の勢力を擴張した。その何れもが純然たる學者であつたが、水戸學になると、その創唱者水戸義公にしても、大成者、水戸烈公、藤田東湖にしても、皆政治家であつた。天下を經綸してゆくといふ上に、政治の重要使命があつた。從つて彼等は學問上、思想上の一派として、これを提唱宣傳したわけではなく、また彼等自身、何れも學者として起たなかつたのである。この點、餘程、國學と趣を異にしてゐた。

こんな工合であるから『大日本史』の普及されてゐる割に水戸學が闡明されずに、今日に至つたのは、止むを得ない。勿論、それが實際の上に働きかけた勢力に至つては、國學以上であつたとも

云へる。例へば薩長聯合が實現されたのは主として水戸學の刺戟によると云つてもよい。それは幕末から明治維新にかけて、全國諸藩の學校で使用せられた教科書を調べると、その大部分が、水戸學派の手になつてゐた事でわかる。殊に最大多數に上つたのは『大日本史』、及び『皇朝史略』(青山拙齋著)である。その他、左の書籍も亦到る處で講讀され、そこから感激の泉を得た者が多い。

藤田東湖著『弘道館記述義』
同　上『常陸帶』
同『回天詩史』
會澤正志著『新論』
同　上『迪彝編』
同　上『退食閑話』
同　上『下學邇言』
栗山潜峰著『保建大記』
水戸義公著『西山隨筆』
水戸烈公著『告志篇』

安積澹泊著『烈祖成績』

以上の中『保建大記』、『弘道館記述義』、『新論』等は、殊によく行きわたつた。維新志士の懐ろには始終『新論』があつた、といはれる位で志士として、この一冊を手にしないものは、その資格がないと迄云はれたのである。吉田松陰、高杉晋作、高山彦九郎、蒲生君平、橋本左内、梅田雲濱、眞木和泉、村田清風、久坂玄瑞らは殊に水戸學に共鳴し、現代では、故人となつた木戸孝允、寺内正毅、伊藤博文、乃木希典、江木千之、澁澤榮一の諸氏も、水戸學から深い感化を受けた。現存の金子堅太郎伯、安達謙藏氏、松浦前文相も亦水戸學の共鳴者である。更に故人西郷隆盛も藤田東湖を通じて、水戸學の影響を受けた。

以上の事情を回顧すると、水戸學が、明治維新實現の事業に強く働きかけたに留らず、現代の有力な諸家にも、相當、精神的に影響したことがわかる。それ故、これを十分、學的に闡明する必要があるのみならず、昭和維新を仰望する人々も亦、水戸學について深く學ぶところがなければならぬ。

今、水戸學について研究した主要な書籍（明治から昭和迄）を擧げると、大要、左の如くである。

水戸學　高橋義雄著

水戸學本義　　　　　　　　栗田勤述
水戸學研究　　　　　　　　立林宮太郎著
水戸學の新研究　　　　　　雨谷毅著
水戸文籍考　　　　　　　　清水正健著
水戸學と維新の風雲　　　　北條重直著

他に水戸學の準備知識を與へるものとして「維新回天の偉業に於ける水戸の功績」（德富蘇峰著）がある。また內藤耻叟氏の『國體發揮』その他西村文則、大內地山二氏の著述もある。

（二）水戸學のエッセンスは何か

一體、水戸學とは、どういふ內容の學問か、それについて先づ考へられるのは名稱の問題である。水戸學の名稱は、必ずしも當を得たものとは云へない。それにこれは、義公、烈公、東湖らが自ら附けたのではなく、他人が水戸地方に出來た學問だから、水戸學といふ漠然とした名稱を附けた迄のことであつた。

幕府側では、これを天保學—烈公らの水戸學と—いひ、世上、或はこれを實學と呼び、天朝正學

とも稱した。こんな工合で、事實、一定したわけではないが、水戸學といふのが一番、呼び易いところから、略ぼ不知不識の間に一定して用ひられるやうになつた。

今、これを内容の上から定義すると、中正公明の日本精神を基本とし、『大日本史』を中心に日本の國體を尊重闡明すると共に、幕末には『弘道館記』を中心に、日本神道を中樞として支那思想の精粹たる儒敎の長所をも採り入れ、倫理、道德、政治、經濟などの上に正しい道を與へんとするにつとめた。端的に云へば、(一)敬神愛國、(二)尊王攘夷、(三)神儒調和、(四)學問事業不岐、(五)忠孝一本、(六)文武一致だ。以上の點を見ると、賀茂、本居、平田らの國學とは大方、趣を異にするが、佛敎に慊らぬ點だけは不思議に一致してゐる。

水戸學派の中堅を形造るところの人々の思想を研究すると、以上六つの特色が明白に看取せられる。それにも一つ、排キリスト敎、排佛敎、排僞神道といふことも亦加へてよからうかと思ふ。

(一) 敬神愛國の思想は、國學派でも十分に持つてゐた。唯この敬神の意義を說くについて、水戸派では『書經』『禮記』『中庸』『論語』『孟子』などを引用し來る點が國學派とちがつてゐる。と云つて、記紀、萬葉、祝詞の類なども決して閑却してゐない。國史の知識も該博だと云へる。卽ち和漢の古典及び史的知識に立脚して、敬神の意義を明白にしてゐる。

それから愛國の精神については、山鹿素行の『中朝事實』に據るところが少くない。これは東湖のみならず、會澤正志の上にも見られる。且、東湖の國體觀は大體において、國學派の本居宣長と一致してゐる。唯説明の仕方がちがふ丈だ。正志になると各方面から、日本の國體を說き、これを支那、印度、歐米などの國體と比較、論究して、大分、組識的に纏めようとしたことが、近代的になつてゐると云へよう。

（二）尊王攘夷の思想は、義公などでは唯「尊王」だけで、攘夷に及んでゐない。ところが、烈公、幽谷、東湖、正志などになると、時代の影響により、攘夷精神を高調してゐる。勿論それは絕對的意味に於て唱へられたのではなく、相對的意味に於てでゐつた。それに攘夷とは排西洋、排歐米といふことに限られ、支那に迄及んでゐない。要するに、それは日本中心主義の一つの現はれだ。蓋し正志らは攘夷の決心を一度立てゝ、死地に陷つた立脚點から、奮ひ起たぬ限り、西力東漸に直面する日本は危いと考へたので、對外的に力强く、攘夷を高調したのだ。だから、攘夷といつても、チヨン髷流のものではなく、文明開化を將來に期待しての攘夷だつた。水戸學に留意するものは、この點を忘れてはならぬ。この點、國學派の排支那と一脈相通ずるところがある。

（三）神儒調和の思想は、義公時代から既に現はれてゐた。が、それは神道を主體とし、儒道を

客體とし、前者を主人公とし、後者を副主人公とする意味に於て說かれてゐた。國學一派は、眞淵、宣長、篤胤らが一致して、儒教を排撃し、堯舜禹湯、文武周公らの政治さへ非難し、堯舜に向つては抹殺的筆法を揮つた位だつた。それは時の勢で、國學一派とても、儒教の長所を丸で否定してかからうとは考へなかつたのである。

蓋し宣長らが現はれた時代は、支那文化心醉の學者が餘りに多かつたので、勢ひその弊害を打破るためには「漢意排斥」卽ち排支那文化を高調しなければならない必要もあつた。何れかといへば、宣長の如きは、漢學者としても、相當の修養があつたのだが、純一な日本精神を發揚するためには、劈頭、漢意を否定してかゝらねばならぬ立場に置かれたのである。

この點、水戸學派ではその考へ方を異にした。水戸派でに排歐米だつたが、排支那ではない。一種のアジヤ主義から、支那の敎學はこれを或程度迄、日本に活かしてゆくことが至當だと考へた。左樣した精神は會澤正志の『讀直毘靈』『讀葛花』などに明白に現はれてゐる。それにおいて、正志は儒教の長所を說き、堯舜の哲人政治を稱讃し、宣長らの漢意排撃が狹量偏頗で當を得ないことを指彈した。正志は、かくいふたからとて、支那の易世革命や禪讓には反對してゐる。つまり、儒敎の精神は、日本精神の發揚を助けこれを理論付けてゆく上に役立つところがあるから、全然排斥す

るのはいけないといふのだ。且つ所謂「聖人」の教には聞くべき點が多いことを認めて朴素的日本思想を補ふべく、儒教を活用するがよいとする。かういふのが正志の見解であつた。

從つて水戶學派は、殊に神道を尊んだが、それへ儒教の精神的長所を加へ、茲に儒教的色彩ある神道を打建てたのである。もつと適切にいふと、神道の理論、神道の心を整頓してゆくために、儒教の言葉を借りたと見てよい。それ故、神道が飽迄主となり、儒教は從屬的となつてゐる。神儒調和とは以上の意味で說かれた水戶學派の日本中心主義的一側面であつた。

（四） 學問、事業の不岐といふことも、大體において、水戶派を一貫してゐた。世上、學問と事業とを區別するものもあるが、水戶派は學問卽事業、事業卽學問の見解に起つた。

學問をするのは、意義ある事業——政治法制に資するため、乃至、政治的活動、教育的活動を爲すためだつた。卽ち學問と事業とは、二にして一つだ。唯これを書齋へ封じ込んで、學問を街頭へ解放しないのとはちがふ。いひかへると、學問を事業上に生かしてゆき、それを生かすことによつて、一層、精神上、體驗上、その効果を深めてゆく。これが學問、事業不岐の思想で、東湖の『回天史詩』『常陸帶』などを見ると、殊によくその考へがわかる。

（五） 以上と連關して、文武一致といふ事、忠孝一本といふ事が矢張、水戶派で說かれてゐる。

が、これは今更、說明する迄もあるまい。それから排耶蘇、排佛教の考へは、日本神道を中樞とし、儒教を羽翼とする以上、當然起らねばならなかつた。それは現世的、生々光明的、實行的の三點において、水戸派の主張が、耶蘇教、佛教と衝突せざるを得ないからだつた。勿論、水戸派では大乘佛教を正解してゐたとはいへぬやうに思はれるが、より多く小乘佛教的弊害を指摘したところには、聞くべきものがある。

以上は、水戸學の內容を要約したのであるが、國學になると、水戸學にくらべて、より多く文學的だと思はれる。卽ち文學中心である。支那の儒教精神を概ね排撃し、且、古代日本を讃美すると同時に、主として文學上に働きかけてゐた。從つて政治、經濟の方面には、寧ろ交渉が薄かつたと云へる。かうした點を見ると、水戸學が社會政策上、目ざましい貢献を爲し、經世實用といふ上に少からぬ交渉を持つところから、それが實學といはれたのは、必ずしも不當でない。

國學派は、古代日本文學乃至日本文化の闡明に可なり力を入れたが、水戸學派は、國學一派ほど古代を理想化して說かぬ。『大日本史』には神武天皇の建國時代から足利時代に至る迄の歷史を通觀し、大義名分のあるところを明瞭にしようと力めたが、古代には餘り觸れてゐない。そこには國學派の如き古代理想主義の影が稍うすくなつてゐるが、古神道を說くことは中々熱情的である。こん

な工合に、國學と水戸學とはひとしく、日本精神を基本としたのであるが、行き方に於て、傾向に於て、大分異つてゐた。唯國學の方は、今日餘程、その內容が、はつきりして來たが、水戸學は、この點に於て、尙ほ硏究、闡明しなければならないものが多い。私が『水戸學大系』を編するに至つたのは一つは、これがためである。

若し讀者のうちに於て、水戸學の精神を端的に把握されようとせらるゝならは、專ら東湖の『弘道館記述義』正志の『新論』を讀み、參考として、水戸義公の自傳ともいふべき『梅里先生碑陰銘』安積澹泊の『大日本論贊』などを讀めば、略〻要領を得られよう。澹泊の論贊は、賴山陽が激賞して措かなかつたほどで、歷史文學上、重要な地位を占むべき大作である。

（三）　藤田東湖とは如何なる人か

維新三傑の第一位を占めた西鄕南洲の直話によると、彼は東湖のことを「先師」と呼び、深く東湖の人物に敬服して、これに師事したのであつた。この一事、先づ東湖の地位を明白にして餘りあると思ふ。

東湖は水戸烈公の參謀長で、卓越した政治家であるばかりでなく、學者であり、詩人であり、ま

學者として立派な地位を占め得たことがわかる。

東湖が水戸上町梅香に生れたのは文化三年で、江戸文明の略ぼ完成された時代であつた。幼名を武次郎と云つたが、後に虎之助と改め、諱は彪、字は斌卿、號を東湖と稱した。彼の父は學者として有名な藤田幽谷で、通稱を次郎左衞門、諱を一正と云つた。

東湖は六歳の時、父から『孝經』を授けられ、また堀川潜について句讀を學んだ。八九歳の頃になると、父は東湖に文天祥の『正氣歌』を酒間に朗吟して敎へ、忠孝の精神を力強く吹込んだのである。

文政二年、東湖は豊田天功と共に、當時江戸にあつた父のもとに赴き、數十日、留つたが、當時の大儒、龜田鵬齋、太田錦城らと知り、且、岡田十松の門に入つて劍道を學んだ。それは東湖の十四歳の時である。

文政七年、東湖が十九歳の時、彼の精神を烈しく刺戟した事件が起つた。この事は彼の『回天詩史』の最初のところに記されてゐる通り、イギリスの船が突然、常陸大津の濱に來たのである。當

時、尊王攘夷の精神に燃えてゐた父幽谷は、ひどくこれを憤り、東湖に命じて「イギリス人を鏖殺して、日本の正氣を天下に發揚せよ」と云つた。

東湖は決死の覺悟で、出かけようとした折柄、イギリスの船が薪水を得た後、何處へか立ち去つたといふ報が來たので、折角意氣込んだ東湖は拍子拔けの體で、外夷を逸したことをひどく遺憾とした。

翌年、東湖は江戸に出て一ケ月餘、擊劍を稽古し、更に二十一歳の春、また江戸へ出て伊能一雲齋のもとで槍術を學んだ。それから父が水戸に歸るに當り、文武二道を兼修しなくてはいけないと教へたので、東湖はその旨に從ひ、江戸の吉田愚谷の塾に入つた。爾來、懸命に文武の修養に力めたが、その年の十二月、父が卒去したので水戸へ歸つた。

翌文政十年、東湖は二十二歳で家督を繼ぎ、二百石を賜つて、進物番兼史館編修となつた。やがて文政十二年になると、二十四歳で史館總裁代役の重位に置かれたが、まだ若年であるといふ理由で謙遜してこれを辭し、且つ史館の改革について、平生感ずるところを述べて、江戸にゐる總裁青山雲龍に寄せた。

それが、まだ實現せられないうちに一藩に取つて、心痛すべき事件が起つた。それは藩主哀公

（齊修）の卒去により、その後嗣として誰を擁立するかといふことであつた。その際、幕閣では、將軍家齊の庶子、淸水侯を立てゝ、後嗣としようといふ方針を執つた。

東湖らはそれを聞いて大きな不滿を感じ「水戸には、武公の第三子として、敬三郎の君がをられる。この正系を閑却して、他の人を持つてくるのは非常な誤りだ」と考へた。その爲め彼は同志と共に死を決して江戸に上り、いろいろ奔走した結果、始めて敬三郎の君が、封を襲ぐことと定つた。それが水戸烈公である。

烈公は賢明の主君であつた。殊に勤王の志が厚く、大義名分を重んずる上では、水戸義公にも讓らぬほどである。また政治家としても善斷果決の意氣に富み、藩政改革の上に思ひ切つたことをした。かうした名君のもとにゐた東湖は、次第に重用せられ、二十五歲の時、八田郡の奉行となり、翌年、郡制が改革されると、太田郡を治めることとなつた。

この郡奉行の時代に、東湖は實務についての知識を收得し、その傍ら、詩文の勉强をしたのである。當時、幕府は内政外交の上に漸く行詰り、事態憂ふべきことが少くないので、東湖も尊王攘夷の志を天下にのべて、國家のため奔走したいとあせつた。それ故、郡奉行の職にゐることは、彼の潔しとせぬところであつたらうと思はれる。その爲めでもあらう、二十七歲の時、辭表を提出した

が許されないで、五月の末、江戸通事に轉任した。

東湖が江戸に留つてゐる時代に、烈公の命によつて神道の書籍を考訂し、『神書明訓管窺』を烈公に呈したことは、注目すべき點である。東湖の日本思想は、それらによつて培はれたのであらうと思ふ。

天保六年、東湖が三十歳となつた時、御用調役となり、藩政に與るに至つた。天保八年、東湖は社會政策に關する建言を爲し、烈公の命によつて、藩の學校、弘道館記を起草した。それは水戸學の精神を最も明白に表現した文章で、その內容には、烈公の考へも加はつてゐるが、主として東湖の思想を注入したものと思ふ。

天保十年、東湖が三十四歳の時、江戸から水戸へ歸り、學校の事、土地改正の事其の他について、有司と種々協議したが、間もなく、彼は學校造營御用懸を命ぜられた。この頃、烈公の東湖に對する信任は一段の深さを加へたので、御側用人に進み、祿四百石を給せらるゝことになつた。その上、將軍家慶と世子に拜謁するの光榮を得て、卷物を賜つた。

この頃から、東湖は水戸烈公の參謀長として、種々盡瘁するところがあつた。蝦夷の防備について、藩內の改革について、攘夷の精神を宣揚するについて、學校の經營について、何れも東湖が參

劃せぬものとてはなかつた。烈公の動くところ、必ず東湖の影があり、東湖の動くところ、必ず烈公の姿があつた。かうして東湖は天下の有力な大名に接し、閣老と語り、四方の志士と交りを結ぶに忙はしく、水戸の東湖から、日本の東湖となつた。

從つて天下の志士が東湖に期待するところ最も多かつたのであるが、安政二年、大地震のため江戸の官舎に歿したのは惜むべきことであつた。それも東湖は老母を救ひ出さうとして、この禍に罹つたのである。東湖の孝心により、老母は生命を全うした。時に東湖は五十歳である。

（四）東湖の著述

東湖は國漢文に通じ、國史の造詣も深かつた。その著述には、『東湖歌話』『壬辰封事』その他、漢文、小品、漢詩の類がある。が、特に注目すべき著作は、本集の中に收められてゐる。

弘道館記述義

本篇は、水戸學の縮圖であり原理であり結晶でもある。弘化四年、東湖が四十二歳のときに脱稿

した。曩きに烈公の命によつて起艸した『弘道館記』の意味を敷衍した雄篇で、山鹿素行の『中朝事實』の影響が明かに出てゐる。

例へば、史實を引用するについても『中朝事實』により、その書き方迄が、似たところがある。勿論、內容に至つては、必ずしも『中朝事實』と同樣でなく、東湖獨自の考へが大分加つてゐる。東湖の說明は明快、懇切である。該博な國史の知識と儒敎の思想とを工合よく調和し、抽象理論に囚はれないで一々、具體的な事實を引いて、館記の重要詞句を解釋し、疑問の余地を存しないほどに出來てゐる。その中、家康及び義公、烈公を少しほめ過ぎたのはやむを得ぬとして、日本精神の要點を闡明した左の言葉などは特に深い味と意義があると思ふ。

敬神は上文に所謂神州の道を奉ずるもの、崇儒は所謂西土の敎を資るものなり、世の神道を奉ずるもの、鴻荒を談說し、幽眇を張皇し、或は隱れたるを求め、怪を行ふの弊あり。これ神に偏するなり。其の儒敎を學ぶもの、異邦（支那）を大にし、神州（日本）を小にし、動もすれば、本末を顚倒するの失あり。これ儒に黨するなり。皆學者の宜しく戒むべき所なり。

（中略）抑も既に神を敬すといひ、儒を崇むといふ。然らば、則ち神と儒と固と尊卑あるなし、唐虞三代の君を敬する事、必ず我が神祇に事ふるが如くして、然る後、偏黨なしとなすか。

曰く、これ徒に其の文に泥みて、其の意に本かざるなり。神州は自ら神州なり、西土は自ら西土なり。彼、我を指して外となす。我亦彼を斥けて下となす。西土の教、尤も、内外の方を嚴にす、我れ養つて用ふ。亦上下の別を正さざるべからず。單に西土の教について論ずるも、猶且つ然り。況んや國體を尊び、名分を愼むは、皇朝（日本）の尤も重んずる所なるをや」（下略）

金子堅太郎伯は曾て本書を熟讀玩味して得る所が多かつたことを話してをられる。

回天詩史

本篇は、東湖自叙傳で、弘化元年五月起稿、同六月脱稿した。當時、幕府の忌諱に觸れて、江戸邸内に蟄居を命ぜられ、感慨抑へることが出來ず、往事を思出して追懷の詩を作り、その詩句について、一々事實を述べたのである。「詩史」としたのは、その爲めであつた。

かうした新しい行き方をした自叙傳は、他に類を見ることが少い。それに、幽囚中、幕府から謹愼を命ぜられた烈公のことを思ひ、いろいろ沈痛な感慨に打たれた丈に、文章にも、抒情味が多く、筆力雄勁、深く人を動かすところがある。

青山總裁に與ふるの書

文政十二年、史館總裁代役を命せられた時、率直に東湖の感想を披瀝した文章で、二十四歳の一青年としては、識見卓抜、堂々たる大家の風がある。文章も莊重で、氣格が高い。この一篇だけでも、東湖は立派な文學者だと云へる。

見聞偶筆

天保九年起稿、同十三年に至つて、筆を止めたとある。分量に於ては、多くないが、當時の名士川路、矢部などの實話を筆記したもので、その頃の世相を知るには、有力な材料である。文章は虛飾を排して、平明を旨とし、十分、信を置くことが出來る丈の用意がしてある。一見すると、この程度のものは誰でも書けさうに思はれるが、實は東湖の如き老手でないと、中々、書けるものではない。材料の撰び方なども、凡でないことがわかる。

常陸帶

弘化二年、四十歳の時に執筆、上下二卷からなつてゐる。水戸烈公の政治上に於ける半生を記述したもので、國文を用ひたところが『回天詩史』などと趣を異にしてゐる。

德富蘇峰氏は本篇を激賞して「凡そ德川二百六十餘年、邦文の文章の妙、徂徠、白石、鳩巢諸家の外、恐らくは藤田東湖を以て、其の第一とせねばならぬ。而して東湖の『常陸帶』の如きは、白石の『折焚く柴の記』以後の傑作にして、其の光焔、氣魄あつて、明快通暢なる、寧ろ之に駕して上るが如しだ」と述べてをられる。

白石の『折焚く柴の記』は自叙傳で『常陸帶』と種類を異にするが、白石も學者的政治家として、當時、氣魄のすぐれた點を認められたのであるが、東湖の豪快雄放な姿の前に起つと、一歩も二歩も讓らねばならない。從つて『常陸帶』は邦文中の上乘なものとして、もつと廣く讀まれてよいものだと思ふ。そこには、水戸烈公の姿が生きた肖像畫のやうに浮彫にされ、水戸學の精神を知る上にも、有力な資料である。吉田松陰の松下村塾では『回天詩史』と『常陸帶』とを必讀のもの

として學生に教授した。

曾て信州の英傑、佐久間象山は、その幽囚生活中、東湖の『常陸帶』を讀んで感激、發奮し、「常陸帶の後に書す」といふ一篇を書いた。如何に東湖の名文が象山を動かしたかが分明る。

伊藤博文公も亦本書に感激した一人で、曾て讀後感を左の如く歌に咏んだことがある。

常陸帶をよみて

ひたちおび讀めば涙の玉ぞちる
人をうごかす人の眞ごころ

尚ほ「常陸帶」の中には、烈公が非常時に直面して、社會政策を斷行し、士人の經濟上に於ける窮乏を救つた事が詳記されてゐる。それらは今日、參考とすべき點が中々多い。

若し現時の日本に烈公と東湖の如き政治家がゐて、重大時局に當つたら、必ず現在に適切な革新策を思ひ切つて斷行するにちがひない。

正氣歌

その他、東湖の詩作中、『和文天祥正氣歌竝序』は特に有名で、萬人に愛誦せられた。殊に左の詩句など、曾て暗誦した人々が多からう。

天地正大の氣、粹然として神洲にあつまる。
秀でて不二の嶽となり、巍々として千秋に聳ゆ。
注いでは大瀛の水となり、洋洋八洲をめぐる。
發いては萬朶の櫻となり、衆芳與に儔し難し。
凝つては百錬の鐵となり、鋭利鍪を斷つべし。

（下略）

それは、朽ちぬ國民的詩歌の一つで、東湖の日本精神を藝術的によく表現してゐる。尙ほ「謫居詩存」も東湖詩中の傑作だ。

德富蘇峰氏は東湖を衷心渇仰して、「東湖先生は單にその學問、文章を以て、天下の大勢を指導し、鼓吹したるのみではありませぬ。先生その人が實に活ける水戸學の權化でありました」と云はれたのは正に適切な批評である。私が東湖集を水戸學大系の第一卷とした微意も、實はそこにある。

弘道館記述義

（上卷・下卷）

弘道とは何ぞ

當時特にその名なし

弘道館記述義

○弘道とは何ぞや。人能く道を弘むるなり。道とは何ぞや。天地の大經にして、生民の須臾も離るべからざるものなり。

臣、彪謹んで案ずるに、上古は世質に人朴なり。未だ書契(一)有らず。所謂道なるものも、亦寞然(二)として聞くなし。然らば則ち、道は固より上古に原かざるか。曰く、奚ぞ其れ然らん。當時は特に其の名なきのみ。其の實の如きは未だ始めより天神に原かずんばあらず。何を以て之を言ふか。夫れ父子・君臣・夫婦は人道の最も大なるものなり。上古、父子・君臣・夫婦の分、嚴として一定せり。猶天は尊うして、地は卑しきが如し。上令して下従ひ、男唱(三)へて女和すること、亦猶天施して地生じ、而して萬物各其の性を

（一）支那太古の文字。轉じて一般に文字の意として用ひられる。

（二）しんとして聲のない形容。

（三）「記紀」にある二尊の國生みの條を意味する。

遂ぐるが如し。

道は大路の如し

神代は邈たりと雖も、古典に載する所、彰明較著、復た疑を容れず。所謂其の實の天神に原く者、それ然らざらんや。蓋し道は(四)猶大路の如きものなり。人々大路に遵うて行く。践履する所、斯の路にあらざることなし。孰れか復、路の路たるを知らん。其の路は維れ一なり、他岐あることなし。亦安んぞ路に命ずるに、名を以て之れ爲さんや。天地開けてより以來、斯の道の外、復た道あらず。君臣上下(五)熈々皐々として、之に遵ひ之を行ふ。絶えて異端邪說の之を間する無し。斯の道の名無きも亦宜ならずや。

儒敎の傳來

百濟、吉師を貢するに及び、始めて敎なるものあり。儒の敎たるや、尤も(六)五典を重んず。所謂、親・義・別・序・信なる者は、皆我が固有する所、特に彼の文物を資つて以て之を推弘し、これを我が父子・君臣に施し、これを我が夫婦・長幼・朋友に用ふ。則ち斯の道の純一なるもの、自若たるなり。

(四)この言は道を具體化して說明したもので、多くの學者に使用されてゐる。「孟子」の告子章句下に、「曰はく、交、鄒の君に見ゆることを得て、以て館を假るべし。願はくば、留りて業を門に受けんと。曰はく、夫れ道は大路の如く然り。豈知り難からんや。人求めざることを病むのみ」とある。

(五)白晝のそれの如く、明かに光りかゞやくこと。

(六)父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信。

佛法西來に至つては則ち然らず。其の敎たるや、其の三寶を奉ず。曰く佛、曰く法、曰く僧。皆蠻夷のものにして、神州の固有する所に非ず。是に於て、斯の道に名を設けて、彼と分たざるを得ず、理勢然るなり。故に或は（七）神道と稱し、或は（八）古道と稱し、或は（九）上古聖王の迹と稱す。皆異邦の敎に分つ所以なり。後の古を談ずる者、其の實を知らずして、徒に名を求め、名見るべからざれば、則ち曰く、（一〇）上世未だ嘗て道あらずと。特に道の純一にして、名無き所以を知らざるなり。

詩に曰く「天蒸民を生ず、物あれば則あり。」と。蓋し天地あれば則ち天地の道あり。人あれば則ち人の道あり。天神、民を生ずるの本、天地萬物の始なり。然らば民を生ずるの道は天地に原き天神に本づくや、亦明かなり。

公は、夙に心を古典に潜め、其の原本に於て、默識意會、乃ち一筆之を斷じて曰く「天地の大經」と。而して生民の須臾も離る

（七）「書紀」の用明紀に「神道の字面、始めて此に見ゆ」と註がある。これは紀の第二十一卷に「橘豐日天皇は天國排開廣庭天皇の第四子なり。母を堅鹽媛と日ふ。天皇佛法を信けたまひ、神の道を尊びたまふ」云々とあるのを指す。

（八）「皇極紀」參照。古道とは日本古代の道

（九）古代の聖天子が示された事蹟「孝德紀」參照。

（一〇）我が上代に道が存在したか否かの論はそれが國體學派の第一の主張點であるだけに、たとへば太宰春臺のやうな否定論者が出ると、四方から徹底的にそれを打破する各論が起つた。神道、儒道を融和して、それに燃える尊皇熱を加へた水戸派の人々が之を對視出來ないのは當然だ。春臺は「辨道書」で、「日本には元來道といふこと無之儀。近きころ神道を說く者いかめしく我が國の道とて高妙なるやうに申し候へども、皆後世に言ひ出

べからざる者となす。嗚呼亦至れるかな。

○弘道の館は何が爲に設けたるや。恭しく惟みるに上古神聖極を立て統を垂れ、

臣、彪、謹んで案ずるに、天神地祇の、古史に見え、祀典に列するもの、あげて數ふべからず。我が公は、槪ね神聖の二字を以てす。蓋し亦說あるなり。請ふ竊に之を論ぜん。天地の初、神聖挺出し、其の先後次序は、得て詳にすること難し。舍人親王書紀を撰し、國常立尊を以て始生の神となし、天神相踵いで伊弉諾尊、伊弉冊尊に至る。稱して七代といふ。而して又諸說を其の下に揭ぐ、互に詳略異同あり。是より先、太安麻呂古事記を撰す。其の七代は書紀の正文と大同小異、而も特稱ありて天神を別つものあり。天御中主の神を以て、始生の神と爲し、高皇産靈神神皇産靈神等四神之に次ぎ、之を七代の前に擧ぐ。是に於て、後

したる虛談、妄說にて候　日本に道といふこと無き證據、仁義禮樂孝悌の字に和訓なく候。凡そ日本に元來有ることには必ず和訓有之候。和訓なきは日本に元來此のことなき故にて候」と言つたこれに對して賀茂眞淵は「國意考」中で「言ふにも足らぬことなり」と一笑に附し、宜長は有名な「直毘靈」で、「實は、道あるが故に道てふ言なく、道てふ言はなけれども道はありなん」云々と、その道の實が卻つて日本にこそ存在した事を論證してゐる。

（一一）大衆の意味。

の古を言ふ者、或は書紀に據り、或は古事記に從ひ、或は兩說を混じ、天御中主尊、國常立尊を以て、同體異名の神と爲す、其の先後異同の辨、猶且此の如し、其の功德事迹に至りては、諸說紛々、(一二)牽強附會至らざる所なし。夫れ上世の事は、年代悠遠にして、固より一を執りて論ずべからず。書紀は、神代に於て、必ず皆諸說を擧げて異同を存す。親王の時に在りても、既に得て詳にすること難かりしなり。親王、嚴密愼重敢て輕々しく決せず。而るを後人、千百載の下に生れ、(一三)穿鑿臆斷、以て信を取らんと欲す。抑亦惑へるなり。昔、孔子信じて古を好む。然れども、其の祖述する所は、堯舜に止まる。言或は(一四)包犧に及ぶ時は、必ず蓋しといふ。之を愼むこと、至れるなり。後世に至り、老莊の流、或は(一五)軒轅許行の徒に假り、或は(一六)神農に託し、以て其の私說を逞うす。孔子用心の遠きこと、こゝに於て知る可きなり。

伏しておもんみるに、赫々たる神祇、固より、かの西土の、(一七)牛

(一二) 關係のないものをあるやうにこぢつけること。

(一三) 正當の推理方法でなく、論を飛躍させ、獨斷する。

(一四) 太昊伏羲氏。支那古代の傳說上の帝王。

(一五) 黃帝、老子の祖だとの傳說がある。

(一六) 炎帝、神農氏支那太古の傳說上の聖王。

(一七) 伏羲氏は蛇身

大日本史が神代を簡叙した理由

首蛇身なる者の比に非ざるなり。且皇統の自ら出づる所、神器の由つて傳はる所、凡そ神州の民たるもの、其の淵源を詳にせずんばあるべからず。然るに今を以て古を測り、叨りに幽眇(一八)を張皇すれば、其の弊、荒唐不經に渉らざる者殆ど希なり。故に我が義公の史を修むるや、橿原朝(一九)に始まり、神代の大要を卷首に掲げ、以て皇統の本づく所を明かにす。蓋し亦かの牽強附會の弊を矯めんと欲するなり。今、公、道の大原を論述するに、悉く神祇を擧げ、以て異同を辨ぜんと欲するは、此の記の能く盡くす所に非ず。僅に其の一二を掲ぐる時は、恐らくは、挂漏(二〇)の失あらん。こゝに於て、委曲詳説せずして、唯其の立極垂統(二一)の迹、昭然明白なる者を擧げ、而もこれを上古神聖の功化に歸す。其の義公の志を繼述し、洙泗(二二)の流を斟酌する所以のものこゝにあり。

○天地位し、萬物育なはる。

人首、神農氏は人身牛首とした古文書があるので、この兩帝の事を言つたもの。

(一八) 餘りに時が遠く、隠れてゐるもの。

(一九) 神武天皇。

(二〇) 一方を記し、他方を漏らすこと。不充分な意。

(二一) 歴代天皇御繼統の御事蹟。また上古神聖の功化とは天照大御神その他の治民、善政のこと。

(二二) 洙も泗も孔子の生れた魯國を流れる河の名。この故に儒教をいふ。

古典の記載は批判を超越した眞理

古學者の態度は、枉れるを矯めて直きに過ぐ

臣、彪、謹んで案ずるに、天地の盛德大業、載せて古典にあるもの、大抵神異測られず、固より常理を以て論じ難し。然れども、蓋し、皆天地以來、相傳の說にして、決して疑を容れず。亦附會依託、以て眞をみだす可からず。中世以降は、古を信ずること篤からず、妄に私智を以て、神代を測り、以爲らく、古典に載する所、皆實に其の事あるに非ず。因つて常言を以て之を解す。其の附會する所、(二三)陰陽五行の術にあらざれば、則ち荒唐不經、(二四)虛無寂滅の說なり。動もすれば秘訣と稱して其の淺陋を掩ひ、遂に神聖なる經綸の迹をして、(二五)廋辭隱語と類を同じからしむ。慨歎すべからずや。

近世、古學者流あり。能く其の失を辨じ、彼此考證、參互錯綜、以て千載の惑を釋く、其の典籍に功ある亦大なり。然れども其の弊に至りては、則ち其の論說、(二六)鴻荒、猶、身其の世に處し、目其の事を視たるが如く、喩を引き、類を推し、喋々辯折、以て古典

（二三）宇宙の一切現象を陰陽の二氣、或は木火土金水の五原素の作用と解する一派。

（二四）虛無は老莊の說、寂滅は佛說。

（二五）廋辭は謎言葉隱語はかくし言葉。

（二六）太古の時代。

齋部廣成の古代觀

源親房の古代史解釋

を疑ふものを屆せしめんと欲す。噫、これ亦、私智を以て神代を測るものなり。枉がれるを矯めて、直きに過ぐることなからんか。〔二七〕齋部廣成曰く、上古の事は、說、盤古に似たり、疑氷のこと信を取る實に難しと。然れども國家・神物・靈蹤、今皆現存せり。虛といふ可からず、〔二八〕源親房曰く、伊弉諾尊、伊弉册尊、大八洲及び山海草木を生み給ひ、而して其の物皆神名あり。昔、神、先づ降りて其の物を生みしか、抑、物、先づ成つて神之に依りしか。神代の事は固より測り易からざるなりと。味あるかな、其の之を言ふや。

昔、子思、中庸を作る。論じて其の極致に至れば、則ち曰く、天地こゝに位し萬物こゝに育はると。公、此の語を假りて以て神聖經綸の迹を讃す。其の古を信ずること、固より廣成に邁れて、其の卓識も亦親房の下にあらざるなり。讀者徒に視て以て功化を形容する辭となすは不可なり。抑亦穿鑿臆度して、天地如何にし

〔二七〕齋部廣成は、「古語拾遺」の作者で、その本文の終りには、「前の件の神代の事、說くに盤疑氷の意に似たり。信を取ること、寔に難し、然りと雖も、我が國家の神物、靈蹤、今皆目のあたり存せり。事に徵れて効あり、虛なりといふべからず」とある。疑氷とは夏の虫が冬の氷を疑ふこと。

〔二八〕源親房は「神皇正統記」の作者。その卷一にある。但し、現行本の本文とは少し異る。現行本にはこの部分「この外あまたの島を生み給ふ。後に海山の神、木のおや草のおやまで、悉く生みましてけり。何れも神にませば、生み給へる神の洲をも山をもつくり給へるか。はた洲山をうみ給ふに、神のあらはれましけるか、神世のわざなれば、誠に測りがたし」とある。

祭祀の道、孝敬の義は、天神より起る

て剖判し、萬物如何にして生育せしかといふが如きは、又恐る。公の意に非ざることを。（其の六合を照臨し、宇内を統御する所以の者は、未だ嘗て斯の道に由らずんばあらざるなり。

臣、彪、謹んで案ずるに、天祖の高天原を御し給ふや、(三〇)光華明彩、六合を照臨し、盛德大業至れり盡せり。今悉く之を賛せんと欲せば、まさに其の量を知らざるを見る。乃ち敢て竊に古典に就いて、其の一端を論ぜん。祭祀の道・孝敬の義は、蓋し、(三一)天祖より起れるなり。之を天孫の下土に降臨し給へるに徴するに、天祖手づから寶鏡を持ち、之を授け給ふ。因て敕し給うて曰く、吾兒孫此の寶鏡を視ること當に猶吾れを視るが如くすべし。與に殿を同じくし、牀を共にし、以て齋鏡と爲すべしと。照照たる明訓、實に聖子神孫の遵奉する處にして、祭祀の道・孝敬の義、豈またこ

（二九）上下と東西南北。

（三〇）との語は紀の第一巻に天照大神を形容して使用されてゐる。

（三一）著者自註に「書紀、古事記、皆天祖新嘗及び神衣を製するの事を載す。但し古史太だ簡にして、其の何神に奉り、何神に供するかを知る能はず。後人因て附會の說を爲す。一切據信するに足ら

我が上古には上帝の觀念なし

れに踰ゆるものあらんや。夫れ父母ありて然る後に子孫あり、子孫の父祖に於ける、在す時は之に事へ、死すれば之を祭る。これ固より自然の道にして、子子孫孫、歴世相承け、千萬年に至ると雖も、其の始祖に本づく所以のものは、自若たるなり。其の遠きを追ひ、本に報ゆるの義、亦千萬年に至ると雖も以て忽せにすべからざるなり。海外諸邦、文物尤も備はるもの、西土(三二)の教、亦一に孝を以て本と爲し、國王より以て庶人に達す。但だ國王は、所謂天を敬ひ上帝に事ふるのみ。神州祭祀の道は遠く神代に起る。而して天といひ上帝といふものは上古聞くことなし。(三三)蓋し亦ゆゑあるなり。

恭しく惟んみるに、天祖は上、體を天日に同じうし、下、靈を寶鏡に留む。然らば則ち赫々たる太陽、巍々たる勢廟は、實に天祖の精靈の在す所にして、歴代の天皇之を尊び、之を奉じ給ふ。而して天を敬ひ、祖に事ふるの義兼ね存せり。固より彼の異邦の

ず」とある。

(三二) 支那の儒教。

(三三) この部の自註に、「中世以降、専ら異邦の制を倣傚す。遂に上帝を祀るの禮あり。古意を失ふに似たり。其の他下文に謂ふ所の此を捨て彼に從ふ者、枚擧に遑あらず。深慨すべし」とある。

主が、皇天上帝を蒼々漠々の中に求むる者の比に非ざるなり。嗚呼、聖子神孫、克く其の明德を紹ぎ、公卿士庶、皆其の鴻恩を體す。維れ孝、維れ敬、以て威靈を推廣せば、豈啻に大八洲の民にして、無疆の化に浴するのみならず、絕海遠洋の外、蠻夷戎狄の鄉も、亦將に我が德輝を慕ひ、我が餘光を仰がざる者無からんとす。豈盛んならずや。

○寶祚は之れ以て窮り無く、

臣、彪、謹んで案ずるに、天祖の統を垂れ給ひ、天孫の基を建て給ふや、事皆神代に屬し、其の在位及び年壽の數、今詳にするを得べからず。〔三四〕其の歲月蓋し悠久なり。正史に年を紀するは、神武天皇辛酉元年より始まれり。辛酉より今に至る二千五百有余歲、神代に通じて之を算すれば、凡そ幾千萬年なるを知らず。歷世の久しき、時に〔三五〕汚隆ありと雖も、而も天皇の尊くして萬世自若

（三四）神武天皇、壽一百二十七歲、而して皇祖火瓊瓊杵尊、壽は五百八十歲。蓋し世愈古ければ、則ち壽愈長きか。然れども其の詳かなることは、今考ふべからず。—（著者自註）

（三五）盛衰。

天皇の尊きこと、永世自若猶太陽の空に懸るが如し

天孫の降臨

「すめら」は統御の意なり

たること、猶太陽の天に懸るが如きなり。草野卑賤の臣、又何ぞ敢てこれを論ぜんや。然れども幸に神明の域に生れ、世、(三六)煦育の恩に浴す、豈其の原本する所を知らざるべけんや。

初め、天孫の下土に降臨し給ふや、天祖賜ふに三種の神器を以てし給ふ。曰く玉、曰く鏡、曰く劍。(三七)勅し給うて曰く、葦原千五百秋の瑞穗國は、これ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく汝皇孫、就てこれを治らせ。寶祚の隆、當に天壤と窮り無かるべしと。この際に方り、高皇産靈尊、毎に天上の議に參し、思兼神其の智を竭し、手力雄神其の勇を効し、天兒屋命太玉命、祭祀の事を掌り、武雷神征討の任(三九)に當り、天忍日神、天津久米命仗を帶して前行す。其の他の群神、各其の職を奉じ、以て天業を贊成す。

古は天皇を稱して「すめらみこと」といへり。「すめら」は統御の意なり。「みこと」は尊稱なり。蓋し猶宇内を統御し給ふ至尊といふが如し。又天業を稱して「あまつひつぎ」といへり。「あまつ

（三六）そだて上げる

（三七）神器の次序、書紀、古事記皆同じ、而して古語拾遺曰く、即ち八咫鏡及草薙劍の二種の神寶を以て、皇孫に授賜し、永く天璽と爲す。矛玉自ら從ふ。又自から天璽の下に註して曰く、謂ふ所の神璽の劍鏡は是なり。神祇令に曰く、凡そ践祚の日、中臣、天神の壽詞を奏し、忌部、神璽の鏡劍を上る。此に據れば則ち鏡劍を以て神璽を爲し、玉は與からざるものの如し。是に於いて說く者、或は神器に就き、其の輕重を論ず。其の言謂れなきにあらず、而して三器の名の由來する所倚し。書紀、古事記共に合すれば、則ち其先後輕重は輒く議すべきと

ひ」は天日なり。「つぎ」は繼嗣なり。蓋し必ず日神の胤にして然る後、(四〇)皇緒を繼ぐべきをいへるなり。爾來天日の嗣、世々神器を奉じ、以て萬姓に君臨し給ふ。群神の胤、亦皆其職を世々にし、以て皇室を翊戴す。(四一)此れ蓋し神州建基の大端なり。嗚呼天祖天孫の統を垂れ、業を創め給ふ所以、巍々として其れ大なるかな。乃ち寶祚の隆、天壤と窮りなきもの、豈偶然ならんや。

○國體之を以て尊嚴に、

臣、彪、謹んで案ずるに、赫々たる大八洲は、磤馭盧島に基ゐし、磤馭盧島は實に天瓊矛に成る。國威の由來する所、遠いかな。(四二)嘉穀豐饒、是に於て千五百秋瑞穗の稱あり。武備充足、是に於て細戈千足の名あり。(四三)浦安の國といひ、玉垣内の國といひ、磯輪上眞の國といふが如きに至つては、未だ始めより土壤靈秀、風氣淳美の故に由らずんばあらず。(四四)

ころに非ざるなり。姑く疑を存し以て後考を俟つ—（著者自註）

（三八）案ずるに、書紀、皇孫の降臨、其の策、皆高皇産靈尊に出で、天祖は與からざる者に似たり、高皇産靈尊は、古事記に所謂別天神の一にして、其の尊嚴、固より衆神の比に非ず。「則ち當時の大義」宜しく必ず奉ずべし。然れども一に皆其の意に出づと云ふは、則ち疑なきあたはず。且つ書紀の一說及び古事記は則ち皇孫の降臨、皆天祖の意に出で、高皇產靈尊は、每に其の議に參するなり。故に今之に從ふ。（自註）

（三九）案ずるに、書紀經津主命ありて、建御雷神に先んじ、征討の詔を受く。近世、古學を講ずる者、以爲らく書紀蓋し建御雷神の事迹を誤傳して、二神となすなりと。姑く疑を存して以て後考を俟つ—（自註）

（四〇）後世、文字あるに及び、天皇を稱するにすめらみことを以

日本の大號の出來

日本の大號は、中世に起る、而も其の由來する所蓋し亦ひさし。何を以て之を知るか。昔、天孫下土に降臨し給ふや、(四五)朝暾夕暉の照曜する所を見て、以て此の地甚だ佳なりと爲し、乃ち始めて皇居を營み給ふ。景行帝の子湯縣に幸し給ふや、以爲らく、この國、直に日の出づる所に向ふ、因て日向と命じ給ふ。(四六)成務帝の國都を定め給ふや、東西を日の縱となし、南北を日の横となし給(四七)ふ。神皇純陽光明の域を愛し給ふこと、旣に已に此の如し。且夫、天日を以て國都を經緯し、我れ其の根本に處す。凡そ四夷百蠻、皆我が末光を仰ぐ。日本の大號實に此に胚胎す。(四八)

日出の鄕

夫れ日出の鄕は、陽氣の發する所、地は靈にして人は傑、食は饒にして兵足る。上の人、生を好み民を愛するを以て德と爲し給ひ、下の人、一意上に奉ずるを以て心と爲す。其の勇武に至りては、皆これを天性に根蔕す。これ國體の尊嚴なる所以なり。

抑、所謂勇武なる者は、たゞ勁悍猛烈、(四九)以て其の威を逞しくす

てす。又寶祚及び騰極を訓ずるにひつぎを以てす。皆其の義を取れるなり。但しあまつひつぎを以て天日嗣と爲すが如き、訓義共に通ず。上世、名義を說くや、其れ苟もせざること此の如し。嗚呼書契以前未だ嘗て道有らずといはんや(自註)

(四一)大切に守護すること。

(四二)細戈千足は、舊說皆戈矛充足の義と爲す。近世古學者流、或は謂ふ、千足は富足の約語、細戈は富足の冠辭にして、武備に闕するあるに非ざるなりと。今、後紀を案ずるに、人名に五百足なる者あり。是に由つて之を考ふるに、千足、五百足は皆古言にして物の充足を謂ふなり。千を以て富の約語を爲すが如きは、五百足は何等の約語たるを知らず、且つ大己貴命を稱して、八千矛神と曰ふは、其の威武に取るに非ずんば、則ち亦兵備

勇武の解釋

日本武尊の功業

るのみに非ず、蓋し亦必ず忠愛の誠に發す。請ふ其の大略を論ぜん。素戔嗚尊、蛇を斬り劍を獲て、以て神劍なりとし、敢て私すべからずとなす。大己貴神、其の平國の矛を獻じて曰く、天孫若しこれを以て國を治むれば、必ず當に平安なるべしと。この時に方りて、素戔嗚尊、罪を天祖に獲、大己貴命、將に國を天孫に避けんとす。而して啻に朝廷を怨まざるのみならず、其の寶器を獻じて以て、上に奉ずる誠を輸す。其の忠愛の厚きこと如何ぞや。若し夫れ五瀬命の薨ずるに臨み、慷慨劍を撫し、逆虜未だ滅びざるを以て憾となし、日本武尊、疾篤きとき懷を雄刀に寓し、情を歌詞に發す。其の感憤悲壯、（五〇）從容嫻雅、又如何ぞや。後世に至るに及びて、士猶廉恥を重んじ、怯懦を卑み、名を汚し先を辱しむるを以て戒となす。忠義孝烈、其の人に乏しからず。丹心血誠、天日に誓ひ金石を貫く、而して其の跡迫らず、流風馨るが如く、餘情掬すべきもの、皆上世遺俗の然らしむる所、之を要するに自ら一

充足に取る、細戈千足の義と相發すべきなり。故に今舊說に從ひてこれを述ぶ。「自註」

（四三）日本に關した各種の名稱に就いては「神皇正統記」卷一にもある。ウラヤスは神武紀にあり、うらゝかに安い意、タマガキウチも神武紀にあり、玉のやうな垣をめぐらせた内部の意、シワカミホツマも同所にあつて、四方を山で續らした上にある國の意で、元は皆大和をいつたもの。

（四四）案ずるに、瑞穗國は、中國の總稱にして、其の他、或は今の大和を指す。後世遂に之を總稱に通用す。猶ほ日本を訓じてやまと、となすがごとし。皇都の稱、國號と相通ず。理固より然るなり。「自註」

（四五）始終、日當のよい場所、此地は朝日の直刺す國、夕日の日照る國なり。かれ此地ぞ甚と吉き地と詔りたまひて、底津石根に宮

種（五一）藹然の氣象、海外異邦の企て及ぶ所に非ざるものあり。蓋し國體は、獨り尊嚴なるを得ず。必ず天地正大の氣に資するところあり。天地の氣は、獨り正大なるを得ず、亦必ず仁厚義勇の風に參するところあり。然らば則ち風俗の（五二）淳漓、國體の（五三）汚隆は皆これに繫がる。在上の君子、豈心を留めざるべけんや。

盟神探湯により嫌疑を決す

○蒼生之を以て安寧に、

臣、彪、謹んで案ずるに、民の道たるや、憂、饑寒より切なるはなし。天祖始めて、種穀養蠶の道を開き給ふや、民こゝに於て衣食あり。患、疾病災害より甚だしきはなし。大己貴命、少彥名命、始めて療病厭災の方を定め給ふや、民こゝに於てか全く活く。居は宮室より安きはなく、哀は死喪より慘なるはなし。素戔嗚尊、五十猛命、山林を殖し、材木を足し給ふや、民こゝに於てか其の生を養うて、其の終を愼む。太古あつて其の吉凶を卜し、（五四）盟神探

柱太しり云々」一、記、上卷）

（四六）「十七年春三月戊戌朔己酉、子湯縣に幸して丹裳小野に遊びたまふ。時に東のかたを望そなはして、左右に謂ひて白く、是の國は直に日の出づる方に向けり。故れ其の國を號けて日向と日ふ。」（紀、卷七）

（四七）これも紀の卷七、成務天皇の條にある。

（四八）「案ずるに本は末に對するの稱、當時夷蠻朝貢する者猶は少なし。故に未だ國號を建てず。三韓を撫し、西土に通ずるに及び、或は東天皇と稱し、或は日の出る處の天皇と稱す。遂に日本の號を建て、以て内外本末の分を辨ず、亦唯だ往時に胚胎する者を擧げ、之を發するのみ。」（自註）

（四九）思慮を缺いた雄々しさ。

（五〇）落ちついて、ゆつたりとした形容。

（五一）盛んな勢を内にかくこと、外見は非

湯（とう）あつて、其の嫌疑（けんぎ）を決し、（五五）禊祓（みそぎはらひ）あつて、其の不祥を除（のぞ）き、歌詠あつて、其の情思を達す。若し其の氏族を統（す）ぶるには、（五六）伴造（とものみやつこ）あり、其の治敎に任ずるには、（五七）國造（くにのみやつこ）、（五八）縣主（あがたぬし）、（五九）稻置（いなぎ）の屬あり。兵器を神祠に藏するは、不虞（ふぐ）に備へ非常を戒むる所以なり。（六〇）其の他の神祇（しんぎ）に禮し、疾疫（しつえき）を禳（はら）ひ、池溝（ちこう）を開き、堤防を築く類、一として民を恤（あはれ）み生を厚うするの誠に出でざる者なし。これ神皇政を發し、仁を施し給ふ大略なり。これを以て天下の人安く、四海虞（うれへ）なく、年穀豐饒、家々給し人々足る。所謂（六一）蒼生之を以て安寧なる者、豈信（まこと）に然らざらんや。

上古、人民を指して「おほみたから」といへり。「おほ」は大なり。「み」は御なり。「たから」は寶なり。其の生靈を重んずる所以至れりといふべし。夫れ農は天下の本なり。本固ければ即ち邦安し。國家の寶、孰れかこれより大ならん。然らば天下の人牧、其の民を安んぜんと欲せば、苟も其の大寶（だいほう）たる所以の意を失ふ無け

常に和かなこと。

（五二）おついとうす、い。

（五三）禍害。

（五四）罪の有無を決定する[illegible]として、湯を[illegible]に、入れた釜中に手を入れ、無罪者は手が何ともないとした古代の一種の裁判法。

（五五）あらゆる意味の穢れを身から除く方法。

（五六）上古技藝を以て[illegible]仕する民を率ゐる長の[illegible]名。

（五七）上古、國々を統治した世襲の地方官で、大化改新以後は一時廢された。

（五八）上古、各縣を治した地方官で、世襲のもの

（五九）上古の區長、今日の收稅官。

（六〇）崇神帝二十七年、弓矢刀を諸社に納む。[illegible]九年、[illegible]一千口を作りて、石上神宮に藏す。[illegible]史、其の[illegible]を詳かにせず。神武帝の[illegible]中、山城[illegible]に遷都す。既にして朝議以爲へらく石上は都を去

日本の化に浴した外夷の始め

れば、蓋し神皇の道に違はざるに庶からんか。

○蠻夷戎狄之を以て率服す。

臣、彪、謹んで案ずるに、素戔鳴尊の罪を天祖に獲給ふや、其の子、五十猛命と共に、海外に降臨し給ひ、少彦名命、亦、常世國に適かせ給ふ（六二）。鴻荒の時なれども、明神の威靈、蓋し既に異邦に被る。然れども載籍簡古、其の詳なること、得て言ふべからざるなり。

崇神帝、神祇を崇重し、天業を經綸し給ふや、任那國、蘇那曷叱知を遣して朝貢せしむ。外夷の化に向ふもの、史に見はれたるものの始めとなす。

垂仁、景行二帝相踵いで不服を撻伐して、其の威武を奮ひ給（六三）ふ。仲哀帝熊襲を親征し、中道にして崩じ給ひ、神功皇后、神祇の教に因り、帝の遺意を奉じ、意を決して遠征し給ふ。神兵の向

ること差遠、非常を愼む可しと。乃ち石上社の器仗を葛野に遷す。是に由つて之を觀れば、崇神帝の兵器を神祠に藏する、其の不虞に備ふるや明けし。因て竊に案ずるに、兵器、民間に散在せば、適ま以て[illegible]を[illegible]するに足る。是の故に事無ければ則ち[illegible]に護す。事有るに及び、其の兵器を奉る。以て敵に臨めば、則ち神靈の寓する所、以て大に我が[illegible]威を張るべし。其の謀慮たる所以、深遠と謂ふべし。日本武尊の東夷を征するや、伊勢神宮を拜し、其の神劍を奉じて出づ。蓋し亦此の意か。然れども史に明文なければ、敢て鄙見を書して、以て考に備ふ。（自註）

（六一）一[illegible]人民、

（六二）「近時古學者流[illegible]を爲して曰く、外國[illegible]、蓋し皆少彦名の[illegible]する所と。又其の說を廣ぐる者あり。曰く、西土草昧の世、大乙少昊あり。大乙は即ち大己貴命、而

ふ所、虜酋(六四)懾伏し、(六五)三韓藩を稱して朝貢す。この際に當り、國威赫々、日一日に隆なり。新羅國王の子の如き、秦王嬴政の裔の如き、萬里海を航し、風を望みて歸化し、東夷西戎、奔走して役を執り、金銀綾羅、朝貢絶えず。諸蕃を視ること、猶外府の如し。豈盛(六六)んならずや。

蓋し蒼生安寧、これを以て、寶祚無窮なり。寶祚無窮、これを以て、國體尊嚴なり。國體尊嚴、これを以て、蠻夷(六七)戎狄、率服す。四つのもの循環して一の如く、各相まつて美を濟す。其の然る所以のもの、未だ始めより斯の道の致す所にあらずんばあらず、其の道たるや、光明正大なり。嘗て竊に神皇(六八)經綸の迹を仰ぎ、後世名づけて之を述ぶるを見るに、其の要三つあり。曰く敬神、曰く愛民、曰く尚武と。古史簡なりと雖も、而も其の大體は彰明較著(六九)、誣ふべからざるなり。夫れ赫々の威は、天日より盛なるはなく、煦育の恩は太陽より大なるはなし。恩は仁の施なり。威は義

して少昊は即ち少彦名命なりと。其の意蓋し皆皇朝を尊大にせんと欲して、自から其の言の怪誕に渉るを知らざるなり。好古の士篤みざるべけんや。」（自註）

（六三）この神の教は紀の巻八、仲哀天皇の條に見える。

（六四）畏れ服すること。

（六五）馬韓、辰韓、弁韓で、現在の朝鮮、

（六六）「記文、上古神聖極を立て統を垂れ、蠻夷戎狄之を以て率服するに至る、皆未だ儒教あらざるの時を言ふ。臣も亦應神帝以上に就いて其の大略を述べ、敢て中世に泛及せず。」（自註）

（六七）四方の未開人

（六八）政治上の御事蹟。

（六九）他物に比較出來ない程明らか。

文字の始めは應神天皇の時なり

の發なり。天皇既に天日の嗣を受け、蒼生を撫育し給ふに、太陽の出づる所に據り、萬方に君臨し、恩威兼ね施し、仁厚勇武、並び行うて相悖らざるものは、蓋し神皇立極の大體にして、神州の宇內に冠絕（七〇）する所以のもの、之れ亦此に在るか。

○而して聖子神孫、尙ほ肯て自ら足れりとせず。人に取りて以て善を爲すを樂む。

臣、彪、謹んで案ずるに、神代はひさしいかな。神武帝以還十有四世、九百有餘年の間は、未だ書契あらず。その之あるは實に、應神帝に始まれりと云ふ。帝の時、三韓、藩を稱して朝貢す。阿直岐の百濟より來るや、菟道皇子之を師として、經典を習ひ給ふ。帝特に使を遣はして、賢人を百濟に徵し給ふ。こゝに於て王仁及び辰孫王、使に隨うて入朝す。帝之を嘉みし以て皇子の師となし給ふ。

（七〇）最もすぐれたこと

是より先、百濟縫衣女を貢す。王仁等の來る時、又冶工卓素、呉服西素、醸酒仁番等を貢す。この時に方り、天下人安く、四海晏靜にして、一物も其所を得ざる者あることなし。常情よりして之を見れば、尚何ぞ外に求むることを之なさん。獨り聖主の心は然らず。衣食既に饒に甲兵(七一)既に足る。更に織縫醸冶の工を海外に召し、(七二)厚生利用の政、こゝに於てか、益々廣し。風俗既に美に、綱紀既に張る。更に文獻を異域に求め、正德の教、こゝに於てか大いに備はる。苟も光明正大、宇内を見て、一家と爲し給ふに非ざれば、それ孰れか能く此の如くならん。其の後列聖相承け、儒教を崇尚し、以て斯の道を培養し給ふも、蓋し皆帝の美意に本づけるなり。(七三)昔孟軻、虞舜の德を述べて曰く、人に取り以て善をなすを樂むと、(七四)耕稼陶漁より以て帝となるに至る、人に取る者にあらざる無からんや。嗚呼神州は西土と海を隔て域を殊にす。帝の時は虞舜と世を隔て代を異にす。而も其の人に取り善をなすい

(七一) 武器と兵士。

(七二) 生活を便利にする意。

(七三) 孟子曰はく、子路は人之に告ぐるに過有るを以てすれば則ち喜ぶ。禹は善言を聞けば則ち拜す。大舜は焉より大なること有り。善、人と同じくし、己を舍てて人に從ひ、人に取りて以て善を爲

應神帝の廟祀は、往々海內に遍し

美、(七五)符節を合すが如し。抑亦所謂先聖後聖其の揆を一にすといふものは、此の如きをいふか。帝の廟祀(七六)は、往々海內に遍し、世徒に其の民德を稱贊して、其の大に文教に功あるを知らず。これを以て、弓馬の士、皆崇敬を致す。(七七)縉紳の家、或は欽仰を闕く。豈可ならんや。

○乃ち西土唐虞三代の治教の若きは、資りて以て皇猷(七八)を贊く。

臣、彪、謹んで案ずるに、克く(七九)俊德を明かにして、九族(八〇)を親み、百姓を平章し、萬邦を協和し、(八一)黎民於變り時雍ぐ者は、唐の治教なり。(八二)四目を明かにし、四聰を達し、(八三)五教を敷き、五刑(八四)を明かにし、二十有二人、惟れ時天功を亮け、(八五)無爲にして南面する者は、虞の治教なり。人を知り民を安んじ。哲にして惠、宮室を卑うし飲食を薄うし、力を溝洫に竭し、孝を鬼神に致す者は、夏の禪を受くる所以なり。德を明かにして祀を恤み、賢を立つる方なく、帝

すことを樂む。耕稼陶漁より、以て帝たるに至るまで、人に取るに非ざる者なし。諸れを人に取りて以て善を爲すは、是れ人と善を爲す者なり。故に君子は人と善を爲すより大なるは莫し(巻二、公孫丑章句上)

(七四)子路や禹以上の人と孟子がほめた舜のこと。舜は微賤の時に、歴山に耕し、黃河の邊で陶器を作り、雷澤で漁したことが「史記」に見えてゐる。

(七五)完全に一致する。

(七六)御陵及び應神帝を祭つた社。

(七七)地位、身分ある文官。

(七八)皇室の御目的 猷は計畫の事。

(七九)理想的な德行

(八〇)高祖・曾祖・祖父・父・自分・子・孫・曾孫・玄孫の稱。この部分は「書經」の堯典にある。また一說に父族三、母族三、妻族三を指すといふ。

(八一)黎民云々はすべての人々が皆堯の德

三代の治教

人が萬物の靈長たる所以

の心蔽はれず、簡ぶこと帝の心に在り、萬方罪あらば予一人に在りといふ者は、殷の興る所以なり。民を見ること傷めるが如く、邇きを泄らさず、遠きを忘れず、官を設け禮を制し、天地に法り、四時に象どり、（八六）郁々乎として文なる者は、周の盛んなる所以なり。合して之をいへば三代の治教なり。唐より周に至る、姓を易ふる、既に五、その後、興廢一ならず、國號變に隨ふ。故に槩して之を西土といふ。蓋し大化の詔文に循ふなり。

夫れ天地に生あるもの、人を貴となす。人の生たる食を待つて飽き、衣を待つて暖く、宮室を待つて安處す。殆んど鳥獸魚蟲の、其の生を飛游奔走の間に遂ぐるに如かざるが如し。然れども飛ぶ者之を（八七）矰し、游ぐ者は之を（八八）綸し、走る者之を網し、其の羽毛齒角鱗介を收めて之を用ふるものは、人の靈たる所以なり。神州の尊きこと、萬國に冠絶せるはもとよりなり。然れども（八九）質余ありて文或は足らず。質既に完うして名或は闕くるあり。西土の邦は、智巧

化を蒙り、惡を去つて善に移ること。唐は堯のこと。
（八二）自己の周圍を廣く見聞し、何れの方面にも遺漏なくすること。「四目を明かにし、四聰を達す云々」とは「書經」の舜典にある。茲では舜の善政を讃美するのである。
（八三）五常の意。
（八四）墨・劓・剕・宮・大辟の五刑。舜時代の刑罰で、入墨、鼻を切る、足をきる、去勢する、死刑に處する等。
（八五）無爲は天子が申し分なく世を治めたときの有樣、茲は舜のこと。
（八六）文物の盛んな形容、以上、述べ來れるは禹、湯及び周の文王、武王、周公らの善政である。
（八七）弓で射る。矰とは矢に生絲をつけてある一種の獵具。
（八八）網で魚を獲る

彼の餘れるを資りて我が足らざるを補ふ

日本に用ふべからざるは禪讓放伐なり

夙に開け、制度典章、(九〇)煥乎として觀るべし。彼の餘れるを資りて、我が足らざるを補ふは、亦天地の常理にして、聖者の用心ここに存す。後世に至るに及びて聞見日に廣く、人漸く本を忘る。啻に西土の文に溺るゝのみならず、或は南蠻北狄の教を信じ、華を以て夷に變ず。噫、これ何ぞ人にして羽毛鱗介を羨むに異らんや。こゝに於て古を慕ふの士、(九一)慨然として、(九二)胡教の神州に入るは、儒者之を啓くなりとなし、(九三)周孔を斥け、併せて孝弟仁義の名を賤せんと欲す。噫、これ亦猶衣食宮室を廢し、(九四)何ぞ裸裎野處の簡易に從はざるかといふが如し。抑亦惑へり。然らば唐虞三代の道、悉く神州に用ふべきか。曰く否、治教の資るべきもの既に前に陳べたり、而して決して用ふべからざる者二つあり。曰く(九五)禪讓、曰く(九六)放伐、虞夏の禪讓と殷周の放伐とこれなり、秦漢以降、孤兒寡婦を欺いて、其の位を簒ふ者、必ず口を舜禹に藉り、宗國を滅ぼし、舊主を弑して、天下を奪ふ者必ず名を湯武に託す。歷代の

こと。

(八九)質は本質、內容。文は表面からそれを飾る有形無形のもの。名は一定の語でそれを表現し他物と區別するもの。

(九〇)明らかな形容。

(九一)悲しみ、いきどほる形容。

(九二)異國の教。

(九三)周公と孔子と

(九四)身に一物もつけないで野宿する。

(九五)無德の我が子の代りに、有望の臣に國を讓ること。支那上代に、この例があり、支那では理想的だとされてゐる。

禪讓の説を唱ふるものあらば、鼓を鳴して之を攻めて可なり

史、既に二十を過ぐ、啻に上下位を易ふるのみならず、或は內外の分を併せて之を失ふ。所謂拓拔・耶律・完顏・奇渥溫・愛親覺羅なる者、何等の種類ぞ。何等の功德ぞ。而も九州の臣民、其の角を崩すが如く、又從うて其の美を贊揚し、動もすれば唐虞に比す。亦憫笑すべからずや。赫々たる神州は、天祖の天孫に命じ給ひてより、皇統一系、之を無窮に傳ふ。天位の尊きこと、猶日月の踰ゆべからざるが如く、萬世の下、德は舜禹に匹し、智は湯武に侔うする者ありと雖も、亦唯一意上を奉じ、天功を亮くる有るのみ。萬一禪讓の說を唱ふるものあらば、凡、大八洲の臣民、鼓を鳴らして之を攻めて可なり。況んや口を藉り名を託するの徒、豈種を神州に遺さしむ可けんや。又況んや腥羶(九七)犬羊の類をして豈(九八)涎を邊海に垂れしむ可けんや。故に曰く、資りて以て皇猷を贊すと。若し彼の長ずる所を資り、併せて其の短なる所に及べば、遂に我が萬國に冠絕する所以のものを失はん。安んぞ其の贅疣を爲す

（九六）臣下の身が、不德の君を誅して、天下を奪ふこと、周の武王が殷の紂王を亡した例は名高い。

（九七）なまぐさい畜生の意で、西洋人を罵つた言葉。

（九八）我が邊海を手に入れやうと苦心する。

にあらんや。

○是に於て斯の道愈〻大に愈〻明かに、復た何くはふる無し。

臣、彪、謹んで案ずるに、斯の道とは、即ち天地の大經にして、神皇の遵行する所なり。聖子神孫既に其の大經に法りて、(九九)億兆に君臨し、更に西土の治教を資りて綱常を扶け、以て(一〇〇)彝倫を叙し給ふ、之を草木に譬ふるに、既に(一〇一)萌蘖暢茂の性あり。培養方あらば根柢益々固く、枝幹益々長からん。之を劍鏡に譬ふるに、固より剛鋭澄明の質あり、(一〇二)磨礪、懈らざれば、(一〇三)鋒鋩益々利く、光輝愈々新ならん。然れどもこれは特に其の理をいふのみ。臣、請ふ其の實を論ぜん。

王仁來朝して論語を獻ず。

(一〇四)王仁の來るや、始めて論語を獻ず。幾もなくして高麗來貢す。表文無禮なりしかば、菟道皇子其の使を詰り、其の表文を壞り給ふ。應神帝菟道皇子を愛し、立てゝ太子となし給ふ。時に仁德帝

(九九) 天下の萬民。

(一〇〇) 人倫、人として守らなければならない道。

(一〇一) 芽が出て、双葉となつた頃。

(一〇二) みがく。磨は劍に 礪は鏡にかける。

(一〇三) 劍の先と刄。

(一〇四) この節は紀の應神帝紀參照。

賢にして長、應神帝崩じ給ふや、太子位を避け相讓ること三年、遂に躬を殞して其の志を成し給ふ。其の謙譲中行を過ぐ、然れども其の美沒すべからざるなり。仁德帝躬ら儉素にして民を恤み給ふ。海內の庶民皆殷富となる、稱して聖帝となす。太子の聰明謙讓と帝の慈仁恭儉とは、皆天性に出で給ふと雖も、學問の力に藉るに非らざれば、其の効焉んぞ能く此に至らん。(一〇五)魯論の敎、こに於てか見るべきかな。その後、五經博士より醫卜曆日の學者に至るまで、往來織るが如く、邦家、日に文明に赴く。而るに、大臣、蘇我入鹿、權柄を擅にし、罪惡貫盈す。(一〇六)時に中大兄皇子、中臣鎌足と周孔の道を、南淵氏に學び給ふ。(一〇七)明良遭遇、(一〇八)魚水啻ならず、同心戮力、果決雄斷、(一〇九)兇賊を瞬息に殪し、(一一〇)宗社を磐石の安きに措く。帝の英武、鎌子の偉略を以て、遽に天位に昇り給ひ、直ちに大臣に列す。帝能く久しく(一一一)儲位を守りて、大政を補佐し給ふ。鎌子亦內臣となり、左右大臣の下に屈す。大化中興、宇內一

(一〇五)儒教。こゝでは論語を意味する。
(一〇六)罪がみちわたる。
(一〇七)明君とそれを援助する良相とが一致協力して目的に進む。
(一〇八)非常に親しく、離れがたない比喩。
(一〇九)[illegible]。
(一一〇)國家。
(一一一)皇太子の地位。

大化元年の詔

大化中興の第一義

新、この時に當り、東宮と內臣と其の(一一二)薫陶啓沃、奬順匡救如何ぞや。これ其の神聖英武、志義謀略は、亦皆天資に根ざすと雖も、而も切磋磨礪の功を資るに非ざれば、其の効又焉んぞ能く此に至らん。周孔の道こゝに於てか大に覩るべし。抑其の周孔に資る者、固より斯の道を培養するに在り。此れを捨て彼れに從ふに在らざるなり。何を以て之を知る。大化元年の詔に曰く、當に上古聖王の迹に遵ひて天下を治むべしと。右大臣の奏に曰く、先づ神祇を祭りて後に政事を議すと。夫れ皇朝治教の隆なる、大化に過ぐるなし。而して古道に遵ひ、祭祀を先にする者、實に大化中興の第一義とす。乃ち大寶令、延喜式の如きは、神祇を卷首に掲げ、(一一三)浮圖を(一一四)玄蕃に隷す。其の國體を重んじ、名分を明かにする所以の者、豈詳にして且備らざらんや。所謂斯の道、愈〻大にして愈〻明かに、而して又これに加ふる無き者、信にゆゑあるなり。

(一一二) 薫陶啓沃は相互に杖となり、柱となつて助け合ふ。

(一一三) 佛教僧。

(一一四) 治部省の一部である玄蕃寮。

物は先づ腐りて然る後蟲生ず

○中世以降、異端邪說、民を誣ひ世を惑はす。

臣、彪、謹んで案ずるに、異端邪說の民を誣ひ世を惑はすもの、其の流一にあらず。而して西戎浮圖の教尤も甚だしとなす。(一一五)

夫れ物は、先づ腐りて、然る後蟲生ず。道先づ廢れて、然る後異端入る。西土三代の治衰へて、老・莊・楊・墨の說起り、壞亂の極(一一六)嬴政なる者帝を稱し、書を燒き儒を坑にす。儒教の厄已に甚だし。劉邦(一一七)布衣(一一八)より起り、九州を一定するや、其の治、甚だ純ならずと雖も、而も寬厚にして人を愛し、子孫相承く、亦頗る儒術を崇む。この時に當り、休屠の金人、猶未だ其の技倆を逞しくすることを得ず。王莽簒立(一一九)して、漢祚幾んど絕ゆるとき、劉秀崛起して、舊業を恢復す、功亦偉なり。然れども深く讖緯(一二〇)を崇信す。當時の學者、皆其の意を迎合せざれば、往々擯斥せらる。儒も亦窮したりといふべし。其の子莊に至つて、遂に始めて佛を天竺に迎ふ。

夫れ華夷內外(一二一)は、天下の大閑(一二二)、詩書載する所、周孔言ふ所、丁

（一一五）「西北洋夷の教、其の害又佛より深し。而も祖宗明斷、一切剿除す。故に復た論ぜず」（自註）自註の洋夷の教とはキリスト教。

（一一六）秦の始皇帝のこと。

（一一七）漢の高祖のこと。

（一一八）地位、身分共にない賤しい身。

（一一九）天下を奪ふ。

（一二〇）讖は未來紀、未來について豫言、緯は經、王莽の時に始つたと云はれる。迷信的な未來豫言の學問。

（一二一）支那人が自

華夷內外の論

朱子の佛教批評

寧反覆、一にして足らず。今、莊、身漢家の正統を承け、却つて胡鬼を異域に迎ふ。而も群臣唯々諾々、一言半辭も其の非を匡救(一二三)するを聞かず。蓋し、其の儒といひ學といふ者、徒に章句訓詁(一二四)をこれ守り、周孔の本意を闡明(一二五)する能はず、讖緯符命(一二六)の說、亦以て其の心術を蠱し、識見を蔽ふものあるが故なり。然れども漢魏の間、佛法猶未だ世に遍からず。東晉の末清談(一二七)、熾んに行はれ、佛法亦漸く蔓延せり。宋・齊・梁・陳・元・魏の間、佛を奉じ僧に供し、唯時に後れんことを恐る。隋氏南北を一并(一二八)して民間の佛書五經よりも多きこと數十百倍、其の盛んなること推して知るべきなり。當時、九州隳亂し、政教頹弛す。其の儒を稱するもの、皆虛無を以て宗となし、雕琢(一二九)を以て文となす。其の宗を舉げて、之を寂滅の敎に合し、其の文を騁せて、夸誕(一三〇)の說を潤飾す。故に朱熹は云ふ、晉宋の間は、釋氏の文字なり。亦只老莊の說を以て鋪張するのみと。蘇軾は謂ふ、佛經の譯は、必ず儒の能く言ふ者に

國を華と稱し、他國を外國といふこと。その儘自國尊重としてその意を持つ。

（一二二）大法と同じ。

（一二三）救ふ。即ち佛教に因はれる弊害を救ひただす意。

（一二四）字句の解釋に因はれる。

（一二五）明かにする。

（一二六）天が祥瑞を降して人君に與へ、天命を受けた證據とする說を「讖」、これを支那漢代で妄は受命の符と云つた。

（一二七）支那に於いて魏、晉の人々が、實事を避けて、老、莊などを談じたもの。竹林七賢の徒などがそれである。

（一二八）統一。

（一二九）詩文の末技などに耽ること。

（一三〇）無根據の說

託し、然る後遠きに傳ふと。然らば則ち、佛教の大に行はるゝ所以の者、文人學士、與りて大に力あり、其の罪、誅を免れず。神州の佛ある、欽明、敏達の朝に始まり、用明、推古の間に(一三一)瀰漫す。蓋し神皇の道、正大簡易、仲哀以上は(一三二)率由愆らず。應神以降に始めて儒教に資る。而も當時の群臣、未だ叡旨を推弘し、以て斯の道を培養する能はず、又不幸にして國家多故、雄略、武烈の間、皇統殆んど危く、民、生に安んぜず、列聖、敬神愛民の道、爰に至つて大に荒む。幾もなくして、蘇我稻目大臣に任ぜらる、實に始めて淨圖の端を啓けるなり。然れども神皇の德澤、人に入るの深き、物部尾輿の如き、中臣鎌子の如き(一三三)侃々正議して餘力を遺さず。當時天皇も亦能く英斷、屢々佛を水火に投じ給ふ。固より彼の東漢君臣の無識なるの比にあらざるなり。獨り如何せん、蘇我の禍心を包藏する、一朝一夕の故にあらず。且祖先の勳を挾み、外戚の親に據り、大臣の權を握り、而して又上宮一意に佛を奉じ、

(一三一) 社會の多方面に擴がる。

(一三二) したがひよるの意。

(一三三) 剛直な形容

聖武帝佛教を崇信せらる

これが內應をなし給ふあり。奸謀(一三四)の稔熟、邪教の瀰漫する怪むに足らざるなり。用明帝佛に歸し給ひ(一三五)、崇峻帝弑に崩じ給ひ(一三六)、推古帝、寺觀を創立して、大に其の法を弘め給ふ。中宗(一三七)の英明大織冠(一三八)の智略を以てするも、其の禍を洞察し(一三九)、其の根本を絕つ能はず。聖武帝に至つては、自ら三寶の奴と稱し給ひ、孝謙帝は妖僧(一四〇)を爵するに法王を以てし給ふ。橫流極まれり。所謂道先づ廢れて、然る後異端入る者、神州西土、彼此一轍、世を惑はし、民を誣ひ、永く道の大蠹(一四一)をなす。亦深く慨す可からずや。

抑浮圖の害、古人之を論ずる事詳かなり。其の怪妄虛誕、固より道ふに足らず、而も其の熾んなる彼れが如きは、其の故何ぞや。曰く、愚冥の民、信じて之を奉じ、智巧の士、利して之を使ひ、純明剛毅の人、惡んで之を排し、姦詐狡黠(一四二)の賊、資して之を用ふ、之を排する者未だ必ずしも其の道を得ず。之を用ふるもの或は能く其の私をなす、佛法の熾んなる、もと是れ之に出る。何をか信

(一三四)申し分なく成長する。
(一三五)「至尊の歸佛は、帝を始と爲す。」(著者自註)
(一三六)「人臣の弑逆は、蘇我馬子一人のみ」(自註)
(一三七)天智天皇。
(一三八)藤原鎌足。
(一三九)底まで看破る。
(一四〇)道鏡のこと。
(一四一)大害。
(一四二)惡才に長けた人物。

人々が佛を信ずる理由

じて之を奉ずといふか。富貴なる者は死後の貧賤を恐れ、患難者は身後の安樂を倖ひ、其の善をなす者は彼岸に到らんと欲し、惡をなす者は呵責を免れんことを祈る。是れ亦信じて之を奉ずるにあらずや。何をか利して之を使ふといふか。衆皆佛を信ず、我れ獨り之に違ふは不智なり。且其の說妄と雖も、以て愚俗を勸懲す(一四三)るに足る。苟も我が治を補ふあらば、何ぞ夷狄(一四四)の法を嫌はんと。是れ亦利して之を使ふにあらずや。異端の民に害あるは、猶疾病の人に於けるが如し。善く疾病を治むる者は先づ其の元氣を養ひ、善く異端を排する者は先づ其の大道を修む。若し徒に攻擊し驅除し、快を一時に取れば、禍變の激する所、將に救ふべからざるものあらんとす。是れ亦之を排する者、未だ必ずしも其の道を得ざるにあらずや。愚俗の佛を信ずるは皆其の慾に狥ふなり。今我れ佛を奉じて之を率ゐる時は、衆の我を尊ぶこと、猶佛を尊ぶが如くならん。然る後彼は寧ろ其の君父に背くとも、佛と我とに

(一四三) 勸善懲惡の略。
(一四四) 未開人。

○佛教を妄信するもの

は背かず、我れの大慾ここに於てか逞しうすべきなり。是れ亦之を用ふる者、或は其の私をなすにあらずや。嗚呼、天下の廣き愚冥の民、十の七八に居る、智巧の士又其の一二に居る。其の佛を奉ずる者、滔々として日に滋し。純明剛毅の人に至りては、僅に十一を百に存す。而して又或は禍敗を免かれず。其の大道を明かにし、元氣を養ひ、斯の民を仁壽の域に進むる所以のもの、寥々として甚だ少し。萬一姦詐狡黠の賊、胡教に賚りて以て民心を結び、滔々として日に滋き衆を鼓して、寥々甚だ少き人を殲し、以て大慾を逞しくせんとすれば、茫々たる宇宙、其の西戎たらざるもの幾何ぞ。當路の人深く謀り遠く慮りて、異日不虞の變に應ずる所以を思はざる可けんや。

○俗儒曲學、此を舍て彼れに從ふ。

臣、彪、謹んで案ずるに、神聖の基を建つるや、仁厚威武、固

儒教は斯の道を培ふ所以なり

より既に宇宙に冠絶す。其の文物の盛んなるが如きは、頗る李唐に倣傚す。こゝに於て遣唐留學、史に筆を絶たず、博物詞藻、世、其の人に乏しからず。然れども利のある所、弊亦之に隨ふ。俗儒(一四五)曲學、其の好む所に阿り、此れを捨てゝ彼れに從ひ、先聖人に取つて善をなすの美意荒む。世の古を講ずる者、(一四六)博物に於ては必ず吉備眞備を稱し、(一四七)詞藻に於ては必ず安倍仲麻呂を稱す。臣を以て之を觀るに、俗儒曲學此れを捨てゝ彼れに從ふ者、未だ必ずしも二人の者が倡をなさずんばあらず。其の才學多しと雖も亦何をかなさん。夫れ儒教は斯の道を培ふ所以なり。苟も其の書を讀む者は、誠に宜しく周孔の本意を體し、明倫正明の大義を資り、以て神皇の道を(一四八)光隆すべし。二人の者は則ち然らず。僧玄昉(一四九)宮闈を瀆すに當りて、眞備、職中宮に任ず。隱默して言はず。釋道鏡、法王を稱するに當りて、眞備、身臺輔に列し、又帝師と號す。啻に手を袖にして觀望せるのみならず、百僚を率ゐて其の前に拜賀

(一四五)似而非學問のこと。
(一四六)博學。
(一四七)文才。
(一四八)光りを増す。
(一四九)宮廷。

妖僧が神器を覬覦するは天地の大變なり

世の道をいふもの佛に佞せざれば儒に媚ぶ

す。仲麻呂の如きは、君親を棄て、彝倫を廢し(一五〇)北面して臣を李唐に稱す。嗚呼、妖僧神器を覬覦(一五一)するは、天地の大變なり。眞備之に處して怪まず。節を異域に失するは、臣子の至辱なり。仲麻呂之をなして恥ぢず。其の徳を失ひ、行を玷つこと、不學無術ものに在りても、猶名教と容れざるべし。況んや二人の碩學宏才(一五二)に於てをや。抑不學無術を以て、之をなさば、罪其の身に止まる。二人の學と才とを以て之をなさば、人將に相いはんとす。大臣猶禪師を尊敬し、晁卿(一五三)尚西土に臣とし事ふ。吾が輩何人ぞ。豈王法の意に忤ふべけんや。豈大唐の化を慕はざるべけんやと。これ其の惡を衆に播き、害を後に貽す所以のもの、二人は其の責を辭する事を得ざるべし。後世に至るに及びて虛文浮華(一五四)、日一日に盛んなり。神聖の流風遺俗、蕩として殆ど盡く。世の道をいふもの、佛に佞せざれば、儒に阿る。佛者は曰く、梵經は內典たり。儒書は外典たり、某佛は某神の本地、某神は某佛の垂跡(一五五)なりと、而し

(一五〇)天子が南面するに對して、臣下は北面するから、臣下の意となる。

(一五一)三種の神器に對して野心を起す。即ち天位を窺ふこと。

(一五二)碩學は深く學問を硏究した人 宏才は廣く才能の働く人物。

(一五三)天子の御傍に奉任する朝臣。

(一五四)外見だけに見得を張ること。

(一五五)天竺の佛が

て學者啻に其の妄を辨せざるのみならず、或は其の說を奉じ、本末を顛倒し、內外を混淆し、神聖なる舊典を浮圖の狂瀾に淪ましめんとす。其の學、(一五六)九經を究め、百家に通ずと雖も、皆眞備の流亞なり。儒は曰く、漢土を中國となし、其外を四夷となす。禮樂刑政は皆中國の設くる所、三綱五常は四夷の有する所にあらずと。而して學者耳目習熟、其の非を悟らず、甚だしきは夷を以て自ら處し、儒敎と斯道とをして背馳せしむ。其の文、(一五七)韓柳を凌ぎ、(一五八)李杜に駕すると雖も、皆仲麻呂の流亞なり。然りと雖も、二人亦神明の域に生れ、聖賢の書を讀めり。たとひ其の身、名節を全うする能はざるも、豈後世に倡をなすに意あらんや。蓋し其の心を用ふる處を察するに、一は之を失はん事を恐れ、一は榮利を貪りて、其の弊の此に至るを知らず。亦惜む可からずや。孔子曰く、(一五九)苟も之を失はん事を患ふ、至らざる處なしと。孟軻曰く、(一六〇)苟も利を先にして義を後にす、奪はざれば饜かずと。世の此れを捨てゝ彼れ

衆生濟度のためにかりの姿を或る方面に現はしたもの。

(一五六)二說ある。その一は周禮・儀禮・禮記・左傳・公羊傳・穀梁傳・易經・書經・詩經の九で、他は易・詩・書・禮記・春秋・孝經・論語・孟子・周禮の九である。但しこゝではそれ程嚴密な意味ではなく、多數の文獻と解すればいゝ。

(一五七)韓愈と柳宗元、共に有名な文章家。

(一五八)李白と杜甫、共に有名な詩人。

(一五九)「子曰はく、鄙夫は與に君に事ふ可けんや。其の未だ之を得ざるや、之を得んことを患ふ。既に之を得れば、之を失はんことを患ふ。苟も之を失は

に從ふ者、其れ亦以て鑒みるべし。

○皇化陵夷し。

臣、彪、謹んで案ずるに、大一統の業橿原に成りて、(一六一)磯城島に弘まり、(一六二)輕島に隆なり。かの典章制度の如きは、(一六三)大に豊崎に備はりて葛城は實にこれを賛す。上世は淳朴にして、君臣名を稱す。而して亦尊號を奉る、神日本磐余彦といひ、御肇國といひ、胎中といひ、天萬豊日といひ、天命開別といひ、或は其の德を頌し、或は其の靈を述ぶ。蓋し皆當時贊美の稱なり。中世文物漸く隆盛に趣き、乃ち諡號を追奉す。神武といひ、崇神といひ、應神といひ、孝德といひ、天智といふ。皆其の實に切中す。其の他纏向の垂仁たる、高津の仁德たる、亦敢て字を苟もせず。今恭しく當時の尊號に本づき、又其の諡號に因り、以て列聖の德業を想像すれば、古を稽ふるの義、思半ばに過ぎん。これに由りて之をいふ、

んことを患ふれば、至らざる所なし。」（論語陽貨第十七）

（一六〇）孟子對へて曰はく、王何ぞ必ずしも利と曰はん。亦仁義あるのみ。王は何を以て吾が國を利せんと曰ひ、大夫は何を以て我が家を利せんと曰ひ、士庶人は何を以て吾が身を利せんと曰はば、上下交々利を征りて國危からん。萬乘の國、其の君を弑する者は、必ず千乘の家。千乘の國、其の君を弑する者は必ず百乘の家ならん。萬に千を取り、千に百を取る。多からずと爲さず。苟も義を後にして利を先にすることを爲さば、奪はざれば饜かず。」（孟子、第一、梁惠王章句上）

（一六一）崇神天皇。磯城にをられたから斯く云ふ。

（一六二）應神天皇。輕島に都せらる。故にかく申す。

（一六三）孝德天皇。浪華長柄の豐崎宮にあらせられた。葛城は天智天皇のこと。帝は初

之に遵へば天業恢弘し、之に違へば皇化衰へん

名實錯亂す

武を尚び、神を敬し、仁以て民を愛し、智以て物を明かにするは、蓋し列聖經綸の大端にして、之に遵へば天業恢弘（一六四）し、之に違へば皇化陵夷（一六五）す。汚隆の機影響（一六六）よりも捷し。古への神を祭るや、天皇これを親らし、皇女これに侍り、明神の裔これを主どり給ふ。其の不服を征するや、亦親ら之に臨み、或は皇子を遣し、或は重臣に命じ給ふ。其の民を治むるや、稅斂（一六七）を薄うし、徭役（一六八）を寛うして、上を損し下を益し給ふ。其の庶務を理するや、名文を明かにし、國體を愼み、公道を布き、實効を勵み給ふ。これ天業の恢弘する所以なり。中葉以降、上下佛に佞し、神を敬するの道こゝに於て岐る。王公大人、手に兵を知らず、武を尚ぶの俗こゝに於て移る。奢侈、日に長じ收斂（一六九）深刻なり。而して民を愛するの仁衰へ、淫風相競ひ、宮壼（一七〇）肅ならず、名實錯亂し、官其の守を失ひ、格例に拘はり、邊幅を修め、而して物を明かにするの智蔽はる。皇化の陵夷もと之に由る、悲むべきなり。然りと雖も舊章故實、

葛城皇子と云つた。

（一六四）廣くひろがる。

（一六五）盛であつたのが次第に衰へる。

（一六六）形に對する影、音に對する響よりも早い。

（一六七）各種の租稅。

（一六八）官の工事などに義務として使はれること。

（一六九）租稅を徵すること。

（一七〇）後宮。

其の政治上の成功者は必ず能く神皇の道に遵ふ

未だ全く頽敗せず。流風遺俗未だ盡く淪喪(一七一)せず。故に英明の君一たび出て、能く其の緒を修むれば、法度紀綱翕然として復擧る。光仁、桓武、宇多、後三條、後醍醐帝の如き、或は乾綱を總攬し、或は兇賊を殄滅し給ふ。其の功或は成り或は終へず、而して其の成る者は、必ず能く神皇の道に遵へるものにして、其の終へざる者は、必ず之に反し給へるものあるなり。豈惟中興(一七二)の君のみ然りとなさんや。藤原氏、平氏、源氏、鎌倉、室町の人臣にして大權を把持する、其の故一に非ずして、其の祖先の盛に且興る所以を原ぬるに、未だ嘗て仁厚、勇武、儉素、忠誠の道に假らずんばあらず。其の子孫の衰廢する所以を觀るに、亦未だ嘗てこれと相反せざる者あらず。蓋し、大臣、攝政、關白、將軍といひ、名位殊なると雖も、其の實皆天工に代つて、皇化を弘むる所以なり。故に神聖の訓謨を奉ずれば則ち榮え、一己の私心に從へば則ち辱しむ。戒めざる可けんや。

(一七一) 亡ぶ。

(一七二) 後醍醐天皇。

○禍亂相踵ぎ。

臣、彪、謹んで案ずるに、敎は彝倫より大なるはなし。治は名分より先なるはなし。二者明かならざれば、變故百出、天下の禍言ふべからざるものあり。保平以降の事、以て鑑みるべし。請ふ其の略を論せん。鳥羽帝の崇德帝に於かせ給へる、藤原忠實の忠通に於ける、皆父子なり、而も相協はず。崇德帝の後白河帝に於かせ給へる、忠通の賴長に於ける皆兄弟なり。而も視ること仇讐の如し。平淸盛の如きは、叔父及び從弟四人を殺し、源義朝は其の父を弑し、又其の弟九人を害す。殘忍已に甚だし。而も特に朝廷之を罪せざるのみならず、乃ち其れをして相戕はしむ。源爲朝弓を其の兄に關く。崇德帝之をせしめ給ふ。源義經其の兄を討たんことを請ふや、後白河帝之をゆるし給ふ。源賴朝の伯父及び弟を討たん事を請ふや、帝又之を許し給ふ。足利直義、直冬の歸順

足利尊氏
北條義時
の暴虐

するや、朝廷之を納れ、其の父と兄とを討たしめ給ふ。其の後足利氏父子兄弟、世々相簒奪す。朝廷の官を授け職を命ずるに、唯其の強くして勝つ者をこれ視て、復其の是非を問はせ給はず。孝弟の道幾んど熄む。平清盛の跋扈、遂に刑戮を免れ、源頼朝の巧詐、又清盛に倍す。然れども大權を竊み、天年を以て終る。北條義時に至り、(一七三)陪臣の賤を以て旣に其の主家を傾け、又敢て兵を遣はして闕を犯し、遂に三聖を孤島に遷し奉る、悖逆無道、神人の憤る所、啻に夷戮を免れしのみならず、能く九世の業を保つ。足利尊氏、禍亂を作し、敢て至尊に抗し、屢々皇子を戕ひ奉る。而も亦其の天年を終へ、業を十餘世に傳ふ。これ皆變故の大なる者なり。其の家族陪臣の如き、朝に向ひ夕に背き、互に相夷滅ある者、紛々擾々枚擧に遑あらず。君臣の義、亦幾んど廢す。稗官野史には、或は書して天皇謀叛すといひ、或は稱して親王京都に流さるといふ、その謬妄論なきのみ。然れども亦以て皇室衰替し、

(一七三)また家來、天子の臣たる諸侯の臣。

不忠不見識な義満の罪

武人驕橫せる狀を見るべし。其の異邦を稱して、大唐といひ、大宋、大明といひ、甚だしきは新羅の酋を指して帝と爲す。其の無識なる固より論ずるに足らず。然れども亦以て當時、本末を顚倒せるの甚だしきを知るべきなり。其の間、名分錯亂せること一にあらず、而して足利義滿の罪、尤も大なりとなす。其の太政大臣たらんことを請うて君を要し奉り、臣を朱明に稱して國を辱め、出遊或は行幸に擬して上を僭す。尊卑內外の分亦殆んど辨せず。嗚呼、君臣父子は、彝倫の尤も大なる者、尊卑內外は名分の至つて重き者、而して其の頽敗紛淆（一七四）せること既に此の如し。所謂、禍亂相踵ぐ者、固より怪むに足らず。海內塗炭（一七五）、民、手足を措く所なし。應永以後に至つて而して極まれり。

○大道の世に明かならざるや、蓋し亦久し。

臣、彪、謹んで案ずるに、明かならざるは、湮晦の謂なり。夫

（一七四）秩序のないこと。
（一七五）非常に苦しむ。

禍亂百出時代と英傑出現

れ彝倫名分、既に已に頽敗錯亂す。則ち大道滅絶せりといふも可なり。豈特に湮晦にして明かならざるのみならんや。曰く然らず、道の世にあるは、猶太陽の天に懸かるが如し。保平已降彝倫敗れたりと雖も、而も太陽未だ地に墜ちず、則ち斯の道、人に有するもの猶自若たり。故に其の喪亂荐りに臻り、禍亂百出するに當り、天又必ず英雄絶特の人を其の間に生じ、以て天常民彝を扶植し、斯の道をして寓する所あつて、滅絶蕩盡するに至らざらしむ。

これを以て藤原信頼の亂を作すや、獨り藤原光頼の剛毅にして屈せざる有り、平清盛の毒を肆にするや、内に其の子重盛の諫諍あり。外に藤原長方の讜議（一七六）あり。佐藤憲清跡を佛に遁る。中行に非ざるも、而も義、肯て覇府（一七七）に阿らず。源義經懽を兄に失ふ憾なきに非ず、而も忠、克く節を皇家に效す。北條闔門（一七八）の罪、固より天誅を免がれず。然れども、泰時、時宗の民を撫で、夷を攘ふことなかりせば、嗷々たる赤子何に由りて肩を息めん。而して赫々た

（一七六）正しい議論。

（一七七）幕府。

（一七八）北條一門擧つてといふ意味。

（一七九）蒙古に起つた元のクビライは皇帝の位に卽くや日本征服を企てゝ失敗した。

（一八〇）これに就いて「太平記―巻二十一」の「先帝崩御の事」には次の記事がある。「（前略）主上苦しげなる御息を吐かせ給ひて、妻子珍寶及王位、臨命終時不隨者、これ如來の金言にして、平

後醍醐天皇の遺詔

後村上天皇の御製

擧族難に殉じたる楠氏一門

る神州、或は（一七九）忽必烈の蹂躙を免れざらん。後醍醐帝、英武の姿を以て、姦兇を攘ひ除き、鴻業を恢復し、海内の民、再び天日を見る。蓋し天智帝逆賊を殪してより以來、數百年間、未だ此の如き痛快なるものあらず。天未だ禍を悔いず、帝亦終ある能はず、然も其の慷慨劍を按じ（一八〇）遺詔して恢復を勉めしむる所以の者、長く志士仁人をして毛髪（一八一）竦然、感動已まざらしむ。後村上帝、崎嶇間關、僅に（一八二）神器を南山の峯に守る、今恭しく御製の歌詞を觀て、其の後嗣をして（一八三）函關蹈雪の艱苦を想ひ、以て（一八四）無逸の戒を存せしむるもの、亦信に以て（一八五）懦夫の心を激發するに足る。二帝の士氣を鼓舞する、其の切なること此の如し。故を以て當時忠義輩出、（一八六）儲貳は卽ち皇太子恒良あり、皇子は則ち尊良、護良、宗良、懷良あり。公卿は卽ち藤原藤房、藤原師賢、源親房父子の倫あり。（一八七）闔族難に殉じたる楠氏あり。一門勤王なる新田氏あり、兒島、名和、菊池、結城、村上父子の徒の如き、器、大小ありと雖も、而も之を要するに英

生の朕が心にありしことなれば、秦の穆公が三良を埋み、始皇帝の寶玉を隨へし事、一も朕が心に取らず。たゞ生々世々の妄念ともなるべきは、朝敵を悉く亡ぼして、四海を泰平ならしめんと思ふばかりなり。朕則ち早世の後は、第七の宮を天子の位に卽け奉りて、賢士忠臣事を圖り、義貞、義助が忠功を賞して、子孫不義の行ひなくば、股肱の臣として天下を鎮むべし。これを思ふ故に、玉骨は縱令南山の苔に埋るとも、魂魄は常に北闕の天を望まんと思ふ。若し命と背き義を輕んぜば、君も繼體の君にあらず、臣も忠烈の臣にあらじと、委細に綸言を遺されて、左の御手に法華經の五の巻を持たせ給ひ、右の御手には御劍を按じて、八月十六日の丑の刻に遂に崩御なりにけり」

（一八一）ぞつとする。

（一八二）芳野山。

（一八三）函關はこの場合、支那史で有名な

太陽の見えざるは雲霧これを蔽へばなり

風義氣凜々として宇宙に磅礴(一八八)たり。所謂天、英偉絶特の人を生じて、以て天常民彝を扶植するもの其れ然らざらんや。且夫れ太陽光を失へば、宇宙長夜、大道滅絶すれば人皆禽獸たらん。天地の間豈斯の理ある容けんや。然らば則ち太陽の見えざるは、雲霧これを障ふればなり。而れども赫々炎々たるは自若たるなり。大道の行はれざるは、亂賊これを暗ませばなり。而れども光明正大なるものは未だ嘗て滅絶せざるなり。故に曰く、大道の世に明かならざるや蓋し亦久しと。

○我が東照宮、亂を撥き正を反へし。

臣、彪、謹んで案ずるに、建武の中興、終をよくせずして天下の權、竟に足利に歸す。當時身を以て芳野に殉じたる者は、皆忠義の士なり。(一)靦然たる面目もて、足利氏の鼻息を仰ぐ者は、皆貪(二)婪無恥の徒なり。既に忠義の士を殲し、以て皇族を孤立せしめ、

孟嘗君が鶏鳴して逃れ去ることが出來たといふ函谷關の事でなく、相州箱根の意味だ。後村上天皇がまだ皇子であらせられた時代に東國へ度々下向せられた辛苦のほどを回想され「わがすゑの代々に忘るな足柄や箱根の雪をわけし心を」と歌はれた故事。東湖はこれをむづかしく、函關踏雪と云つたのであつた。

(一八四)ほしいままにせぬこと。

(一八五)勇氣乏しく緊張しない男。

(一八六)御代繼。

(一八七)一族全部。

(一八八)まぜ合せて、一になつてゐる。

(下卷)

(一)恥づべきことも平氣でゐる形容。

(二)あくことを知らない慾深さ。

生民の禍も亦慘なるかな

又貪婪無恥の徒を聚めて、以て其の私を成す。甚しいかな、足利氏の無道なる。而して天の不仁に與する、其れ亦此に至るか。足利氏既に不仁を以て之を得、親戚之に傚ひ、陪臣之を傚ふ。天下靡然として唯利これを求め、忠孝仁義の何者たるを知らず。之を終ふるに將軍と管領と名ありて實なく、群雄並び爭ひ、州に跨り郡に連り、西に滅びて東に起り、互に相(三)呑噬す。生民の禍も亦慘なるかな。昔、源平二氏、其の先、(四)天潢より出づ。然れども、降つて人臣となり、久しく武士に混ず。公卿之を視ること奴隸の如し。足利氏の衰ふるに至つて、織田氏陪臣の臣より起り、豐臣氏又織田氏の臣より起り、(五)三臺の座則ち之れが官を闕く。一蹴して超遷すること地に芥を拾ふが如し。天下の變亦甚だし。然れども織田氏の權數智謀、固より當時群雄の比にあらず。豐臣氏の雄才大略、又海の内外を壓服す。乃ち其の一世を鞭撻し八洲を(六)蕩滌する所以のもの則ち可なり。(七)扶桑の根柢を培養し、天下を富盛の安

(三) 相互に爭ひ合ふ。
(四) 天子の血統といふ意味。
(五) 太政大臣、左大臣、右大臣のこと。
(六) 洗ひ潔める。
(七) 日本のこと。

家康と他の群雄との比較

人衆き時は天に勝ち天定まつ亦能く人に勝つ

きに措く所以のものは、則ち未だ可ならざるなり。我が東照宮は則ち然らず、蓋し彼は詐術を以てし、我は至誠を以てす。彼れは威彊を以てし、我は義勇を以てす。彼れは土地財寶を以て、人心を籠絡す、我れは禮儀廉恥を以て、士氣を磨礪す。彼れの功を奏する甚だ速にして、其の敗るゝや、土崩瓦解す。我れの基を剏むる迂なるが如きも、其の成るや、牢固不拔なり。凡そ其の言行、必ず忠孝仁義に本づき、其の政教施設、聖賢の道に暗合す。以て神州の元氣を養ふに足るもの往々これあり。これ其の霸業（八）の烈、前人に卓越する所以にして、所謂撥亂反正（九）なるもの其れ然らざらんや。

古人言へるあり。人衆き時は天に勝つ、天定まつて亦能く人に勝つと。足利氏は旣に貪婪無恥を以て一世を風靡す。貪婪無恥の俗極まりて、室町の業、忽ち絶えたり。旣に忠群の士を殲す。而して、忠義の種は泯滅（一〇）すべからず。維れ天、新田氏の族を陰隲（一一）し、

（八）王道に對して霸者といふ、霸者の事業といふ意。

（九）亂を平げて治世にかへす。

（一〇）全部が滅びてしまふ。

（一一）窃かにかくす徳川家は新田氏の血を受けてゐる關係は道がはげしく行きなやむ事

流離間關、幾んど絶えんとして、僅かに存し、累世德を積みて東照宮に至り、大に其の光を發せしむ。池田、井伊、奧平、大久保、鳥居、天野、粟生の諸氏は、蓋し亦皆忠義の遺蘖(一二)を以て、芳野の餘馨を傳へ、風雲に際會し、禍亂を戡定し、以て今日の盛を致す。則ち天の終に不仁に勝つや亦明かなり。嗚呼亦畏るべきかな。

尊皇攘夷の精神

○王を尊び夷を攘ふ。

臣、彪、謹んで案ずるに、堂々たる神州、天日の嗣、世々神器を奉じて萬方に君臨す。上下内外の分、猶天地の易ふ可からざるが如し。然らば則ち尊王攘夷は、實に志士仁人の忠を盡し國に報ゆるの大義なり。臣嘗て史を讀み、大永年間(一三)、天皇位に即かせ給ふや、本願寺の僧、貲を献じて以て禮を成すといふに至り、喟然(一四)として太息して曰く、足利氏衰へたりと雖も、猶將軍に任じ輦轂(一五)の下に居る。片金匹帛を献じ、以て大禮を助け奉ること能はず。

本願寺の僧貲を帝室に献ず

(一二)子孫。

(一三)後柏原天皇の時代。大永は皇紀二一八一年から二一八七年まで。

(一四)嘆息する形容である。

(一五)天子のゐます都、こゝでは京都。

其の擧動或は一二大義に合するものあり

家康の尊皇思想

乃ちこれを方外の徒に委し、上は皇家の大禮を辱しめ奉り、下は異端の邪焔を長ず。宜べなるかな、室町の覇業の振はざるや。又永祿・天正の間、織田氏屢々入朝し、皇居を營み神廟を修め奉り、驕僧を戮す。豐臣氏又頗る其の緒を紹ぐといふに至り、蹴然として曰く、當時の人牧、唯土地を率ゐて人を食ましむる事を知るのみ、獨り二氏は卓然として能く斯の擧あり。其の群雄を駕馭(一六)し、一世を籠絡(一七)する、僥倖(一八)にあらざるなり。夫れ二氏の政を爲すや、固より忠愛惻怛(一九)民に入る、深きものあるにあらず。而も其の擧動或は一二大義に合するものあり。猶以て人心を風動するに足る。況んや仁厚勇武の姿を以て、事に尊攘(二〇)に從ふものに於てをや。其の豐功偉烈、豈勝げて讃せざるべけんや。

我が東照宮、既に關原に捷つや、上奏して供御の地を奉り、又廷臣の食邑(二一)を増す。其の大將軍となるや、天顏に咫尺(二二)し叡旨を服膺し奉り、蹇々(二三)として力を竭し、唯其の任に堪へざるを恐る。後

(一六) 巧みに用ふる事。

(一八) 偶然の結果。

(一九) いたみ悲しむ。その情が深いこと。

(二〇) 尊王攘夷。

(二一) 所有の土地。

(二二) 尊い方の御目通りに出ること。

(二三) 忠貞な形容。

外夷の防、妖教の禁我憲法となる

東照宮の遺訓

水尾帝の位に即き給ふや、東照宮、諸侯に命じて上皇宮を營み、多く供御の地を置き奉る。既にして又大に皇屋を修め奉り、規制を增し廣む。嘗て伶官（二四）を招聘し、以て雅樂を復す。朝廷其の功を嘉みし給ひ、嘗て擬するに相國（二五）を以てし給ふ。而も敢て當らざるなり。賜ふに菊桐の御章を以てし給ふ。而も敢て受けざるなり。其の恭敬抑損（二六）、皇居を翼戴し奉るもの、蓋し此の如し。戰國搶攘（二七）の間、外夷覬覦し、我が政教の廢弛に乘じて、敢て其の妖教（二八）を布く、豐臣氏嘗て之れを禁ず。東照宮に至つて、更に大に憲令を設け天下を搜索して、悉く其の寺を毀ち、其の徒を戮す。後嗣繼述して懈らず。こゝに於て外夷の防、妖教の禁、永く憲法第一義となる。其の果決明斷、夷狄を攘除（二九）すること、蓋し又此の如し。

今恭しく其の遺訓を見るに、仁政武備の要に於て、尤も深く訓戒を垂る。其の內憂を慮り、外患を防ぐ所以のもの一にして足らず。詩に曰「戎狄是れ膺ち荊舒（三〇）是れ懲らす」と。孟軻之を廣め

（二四）樂官。
（二五）太政大臣。
（二六）態度が恭しく、少しも欲するところのないさま。
（二七）騷がしく亂れる。
（二八）キリスト敎の意。
（二九）攘ひ除く。
（三〇）國家を滅す賊。

東湖の蘭學者に對する考へ

て曰く「父を無みし君を無みするは、是れ周公の膺つ所なり」と。春秋に曰く「元年春王正月」と。左丘明之を傳して曰、「元年春王周正月」と。今皇朝衰へたりと雖も、其の尊嚴固より東周の比にあらず。然れども履霜(三一)の漸、聖人之を戒む。則ち春秋の義、講ぜざる可からず。外夷妖教の毒、啻に戎狄荊舒のみならず。膺懲の典尤も明かならざるべからず。而して無識の徒、或は幕府を指して朝廷といひ、甚だしきは則ち王を以て之を稱す。近時又蘭學(三二)者流なるものあり。或は說を唱へて曰く「西洋の教法其の流一ならず。今彼の奉ずる所、國家の禁ずる所と同じからず」と。嗚呼、是れ惟に皇家の罪人たるのみならず、亦幕府の罪人なり。抑亦周孔の罪人なり。

○允とに武、允とに文、以て太平の基を開く。

臣、彪、謹んで案ずるに、東照宮覇業の隆なる、固より前人に

(三一)前例を見て戒める。

(三二)「世の西洋學を修むるもの、天文、醫術の徒にあらざれば、則ち譯者舌人の流にして、大抵皆無識にして、國體に通ぜず。此を舍て、彼に從ひ、天を褻し神を慢る。其の害を爲す、勝げて言ふべからず。臣は別に論ずる所あらんと欲す。故に具に論ぜず。」(著者自註)

文武の最も大なるものについて

(三三)卓越す。二百數十年、太平の盛なる、亦中世以降に未だこれあらざる所なり。世の德業を賛美する者、其の武を語れば、大高城に糧を繼ぐに始まり、浪華(三四)の二役に終る。其の文を語れば、儒術を崇び學士を聘し、經籍を干戈(三五)の間に講ずと。臣竊に謂へらく、是れ皆公の偉烈美談。臣子の宜しく稱述すべき所なれども、所謂允武允文なる者、豈これのみに止まらんや。夫れ皇室を尊び夷狄を攘ふ、文武の最も大なるもの、前に之をいへり。請ふ敢て其の餘論を述べん。

蓋し文武に貴ぶ所のものは、其の能く一に偏せずして、之を仁義に用ふるを以てなり。初め公、今川義元に育てらる。後其の墓を過ぐる毎に、必ず下り拜す。又善く其の(三六)昏弱の子を遇し、邑を分ちて之を給するに至る。公の地を拓くや、頗る織田氏の援を藉れり。織田氏敗るゝに及び、豊臣氏日に益々強大、遂に織田氏の後を除かん事を圖る。公敢て(三七)舊誼を忽かせにせず。決然其の子を

(三三) 比較にならない程優れてゐる。

(三四) 大阪、冬夏の陣。

(三五) 戰爭。

(三六) 暗愚な年少者。

(三七) 昔のよしみ。

信長と家康との相違

義如何を顧るのみ何ぞ勝敗を論ぜん

援(たす)け、怨を强敵に構(かま)へて顧みざるなり。武田勝頼の敗死するや、織田氏其の首を見て、口を極めて之を罵る。公は、卽ち爲めに胡(三八)床を下りて之に禮す。且織田氏の威を逞しうするに當りて、公は彈丸の地に孤立(こりつ)し、肯(あへ)て苟も附かず。彼の和を求むるに至り、始めて之に從ふ。豐臣氏の强大なるに當りてや、公僅に五州の地を以て、これと抗衡(三九)(かうかう)す。和議の説起るに及び、人或は公に勸むるに大小敵し難く、之を許すに如かざるを以てす。公怒りて曰く、「義如何を顧るのみ。奚ぞ勝敗を論ぜんや。」と。其の違りに和を乞ひ婚を求むるに及びて後、徐(おもむろ)に之に從ふ。其の忠厚義勇、大率(おほむね)此の如し。故に將士の其の化に涵するもの、亦皆忠義を勉め、名節を勵み、參河の士風、蔚乎(四〇)(うつこ)として當世に冠絶(四一)す。涵蓄(四二)(かんちく)充溢し、抑へて發せざるもの數十年、關東の一擧に及び、天下の懾服(四三)することと、水の壑(たに)に歸するが如し。これ、蓋し公の武なり。而して文亦こゝに寓す。

（三八）腰掛け。

（三九）對抗する。

（四〇）旺んな形容。

（四一）第一等の地位に立つ。

（四二）十分に滿ち滿ちてゐる。

（四三）服從。

武中に文を寓す

公の參河を治むるや、奉行三人を置く、其の人或は剛、或は柔、或は剛柔偏せず。蓋し、寛猛並び施して、其の宜しきを得せしめんと欲するにあるなり。其の甲斐、信濃を鎭むるや、專ら武田氏の舊に因み、唯、(四四)厚斂酷刑を除くのみ。勝頼の墓を弔ひ、小宮山内膳の後に祿す。其の關東を撫するや、亦北條氏の制に循ひ、其の(四五)煩苛なる者を除き、又中山家範等の後を索めて之を祿す。其の政を天下に爲すに及んで、又豐臣氏の規摸に因り、而して其の弊を(四六)檃括す。天下の人牧、手を拱いて約束に就く。綱紀振肅し、秩然として封建治を成す。職にあること二年、身駿河に老し、以て望を(四七)嗣君に歸し、嫡孫に禮して人心を定む。孫謀を胎し、遺訓を垂れ、以て今日の盛を開く。これ蓋し公の文なり。

文中に武を寓す

而して、武亦こゝに寓す。然らば即ち公の允武允文なる所以は、固より仁義を外にせず、而して、文と武と未だ始めより相須つて、美を濟さずんばあらざるなり。嗚呼上に在す君子、苟も其の遺業を修め、以て

(四四) 重い租税と極端な刑罰。
(四五) 餘りにうるさい程度のはげしいもの。
(四六) 曲つてゐるのを直す。
(四七) 世繼の君。

水戸は常陸の巨鎭

太平を無窮に保たんと欲せば、文武を勵むにあるかな。仁義を務むるにあるかな。

○吾祖威公、實に封を東土に受く。

臣、彪、謹んで案ずるに、初め威公(四八)の生るゝや、島津義久養うて子となさんと請ふ。東照宮許さず。年甫めて三歳となるに及び之を常陸の下妻に封ず。當時、蓋し、既に公をして東陲(四九)(とうすい)を鎭せしむる意ありしなり。年七歳にして改めて水戸に封ず。水戸は常陸の巨鎭、東は大海に臨み、西は東野に連(つらな)り、南は北總に接し、北は陸奥(むつ)に通ず。佐竹氏世々之に據り、雄を關左に稱す。東照宮に及んで、佐竹氏を出羽に徙(うつ)し、淨鑑(五〇)父子、南龍公(五一)相踵(つ)いで茲に封ぜらる。こゝに至つて威公これに代る。時に敬公既に尾張に封ぜられ、南龍公、遠江に徙り、遂に紀伊に封ぜらる(五二)。而して所謂三家の形式成れり。抑敬公は東照宮の第八子にして、南龍公及び威

(四八) 頼房のこと。

(四九) 東の國のはて。

(五〇) 家康の第七子、武田七郎信吉といふ。

(五一) 頼宣のこと。家康の第十子、初名は長福丸頼將、後、紀州に轉ず。

(五二) 徳川義直のこと。家康の第九子、八子とあるは誤。

覇業全く成る

公は最少公子なり。皆大藩に膺り、歴世相承け、亜相黄門(五三)の官に任ぜられ、名望の隆んなること、天下の諸侯、敢て抗禮するものなし、其の故何ぞや。臣嘗て之を先臣に聞く。慶長庚子(五四)、關原の役に我軍大にこれに捷つ。東照宮の覇業、蓋し、こゝに成る。而して敬公は實にこの年に生る。越えて二年壬寅(五五)、南龍公生る。明年癸卯(五六)、東照宮始めて大將軍に任ぜられ、而して我威公(五七)生る。是より先き、臺德公、既に立つて世子となり、其の他の公子一にあらず。然れども戰國亂離の際、或は出でて他姓を冐し、或は不幸にして命を損す。關原に功を奏せし後に至つて、東照宮、齡、方に耳順(五八)、而も三公子、振々四年の內に生る。皆岐嶷(五九)夙に成り、英傑の姿あり。天意にあらずといふべからず。其の眷遇(六〇)亦他の公子の比にあらず。故に臺德公に遺命して、善く三公子を視せしむ。病篤きに及び、三家の傅相(六一)を召し、輔導(六二)をつとめしむ。乃ち其の維城、鼎立して、幕府を輔翼し、永く皇家の藩屏(六三)たる所以のも

珍しい子福者

（五三）黄門は中納言、亜相は、大納言の異稱
（五四）慶長五年。皇紀二二六〇年。
（五五）慶長七年。皇紀二二六二年。
（五六）慶長八年。皇紀二二六三年。共に後陽成天皇の御代。
（五七）「公は是歳の八月十日を以て、伏見城に生る。母は正木氏。左近太夫賴忠の女にして、南龍公と同出なり。時に太田氏、東照宮に寵あり。而して子なし。乃ち命じて威公の慈母となす。太田氏なるものは、所謂英勝院なり」（著者自註）
（五八）六十歳。「論語」にある。

の、蓋し偶然にあらずと」

日本武尊を神人となす

○夙に日本武尊の人と爲りを慕ひ、神道を尊び武備を繕ふ。

臣、彪、謹んで案ずるに、景行帝の時、熊襲屢々叛す。帝、皇子小碓尊に命じて、之を討たしむ。皇子年僅かに十六。其の智勇を奮ひ、直ちにかの魁を殲くす。その後又詔を奉じて蝦夷を征す。其の發するや、伊勢神宮を拜し、神劒を奉じて出づ。遂に能く妖(六三)氛を驅除し、邊陲を平定す。蓋し、當時蝦夷の種類內地に雜處し、叛服常ならず、大に民の害をなす。こゝに至りて遠近懾(六五)服し、東北の地、始めて皇化に霑ふ。帝嘗て皇子を目して神人となす。(六六)强暴冥頑なる川上梟帥の如きも、恐怖畏縮し、戮に臨みて、(六七)日本武尊の號を上る。千載の下、凛然として猶生氣あり。我が威公夙に東陲の重寄を受く。其の地皆、皇子餘烈の存する所にして、皇子の祠、適水戸(六八)の南郊に在り。古木(六九)蓊鬱、(七〇)屹として城府と相峙つ。

(五九)衆にすぐれて極めて聰明なることを云ふ。
(六〇)御寵愛。
(六一)年少の主君を輔佐する家老。
(六二)助け導く。
(六三)外に在つて、皇家を守る藩。
(六四)わざはひ。
(六五)畏れ服する。
(六六)「今朕汝の人と爲りを察するに、身體長大、容姿端正、力能く鼎を扛ぐ、猛きこと雷電の如く、向ふ所前無く、攻むる所必ず勝つ。即ち知る、形は則ち我が子にて、實は即ち神人なり云々。」(景行紀)
(六七)是に日本武尊、襴の中の劍を抽きて、川上梟帥を刺したまふ。未だ死なず川上梟帥のみて曰く、且し待ちたまへ。吾有所言。時に日本武尊劍を留めて待ちたまふ。川上梟

水戸殿は今の能州なり

感懐の餘、慨然欽慕の情を興す者、信にゆゑあるなり。

公、嘗て神道を荻原兼從に受け、尤も神祇を重んず。寛永中、(七一)大猷公疾に罹る。公、之を憂ひ、建御雷神に禱る。既にして大猷公瘳ゆ。公、乃ち鹿島祠を修し、以てこれを賽す。又、嘗て、親しく其の祠を拜し、威儀甚だ謹む。

公の勇武は天性に根ざし、傍ら技藝に長ず。嘗て大猷公に從うて板橋に獵し、射て野猪數頭を殪す。大猷公恒に稱して、水戸殿は能州なりといへり。能州(七二)は蓋し平の教經をいふなり。其の士を養ふに恩威並び施す。嘗て國に就くや、岩本越中なる者あり。銃を放ちて鷲を城上の樹に獲たり。公召して之を詰る。對へて曰く臣善く病む。聞く鷲を食へば瘳ゆべしと。當時唯鷲のみこれ親る。臣と鷲と孰れか重き。公笑うて曰く、汝と法と孰れか重きかと。越中屈服す。公竟に舍てゝ問はず。

明暦中江戸大火あり。延いて我が邸に及ぶ。近臣向坂彌九郎、

帥啓して曰く、汝尊は誰人ぞ。對へて曰く、吾れは是れ大足彦天皇の子なり。名をば日本童男といふ。川上梟帥亦啓して曰く、吾れは是れ國の中の強力者なり。是を以て當時の諸人、我が威力に勝たず。而して從はずといふ者無し。吾れ多く武力に遇ひしかども、未だ皇子の如き者あらず。是を以て賤しき賤の陋しき口を以て尊號を奉らむ。若し聽したまはむや。曰く、聽さむ。即ち啓して曰く、今より以後、皇子を號け奉りて、應に日本武皇子と稱へまつるべし。言し訖りて、乃ち胸を通して殺したまふ。（景行紀）

（六八）吉田神社といふ。

（六九）非常に繁茂してゐる。

（七〇）獨りそびえ立つ形容。

（七一）徳川家光。

（七二）能登守教經が如何に勇敢だつたか、「平家物語」によく書いてある。

東照宮臺德公に遺命し、威公を以て腰刀に比す

(七三)烟焔を侵して、公の愛する所の書を持して出づ。有司、賞を請ふ。公曰く、寡人亦深くこれを嘉す。然れども之を賞すれば、他日士の火に傷はんことを恐ると、賞を果さず。島原賊の誅に伏するや、鍋島氏律を犯して先登す、法當に國除かるべし。幕府其の罪を議す。公曰く、法を嚴にして後を懲すは、戰國の事なり。今天下(七四)乂安、復た叛亂ある容からず。而も罪を重くし、賞を輕くせば、諸侯何れにか賴らん。偉勳彼れが如くにして國除かる。某肯て命を奉ぜずと。大猷公深くこれを納る。義遂に寢む。

戰國以來殉死盛んに行はれ、諸侯或は其の多きを以て相誇る。公遺命してこれを禁ず。幾もなくして、幕府大に其の禁を天下に布けるは、公實にこれが倡をなせるなり。東照宮、臺德公に遺命し公を以て腰刀(七五)に比す。蓋し、其の愛護以て身を防ぐべしといふに取れるなり。こゝに於て、臺德公、特に、親信を加ふ。大猷公に及び屢々公を延いて、謀議に與からしむ。人其の故を知るもの

(七三)火焔。
(七四)太平を意味する。
(七五)腰に帶びたる刀。

少し。義公恒にこれを侍臣に語れりといふ。

○義公繼述し。

一村一祠の制

臣、彪、謹んで案ずるに、義公は實に威公の第三子たり。年六歲立つて世子(七六)となる。公生れ乍らにして岐嶷、風神俊邁(七七)、其の幼にして既に敢爲に勇む。深く威公に鍾愛(七八)せらる。威公薨ずるに及び封を襲ぐ。初め威公神道を學ぶ。然れども、蓋し卜部家の傳ふる所に止る。又文學を好み佛氏を排し、常に侍臣をして經史を讀ましめて之を聽く。亦未だこれを事業に施すに暇あらざるなり。義公繼述して、嘗て吉田、靜の二祠を修造す。吉田は日本武尊を祀り、靜は手力雄尊を祀る。列して延喜祀典にあり。而して往々浮圖の潰す所となれり。公、悉く僧徒を徙し、其の地を淸め、祠官に命じて、其の廢典を修む。其の他、正祠の封内にある者、亦命じて修造せしむ。一村毎に必ず、一祠を奉じ以て民心を一にす。

(七六)「公は寬永戊辰(五年。)六月十日を以て、三木の次宅に生る。母は靖定夫人谷氏にして、左馬介重則の女なり。小字は千代松、綿衣麁食、二婢一奴、奉養極めて儉なり。之の次宅は、水戸城の南柳町に在り。今の所謂中御段の地は是なり」(自註)

(七七)通常の人物より優れてゐる。

(七八)深く愛せられる。

武備の用

淫祠を毀つもの三千八十八佛寺を廢するもの九百九十七

是より先、威公、東照宮の原廟を城外常磐山に建て、江戸寛永寺の子院として遙に之を主らしむ。名づけて別當といふ。公に至り之を停め、國中の僧に命じて、權に其の事を攝せしむ。蓋し、待つありしなり。公、薨ずるに及び、別當舊の如し。識者これを憾む。

公、又、太平日久しく、士或は武備を廢せんことを慮り、乃ち原廟を祭る毎に、騎士及び卒伍をして、戎衣せしめ、神輿に扈從せしむ。以て永制となす。又深く世俗喪祭を、浮圖に委するを慨く。威公の薨ずるや、新に兆域(七九)を瑞龍山に相し、葬儀一に儒法を用ふ。廟を城中に建て、堂々たる設、祭享(八〇)の典、專ら古禮に遵ふ。又、士人に墓地を近郊に賜ひ、淫祠を毀つもの三千八十八、佛寺を廢するもの九百九十七。破戒の僧に髮おかしめて編氓(八一)となすもの三百四十四人、新に供佛施僧の法を立つ。一國靡然(八二)として風俗大に化す。公、義に勇み、行に篤く、居恒(八三)、幕府を崇敬し、

(七九) 墓地。
(八〇) 四時の祭。
(八一) 普通人の戸籍に編入する。
(八二) 物が風に靡く形容。
(八三) 平常。

卑賤疎遠の者と雖も推すに腹心を以てす

義公二兒あり

大風地震ある毎に必ず書を日光に馳せ、人を増上・寛永二寺に遣し、問うて曰く、神廟恙なきやと。其の病篤きに及び、幕府使を水戸に遣し之を訪ふ。公、病を力め、城に入りてこれを待つ。敢て使を菟裘(八四)に煩はさず。其の衆を御する仁恕、卑賤疎遠の者と雖も推すに腹心を以てす。人皆感泣して、之が用を爲さんことを願ふ。嚴に奢靡(八五)を斥け、痛く儉素を務め、須臾も警戒を忘れず。老い且痛むと雖も、出づる毎に歩せざれば馬す。或は飢を忍び、或は險を渉り、風に櫛り(八六)雨に沐し、身を以て士大夫に率先す。蓋し、公、天姿英毅、之に加ふるに威公の教養を以てす。公、又、至孝を以て、其の業を繼述すること、大略此の如し。

○嘗て威を夷齊に發し、更に儒教を崇む。

臣、彪、謹んで案ずるに、義公二兒あり。伯、諱は賴重、英侯と諡す。これ高松侯の祖なり。仲は龜丸といひ早く夭す。公、伯

(八四)隱居所。

(八五)奢ること。

(八六)非常に苦痛をおかす嘗。

年十八にして伯夷傳を讀む

兄に超えて世子となる。當時尚幼し。年十八に及び、始めて伯夷傳を讀み、慨然として感を發し、遂に後を英侯の子に讓らんと欲す。又載籍の以て已むべからざるを知り、乃ち史を修むるの志あり。寛文辛丑(八七)、威公薨じ、巖有公、公をして封を紹がしむる前一日、公、英侯及び諸弟を威公神位の前に會し、英侯にいつて曰く、某弟を以て兄に踰ゆ、心に負くこと久し。隱忍今に至るもの、先君在ますを以てなり。明日臺使(八八)の來るは、意ふに、某をして封を紹がしめんとするなり。願はくば、松千代を得て、某の嗣となさん。然らざれば、明日の事敢て命を奉ぜずと。侯固辭す。諸弟、事の將に測られざらんことを慮り、力めて侯に勸めて然る後ゆるす。松千代は靖伯の小字なり。遂に立てゝ世子となす。公、又侯の次子を請うて之を養ひ、靖伯蚤く卒するに及び、立てゝ世子となす。人、公の志確くして慮の遠きに服す。

公、又幕府に請うて、封内の墾田を割き、弟賴元、賴隆に頒つ

(八七)寛文元年。皇紀二三二一年。

(八八)將軍家からの使者。

こと、各二萬石。これを守山、長沼二侯の祖となす。其の餘の諸弟にも皆食邑(八九)を給せり。癸卯(九〇)の歲、公國に就き、大夫士二十七人の職掌を定む。威公薨じてより、こゝに至つて三年、公嘗て曰く、三年父の道を改むる無きは、これ孝子の忍ぶ能はざるのみならず、三年の久しきに至れば、賢否得失、既に能く熟知し、擧措(九一)黜陟、以て大なる過なかるべし。大抵老成して事に諳練す。後輩輕々しく、之を變革せんと欲す。其の害たるや甚だしと。

公既に志を修史に鋭くす。乃ち彰考館を開き、廣く才俊を聘す。初め藤原肅(九二)の徒、儒を以て業となす。幕府に聘せられ、皆髮を剃り、首を髠(九三)にし、法印の官を受け、皆以て風をなす。公、深くこれを非とし、儒臣をして皆髮を蓄へしむ。これより復儒臣を置かず。其の修史及び侍講は、皆武士を以て之を兼ねしめ、以て永制となす。幕府嘗て新令を布かんと欲し、三藩の君に詢ふ。公讀んで儒者・醫師には、乘輿を許すといふに至りて、乃ち曰く、儒は

(八九)「諸弟は、賴雄と曰ひ、賴房と曰ひ、賴以と曰ひ、泰時と曰ふ。皆采地三千石を給す。天和中に至り、賴雄別に宍戸に封ぜらる。今の宍戸侯の祖なり。」(自註)

(九〇) 寛文三年。皇紀二三二三年。

(九一) 賢を上し、不能を退ける。

(九二) 藤原惺窩のこと。

(九三) 坊主頭になる。

聖人の道を學ぶ者は之を儒といふ

位山の歌を作る

唯に冊を挾ち書を讀む者の稱にあらず。凡そ聖人の道を學ぶ者は之を儒といふ。某も亦儒なり。今方伎(九四)の流と並び稱す。恐らくは、笑を後世に貽さんと。幕府乃ち改めて醫陰二道と爲し、儒者は古に復せり。公の力多しとなす。

公、官、參議に過ぎず。年六十三にして、致仕す。翌日中納言に拜す。位山の歌（位山のぼるも苦し、老の身は、麓の里ぞ住みよかりける）をつくり其の志をいふ。又一詩を留めて嗣君を戒む。曰ふあり。（嗚呼、汝欽め、國を治むるは必ず仁に依る。禍は閨門自り始る。愼んで五倫を亂す勿れ。）と。國に歸り諸臣を召し、親しく諭して曰く、「吾弟を以て封を紹ぎ、久しく忸怩(九五)を抱けり。今これを少將に讓る。吾が志願畢れり。卿等能く我れに事ふる所以のものを以て、少將に事ふれば、我また何をか患へん。君は舟、臣は水なり。水能く舟を浮べ、水能く舟を覆す。勗めよや」と。又國中の子弟に諭して曰く、「汝輩年少し、意當に勇を奮

（九四）醫術。

（九五）耻しい氣持。

死の難きに非ず、死に處するを難しとなす

ひ首を殞す事を思ふべし。然れども危きに臨んで命を授くるは、士の常分なり。然も血氣の勇は、盜賊すら尙之を能くす。死の難きに非ず。死に處するを難しと爲す。然らば則ち何を以て之を處せんか。聖賢の道を學ぶにあるのみ。夙夜孜々、倫理を明かにし、實行を勵むこと、これ汝輩に望む所なり。然らざれば、則ち亂を思ひ、禍を樂む者なり。戒めざる可けんや」と。遂に菟裘を久慈郡太田鄕の(九六)西山に營み、(九七)衡門茅屋僅かに風日を蔽ふ。懷を詩酒に放ち、(九八)澹然自ら樂む。稱して西山隱士といひ、又梅里先生といふ。蓋し皆泰伯・伯夷の風に取るといふ。

○倫を明かにして名を正しくし、國家に藩屛す。

　臣、彪、謹んで案ずるに、公旣に孝悌を以て父兄に事へ、諸弟に友愛に閨門を整肅す。其の倫理を明かにする所以のもの至れり。其の正名の義に於ける、又深く意を致す。蓋し、公、(九九)建櫜の後に

(九六)「相傳ふ。公、地を相して此の郡に至り、一區の山水極めて佳なるを見る。名を里人に問ふ。對へて曰く逃山と稱すと。公、顰蹙して曰く、遁逃は武家の尤も忌む所なり。風景美なりと雖も、吾れ之に居るを欲せずと。又、林泉幽邃愛すべきものに遇ふ。名を問ふ。西山と曰ふ。公喜びて曰く、唯だ其の名有り、以て居るべし。況んや兼ぬるに山水の勝有るをやと。遂に之に居る。」(自註)

(九七)隱者などの家の門。

(九八)靜かに安らかな形容。

(九九)天下の平和。

大日本史は不朽の大典

呉の太伯を以て神州の始祖とする誤謬

生れ、大猷公、方に先志を紹述し、覇業益々隆なり。天下の事復患ふるに足るものなし。ただ戰國の餘習未だ盡く除かず。尊王の道、正名の義、猶或は闕くるものあり。苟も其の道義を明かにし、以て風教を植つるに非ざれば、安んぞ異日叛亂の徒、復た口を北條、足利に藉らざるを知らん。これ公の深く慮る所にして、修史の業篤く自ら任ずる所以なり。

公、平生學を好み、其の著作纂述あげて數ふ可からず。而して大日本史の作、尤も不朽の大典となす。其の體裁筆削、必ず親しく史臣と(一〇〇)反復商搉し、これを至當に歸す。一生の心を用ふるは此の書にあり。こゝに於て皇統の正閏(一〇一)、人臣の忠奸、照然として明白に、復疑を容れざるなり。公嘗て尾紀二公と幕府にあり、適々一史を撰し、刊行を請ふ者あり。公、繙き閲し、呉の太伯を以て神州の始祖となすところに至り、大に駭いて曰く、此の說、異邦附會の妄に出づ、我が正史に無き所、昔、後醍醐帝の時、一妖僧

(一〇〇) 比較し、計り定める。

(一〇一) 正統と閏統。前者は元來あつて正しきもの、後者は、餘計なるもの。

攝津湊川の地に楠公の爲めに碑を建つ

毎歳元旦齋戒朝服して天闕を拜す

あり、この說を倡ふ、詔して其の書を焚かしむ。方今文明の世、豈此の怪事あらしむべけんや、宜しく命じて速に之を削らしむべしと。二公其の議に左袒(一〇二)し、遂に刊行を停む。

公、また建武正平間の忠義の士を欽し、其の支流餘裔の諸州に沈淪(一〇三)するものあるを聞き、往々招致して、其の禮遇を優にす。又嘗て楠氏の爲めに、碑を攝津湊川に建て、田を買ひ之に附し、永く香火に資せり。居常心を忠敬に存し老に至るも懈らず。故事に天使三藩の邸に至れば、使を遣はして、之を謝す。公、謂へらく、不敬これより大なるはなしと。乃ち親しく旅館に往きて、其の辱きを拜す。親王大臣、邸に臨めば、亦必ずこれの如くす。毎歳元旦席を地に設け、齋戒朝服して西に向ひ、遙かに天闕(一〇四)を拜し、其の儀尤も謹む。今に至るまで皆恆例となす。初め大日本史粗ぼ緒に就くや、公、朝廷を憚りて敢て名を命せず。史稿として之を視る。肅公以下、世々其の志を繼ぎ、校訂怠らず。文公其の

(一〇二) 贊成する。

(一〇三) 世の表面から隱れ沈む。

(一〇四) 皇居。

大日本史の名始めて世に公にせらる

久しくして或は傳訛せんことを恐れ、これを梓に上さんと欲し、更に史臣に命じて、誤を刋し闕を補ふ。武公に至つて關白藤公に因つて之を請ふ。朝義これを允す。大日本史の名、始めて世に公にせらる。乃ち工に命じて鏤刻す。(一〇五) 先づ其の成るものを裝し、上表してこれを獻ず。光格帝、喜歎して已み給はず、藤公に命じ勅を傳へて之を褒め給ふ。其の後二十餘年、今上、(一〇六) 公の功を追錄し(一〇七)給ひ、詔して從二位權大納言を贈らせ給ふ。實に天保三年壬辰五月なり。公の薨じたるより年を距ること、百三十有三年なり。

○爾來百數十年、世遺緒を承け、恩澤に沐浴し、以て今日に至る。則ち苟も臣子たる者、豈斯の道を推弘し、先德を發揚する所以を思はざる可けんや。

臣、彪、謹んで案ずるに、寬永丙寅、(一〇八) 威公、臺德・大猷二公に從ひ、京師に朝す。始めて權中納言に任じ三位に敘せらる。後、

(一〇五) 木版印刷に着手し發行する。
(一〇六) 仁孝天皇。
(一〇七) 死後に位を賜ふ。
(一〇八) 寬永三年。皇紀二二八六年。

又、大猷公に從ひて入朝す。その後、(一〇九)朝覲の禮を行はず。事ある毎に人を西上し　奉上の誠を輸さしむるに過ぎず。而も位階官銜に至つては、則ち世々祖先の例により、沈滯あることなし。乃ち家老の如き陪臣の賤を以て、亦敢て爵命を辱うす。朝廷の武家に待つ所以のもの優渥なりと謂ふべし。初め威公の下妻に封ぜらるゝや、食邑十萬石に過ぎず。封を水戸に移さるゝに及び、二十五萬石を食む。東照宮嘗て諸侯に課し、名古屋城を修めしめ、又水戸城を修めしめんと欲し、我が國老蘆澤信重を召し、謂つて曰く、吾れ將に明年を以て水戸に臨み、親しく其の役を視んとすと。其の薨ずるに會して果さず。台德公遺訓を奉じて本藩を優待し、(一一〇)三萬石を加ふ。大猷公、又水戸城を修めんと欲し、既に伊豆國に課して、山を穿ち石を取る、事亦果さず。別に公子賴重を常陸國下館に封じ、又改めて讃岐に封ず。義公、嘗て地を諸弟に頒つ。常憲公に及びて邑を陸奧に賜ふ。其の舊邑復本藩に歸す。總

(一〇九) 天機を奉伺すること。

(一一〇) 松岡、小川などの土地。

尾紀二國と廣狹懸絶す

田を通算して、三十五萬石と號す。而も尾紀二國と廣狹懸絶す。(一一一)其の鹵簿禮數は則ち鼎立頡頏せり。(一一二)故を以て災害事故ある每に、幕府大に財幣を出し、以て之を助くるもの、世としてこれなきはなし。幕府の(一一三)懿親を遇する所以亦至厚といふべし。

今それ國中の士大夫、太平の澤に沐浴し儼然として親藩の麾下と稱し、飽食暖衣、佚樂これ耽り、其の常言に曰く、「苟も惡をなさざれば、以て祿秩を保つべし。」と。甚だしきは曰く、「租入甚だ減ず。何ぞ農夫の無狀なる。(一一四)稟米秕惡なり。何ぞ有司の鄙吝なる」と。嗚呼、其の租入孰れか之を賜ふ、稟米孰れか之を給する。其の惡をなさざる者の如きは、(一一五)樵夫、(一一六)牧豎、(一一七)蜑戸、(一一八)嵯丁の當に然るべき所、樵牧蜑嵯は租入を收めず、又稟米を食はず、而も終身矻々、山海林野に從事す。巨室世家は食うて其の事を怠り、僅かに其の惡を爲さざるを以て、蜑嵯樵牧の民に比す。亦憫むべからずや。抑、亦蓋んぞ其の本に報ゆる所以を思はざる。本

(一一一) 御乘物。
(一一二) 平等の資格で對する。
(一一三) 特に親しい間の親族。
(一一四) 米倉の米の質の惡いこと。
(一一五) きこり。
(一一六) 馬方。
(一一七) あま。
(一一八) 荷揚、その他海事に關する人足。

本とは父母なり、君なり、祖宗なり

とは何ぞや。曰く、「父母なり。君なり、祖宗なり。」然らば臣子たる者、誠に宜しく其の身を正しくし、其の道を行ひ、以て君父に事へ、以て祖宗に報ゆべきなり。邦君たる者、宜しく其の士民を撫育し、幕府を輔翼し、以て列聖の鴻恩に報ゆべし。詩に曰く、「爾の祖を念ふ勿れ。其の徳を聿修す(一一九)」と。所謂、斯の道を推弘し、先徳を發揚する者、其れ亦こゝにあるか。

○此れ則ち館の爲めに設けたる所以なり。

臣、彪、謹んで案ずるに、慶元(一二〇)の建櫜、文運日に開け、列國諸侯、學を城邑に設け、子弟を教育する者、枚擧に遑あらず。我が水戸藩、前に威義二公、其の基を建つるあり。後に文武二公、其の緒を修むるあり。而も學校の設、獨り闕くなき者、亦ゆゑあるなり。昔、朱之瑜(一二一)、明國より來るや、義公之を聘して師となす。嘗て臣僚をして之に就いて釋奠(一二二)等の儀節を習はしめ、又梓人(一二三)に命

(一一九) 述べ修めること。

(一二〇) 慶長と元和、建櫜は太平の意。

(一二一) 朱舜水のこと、明國の亡命者、水戸侯の客分となる。

(一二二) 儒教で、周公孔子を祭る祀のこと。

(一二三) 彫刻師。

儒員を廢し、人々をして儒たらしめんと欲す

後世の學を設けざる所以

じて其の口授を受けて、(一二四)闕里の制を摸す。凡殿堂廊廡より、以て門牆器物(一二五)に至るまで、皆約して其の樣を刻す。當時公大に國學を起す志あり、而して果さず。蓋し、其の意謂へらく、道は人の常に學ぶべき所、而も世或は視て儒者の私業となす。我れ儒員を廢し、人々をして儒たらしめんと欲す、國學の設其の規制を大いにし、之を政に合さんと欲す。若し、然らざれば、則ち人は、遂に(一二六)一精舍を以て之を目せん。教に益なくして治に害あらん。家々誦し戶々讀ましむるの、まされるに如かざるなりと。其の志ありて果さゞる所以なり。學問の道は、尋常有司の忌む所、財用の出は亦齷齪たる胥吏の欲せざる所。乃ち諉(一二七)して曰く、「義公、文を尙ぶを以てして猶學を設けず。後嗣何ぞ敢て之に違はん。況んや今各國既に先鞭(一二八)を著く、而して我れ之に倣ふ、亦晩からずや」と。これ後世の學を設けざる所以なり。然らば則ち義公の學を設けざるは、道の或は興らんことを恐るればなり。後世の學を設けざる

(一二四)孔子の生地。

(一二五)門の柱と器具

(一二六)一寺院。

(一二七)記す。

(一二八)先例を開く。

義公修史に鋭意す

は、道の或は興らんことを恐るればなり。

抑、義公修史に鋭意す。故に當時文學の士、率ね史館に萃る。然して執政諸有司亦皆、書を讀み道を講ず。其の事蹟、往々稱述するに足る者あり、近世に及びて、巨室世家、或は目に一丁字を識らず、其の史職に任ずる者、(一二九)窶人遊倅、仕進に由る無き者に非らずんば、則ち迂濶不才、推擇せられて吏となるを得ざる者、侍講伴讀、僅に故事に供ふ。文學の衰、已に甚だし。(一三〇)文武二公精を勵まし、治を圖る。こゝに於て有名の士勃然として輩出し、史館の盛、殆ど復古の勢あり。然れども斯の道已に史臣の餘業となる。こゝを以て胥吏俗士、遂に史館を視て學校となし、史臣を目するに儒者を以てす。義公の志荒む。

武技を講ずる者、皆華法兒戯にして實用に適せず

其の武技を講ずる者、皆華法兒戯にして、實用に適せず。流派日に分れ、教師滋々衆し。區々として、短長を門戸の中に比較す。其の弊亦已に甚だし。我が公始て國に就くや、文武の衰弊を察し、慨然として興學の志あり。然れども

(一二九)窶人は貧しくて身體がやつれた人、遊倅は部屋住のもの。

(一三〇)文公は諱を治保といひ、武公は諱を治紀といふ。

目的は文武合一と治敎一致

衆議紛々、意見各異る。公亦敢て輕發せず。深思熟慮すること凡六七年、施設の方、既に胸中に具はる。再び國に就くに及びて、遂に其の功を起す。乃ち史館を學に徙し、又國中の武技流派相近き者をして合して一となさしむ。凡そ、皇朝の典故、經史の類、絃歌雅樂より、以て練兵敎卒の法、弓馬劍槍の技に至るまで、必ず皆學に統ぶ。其の大要、文武を合し、治敎を一にするを以て務となす。而してこれを忠孝の大義に歸す。蓋し、義公の史を修すると公の學を興すと、地を易ふれば則ち同じ。

祭神建御雷神

○抑夫れ建御雷神を祀る者は何ぞや。其の天功を草昧に亮け、威靈を玆の土に留むるを以て、其の始を原ね、其の本に報い、民をして斯の道の繇つて來る所を知らしめんと欲するなり。

臣、彪、謹んで案ずるに、鴻荒の時、邪神中國に充滿す。而して大國主神、尤も强大。天祖嘗て天穗日、天若日子をして、之を

招撫せしむ。而も皆大國主神に附し、復命せず。（一三一）建御雷神詔を奉じ、下土を平定するに及びて、大國主神、敢て命に抗せざるのみならず、國を獻じて遠く逃る。所在の邪神悉く驅除せられ、中國始めて定まる。蓋し當時群臣の功德ある者、數ふべからず。而して威稜勇武、大難を芟夷す。其の烈、未だ建御雷神に過ぐる者あらず。これ所謂天功を草昧に亮くるなり。天下の神祇、列して祀典に在るもの、啻に千百のみならず。東北の神祠にして未だ鹿島（一三二）の上にあるものあらず。古は民の他邦より來るもの、必ずまづ鹿島神を拜して後に入る。（一三三）千歳の久しき神威此の如し。これ所謂、威靈を茲の土に留むるなり。

抑、館の設たるや、文武を合し治教を一にし、以て斯の道を推弘し、而して斯の神を以てこれが主となす。則ち斯の道は固より鹿島に淵源するか。曰く奚ぞそれ然らん。

道は天地の大經にして、神皇の遵ふ所、神皇の道は、天祖に本

（一三一）大國主命の國讓りは、特に神代紀に詳しい。

（一三二）建御雷命を神主とした社。

（一三三）萬葉集、巻二十には「霰降り鹿島の神を祈りつゝ、皇御軍に吾は來にしを」とある。

神聖の道は天祖に基づく

づく。夫の建御雷神の如きは、其の鴻業に賛成するのみ。然らば則ち何ぞ、たゞ建御雷神を祭り、而して天祖を祭らざるか。曰く、天祖は上、體を太陽に合し、下、靈を寶鏡に留む。天皇の祖とする所、而して朝廷の奉ずる所、豈人臣の宜しく私祭する所ならんや。蓋し謂へらく、神聖の道は天祖に淵源す。然れどもこれを本朝の典に考ふれば、伊勢神廟は人臣の得て拜する所にあらず。これを西土の禮に參すれば、天子の始祖は諸侯の宜しく祭るべき所に非らず。然らば則ち、當時依命の神を祭り以て本に報ゆるの義を寓す。亦善からずや。今夫れ中國の地、邪神跡を避け、妖鬼形を匿し、百姓萬民、永く皇化に浴する者、實に建御雷神の賜なり。而して其の本を推せば則ち皆、天祖の靈にあらざるものなし。故に曰く、其の始を原ね、其の本に報い、民をして其の繇つて來る所を知らしむ。昔、西土學校の設、其の制一ならず、或は其の先聖を祭り、或は其の先師に及び、或は其の有德者を瞽宗（一三四）

（一三四）殷代の學校。

聖人の教の目的は人倫を明かにあり

た祭るの禮あり、則ち學校の祀あるや久し。功烈、建御雷神の如きは、凡、海内の人宜しく欽仰すべき所、況んや我が常の民、其の靈に密邇（一三五）するものをや、又況んや、斯の道を推弘せんと欲する者に於てをや。館の建御雷神を祀る、豈已むを得んや。

○其の孔子の廟を營むは何ぞや。唐虞三代の道此に折衷するを以て、其の德を欽し、其の教を資し、人をして斯の道の益々大にして且つ明かなること偶然にあらざる所以を知らしめんと欲するなり。

臣、彪、謹んで案ずるに、聖人の教、其の節目勝げて數ふ可からず、而も其の大要は人倫を明にするにあり。昔、舜、契をして司徒（一三六）とならしめ、以て其の五教を敷く。教の經籍に見はるるものこれを始めとなす。虞・夏・商・沿革一ならず。政、變通あり。而も其の大要に至つては、未だ始めより同じからずんばあらず。周の衰ふるに及びて、政綱、振はず、彝倫（一三七）、日に斁れ、弑逆簒

（一三五）常に密接な關係がある。

（一三六）支邦古代の教育官。

（一三七）人倫と同じ。

孔子が尊敬される理由

奪、國としてこれなきはなし。孔子、實に契の苗裔を以て、東魯に生れ、信じて古を好み、堯舜を祖述し、文武を憲章し(一三八)、憤(一三九)を發し食を忘れ、周公を夢寐(一四〇)に見る。其の志、蓋し魯道を一變し、周室を夾輔(一四一)し、以て大義を天下に明かにせんと欲す。終身遑々(一四二)、席暖なるに暇あらず。遂に遺經を刪り、文章に託して、以て訓を萬世に垂る。當時其の敎に親炙(一四三)するもの、或はいふ、夫子は堯舜に賢ること遠しと。或はいふ、生民(一四四)あつて以來、未だ夫子より盛なるものあらずと。百世の下、萬口一談、敢て間然するなし。故に司馬遷曰く、天子王侯より中國の六藝(一四五)をいふもの夫子に折中すと。揚雄曰く、羣言淆亂(一四六)、之を聖語に折中すと。所謂、唐虞三代の道こゝに折衷せる者、それ然らざらんか。

孔子聖なりと雖も、位、大夫に過ぎず、分、陪臣に屬す。而も惟、西土の君臣、之を尊ぶのみならず。朝廷之を崇め、天之を仰ぐ、また從うて廟祀す。之其の德を欽するなり。之を邇くしては、

(一三八)のつとつて明白にする。
(一三九)「葉公孔子を子路に問ふ、子路對へず。子曰はく、女奚ぞ日はざる。其の人と爲りや、憤を發して食を忘れ、樂みを以て憂を忘れ、老の將に至らんとするを知らずと爾云ふと」(論語。述而第七)
(一四〇)「子曰はく、甚だしい矣。吾が衰へたるや。久しいかな吾復夢に周公を見ず」(論語。述而第七)
(一四一)左右から夾んで輔ける。
(一四二)落ちつかない樣子。
(一四三)親しくその敎を得た者。
(一四四)「子貢曰はく、其の祀を見て其の政を知り、其の樂を聞いて其の德を知る。百世の後より、百世の王を等するに、之に能く違ふこと莫きなり。生民より以來、未だ夫子有らざるなりと。有若曰く、豈惟民のみならんや。麒麟の走獸に於ける、鳳凰の飛鳥に於ける、泰山の丘垤に

神國日本は實余りありて文或は足らず

身を修め家を齊へ、之を遏くしては國を治め、天下を平かにし、明倫正名の教より、以て尊王攘夷の訓に至るまで、苟も以て道義を推し弘むべき者、服膺して遵奉せざるなし。これ其の教を養するなり。神州の基を建つるや、質餘りありて文或は足らず。(一四七)德澤洽し武備充足す。而も制度典章或は闕くる所あり。儒教に資つて以て之を培ふに及び、名數節目大に備る。所謂、斯の道の益々大且明なる偶然にあらざる所以のもの正にこれをいふなり。司馬遷又稱して曰く、孔子(一四八)布衣、十余世に傳ふ。學者之を宗とすと。今や遷の世を距る、殆ど二千年、而も孔子の裔、歷世相承け、其の祀を絶たず、蓋し宇宙間、一姓綿々、千萬世に亘りて自若たるもの、之を上にしては、天日嗣あり。之を内にしては、明神の後あり。之を外にしては、獨り孔子の裔あり。亦偉ならずや。而して近世、古學を唱ふるもの或はいふ、佛氏は因果を說き、儒者は天命を談ず。佛氏の害、儒者能く之を排す。儒の妄、世未だ之を辨

於ける、河海の行潦に於けるは、類なり。聖人の民に於けるも、亦類なり。其の類を出で、其の萃に拔く。生民より以來、未だ孔子より盛んなるは有らざるなり」と。（孟子、卷二、公孫丑章句上）

（一四五）禮・樂・射・御・書・數。

（一四六）事を取捨判斷して其の程よきところを得ること。

（一四七）あまねく行き渡ることを意味する。

（一四八）地位、身分共にない者。

せずと。乃ち口を極めて儒を罵り、仁義を法律と同じくし、舜禹を莽操(一四九)に比す。曰く、人慾も亦天理なり。曰く、天命は簒奪を飾る具なりと。

嗚呼、神州の道をして、西土の教と相反し、氷炭、類を異にするが如くならしむるは、則ち可なり。苟も其れをして相通じ、華(一五〇)實一氣の如くならしむるは、則ち其の儒教を排して、自ら斯の道を小にする所以、而も況んや、忠孝仁義の實は、天地以來、生民の固有する所なるをや。蓋し、古學者流は徒に俗儒曲學の説を認めて、以て聖賢の道となす。其の意亦恕すべきものあり。而も俗儒曲學を罵りて、併せて周孔の教を廢せんとす。これ噎(一五一)に懲りて食をも廢するなり。豈謬らざるんや。我が公、此に憂ふるあり、既に上古佐命の神を祀り、以て斯の道の繇つて來る所を明かにし、又聖人の廟を營み以て斯の道の益々大且つ明なる所以を欽せしむ。至れりといふべし。

(一四九) 王莽と曹操と、共に天下を大に擾き亂した人。

(一五〇) 花と實。

(一五一) 胃にたまつた瓦斯が噴門から食道を通つて口腔に逆らひ出ること。

心を勞する人と身を勞する人

農工商なほ未だ盡く其の業を怠らず

○嗚呼、我が國中の士民、夙夜懈らず、斯の館に出入す。

臣、彪、謹んで案ずるに、國中とは、郊内の地、所謂城下これなり。士とは、臣室世家。嫡庶少壯、皆之を包む。民とは、庶人、官に在る者、胥吏卒徒、亦皆之を括す。夫れ四民の世に在るや、各其の業に任じ、其の勤に服す。未だ佚居して素餐する者あらず。傳に曰く、君子心を勞する者は人を治め、力を勞する者は人に治めらると。蓋し其の身、愈々卑き者は其の力を勞すること愈々勤む。其の位愈々尊き者は其の心を勞すること愈々切なり。これを以て政通じ、人和し、國家治むべきなり。今や太平日久しく、民俗澆漓、農夫或は末業に趨き、工商奸利を射る。然れども米粟布帛、凡百の器財、天下の人之を用ひて盡きず。則ち三民はなほ未だ盡く其の業を懈らざるなり。かの文教闕け、武備廢り下情通ぜず、德澤降らず、邦家の勢、日に危殆に赴くが如きは、孰れか其の責に任ずる。豈獨り人を治むる者、其の職を廢するの致す所

（一五二）身體を勤勞させない。
（一五三）徒食する。
（一五四）世が末になり、人情が薄いこと。

泯然たるものは卽ち皆他日の士大夫なり

なるのみにあらざらんや。而して士大夫、恬として意に經せず。吏職を帶ぶる者、簿書期會(一五五)に過ぎず。武事に任ずるもの、更番宿直に過ぎず。子弟遊倅に至りては、絶えて一事なく、其の消遣の具、釣弋奕棋(一五六)にあらざれば、麹糵粉黛(一五七)。群居終日、好みて小慧を行ひ、習、性となつて泯然相率ゐて小人となる。其の泯然たるものは、卽ち皆、他日の士大夫なり。其の心を勞し人を治むるを望まんと欲す、抑亦難し。

支那歷代の制

大化の詔に曰く、凡、治を致さんとする者は若しくは君、若しくは臣、當に先づ己を正して後に人を正すべし。もし自ら正しからざれば、何ぞよく人を正さん。然らば卽ち民をして、各其の業を勸めしめんと欲すれば、必ず當に先づ其の士大夫を責むべし。士大夫を責めんと欲すれば必ず當に先づ其の子弟を教ふべしと。又其の本を論ずれば、人君を薫陶(一五八)し世子を輔導するに始まる。

西土歷代の制を歷觀するに、夏殷の禮、孔子既に文献徴するに足

(一五五) 記帳に沒頭して當座をつくらふ。
(一五六) 魚をつり、鳥をとり、圍碁、將棋など。
(一五七) 酒色に耽り虛飾不善を爲す。
(一五八) 敎化指導して感化を及ぼす事。

らざるを歎じたり。(一五九) 後世は得て詳にする所にあらず。秦漢以降、郡縣の制、亦封建の治に用ふべからず。獨り周家の制、頗る今日に合す。而して又幸に遺經の徵すべきあり。西土の道を資る者、これを舍てゝ何をか述べん。周の教を說くる、其の制甚だ備はる司徒の屬、民を教ふるに德行道藝を以てす。其の賢者、能者を興す。師保(一六〇)の職は門闈(一六一)の學を掌り、君所に咫尺し、善を告げ惡を諫む。又德行道藝を以て國子を教養す。虞書に曰く、「夔に命じて樂を典り冑子を教へしむ」と。冑子は卽ち國子なり。これに因りてこれを觀れば之を教ふる國子を急にす。獨り國家のみ、然るにあらず。我が公の館を設くるや、其の意に倣傚す。乃ち正廳の奥に就いて一室を營み、扁(一六二)して至善といひ、以て讀書燕息の所となす。教授提舉(一六三)の府を其の傍に設く。凡そ國の貴遊子弟、其の間に周旋し、又黌舍(一六四)に就いて別に一寮を設く。凡そ巨室の嫡子、及び左右近臣の少壯者こゝに寄宿す。之をして艱苦を諳んじ、道藝を

(一五九)「子曰はく、夏の禮は吾能く之を言ふも、杞徵するに足らざるなり。殷の禮は吾能く之を言ふも宋徵するに足らざるなり。文獻足らざるが故なり。足らば則ち吾能く之を徵せん。」(論語。八佾第二)

(一六〇)君主を教へ、輔佐する職。

(一六一)宮中のこと。

(一六二)扁額。

(一六三)監督官。

(一六四)校舍。

文質彬々たる君子人

講じ、以て才德を陶冶せしむ。又居學及び講習の寮を設け、闔國(一六五)の子弟、各序を以て業に就き、敢て怠惰ならしめず。嗚呼、後嗣君公の志を繼ぎ、克く峻德を明かにし、以て至善の地に止る。其の政に任ずる者、能く周家の法を酌み、胄子の教を忽にせず。而して其の學者は、小となく大となく志を立て學を講ず。行德道藝は或は賢に或は能に、其の泯然たる者を變じて、以て文質彬々(一六六)の君子となす。則ち心を勞し人を治むるの職を曠くせざるに庶からんか。

○神州の道を奉じ、西土の教を資る。

臣、彪、謹んで案ずるに、斯の道の湮晦せる既に久し。而して儒教の支離、又一日にあらず。則ち之を奉じ之を資る所以のもの、審思明辨せざる可からず。それ神州の道、浮圖之を奪ひ、俗儒之を壞り、神道者流之を小にし、古學者流殆ど之を明かにし、又

(一六五)國中。

(一六六)文質兼ね備はる君子。

從うて之を晦くす。何を以て之をいふか。

神を敬ひ祭を重んずるは斯の道の尤も大なる者、而るを浮圖、本地垂跡の說を設け、天下の神祇を擧げて、之を胡鬼の末流に隷す。あらゆる神宮に伽藍を創立し、佛神並び祀る。祠官僧徒、比隣雜處せり。甚だしきは、陽神陰佛(一六八)、唯僧之を主る。乃ち朝廷の典禮に至るまで、往々浮圖の法を用ふ。遂に喪祭の大事を擧げて、一切これを梵道(一六九)に委す。これ浮圖之を奪ふなり。

上世未だ文字あらず。斯の道或は言語歌詞に傳へ、或は風俗政敎に存し、或は氏族官職、名物制度の中に寓す。其の諸書を筆するに及び、愼んで其の舊を存し、猶其の眞を失はんことを恐る。而して操觚(一七〇)の士、徒に西土の文に眩し、古風の質を嫌ひ、一意摸倣、これを捨て彼に從ふ。書紀體例の嚴を以てすと雖も、而もこれを稗田阿禮の誦する所に較ぶれば、則ち華に就き實を失ふもの、未だ必ずしもこれなしとせず。書紀猶且つ然り。其の他復た

(一六七) 我が國の各神の本地を全部、佛敎に關係づけ、それが假りに日本に姿を現はしたものだとする。しかし之が本源の思想は、本有の妙理、無始無終、絕對としての佛陀が人間を利益し、衆生を濟度する目的から、迹をこの地上に垂れたものとする。辻博士は「日本佛敎史の硏究」で、この思想が成立したのは、我が國では、藤原時代だと言つてゐる。

(一六八) 表面上だけ神を信じた樣子を見せ、內實は佛に歸依してゐるもの。

(一六九) 佛道。

(一七〇) 文筆に從事する智識階級。

俗儒の弊害

神道者流之を小にす

何ぞ說かん。これ俗儒之を壞るなり。

後世に至るに及びて、浮華日に長じ、異端益々熾んなり。其の教といひ、法といふもの、儒にあらざれば、則ち佛、古道の寓する所は、禱祀祓除の事に過ぎず。こゝに於て好事者、儒佛を剽竊(一七一)し、五行を附會し、別に門戶を標立す。名づけて神道といふ。夫れ神は人の本とする所。而して其の道は所謂、生民の須臾も離る可からざる者、(一七二)豈巫覡の得て私すべき所ならんや。而して方伎の流、往々其の名に託し、以て糊口の具となす。これ神道者流之を小にせるなり

近世古學を唱ふる者、古言を錯綜し、萬事を網羅し、考證これ力む。勤めたりといふべし。而も其の道を論ずるに至りては、則ち天下の吉凶禍福を擧げて、これを直毘、(一七三)禍津二神に付し、淸淨自然を以て、人道の極致と爲し、其の言頗る辯ず。之を要するに、皆老莊の糟粕のみ。其の徒、亦自ら其の說の老莊に類するを

(一七一) 人知れず盜む。

(一七二) かんなぎ、巫は女、覡は男共に梵語である。

(一七三) 所謂國學者、或は古道學派の說で、宣長派の主張。宣長の「直毘靈」、篤胤の「古道大意」參照。

古學者流殆ど道を明かにし又從うて之を晦くす

學者をして茫乎として適從する所を知らざらしむ

嫌ひ、乃ち曰く、老莊の所謂、自然なる者は、猶ほ未だ聖人の道に溺るゝを免るゝ能はず。吾が所謂自然は、皆神意に本づくと、特に其の弊の必ず胸臆に任じて私智を逞くし、剛愎自ら喜ぶに至るを知らざるのみ。これ殆ど之を明かにし、又從うて之を晦くするものなり。

儒佛の支離する所以、亦頗る之と相類す。それ西土の道、孔子に折衷す。儒者經を說き、或は緯書を引き、之を證し、或は、黃老を援いて之を解し、戰國縱橫の說を雜ふるもの之れあり。浮圖頓悟(一七四)の理を混ずるもの之れあり。之を要するに、漢儒訓詁に長じ、道理に短し。宋儒性命に精しく、事業に疎なり。各門戶を立て、同じきに黨し、異なれるを伐つ。其の註脚語錄、互に相排擊する者、紛々擾々、指、屈するにたへず。遂に學者をして茫乎として、適從する所を知らざらしむ。後の書を讀み學を講ぜんと欲する者、噫、亦難いかな。然らば則ち之を如何して可ならんや。

（一七四）禪學のこと。

之を言ふは難きにあらず之を行ふこと難きなり

曰く、孔子云はずや、(一七五)多見は疑を闕く、又云はずや、(一七六)古の學者は己の爲にすと。古典を讀むもの、誠に宜しく、これを天地神祇に本づき、これを古言舊事に參し、これを流風遺俗に徵し、これを世の人に驗し、其の昭然、疑なきものを掲げて之を奉ずべし。經籍を講ずる者、亦宜しく洙泗に泝洄し、參するに後人の說を以てし、短を捨て長を取り、糟粕を汰し、精英を掬し、醇乎として醇なるものを擧げて之を資るべし。之を以て己を修め、之を以て人を治む。達すれば、民と之に由り、窮すれば、獨り其の道を樂む。亦可ならずや。抑、古人言へることあり。曰く、之を言ふは難きにあらず。之を行ふこと難きなりと。之を行ふこと既に難し、則ち言何ぞ容易ならん。敢て志す所を述べ、以て後の君子を俟つ。

忠孝無二

〇忠孝二なし。

(一七五)「子張祿を干むることを學ぶ。子曰はく、多く聞きて疑はしきを闕き、愼みて其の餘を言へば、則ち尤寡し。多く見て殆きを闕き、愼みて其の餘を行へば、則ち悔寡し。言、尤寡く、行、悔寡ければ、祿、其の中に在り。」(論語、爲政第二)

(一七六)「子曰はく、古の學者は己の爲めにし、今の學者は人の爲めにす。」(論語。憲問第十四)

忠孝は名教の根本臣子の大節なり

臣、彪、謹んで案ずるに、人道、五倫より急なるはなく、君父より重きはなし。然らば則ち忠孝は、名教の根本、臣子の大節、而して忠と孝とは途を異にし歸を同じうす。父に於ては孝といひ、君に於ては忠といふ。吾が誠を盡す所以に至りては、則ち一なり。昔、孔子の曾參に敎ふるや、曰く、(一七七)夫れ孝は親に事ふるに始まり、君に事ふるに中し、身を立つるに終ると。一の孝を言うて、忠を其の中に寓す。周官師氏の國子を敎ふるや、曰く、孝德以て逆惡を知ると、一德を擧げて、樂行之を判ず。之に由つて之を觀れば、忠孝の二なきや、亦明かなり。

忠孝一に歸するの理由

聖人既に沒し大道明かならず。衞輒の父を無みするを以て、春秋を傳ふる者、或は義を以て之を許す。(一七八)伍員の君を無みするを以て、史記を編する者、烈丈夫を以て之を稱す。後儒又或は以爲へらく、忠は國に廢すべからず、孝は家に廢すべからず。孝は既に經あり、忠は則ち猶缺く、乃ち仲尼の意を述べて、忠經を作らん

（一七七）孝經にある語。

（一七八）伍子胥のこと。自己の父兄を殺されたる恨の爲めに、楚の平王の墓を掘り、其屍に三百の鞭を加へた。衞輒は春秋戰國の人。

進んで君に事へ、其の大義を全くするは乃ち親に孝なる所以

退いて親を養ひ其の風教を助くるは、乃ち君に忠なる所以

と。夫れ子を以て父を拒ぎ、兵を構へて國を爭ひ、或は父母の邦を屠り、舊君の屍に鞭つ、其の無道殘忍、已に甚だし。而して晉に不孝不忠の名を免がるるのみならず、これを賢君烈士の科に列す。何を以て後世をして勸懲する所あらしめん、忠經の作に至りては、忠孝一本たるを曉らず、叨に聖經を摸し、蛇足を添ふるのみ。これ皆所謂。經師良史にして、其の謬妄猶或はかくの如し。其の弊遂に忠孝は兩全せずとの說あり。果して然らば、周家の典、孔子の教信ずるに足らざるなり。以て辯せざるべからず。

夫れ孝子の身を敬するや、身體髮膚、猶敢て毀傷せず。況んや大義の我にある者、豈獨り虧く可けんや。然らば、進んで君に事へ其の大義を全うするは、乃ち親に孝なる所以なり。君子、君に事ふる、(一七九)委吏となり、(一八〇)乘田となる、敢て苟且もせず、況んや風敎の治に關するもの、豈獨り忽にすべけんや。然らば、退いて親を養ひ、其の風敎を助くるは、乃ち君に忠なる所以なり。忠と孝と其

(一七九)米穀の出納をつかさどる役。孔子がこの役に居たことがある。

(一八〇)家畜をつかさどる役。同じく輕役で、これも孔子が勤めたと傳へられてゐる。

の本を二つにせず、處する所、何如にあるのみ。忠孝全からざる說を立つる者は、則ち曰く、家居親を養へば、身を君に致すこと能はずと。是れ徒に夙夜(一八一)公にあるを、これ忠となすことを知りて、綱常を扶植(一八二)するの大忠たるを知らざるなり。また曰く、死を以て國に殉すれば、力を父母に竭すを得ずと。これ冬溫め夏凊しくするの孝たるを知つて、身を殺して仁をなすの大孝たるを知らざるなりと。善いかな。歐陽修の臣子の變に處するを論ずるや。曰く、身は其の居に從ひ、志は其の義に從ふと。其の忠孝一本の旨に於て得たりといふべし。

文武不岐の意義。

○文武岐れず。

臣、彪、謹んで案ずるに。神聖武を以て國を建て、文亦固より其の中に寓す。夫の西土三代の忠・質・文に於けるが如し。夏殷文なきにあらず。周、豈忠質を廢せん。夏は忠をいひ、殷は質を

(一八一)朝夕。

(一八二)植ゑつけ、育てる。

文武の國家に於けるや、猶天地の陰陽あるが如し。

いひ、周は文をいふ。皆其の尙ぶ所を言ふのみ。天祖天孫の統を垂れ、神武、崇神、諸帝の天業を經綸(けいりん)するや、其の武を尙べるや論なきのみ。而して其の神を敬し、民を愛し、政をなし、治をはかるの迹、豈之を文といはざる可けんや。聖子神孫、世々其の緒を承け、內、萬民を安んじ、外、四夷を撫す。諸王、諸臣、亦皆、文能く衆を附し、武能く敵を威(をど)す。國運の盛、赫々(かくかく)として日の昇るが如し。中葉以降、將相職を異にし、文武背馳(一八三)す。公卿軟弱にして、手兵を知らず。源、平、互に起り、皇家陵夷し、天下の大權、遂に武人に移る。

夫れ、文武の國家に於けるや、猶、天地の陰陽あるが如し。陰陽並行(へいかう)して而して年穀豊饒す。文武並び擧つて天下乂安なり。其の然らざるものは、之に反す。この故は武人の政をなす、其の文教を資るもの、或は能く小康を致す。專ら、威刑に任ずるものは、亡ぶること踵(一八四)を旋らさず。東照宮に至つて文を揆(はか)り武を奮

(一八三) 行きちがふこと。

(一八四) 急な譬へ。

文武の道各大小あり

文の弊は弱、武の弊は愚

ひ、以て今日の基を開く、則ち上にある君子、固より宜しく其の業を紹述すべし。而して凡そ天下の士、勗めて其の事に從はざるべからず。蓋し、文武の道、各小大あり。天地を經緯し、禍亂を克定するは、これ其大なるものなり。然して、書冊は道義を講ずる所以、劍矛は心膽を練る所以なり。心膽實して而して後、以て難に臨み、變を制すべし。道義明かにして而して後以て己を修め人を治むべきなり。且、文の弊は弱、武の弊は愚、武以て弱を矯むべく、文以て愚を醫すべし。然らば則ち學者、其の大を語りて其の小を忽にするは、不可なり。其の小を務めて其の大を忘るゝも亦不可なり。分ちて二つとなし、又其の一を廢するは尤も不可なり。周代六藝の科、射御其の中に居る。孔子曰く、文事ある者は必ず武備あり。冉求、矛を奮うて齊軍に入り、仲由、三軍を行るを以て、自ら許す。則ち古の人を敎ふる其の文武兼資し、徳をなし材を達せしむる所以、知るべきなり。後世に至るに及んで、

熊澤蕃山、文武一致を計る

大道湮晦し、學校の設、亦文具に屬す。凡そ學校に周旋する者、率ね皆白面の書生、古の所謂勇敢强力なる者は、首を其の門に屈するを甘んぜず、李唐(一八五)に至つて呂尙を尊ぶこと、孔子に匹似す。別に武學を建てゝ文學と相對す。其の心を文武に用ふること則ち似たるかな。殊に文益々岐れて復た收合すべからざるを知らず。聖人の意大に荒む。備前の國主、池田氏、蓋し、此に見るあり。其の臣、熊澤伯繼の議を用ひ、新に學舍を設け、文武を合して而して一となす。我が公、毎に深く其の國體に通達せるを嗟賞す。斯の館を立つるに及びて、亦其の美意に倣ふ。文武岐れざるの戒ある所以、學者其れ服膺せざる可けんや。

○學問事業、其の効を殊にせず。

臣、彪、謹んで案ずるに、學は道を學ぶ所以、問は道を問ふ所以なり。而して事業は、其の道を行ふ所以なり。これを工匠に譬

(一八五)李唐は唐のこと。呂尙は太公望のこと、周の文王の師であつた。

古今學者多きも卓然として朽ちざるもの何ぞそれ寥々たるや

用と不用とは人に在り、學と不學とは己にあり

ふるに、必ず先づ規矩（一八六）を學びて然る後、經營に從事す。抑天下の工匠、何ぞ限らん、其の良き者は、能く宮殿を建て、樓閣を造る。其の極めて拙きものと雖も、未だ嘗て一廬舍(ろしゃ)の役に堪へざるものあらず。古今學者亦多し。其の事業の卓然として朽ちざるもの、何ぞそれ寥々たるや。夫れ天下の宮殿、樓閣を造らんと欲する者は、必ず皆良工に委任す。一廬舍(ろしゃ)の微(び)と雖も、亦必ず匠人を俟つて之を爲す。故に工匠、常に其の規矩(きく)を試むるを得。國家ををさむるに至つては、必ずしも道を學ぶ人を用ひず。或は之を用ふるも、亦必ずしも之に任せず。故に學者は、常に其の道を行ふことを得ず。其の勢然るなり。用と不用とは人に在り。學と不學とは己にあり。請ふ嘗みに其の己に在るものを論ぜん。

學問事業の一なり難きは、其の故、多端にして大弊(たいへい)四つあり。曰く、躬行を忽(ゆるがせ)にす。曰く、實學を廢す。曰く、經に泥(なず)む。曰く、權に流る。夫れ學は人倫を明かにする所以、聖賢の教、必ずこれを

（一八六）設計の方法

躬行を忽にするの弊

實學を廢するの弊

身に本づく。而して學者或は禮義を修めず。其の德を失ひ行を汚し、曾て庸人(一八七)にだもこれ若かず、其の侮を世に取る固より怪むに足らず、且庸人の惡をなすは、世皆之を非とす。學者の不善を爲すは、必ず誘して而して之に倣ふ者あり。其の風敎を害する豈淺少ならんや。これ躬行を忽にするの弊なり。其の文人は則ち曰く、五行並び下り萬言立どころに就ると。其れをして官に居て事を始めしめば、或は委瑣(一八八)自ら用ひ、大に人望を失ひ、或は風流に沈溺し、民隱を恤へず。其の武人は則ち曰く、七書(一八九)に通じ、八陣(一九〇)を明かにすと。其れをして兵を治め卒を練らしめば、號令明かならず、隊伍整はず、華法にあらざれば則ち兒戲なり。こゝに於て小人胥吏毎に文を舞し、法を弄し、以て權柄を握るを得たり。而して英偉倜儻(一九一)の人、亦或は草野巖穴の間に冷笑す。天下の事亦危いかな。これ實學を廢するの弊なり。其の古に拘はる者、舊典を墨守し、變通を知らず、禮を講じ儀を習ふ。木偶に非ざれば、

(一八七) 才學共に平凡な人。

(一八八) 小事に拘泥する。

(一八九) 七種の兵法書。孫子・吳子・司馬法・尉繚子・三略・六韜・李衞公問對。

(一九〇) 我が國では大江維時が唐から傳來させたとする魚鱗・鶴翼・雁行・彎月・鋒光・衡軛・長蛇・方圓が普通言はれてゐる。この他太古に風后の作つたもの、諸葛亮の作つたものなどがある。

(一九一) 才氣すぐれて獨立不羈の人。

經に泥み權に流るゝの弊

以上の弊を矯める方法

則ち俳優、以て經に合せりとなす。其の世に阿るもの己を枉げて人に從ふ、(一九二)閹然迎合し、至らざる所なし。以て權に通ぜりとなす。これ經に泥み、權に流るゝの弊なり。天下の道を學ぶ者、この四弊を免るゝもの或は寡し、これ猶、工匠にして其の規矩を廢するが如し。道の行はれざる、其の不幸に非ざるなり。

然らば則ち何を以て其の弊を矯めん。曰く、亦孔子に折衷するのみ。(一九三)夫れ賢を賢として色に易へ、能く君父に事へ、朋友に信あらば、未だ學ばずといふと雖も、孔門の徒、必ず之を學びたりと曰はん。然らば則ち、向の躬行を忽にする者、既に學びたりと曰ふと雖も、決して孔門の學に非ず。(一九四)詩三百を誦し、之に授くるに政を以てして達せず。四方に使して專ら對ふる能はず。孔子謂ふ、多とすと雖も、亦奚を以て爲さんと。然らば則ち、所謂實學を廢するは、亦孔子の與みする所に非らず。(一九五)麻冕は禮なり、而して純の儉に從ふ、權に通ずるなり。君臣の大節に至つては、必ず下拜

(一九二) 笑顔で迎へる形容。

(一九三)「子夏曰はく賢を賢として色に易へ、父母に事へて能く其の力を竭し、君に事へては能く其の身を致す。朋友と交り言ひて信あらば、未だ學ばずと曰ふと雖も、吾は必ず之を學びたりと謂はん。」(論語、學而第一)

(一九四)「子曰はく、詩三百を誦し、之に授くるに政を以てして達せず。四方に使して專對すること能はずんば多しと雖も、亦奚を以て爲さん。」(論語、子路第十三)

(一九五)「子曰く、麻

これ神に偏するなり

の禮に從ふは、經を守るなり。（一九六）鄕人儺するとき、朝服して阼階に立ち、（一九七）魯人獵較すれば、亦獵す。古に拘はらざるなり。（一九八）泰山の旅、（一九九）顓臾の事、（二〇〇）陳恒の亂の如き、其の家宰を責め、君相に告ぐる所以のものに至つては、（二〇一）侃侃たる正義、顧慮あるなし、世に阿らざるなり。然らば則ち、所謂、經に泥み、權に流るゝ者、亦皆孔子の徒に非るなり。苟もよく四弊を矯め法を孔子に誦す、則ち奚んぞ學問、事業の一に出でざるを患へん。夫れ然る後、斯の道の規矩、將に施して不可なからんとす。若し其の用と不用とは人なり、亦天なり。學者は尤めず、怨みずして可なり。

○神を敬し儒を崇め、偏黨あるなし。

臣、彪、謹んで案ずるに、敬神は上文に所謂神州の道を奉ずる者、崇儒は所謂西土の敎を資る者なり。世の神道を奉ずる者、鴻荒を談說し、幽眇を張皇し、或は隱を索め怪を行ふの弊あり。これ神

冕は禮なり。今や純は儉なり。吾は衆に從はん。下に拜するは禮なり。今上に拜するは泰なり。衆に違ふと雖も、吾は下に從はん」（論語、子罕第九）麻冕と云ふのは麻で作つたカンムリ。これは聖人は義に害なければ、衆に從ふが、あれば、絶對にそれを行はないことを言つたので、義を行爲の標準とした態度が正しいことを示したもの。

（一九六）「席正しからざれば、坐せず。鄕人の飮酒に杖者出づれば斯に出づ。鄕人の儺するとき、朝服して阼階に立ちたまふ」（論語　鄕黨第十）儺とは疫鬼を驅り逐ふ式。阼階は東方の階で、主人の位のこと。

（一九七）「曰はく、今の諸侯は、之を民に取るや、猶ほ禦のごときなり。苟も其の禮際を善くするや、斯れ君子も之を受けんと。敢て問ふ。何の說ぞや。曰はく、子以爲へらく、

これ儒に黨するなり

神州は自ら神州なり西土は自ら西土なり

に偏するなり。其の儒教を學ぶ者は異邦を大にし、神州を小にして動もすれば、本末を顚倒するの失あり。これ儒に黨するなり。苟學者の宜しく戒むべき所なり。蓋し偏黨あること無きものは、乃ち敬神崇儒の至なり。かの神皇を尊ばず、聖賢を信ぜざるが如きは、孔子の所謂、（二〇二）焉ぞよく有となし、焉ぞよく亡となさんなり。孟軻の所謂、斯の世に生るゝや、（二〇三）斯の世の爲にするなり。之を以て偏黨なしとなさば、神を慢り儒を侮るの最も大なるもの、これ亦戒めざる可からざるなり。

抑、旣に神を敬すといひ、儒を崇むといふ、然らば則ち神と儒と固より尊卑あるなし。唐虞三代の君を敬する事、必ず我が神祇に事ふるが如くして、然る後、偏黨なしとなすか。曰く、これ徒に其の文に泥みて、其の意に本かざるなり。神州は自ら神州なり。西土は自ら西土なり。彼我を指して外となす。我亦彼を斥けて下となす。西土の教、尤も内外の分を嚴にす。我れ資りて之を用

王者作ることあらば、將に今の諸侯を比して而して之を誅せんとするか、其れ之を教へて改めずして而る後に之を誅せんか、其れ其の有に非ずして之を取る者は盜なりと謂ふは、類を充てて義の盡くるに至るなり。孔子の魯に仕ふるや、魯人獵較すれば、孔子も亦獵較す、獵較猶ほ可なり。而るを況んや其の賜を受くるをや」（孟子、卷五、萬章章句下）

（一九八）「季氏泰山に旅せんとす。子、冉有に謂ひて曰はく、女救ふこと能はざるかと。對へて曰はく、能はずと。子曰はく、嗚呼、曾ち泰山を林放に如かずと謂へるか」と。（論語、八佾第三）

（一九九）「季氏將に顓臾を伐たんとす。冉有季路、孔子に見えて曰く、季氏將に顓臾に事あらんとすと。孔子曰はく、求、乃ち爾是れ過つなきか、夫れ顓臾は、昔者先王以て東蒙

西土の書を讀むも、宜しく其の堯舜を尊ぶ所以を以て、我が神皇を尊べ。

ふ。亦、上下の別を正さゞるべからず。單に西土の教に就いて之を論ずるも、猶且然り、況んや國體を尊び名分を愼むは、皇朝の尤も重んずる所なるをや。且それ浮圖を惡む所のものは、其の法一たび傳はりて、遂に西竺を尊び、其の胡鬼を奉ずるを以てにあらずや。儒教を崇めて、遂に其の國を仰ぎ、又歴史人物に推及し、以て我が神皇と並び奉ずるが如きは、則ちこれ一浮圖を生ずるなり。豈可ならんや。

我が公恒に言へるあり。曰く、西土の書を讀むもの、宜しく其の堯舜を尊ぶ所以を以て、我が神皇を尊び、其の上帝に事ふる所以を以て、我が天祖に事ふべしと。斯の館を建つるに及びて、孔廟の制、議論紛紜、或はいふ宜しく(二〇四)塑像を設くべしと。或はいふ宜しく十哲(二〇五)及び諸儒を配すべしと。公、斷然、唯、先聖を祀りて配享(二〇六)の議に及ばず。又、後世、奉ずる所の尊號を用ひず。嘗て齋戒盛服して、親ら牌子(二〇七)に書して「孔子神位」と曰ふ。愼の至れる

の主と爲せり。且つ邦域の中に在り。是れ社稷の臣なり。何ぞ伐つことを以て爲さんと。冉有曰はく、夫子之を欲す。吾二臣は皆欲せざるなり。孔子曰はく、求、周任言へるあり。曰はく、力を陳べて列に就き、能はざれば止むと。危くして持せず、顚りて扶けずんば、則ち將た焉ぞ彼の相を用ひん。且つ爾の言過てり。虎兕柙より出で、龜玉櫝中に毀るれば、是れ誰の過か。冉有曰はく、今夫の顓臾は固くして費に近し。今取らずんば、後世必ず子孫の憂と爲さんと。孔子曰はく、求、君子は夫の之を欲すと曰ふを舍てて、必ず之が辭を爲すを疾む。丘や聞く、國を有ち家を有つ者は、寡を患へずして均しからざるを患へ、貧を患へずして安からざるを患ふと。蓋し均しければ貧なく、和すれば寡なく、安ければ傾くことなし。夫れ是の如し。故に遠人服せざれ

國家を治むるには上下一體となれ

なり。所謂偏黨する所あるなきもの丶意、其れ斯にあるか。

○衆思を集め群力を宣べ、以て國家無窮の恩に報ず。

臣、彪、謹んで案ずるに、天下は大物なり。必ず能く天下の賢者に任じ、天下の能者を用ふ。智者は其の思を竭し、勇者は其の力を效し、上下一體、彼此間なく、而して後鴻基を無窮に保つべきなり。書に曰く、予、力を四方に宣べんと欲す。汝爲せよと。諸葛亮曰く、參署する者は衆思を集め、忠益を廣むるなり。それ虞舜の聖を以てして、敢て自ら用ひず、必ず良弼(二〇八)の力に藉る。諸葛の才を以てして、敢て獨斷せず、必ず多士の議に資る。而も庸材の人、既に賢能に任ずる能はず、又自ら區々の智力を用ひ、以て治安の業を圖らんと欲す、抑亦難いかな。唯天下の事のみ、然りとなすに非ず。一國の治と雖も、亦一材一能の能く辨ずる所にあらず。然らば則ち凡そ士たる者、各其の職を守り、其の業を勤め、

ば、則ち文德を脩めて以て之を來す。既に之を來せば、則ち之を安んず。今由と求とや、夫子を相け、遠人服せずして來すこと能はず。邦分崩離析して守ること能はず。而して干戈を邦內に動かすことを謀る。吾季孫の憂は顓臾に在らずして、蕭牆の內に在らんことを恐るゝなり、と。」(論語季子第十六)

(二〇〇)陳成子簡公を弑す。孔子沐浴して朝し、哀公に告げて曰はく、陳恆其の君を弑せり。請ふ之を討たんと。公曰はく、夫の三子に告げよと。孔子曰はく、吾大夫の後に從ふを以て、敢て告げずばあらざるなり。君曰はく、彼の三子者に告げよと。三子に之きて告ぐ。可かず。孔子曰はく、吾大夫の後に從ふを以て、敢て告げずんばあらざるなりと」。(論語、憲問第十四)これらの例は皆、孔子が義を第一としたことを物語る。

(二〇一)剛直な形

以て其の長上に事ふ。其の大夫たる者は家を忘れて公に奉じ、其の美を奬順し、其の惡を匡救す。而して人君は、其の衆思群力を集めて、以て其の國を治む。君臣上下、誠を以て相與す。則ち孟軻の所謂、浩然たるもの、孰か能く之を禦がん。然る後、國家無窮の恩に報ゆる所以のもの、始めて遺憾なしと謂つ可きのみ。

然れども臣、竊に思ふ。衆思を集め、群力を宣ぶるは、固より人君の要務、而して大に慮るべきもの二つあり。雷同の弊、朋黨の禍これなり。小人、君に事ふる、小廉曲謹、過失なきが如く、姑息摸稜、殆ど中庸に類し、己を枉げ人に從ひ、意必ず固より我なき者に似たり。人君言を發すれば、大夫之を賛し、大夫議を建つれば、群僚之を成す。啻に之を賛し之を成すのみならず、務めて其の意を迎合し、(二一〇)脅肩諂笑、至らざる所なし、其の君臣の間、殆ど一體にして間なきものに似たり。こゝに於て人君大に喜び、以て吾よく衆思を集め群力を宣ぶとなす。一旦、變、不意に起るに及びて

容。

(二〇二)「子張曰はく、德を執ること弘からず、道を信ずること篤からずんば、焉ぞ能く有りと爲さん、焉ぞ能く亡しと爲さん」と。(論語、子張第十九。)

(二〇三)孔子曰はく、我が門を過ぎて我が室に入らざるも、我れ憾みざる者は、其れ惟郷原か。郷原は德の賊なりと。曰く、何如なれば斯れ之を郷原と謂ふ可き。曰く、何を以て是れ嘐々たるや。言は行を顧みず、行は言を顧みず、則ち曰く古の人古の人と。行何爲れぞ踽々涼々たる。斯の世に生れては、斯の世の爲にせん。善とせらるれば斯れ可なりと。閹然として世に媚ぶる者は、是れ郷原なり」。(孟子、巻七、盡心章句下)

(二〇四)土像。

(二〇五)所謂孔門の十哲で、顏淵・閔子騫・冉伯牛・仲弓・宰我・子貢・冉有・季路・子

雷同するの弊

朋黨の禍

は、君、命じて、大夫、奉せず。大夫、令して、群僚、從はず。甚だしきは門を開いて賊を揖し、戈を倒にして後を拒ぐ。向の贊成迎合したるもの、悉く變じて仇讎となる、豈悲まざるべけんや。これを雷同の弊といふ。

君子の君に事ふるや、之を知れば敢て言はずんばあらず。之を言へば敢て盡さずんばあらず。四體を展布して依違あることなし。其の狀、頗る不敬者に似たり。平居、事なく、各、意見を陳して敢て面從せず。其の跡甚だ和せざるものに似たり。其の大義大節に臨むに及びては、飢渴の飲食に於けるが如く、期せずして揆を同じうす。(二一一)刀鋸鼎鑊も其の志を奪ふこと能はず。これ小人、奸吏の尤も忌む所、其の過あるに乘じて之を擠さんと欲す。其の人、未だ盡く過あるにあらず。譏して之を去らしめんと欲す。其の人、盡く譏すべからず。こゝに於て目するに朋黨(二一二)を以てす。朋黨の說、一たび行はれて、闔國蕩然、復、君子なし。これを朋黨

游、子夏をいふ。

(二〇六)同職に共に祭ること。

(二〇七)木札。

(二〇八)良宰。

(二〇九)決斷力のないこと。

(二一〇)肩をそびやかし他の機嫌取りに夢中になり諂ひ笑ひすること。

(二一一)皆人を刑する具。

(二一二)同類が結んで黨外の者を排すること。

賢臣を遠ざくる勿れ

の禍といふ。故に舜の夔に命ずるに曰く、庶頑讒説行を殄ち、朕が師を震驚するを堲むと。諸葛亮の後主を戒むるに、曰く、小人に親み、賢臣を遠ざくるは、これ後漢の傾頽(二一三)する所以なりと。これに由りて之を觀れば、讒說行を殄つは、良弼ありと雖も舜の時に宣ぶることを得ず。而して亮の所謂忠益を處むる者、亦小人の衆志を集むるにあらざるなり。上にある人、豈深く鑑みざる可けんや。

○豈徒に祖宗の志を墜さゞるのみならんや、神皇の靈も亦將に降鑑せんとす。

臣、彪、謹んで案ずるに、臣下の君上に於けるや一體なり。子孫の祖先に於けるや一氣なり。臣子既に其の德行道藝を修めて以て君父に事ふ。人君其の衆思群力を集めて、以て祖宗に報ず。則ち君臣上下、斯の道を推弘する所以のもの、孰れかこれにより大

(二一三) 衰亡。この場合、舜の言葉中にある師とは人々と云ふ意。

ならん。祖宗の志こゝに於て墜ちず。神皇の靈、感格せざるの理あらんや。然れども其の本を要むれば、唯、我が躬行を愼み、我が君父に事ふるのみ。固より分を犯し等を踰え、高遠に鶩するにあらざるなり。曩に我が公、國に就くや、親しく一書を述べて國中の子弟に喩す。名けて告志篇といふ。其の言皆、士大夫、躬行の要。其の忠孝大節に於ける、蓋し、尤も思を致す。其の略にいへるあり。曰く、天下萬姓、(二一四)鞠育の恩は、天祖に本づく。二百餘年太平の化は、東照宮に原づく。而して士大夫、各其の祿位を得るものは、皆先君先祖の餘澤なり。其の本を思ひ、其の恩に酬ゆるものは、臣子の志を立つる第一義たりと。

恭しく惟みるに、天皇は實に天祖の嗣を承く、大將軍は則ち東照宮の統を續ぐ、寡人無似と雖も亦威公の胤を忝うす。士大夫は皆、祖先の後を襲ぐ。然らば則ち、貴賤となく、小大となく、其の父母に孝に、其の長上に忠にして、本に報じ恩に酬ゆるの義並

(二一四) 鞠育。

道義の闡明と名教の維持

び擧る。若し其の君父を慢り、直に忠を朝廷と幕府とに盡さんと欲するは、分を犯し等を踰ゆるの甚だしき者、適ま以て僭亂の罪を取るに足る。公再び國に就くに及び、乃ち斯の館を建て、以て子弟を教養す。又斯の記を撰して以て其の大綱を掲ぐ、其の道義を闡明し(二一五)、名教を維持する所以のもの、實に天下後世の訓となすべし。豈特に一國の士民をして、方を知らしむるのみならんや。學者能く斯の記を讀み、斯の道の淵源を知り、參するに告志の篇を以てして、躬行實踐の業に從事せば、公の盛意に負かざるに庶幾からん。

○斯の館を設け、以て其の治教を統ぶる者は誰ぞ。權中納言從三位源某也。

臣、彪、謹んで案ずるに、治と教と其の旨維れ一なり。亦猶、忠孝文武の偏廢すべからざるが如し。逸書に曰く、天、下民を降

(二一五) 明白。

し、之が君を作り、之が師を作ると。易の書たる、乾坤に繼くに屯蒙を以てす。屯は侯を建つるに利し。君道こゝに起る。蒙は以て正を養ふ。師道こゝに立つ。周官の冢宰は邦治を掌り、司徒は邦教を掌る。其の他、聖經賢傳の旨、未だ嘗て治教を重んせずんばあらず、夫れ民の道たる、佚居教なくば、禽獸に近し。故に聖人の民に於ける(二一六)庠序の教を謹み、之を申るに孝悌の教を以てし。其の教に服するや、(二一七)三物(二一八)賓興の賞之に從ふ。其の教に服せざるや、(二一九)圜土苦役の法、不孝不悌の刑、又之に從ふ。蓋し其の刑辟を被る者は、必ず教ふ可からざるの民のみ。民の彝を秉るは、この懿德を好む。則ち所謂刑措きて用ひざるもの、果して溢美にあらざるなり。後世の民に於ける、其の教を謹まず、其の義を申ねず、罪に陷るに及びて、從うて之を刑す。所謂、民を網するもの皆これなり。而して亦何ぞその免れて恥づるなきを怪まんや。其の國學といひ、鄉校といふも、亦唯これを先生の(二二〇)祭酒に委するのみ。宰執、

(二一六)鄉里の學校。

(二一七)周禮の地官には、「鄉三物を以て萬民に教ふ。一に曰く、六德。二に曰く、六行。三に曰く、六藝」とある。六德とは智・仁・聖・義・忠・和のこと。六行とは孝・友・睦・婣・任・恤のこと。六藝とは禮・樂・射・御・書・數をいふ。

(二一八)周代に士人を採用する法。鄉飲酒の禮で賓客として擧げる、興は擧の意。この語は周禮の地官にある。

(二一九)獄舍。

(二二〇)學政を宰する長官、德川時代の大學頭に相當す。

學校の政又一大典をなす

未だ必ずしも之に臨まず。政府は自ら政府たり。黌舍は自ら黌舍たり。治教一ならず。學問、政事、岐れて二となる。大道の明かならざる、職としてこれ之に由る。

我が公、此に見るところあり。既に至善堂を設けて、以て燕息の所となし、又一時の宿學(三二)を擢んで、小姓頭に補し、教授、提擧を兼ねしむ。以て貴遊子弟及び左右近臣の師となす。而も猶、政教の或は岐れんことを恐る。乃ち執政及び參政者の府を其の傍に設く。凡そ學校の職、教授、助教、訓導より。以て一藝一技の師に至るまで、各意見を有司に陳するを得。其の正歳々終及び文武を比較するが如きは、公親しく之に臨み、群有司及び諸隊の長亦悉く從ふ。其の勤惰を審にし、其の能否を察し、而して之を黜陟す。これより先き唯、宗廟の祭を、國の大事と爲せり。こゝに至りて學校の政又一大典となす。

初め公の小姓頭を補するや、有司或は議して曰く、故事に小姓

(三二)久しき經歷ある學者。

頭は、謁を幕府に執る、名望頗る重し。往々巨室の初途となす(二二二)書生の輙く任ずべき所にあらず。請ふ、唯其の資格を授け、其の職に補する勿れと。公曰く、其の實に任じ、以て其の巨室子弟を率う。猶敎の行はれざらんことを恐る。若し徒に其の名のみを授くるは、これ既に治敎を分つなり、不可なり。又、執政中に就き、一人を選びて以て、學政を統べんことを議する者あり。公曰く、豈、執政にして文武に關せざる者あるか。又不可なりと。これ公の學を建つる大端なり。

抑臣竊に感ずる所あり。大寶の令を案ずるに、古の大學寮は、其の規模法制蓋し備はれり。其の衰ふるに及びては、則ち、人視て坎壈(二二三)の府、凍餒(二二四)の郷となす。これ三善淸行の慨嘆する所以なり。且それ方今學校の設、邦としてこれ無きはなし。其の始めや又孰れか其の治敎を一にし、以て人材を陶冶するを欲せざらん。而して其の終りや、萎靡衰弊、文具にあらざれば則ち鞠りて茂草

(二二二) 最初のつとめ。

(二二三) 志を得ない形容。

(二二四) こごえうゑる。

唯治教の如何に在るのみ。

となる。然らば則ち斯の館をして永く坎壈凍餒の累なく、弘道の名に負かざらしむるは、實に後嗣君及び諸執事の深く任ずべき所なり。而して亦、唯治教の如何に在るのみ。嗚呼、戒めざる可けんや。

回天詩史

此の詩を得た理由

回天詩史

述懐序有り

余の罪を獲て屏居するや、偶「三たび死を決して而も死せず」の句を得たり。既にして又其の韻に就きて「二十五回刀水を渡る」の句を(一)賡ぐ。一句を得る毎に、往事を(二)追憶し、(三)感慨四もに集る。乃ち其句に就きて事實を左に錄す。此の如きもの連日にして、遂に八韻、十四句を成し、其錄も亦十一篇となれり。其の叙事、或は(四)類に觸れて之を長じ、或は(五)物に託して之を發す。固より、悶を遣り、(六)欝を泄すの餘に出づと雖も、亦以て世の變を觀るべきなり。因て命けて(七)詩史と云ふ。冠

（一）詩歌を繼ぎふこと。
（二）過去をおもひ出す。
（三）心に深く感ずる種々の內容。
（四）連想されるまゝに叙事を長くする。
（五）他物にことつけて自分の考へを述べる。
（六）不滿の情をはき出す。

するに回天(八)の二字を以てするものは、微意の存するものあり。然れども言頗る忌諱(九)に觸れ、事亦機密多し。敢てこれを他人に示すにあらず、聊か子孫に遺すといふのみ。

三たび死を決して而も死せず。　　三決死矣而不死
二十五回刀水を渡る。　　二十五回渡刀水
五たび閒地を乞うて閒を得ず。　　五乞閒地不得閒
三十九年七處に徙る。　　三十九年七處徙
邦家の隆替偶然に非ず。　　邦家隆替非偶然
人生の得失豈徒爾ならんや。　　人生得失豈徒爾
自ら驚く塵垢の皮膚に盈るを。　　自驚塵垢盈皮膚
猶餘す忠義の骨髓に塡つるを。　　猶餘忠義塡骨髓
嫖姚定遠期す可からず。　　嫖姚定遠不可期
丘明馬遷空しく自ら企つ。　　丘明馬遷空自企
苟も大義を明にして人心を正さば、　　苟明大義正人心

(七)詩形で書いた歴史。
(八)天業を挽回す。
(九)おそれさけるべき事。

皇道奚（なん）ぞ興起せざるを患へん。
斯の心奮發神明に誓ふ。
古人云ふ有り斃れて已む。

皇道奚患不興起
斯心奮發誓神明
古人有云斃而已

○三たび死を決して而も死せず（第一句）

○三決死矣
而不死

彪、頑鈍（一）にして、罪を幕府に獲、禁錮（二）默處（三）す。因て徐ろに從前の事を憶（おも）へば、死を決して死せざるもの、此に至るまで、凡そ三たびあり。元政甲申（四）の歳、彪年十九なりき。會（たまく）、英吉利の夷船、屢々東海に出沒し、遂に輕舸（五）（けいか）を下だして、常北の大津村に來る。村人捕へて以て之を告ぐ。大津村は元老、中山氏の采地（六）に係る。本藩騎士の、中山氏に屬する（七）ものを發して、急に赴かしめ、又隊長及び步卒を發し、監察（目付）行人（使番）等を副へて、之に備ふ。事、幕府に聞ゆ。幕府、代官、古山善吉、譯者、吉雄忠次郎等をして、事の由を按驗（八）せしむ。當時、輿論（よろん）皆謂へらく、幕府必ず舊典を修め、夷船（いせん）

（一）頭の働きが鈍く、才の融通が利かない。
（二）門外不出。罰の一種。
（三）獨居。
（四）文政七年。仁孝天皇の御代で、皇紀二四八四年。將軍は十一代の家齊。
（五）小舟。
（六）支配地。
（七）組附の者と普通

を焼き、夷人を戮して、以て威を海外に耀さんと。古山等の至るに及び、詰問(九)甚だ寛かに、待つに漂泊(一〇)して陸に投じたる例を以てす。

我が先子(一一)之を聞き、竊かに彪に謂ひて曰く、「頻年(一二)醜虜(一三)邊海を窺窬(一四)し、時に或は大砲を鳴らして我人民を震驚(一五)す。其の傲慢無禮、之を何とか謂はん。而して世を擧つて、姑息(一六)無事を喜ぶ。吾は恐る、其の或は之を放還するの策に出で、以て一日の安を苟くもすることを。果して然らば、堂々たる神州に、一の具眼人なきなり。吾甚だ之を愧づ。汝速に大津に赴いて、竊かに動靜を伺ひ、若し放還の議の決するを審かにせば、直に夷人の舍に入り、膂力(一七)を掉ひ、夷虜を鏖にし、然る後、從容(一八)、官に就て裁斷を請ふべし。一時の權宜(一九)に出づると雖も、少しく神州の正氣を伸ばすに庶からん。吾不幸にして、女子多く、唯汝一男有るのみ、汝にして死せば、吾が祀絶えなん。是れ吾れと汝との命の窮まる時なり。汝顧慮することなかれ」と。彪、慨然(二〇)として曰く、

にいふ。これは齊昭の時に至つて廢された。
(八) 調査。
(九) 問ひたゞす事。
(一〇) 船の漂ふ事。
(一一) 亡父の稱。
(一二) 近年度々。
(一三) 外國人をいやしめて言つた言。
(一四) 隙をねらつて奪はうとする。
(一五) 大に驚かす。
(一六) 舊習から一歩も出ないこと。從つて活氣のない意となる。
(一七) 腕力、武力。
(一八) 落着いて平氣。
(一九) 場合に應じて適當な處置を行ふこと。
(二〇) 種々の思ひが

死を決して死せざる事情其の一

「謹んで命を奉ず」と、義氣色に見ゆ。先子(二一)泫然として曰く、「眞に吾が兒なり」と、因て速に行裝を辨ず。適、(二二)伯舅、(二三)丹子正來る。先子因て杯杓を命じ、陰に彪に餞するの意を寓す。酒未だ酣ならず、俄に飛使あり、大津よりきたる、曰く。「古山等夷奴を詰問し、以て、其の陸に上りしは、薪水を乞ふ爲にして、他意ありしにあらずと、薪水及び米穀菓物を給して、其の巨艦に歸るを許せり。時に風波頗る惡しく、巨艦の何れの方位に在るを審かにせず、(二五)夷奴以て意とせず、欣然として、二輕舸に乘りて去り、其の行く所を知らず」と。一座(二六)恍然たりき。是れ彪が死を決して死せざる其の一なり。

文政(二七)己丑の歳彪二十四。哀公疾病あり。人心(二八)恂々たり。初め武公、早く恭穆夫人を喪ふ故に、嫡嗣あらず。庶公子四人あり。榮之允君といひ、禎之介君といひ、敬三郎君といひ、銈之允君といふ。榮之允君立ちて世子となる。卽ち哀公なり。禎之介君は高松侯に養はれ、銈之允君は、宍戸侯にすはる。獨り敬三郎君留まりて藩邸に在り。蓋し武

胸一杯になつた形容。
(二一)涙を流す形容。
(二二)異姓の伯父。
(二三)名は就道、通稱は市郎兵衛。和歌が上手で、感激性に富んだ人だつた。
(二四)西洋人をいやしめていふ言。
(二五)喜び勇む形容。
(二六)ぼんやりとして自失する形容。
(二七)文政十二年。皇紀二四八九年。
(二八)不安に滿ちた形容。

三藩を建てた所以

敬三郎君

公の志なり。此の時に當り、大將軍（文恭公）（二九）子姓振々として、尾州紀州の二藩より、旁ら越前家に至るまで、國主城主の、苟も嫡嗣なき者は、皆幕府の公子を降して嗣となす。其の國老、有志等、或は迎合して旨を希ふ。其の甚しきは、庶子庶弟の有無を問はざるなり。我が先子、常に之を慨き、志を齎らし以て沒せり。是に至りて飛語（三〇）あり、「萬一公の病、諱むべからざることあらば、淸水侯を請うて以て嗣となさん」と。侯も亦大將軍の庶子なり。一國愕然たり。夫れ東照宮の尾紀水の三藩を建てたる所以は、其の血胤を廣め、共に幕府を補翼（三一）して、宗社（三二）を盤石の安きに保たんとしてなり。不幸にして、臺德（三三）。大猷二公及び尾敬公の胤既に見るべからず。則ち東照宮の統は、僅に紀南龍公と我が威公との胤に係れり。萬一又不幸にして、威公の統を失はゞ、南龍公の胤を奉じて、嗣となすは固よりなり。今面のあたり敬三（三四）郎君の在るあり。有司若し淸水侯を奉せば、將に敬三郎君を何れの地に措かんとする。是に於て、日夜首をあげて江邸（三五）の報を俟つ。

（二九）十一代將軍、家齊。所謂大御所のこと。

（三〇）根據ない流言。

（三一）大切に補佐する。

（三二）國家。但しこゝでは幕府のこと。

（三三）臺德とは二代將軍、秀忠のこと。大猷とは三代將軍、家光のこと。共に諡號。

（三四）水戶烈公こと、小名を敬三郎と云つた。

（三五）江戶に在る藩邸。

十月朔日、彪例により、(三六)彰考館に登り、執政參政に陪し、(三七)(三八)諸生を試み經を講ず。適々江戸邸の親友、根本仲德の書を獲たり。曰く青山子(三九)世（延于）儲嗣の定まらざるを憂へ、執政榊原淡州に詣り、責むるに大義を以てす、淡州哂うて曰く、「子何ぞ事理に適せざるの甚しき、幕府三藩とは、均しく是れ東照宮の胤なり、萬一諱むべからざることあらば、幕府の公子を奉じて統を繼ぐ、何の不可か之れあらん」と、子世(四〇)怫然として出で去ると。又曰く「邸中事を用ふる者、日夜、閣老沼(四一)津侯の第に出入し、事情測られず、もし山野邊氏(四二)にして、江戸邸にあらしめば、有司の姦謀(四三)を破るに足らん」と、言辭甚だ激切なり。是れ彪及び杉山士元(四四)に寄せたる書なり。彪謂へらく、「此れ國家の大事、志士命を授け、國に報ずるの秋なりと、直ちに山野邊氏に詣り、竊に仲德の書を示し、且曰く事急なり、夫子何ぞ士元と謀らざる」と、士元は大夫の信ずる所なり。大夫之を頷づく。彪家に歸り、先子を寢に祭り、且告ぐるに實を以てし、南上して急に赴くことを筮す、不吉な

（三六）この時、東湖は彰考館の總裁をした。

（三七）執政は年寄、即ち家老。

（三八）參政は若年寄。

（三九）名は延于。通稱は量介。當時延于は江戸にある史館の總裁だつた。元來義公が、彰考館と命名したが、一般には單に史館と稱されてゐた。

（四〇）大いに怒る形容。

（四一）老中、水野出羽守。

（四二）名は義觀、通稱は兵庫。直接藩政に關係してゐなかつたが、人物、門地共に申し分なく、人望が豐かだつた。

（四三）惡謀

（四四）名は忠亮、通稱は千太郎、身長が六尺もあり、雄々しい大丈夫の志があつたといふ。最初は學を古賀彌助に學

大事に當りては固より吉凶をもて其の氣節を變ずべきにあらず

り。彪策を投じて曰く、「吉を見て行き、不吉を見て止るは尋常の人事のみ。大事に至りては固より吉凶をもて其の節を變ずべきにあらず、今既に死を決すれば不吉既に兆す。又何ぞ筮せん」と。神主に謝し、急に書を裁し、二三同志の士と梅巷の宅に會す。川瀬教德(四五)・會澤安(四六)・吉成信貞(四七)・飛田勝(四八)・鈴木宜尊(四九)の諸子往々來り集る。士元は山野邊氏の宅に在り。亦彪の廬に往來して、南上(五〇)の策を議す。蓋し乞はずして境を出づる者は、國に刑典あり、故に其の議紛紜として決せず。川瀬教德、決斷に長ず。慨然として曰く、「吾輩をして幸に死せず。境を出づるの罪を蒙らしめば、(五一)社稷の福、孰れか之より大ならん」と議遂に決す。ときに山野邊氏の父義質、亞卿(五二)を以て國政を執る。實を以て告ぐれば發するを得ず。陽に公の病を靜神社に禱るとなし、夜に乘じ馬に跨りて出づ。途、梅巷を過ぐ、川瀬・會澤・杉山・吉成・及び彪、裳(五三)を褰げて倶に出づ。時既に五更(五四)、長岡驛に至れば吉成後る。蓋し歸りて監察戸田忠敞(五五)を激するなり。戸田固と沈深にして義氣あり。袂を振

び、後に東湖の父の幽谷の門に入つた。

(四五)名は教德、通稱は七郎衞門。餘り讀書はしなく、經典に通じてはゐなかつたが、膽は驚く程すはり、東湖の父の幽谷と親交があつた。

(四六)名は安、字は伯民。通稱は恒藏。

(四七)名は信貞、字は履善、通稱は又右衞門。學は初め大竹子虛に就き、後に藤田幽谷に學んだ。純心で名節を重んじた人。

(四八)名は勝、字は子健、通稱は勝太郎。文才に名がある。學はやはり幽谷の門に入り、その前には太田才佐に就いたことがある。

(四九)名は宜尊、字は子賢、通稱は莊藏。幼時から幽谷の門下生だつた。溫和の内に何物にも曲げられない氣節を持つた人。當時はこの子賓、子健、士元共に史館の編修で、伯

ひ倶に途に上るといふ。彪等三日の夕、江戸に抵る。皆謂へらく執政有司既に與に責むるに足らず、倚賴すべき所は唯、守山侯あるのみと。是夜、山野邊氏は小石川邸に詣り、公の症狀を候す。彪等四人は、吹上第に至り、守山侯に謁を請ふ。侯蓋し之を難む。其の臣遲塚九二八、周旋尤も力む。侯遂に四人を(五六)燕室に延きて之を見る。四人具さに飛語紛紜として事情測られざる狀を陳べ、因て敬三郎君を立てゝ、世子となさんことを謂ふ。侯謙遜持重して肯て、果斷の言をなさず、徐に曰く、本宗の大事なり、寡人(五七)敢て力を竭さゞらんや。然れども其の成否の如きは、寡人の豫め云ふべき所にあらずと、辭意(五八)懇懃慰諭具さに至る。四人感激して退く。然るに、猶竊に其の自任の厚からざるを憾みとす。夜既に三更(五九)を過ぎ、逆旅(六〇)に就くに由なし、乃ち劍客齊藤彌九郎の飯田町の宅に投ず。彌九郎は彪と士元とに舊あり。且驚き且喜び延いて擊劍場に入れ(六一)鹽豉の粥を供す、四人腹(六二)を鼓して寢に就く。

四日黎明、倶に小石川邸に入り、監察、今村某の門をたゝき、謂は

民だけが教授となつてゐた。

(五〇) 江戸は水戸から南方に當る。故にこれは江戸行の計畫。

(五一) 國家。こゝでは水戸藩のこと。

(五二) 次席家老。

(五三) 袴のこと。

(五四) 午前四時。

(五五) 戸田銀次郎のこと。

(五六) 私室 休息の間。

(五七) 寡德の人の意で自分のこと。

(五八) 非常に丁寧なこと。

(五九) 午后十二時。

(六〇) 宿館。

(六一) 味噌粥。

(六二) 滿腹する。

水戸同志の士陸續江戸に集る

ずして南上したる所以の狀を達し、仲德の舍に會す。初め岡井翁(六三)なる者あり。哀公の儲嗣なきを憂へ、屢々公に諷して敬三郎君を立つるを請ふ。公諾す。而して其の異母弟なるを以て、其所生の相軋りて隙を生ずるを慮り、未だ決せず。親ら其の由を裁して翁に賜ふ。翁病みて將に死なんとするに及び、仲德を以て大事を託するに足るとなし、竊に仲德に公の書を示して曰く「吾は老病交々至り、豚兒(六四)は幼稚なり。儲嗣の議、子それ吾が志を紹げ」と。仲德感激して許諾す。是に至りて仲德日夜憂苦す。下僚(六五)に在りと雖も、身を以て自ら任じ、至誠人を動かす。桑原信毅(六六)・吉田令世(六七)・岡崎正忠(六八)・高須槃清(六九)・吉村彰常(七〇)の諸子、往々訪はる。皆江戸有志の士なり。適々吉成も亦來る。忠義慷慨議論奮發す。又立原氏(七一)を訪ふ。頗る事情の曲折(七二)を聞くを得たり。主人大聲、有司の事を用ふる者を罵る。家人遽てゝ之を止む。主人曰く「光明正大の論、唯聽く者の少きを憾みとするのみ」と、四人之が爲に釋(七三)然大に憤懣を泄す。此の夜、春日町の逆旅に投ず。水戸同志の士、期

(六三) 名は瑱。通稱は富五郎。
(六四) 自分の子のこと。
(六五) この時仲德は下士で、史館の生員だつた。
(六六) 名は信毅、通稱は幾太郎
(六七) 名は令世、字は平坦、通稱は平太郎。少年時代から才學あり、水戸史館の生員から江戸史館の編修となり敬三郎君（齊昭）の侍講となつた。國學、和歌に通じてゐた。
(六八) 名は正忠、字は子衞、通稱は次郎兵衞。幽谷に學んで常陸稽古祕書などの著述がある。
(六九) 名は槃清、通稱は初め欽之允といひ、後に源太夫と改めた。節義の人。
(七〇) 名は彰常、通稱は槃藏。
(七一) 名は任、字は子遠、通稱は甚太郎。
(七二) こみ入つた事情。
(七三) 氣持よくなる。

せずして南上する者絡繹(七四)として相踵ぐ。(七五)巨室には將監松平氏、世家には三木(七六)・跡部(七七)・淺利(七八)・鵜殿(七九)。監察には戸田、近臣には友部(八〇)、耆老(八一)には增子(八二)、大嶺(八三)あり。義に仗りて惑はざる者には白石(八四)・小原(八五)・山中(八六)・阪場・安島あり。明毅(八九)、事に幹たる者には石河(九〇)・金子(九一)あり。文雅にして、才ある者には、村田(九二)・秋山(九三)あり。節を守りて變ぜざる者には、太田(九四)・池原(九五)・岡野(九六)あり、義を見て敢て爲す者には、馬場(九七)・小戸田(九八)・岡本(九九)・菊池(一〇〇)あり。狷介(一〇一)にして守ある者には、後藤(一〇二)・小瀨(一〇三)・小川瀨(一〇四)・小吉成あり。陪臣にして義ある者は小田野(一〇六)なり。小官にして志ある者は中村(一〇七)なり。蓋し皆一時の選なり。其の留りて水戸に在り、抑へて發せず、隱然として侮を禦ぐの力を致すもの尠からずといふ。此の夜哀公薨ず、同志の士相共に愕慟(一〇八)す。耳を欹て、命を待つ。五日いまだ一號令の人心を鎭むるものあらず。乃ち川瀨・會澤・杉山の三子と、吹上の第に詣り、侯に見えて曰く、事太だ迫れり願くは猶豫するなからんことを。侯曰く、戸田・吉成・桑原・吉田の輩も、亦來りて寡人を責む、皆卿等が

(七四)續々と。
(七五)大身。
(七六)名は之則、通稱は庸之介。
(七七)名は正生、字は伯道、通稱は彥九郎、後に舊氏を復して武田といつた。
(七八)名は定庸、字は德操、通稱は六之進。幽谷の門下。
(七九)名は忠愛、通稱は熊吉で、後に平太衞門と改めた。これも幽谷の弟子であつた。
(八〇)名は好正、字は正介、
(八一)年長者で老巧な人物。
(八二)名は凞茂、字は子陽、又は子相、通稱は幸八郎。
(八三)名は壽貞、通稱は大八。
(八四)名は重隆、通稱は又右衞門。
(八五)名は俊彥。通稱は忠次郎。
(八六)名は幸當。通稱は市郎衞門。
(八七)名は時敏、通稱は彥助。
(八八)名は信順、通稱は彥之允。
(八九)才能が明か

言ふ所の如し。寡人敢て力を盡さゞらんや。卿等憂ふることなかれと四人反覆陳說(一〇九)して退く。

六日始て元老中山備州、幕府の閣老に詣り、敬三郎君を立てゝ嗣となさんと請ふ事を聞く。又立原氏の說により、始に先公の遺書あるを詳にす。題(一一〇)して朶雲片々といふ。首に敬三郎君を立つる事を載す、且戒めて美謚を奉る勿れ、葬事を厚くする勿れとあり。士皆感泣し、人心頗る安し。其の逆旅に在る者、稍々北に歸る。同行の士も亦或は引き去らんと欲す。彪可ずして曰く、「先公の遺言を以てし、元老の請あらば、事既に緒に就かん。乃ち其の愈々允さるるを俟つも亦善からずや」と。忽ち浮說あり、曰く「小斂儀節に、未だ主喪者を載せず、事情測り難し」と人心復た騷然たり。向きに北歸したる者之を聞いて、或は途より反りて南上す。

八日に至り始めて幕府、敬三郎君を立てゝ嗣となすを允すの令あり。敬三郎君は即ち今の納言公なり。藩邸の士爭うて其の令を寫し、

で、氣象、行動が果斷なこと。

（九〇）名は幹忠、字は公恕、通稱は德五郎。

（九一）名は敎孝、通稱は孫次郎。

（九二）名は正定、字は子經、通稱は彌一郎。

（九三）名は盛恭、字は子謙、通稱は彌九郎。

（九四）名は政德、通稱は彥五郎、後に甚太夫と改めた。

（九五）名は正重、通稱は六作。

（九六）名は貞行、通稱は軍藏。

（九七）名は盛、通稱は祐介。

（九八）名は忠誨、通稱は彌次郎。

（九九）名は秀俊、通稱は平九郎。

（一〇〇）名は德馨、通稱は秀介。

（一〇一）片意地。

（一〇二）名は則敬、通稱は安兵衞。

（一〇三）名は則行、通稱は軍藏。

（一〇四）名は敎忠、通稱は隼太。

（一〇五）名は亨。通

堂々たる大藩君なきこと三日三夜

死を決して死せざりし其の一

逆旅に至りて相示し、悲歎交々至り、(一一一)涕洒の横流するを覺えず。時既に未の刻(一一二)を過ぐ、皆明日を以て途に上らんと欲す、彪又曰く「既に請はずして境を出で、又相率ゐて府下を震駭(しんがい)す、其の罪細少ならず、然るに信宿して今に至るものは其の君無きを以てなり、今や既に君あり、宜しく暫くも躊躇(ちうちよ)すべからず」と、川瀨翁深く彪の言を是とし、即時相促し、同志士の三十人許りと、春日町を發し、葛西の新宿に至りてこれに投ず。十日を以て家に歸る。

此の時に當り、堂々たる大藩、君なきこと三日三夜、(一一三)疎外の小臣、(一一四)廟謨知らず、浮說巷に滿ち、事情測られず、其の間日夕會議し、反(はん)覆論難し(一一五)身を殺して仁を成すの說にあらずんば、(一一六)高蹈遠引の計のみ。圖らざりき、納言公立つを得、又世子及び公子の(一一七)振々として、此の如くこれ盛んなるを見る。是れ彪の死を決して死せざりし二なり。

今茲天保甲辰(一一八)、彪年三十有九。公國に在り、四月二十日幕府閣老(一一九)連署し、よろしく參府(一二〇)すべき命を傳ふ所謂奉書なるもの、本月十八日に

稱は十次郞。信貞の弟。
(一〇六)名は篤、通稱は權之介。
(一〇七)名は雅言、通稱は三郞。後に三五衞門と改めた。
(一〇八)驚き悲しむ。
(一〇九)事情をのべる。
(一一〇)書名。
(一一一)涙。
(一一二)午後二時。
(一一三)君と接近してゐない人。
(一一四)幕府の意志。
(一一五)論語の衞靈公第十五には「子曰、志士仁人は生を求めて以て仁を害することなし。身を殺して以て仁を爲すことあり」と見える。但しこの場合は幾分血氣にはやりすぎた態度を意味したもの。
(一一六)「身を殺して仁を成すの說」と反對に、餘り躊躇しすぎて、適當な時期を失はんとすること。
(一一七)盛んな形容。齊昭は、有栖川親

齊昭、幕府より疑はる

發せられたるなり。是より先き一二日、閣老阿部勢州、我が元老中山備州を招き、詰るに、七事を以つてす。其の日頗る公を疑ひ、或は異志を挾む者に類す。公、養賓閣に在りて之を聞き、速に城に還り、有司に謂つて曰く、「寡人庚子(一二一)の歳を以て國に就く、例、當に翌年を以て參府すべし、而して經界を正し學校を建つる、事頗る繁雜なり、因て更に一年の暇を乞へり。適々文恭公薨ぜらる。(一二二)寡人其の喪に奔るを請ふ。幕府旨ありて、遂に果たさず。幾くもなく、幕府大に紀綱を張り、庶政一新し、(一二三)翕然として中興の勢あり。越えて一二月、閣老太田備州書を寄せ、寡人の參府を慫慂す。寡人心に謂へらく、幕府をして、寡人を用ひしめんか、宜しく閣老連署して、(一二四)台命を傳ふべし。倘し其の寡人を忌ましめんか、寡人既に故將軍の喪に奔らず、而して備州一人の言に因りて、自ら參府を請はゞ、恐らくは躁進(一二五)の謗を招かん。恬(一二六)退自ら守り、以て命を俟つに如かずと。迺ち實を以て備州に報せり、何ぞ圖らん、旬日の間に備州職を免じ、仕を致さんとは、(一二七)而して寡人

王の御妹を娶り、鶴千代麻呂、二郎、七郎を生んだ。又、山野邊氏は二二郎、八郎、十郎の三君を生み、松波氏は三郎、九郎の三君、某氏は六郎、立原氏は餘一郎の各君を生んだ。この中で二郎、三郎、二二郎、六郎の君々は早世した。

（一一八）天保十五年。皇紀二五〇四年。この年の十二月二日弘化と改元した。

（一一九）土井大炊守、阿部伊勢守、牧野備前守の三人。眞田信濃守は當時病氣で連署に加はらなかつた。

（一二〇）諸侯が江戸にのぼること。

（一二一）天保十一年。皇紀二五〇〇年。

（一二二）十一代將軍、家齊。

（一二三）あつまり合ふ形容。

（一二四）將軍の命令。

（一二五）逸り進む。

（一二六）心靜かにへり下る。

（一二七）當時、老中水野越前は烈公を憚り

國家非常時に對する齊昭の手段

には、五六年の暇を賜はる。時に閣老、水野越州等、書を寄せて曰く、寡人參府を欲せず、故に此の命ありと。嗚呼、寡人無似と雖も懿(一二八)親を以て三藩の員に備はり、此中興の運に際會す。豈に速に參府して(一二九)涓埃を補ふの志なからんや。自ら顧ふに、唐突進取せば、徒に小人に讒せられん。斯く持重したる所以なり。閣老誣ふるに、寡人の參府を欲せざるを以てす。亦戻らずや。寡人嘗て中興の議を上り、首に日光神廟を拜せずんばあるべからざることを論ぜり。幾ばくもなく、外夷の警あり。幕府諸侯に命じて嚴に兵備を繕はしむ。承平(一三〇)日久しく金革(一三一)鏽腐し、兵銃全からず、一旦補修す。其の費貲られず、寡人因て又議すらく。上は幕府より、下諸侯、及び麾下の士林(一三二)に至るまで、悉く神廟を拜するの費を傾けて以て、金革兵銃の用に充て、數年の後、風俗儉素、財用漸く足るを俟ち、然る後日光の行あらば、武を奮ひ孝を追ふ、兩ら其の宜しきを得んと。閣老又書を寄せていふ。曰く日光の行既に決す、君若し預り參する能はずんば、宜しく辭するに窮乏を

改革の邪魔されんことを恐れて斯く取計らつたのである。

(一二八) 親類。

(一二九) 微小の意。

(一三〇) 太平。

(一三一) さびてくさる。

(一三二) 武士の身分。

一村一祠の制

以てすべしと。嗚呼水戸貧しと雖も、豈に數十里行旅の資に缺かんや。且寡人の議する所は、固と一國一家の事にあらず。而して閣老寡人の正議に託して、私を營まんとするかを疑ふ。亦異ならずや。

去歳四月、日光より還り、越えて一月、誤りて褒賞を蒙り、加ふるに雄刀、鞍鐙、黃金の賜を以てし。寡人をして義公の遺志を繼ぎ、公に奉ずるの誠を効さしむ。寡人感激自ら顧ふ。經界既に改まり、學校粗々就り、器械(一三三)甲兵頗る繕修を得、國中の子弟も亦漸く方を知れり。而して佛敎の、民心を蠱する者、未だ除かず。僧徒の風俗を害する者、未だ沙汰せず。神祇の荒廢せる者も、亦未だ興復せず。昔、義公一村一祠の制を定め、淫祠(一三四)を毀つもの枚擧すべからず。無賴の僧徒を沙汰し、遂に佛寺を毀つもの、蓋し千を以て數ふ。百歲の久しき、其弊復た生ず。豈に公の遺緒(一三五)を修めて、以て幕府の盛意に對せざるべけんやと。命を發し令を下だし、其の神祇に於ては、廢を興し、絕を繼ぎ、以て尊崇の誠を致す。其の浮屠に於ては所謂法の如くせば之を賞

(一三三) 器具。

(一三四) 理由なしに如何はしいものを祭つた佛寺神社。

(一三五) 義公の遺志。

し、戒を破れるは之を罰し、伽藍傾頽して、補葺(一三六)するに由なきものは、因てこれを毀ち、沙門(一三七)の壯强にして氓(一三八)たるを請ふ者は之に髮おかしむ。凡そ俗に害ありて民に益なきものは、務めて其弊を除きたれども、今未だ義公の十分の一を行ふ能はず。而して群議鼎沸(一三九)し、僧徒の罪を獲し者、口を極めて誹謗し、其の甚しきに至りては、寡人を以て異志を懐くとなす。凡そ寡人のなす所、ややもすれば群議に渉るもの此の如し。而して寡人以て意に經ず。自ら信ずる事愈々厚く、常に謂へらく、形迹を愼み、嫌疑を避け、陰に武備を講じ、不虞に備ふる者は、謂はゆる國主、及び外、諸侯の事のみ。親藩に至りては、固より宜しく公然張皇(一四〇)して、以て治に亂を忘れず、忠を宗室に效すの意を天下に示すべしと。乃ち銃を郊に鑄、兵を野に閲し、臣庶を責むるに、實用實效を以てし、毫も隱諱する所あるなし。讒人因て以て之を間す。抑亦危いかな。然るに大將軍英明絶倫、豈に讒を信じて、骨肉の親を疑ひ、破戒不律の僧にして、寡人に甘心せしめんや。汝等以て如

(一三六) 修繕。
(一三七) 僧侶。
(一三八) 歸化民。こゝでは僧籍を脱して普通の民となること。
(一三九) 種々に沸騰する。
(一四〇) 擴大する。皇は大の意。

臺命至嚴

何となす」と。有司(一四一)惶懼し、對ふる所を知らず。公曰く、「臺命至嚴なり、依違すべからず。其れ遽に行裝を辨ぜよ」と。有司、五月二日を以て發軔せられんことを請ふ。公許す。執政、結城寅壽、番頭、雜賀孫市、側用人、彪等從ふ。

東湖、母妻への告別

彪、四月二十八日より病に臥す。是にいたりて惡寒頭痛殊に甚し。衆醫爲に其の行を難んず。彪心に謂へらく、斯の行、死且辭せず。區(一四二)々の痛痾奚ぞ意とするに足らんと。慨然として自ら奮ひ、萱堂(一四三)と妻孥(一四四)とに告別し、心に永訣を誓ふ。適々姻好(一四五)武田彦九郎來り餞す。彪の心事を揣り知り、杯杓を把るに忍びずして去る。彪家人の之を怪しむを慮り、故らに親戚故舊數人を呼び、強いて酒を飲ましむ。また醉ふ能はざるなり。遂に二日の黎明を以て家を辭す。蓋し行程四日間、粒食僅か二三椀に過ぎず。其の苦知るべきなり。

行程四日間粒食僅か二三椀

五日巳(一四六)の刻、公に從ひ小石川の邸に入る。故事に、三藩の君の參府するときは、即日大將軍、閣老をして、第に就きて、之を賀せしむ。

(一四一)おそれおのゝく。
(一四二)少々ばかりの痛み。
(一四三)母のこと。
(一四四)妻女。
(一四五)親戚。
(一四六)午前十時。

東湖死を決す

君辱かしめらるれば臣死すべし

而して此日之を聞く、邸中望を失ふ。皆曰く、公必ず嚴譴(一四七)を獲んと。彪竊に謂へらく。事既に發せば臍を噬む(一四八)も及ぶなし。其の未だ發せざるに及びて、早く計をなすに如かず。然れども、臣子の變に處するや、身を殺して衷を訴ふ。即ち人或は其の志を憐みて其の言を信せん。徒に口舌を以て爭ふは、愈々猜疑を來たして、失過を受けん。嘗て聞く、幕府の監察に、櫻井庄兵衛といふものあり。その人善を好み氣慨ありと。廼ち從容死に就き、一書を遺して、公の寃を訴へ、之を終ふるに、彪の疾篤く、絕に臨みて、また一點自ら求むるの念なきことを以てし、庄兵衛に因て之を臺聽に達せんと欲す。意既に決す。然れども、公の駕に扈從する者は、兩君に謁見するの儀あり。事頗る嚴密にして、輙く舍に歸るを得ず。參政府(一四九)に默座して俟つ。將に一詩を留めて、親朋に訣れんとす。「君辱しめらるれば臣當に死なんとす、死豈毫も辭す可けんや」の二句を獲たり。會々近臣命を傳へ、遽に彪を召さる。趨りて公の所に至れば、元老、中山、執政、戸田座に在り。

(一四七) おとがめ。

(一四八) 後悔しても及ばない。

(一四九) 御側用人の居る場所。

東湖意を諷す

公反覆談論すること、大率ね曩の日、水戸の有司と言ふもの丶如し。中山等退かんとす。公容を改めて曰く。「寡人不肖にして、士民を撫育すること能はず、他事を以て罪を幕府に獲たり。固より辭せざるなり。異心を懐き、禍心を藏むるといふを以て、疑を受けば啻に寡人の辱のみならず、威公以來相傳の意荒まん。寡人をして不幸壽なからしめば徒に憾を呑み恨を懐いて死せん。苟も天餘年を假さば、必ず寃を洗ぎ辱を雪ぎ、然る後に已まん。汝等寡人の意を體せよ」と。聲色倶に勵しかりき。三人感憤して、仰ぎ視る能はずして退く。彪參政府に歸り、(一五〇)飜然として謂へらく、「吾過てり。幕府の公を疑ふ既に深し、其の處分蓋し既に定まらん。假し公をして、萬一不良の跡あらしめば、彪肢體を寸裂して、公の難に代る。固より其の分なり。今や公の精忠(一五一)日月と光を爭ふ。不幸にして讒人の爲に間せらる。彪死を以て之を訴へば、彼將に水藩、辭の以て自ら明かにすべきなく、其の臣某等をして自盡せしめ、以て其の罪を贖はんとするなりと謂はしめば、是れ彪

（一五〇）心をひるがへす形容。

（一五一）忠義に厚いこと。

不安の形勢

公の寃を明かにせんと欲し、反て讒者の言を實にし、身を殺して國に害あり、不忠不孝孰れか之より大ならん」と。忽ちにして閣老命を傳へ、明朝を以て高松(一五二)・守山・長沼の三侯を召すの報あり。政府之が爲に愕然たり。會議夜分に至り、遂に其の故を詳にする能はず。

六日詰旦(一五三)、閣老命を山中備州に傳へて曰く、今日、幕府第に就き、旨を兩君につたへしむと。是に於て、擧邸皆公の致仕と世子の襲封をトす。而して未だ何人の來りて旨を傳ふるを詳にせず。巳の刻を過ぎ、閣老、又、命を備州に傳へて曰く、水戸殿に使する者は、松平讃岐守・松平大學頭・松平播磨守なり。鶴千代麿殿に使するものは阿部伊勢守・牧野備前守なりと、且曰く公をして讃州等を見せしむべからず、又送迎を煩はす勿れと。家老中山備州・興津能州等、命を受けて、之を公に告げ、公の言を以て之を讃州等に傳ふ。「可なり」と。午(一五四)の刻、三侯倶に來る。元老執政、之を對面所に延いて命を受く、即ち曰く、公近年、政事肅まず、且驕慢自ら用ひ嫌疑を憚らざる事は、大

(一五二) 高松は松平讃州、守山は松平大學、長沼は松平播州で、皆水戸藩の支封。

(一五三) 朝。

(一五四) 正午。

將軍甚だ懼ばず、公其れ仕を致し、駒籠の邸に移り、堅く門戸を閉ぢて謹まざることある勿れ。其襲封の如きは、之を世子に命ずといふ。俄頃に勢州・備州も亦倶に來る。世子の送迎、禮の如し。備州の班、勢州の下にあり、此の日、其直月を以て勢州に先きだちて座し、旨を世子に傳ふ。其辭令、公に命ずる所と、大同小異なり。二人使事を畢りて去る。時に世子、年僅に十三、坐作進退、綽然(一五五)として觀るべし。群臣悲喜交々至る。一邸肅然たり。

既にして、公彪を燕室に召して曰く、「寡人既に命を受く、有司の事を用ふる者、譴責なきを得んや」と。彪對へて曰く、「有司も亦譴を蒙るや必せり。他人は知らず、彪や叨りに虚名(一五六)を竊む。決して免れざるを知る。假へ幕府の網、呑舟(一五七)の魚を泄すも、彪、何の面目ありてか、復た碌々(一五八)として世に立たんや」と、公の曰く、「然らば汝如何せんとするか」と。彪曰く、「誠に脱然(一五九)仕を致して、老公に寂寞(一六〇)の濱に從ふを得ば、志願足れり」と。公の曰く、「寡人も亦汝の心事を了す。寡人將に

(一五五)ゆつたりとした形容。
(一五六)實際にふさはぬ名聲。
(一五七)目に立つ大物に譬ふ。
(一五八)平凡に人につき從ふこと。
(一五九)さつぱりと思ひ殘りのない形容。
(一六〇)淋しきところ。

今夕を以て、汝に致仕を命ぜん。汝其れ之を待て」と。彪拜謝して退く。此日、公親書を裁して、中山備州に授け、彪致仕の事ありといふ。適々閣老土井氏、執政肥田大助を招き、中山氏以下の有司を罰するの令狀を授く。彪之を聞き、復び政府に入らず。日既に暮る。公駕を命じて駒籠に從る。彪、同班の諸子と、之を中奥の廊下に送る。公烏帽子を戴き、黒衣を着け、風姿蕭然たり。諸臣涕を流さゞるものなし。此の四更(一六一)、執政肥田、命を傳へ、中山、興津二氏は責を蒙り、戸田と彪とは職を奪ひ禁錮せらる。五更舍に歸り、僮を戒め、門戸を鎖さしむ。後、數日の後、卿書を得たり。始て亞卿山野邊氏、中山、興津と同科、執政鵜殿、職を奪はれて譴を蒙り、寺社奉行、今井は、戸田と彪と同科と。嗚呼、彪、公の殊遇に浴すること他人の比にあらず。禍を未萌に察する能はず(一六二)、尸位素餐、我が公をして今日の辱を致さしむ。死するも餘罪あり。幕府寛仁、彪をして生路を得、悔悟する所あらしむ。抑亦幸なり。是れ彪の死を決して、死せざるの三なり。

(一六一)午前二時。

(一六二)虚位を占め、徒食してゐること。

筆を投じて悵然

古人言へるあり。「死生も亦大なり」と。彪太平の世に生れ、齢いまだ強仕（一六三）に盈たずして、三たび死生の間に處す。豈に天、彪の生きて世に益なきを厭ひ、挈へて之を溟漠（一六四）の郷に投ぜんと欲するか。抑彪が冥頑不屈を惡みて、必ずや之を死地に擠して、然る後に已まんとするか。抑亦、彪、愚暗剛偏、常に禍機を蹈み陷穽（一六五）に臨みて、自ら悟らざるか。是にいたりて、彪復び人間の事に意なし。苟も餘齡を保ち、戸を閉ぢて幽居し、日に古人を尙友し、時に著作して憤を泄らし、首領を全うして、先子に九原（一六六）の下に從ふを得ば死すと雖も朽ちざるなり。感慨の余り、筆を援きて之を錄す。覺えず叙事冗長す。而して亦削るに忍びざる者は、蓋し臣子の至情なり。時に五月十六日、梅雨濛々として、暗雲慘憺（一六七）、杜鵑其の間に悲鳴す。筆を投じて悵然（一六八）たること、良久しかりき。

○　二十五回刀水を渡る（第二句）

（一六三）四十歳。
（一六四）冥途。
（一六五）計を設けて人を陷し入れる事。
（一六六）墓の意。
（一六七）ほとゝぎすの異名。
（一六八）なげく形

力を武技に用ふ

彪夙に四方の志あり、不幸にして早く大難に丁(あた)り、忽ち使途に就きて、復た宿志を償ふことあたはず。然して、頻に武藏、常陸の路を往來せり。彪年十四、會々先子江戸に祗役す。彪、豊田天功と往きて、先子の舍に寓す。因て始て、當時の碩學・龜田鵬齋・太田錦城の諸子に見ゆるを得たり。亦時に、岡田十松の門に遊びて劍術を試む。斯くて數十日にして、鄕に歸る。

(一)乙酉の冬、外舅(ぐわいきう)原氏江戸邸に祗役す。ときに彪、力を武技に專らにす。先子に請ひ、往きて原氏の邸に寓し、毎に夜半出でゝ撃劍館に至り、(二)祁寒(きかん)霜雪の中に(三)切磋(せつさ)磨勵(まれい)すること一月余り。明年(四)丙戌の春、先子又江戸邸に祗役す。彪復た從ふ。初め彪十字鎗を鄕先生に學び、謂はゆる免許なるものを得たり。自ら其(五)華法にして、用に適せざるを知る。是に至りて、伊藤一雲齋に從ひて、其鎗法を學ぶ。先子、事竣りて歸らんとするに及び、彪を留めて、(六)吉田愚谷翁の家に寓せしむ。

父の戒

戒めて曰く、「文武の道相待ちて用をなす偏廢すべからず。(七)汝腐儒(ふじゆう)迂生(うせい)の

○二十五回

渡刀水

(一)文政八年。皇紀二四八五年。
(二)大寒。
(三)懸命となつて練習する。
(四)文政九年。皇紀二四八六年。
(五)餘りに形式が先に立つ意。
(六)名は尙典、通稱は本介。
(七)腐儒は支那崇拜の儒者。迂生は實行の伴はない學者。

居る所の舍を不息と命づく

所學に倣ふこと勿れ。武人劍客の流俗に混ずること勿れ」と。彪慨然として、居る所の舍を不息と命づく、乾彖の辭を取れるなり。今の納言公、哀公の介弟を以て藩邸に在り、之を聞かせられて親しく不息の二大字を書し、翁の子、平坦に附して、以て彪に賜はる。彪の自信愈々厚く、入つては書を讀み學を講じ、出でゝは、槍を弄び、劍を揮ひ、未だ嘗て一日も業を廢せず。

伯父の死

十月下澣(八)に至り、伯父病に嬰りて危篤なりと聞き、驚きて鄕に歸る。伯父彪を見て、頗る病苦を慰む。先子大に喜び、共に病蓐に侍す。居ること二三日、伯父舍を捐てらる(九)、彪鄕に在ること二旬余、先子曰く「文武の研精時を失ふべからず」と彪をして復た往きて吉田翁の家に寓せしむ。居ること四五日、飛脚來りて告ぐ「先子亦篤病に嬰られたり」と。

父の死

時に彪、擊劍場に在り、狼狽憂苦、日夜兼行、家に歸れば、先子復た見るを得ず。數日前、敎を膝下に受けしもの、忽ち遺訓となる。悲哀號慟、昊天(一〇)極りなし。既にして五旬を過ぎ、仕途に就く。乃

(八) 下旬。

(九) 死す。

(一〇) 空を見なら、亡父を追悼することが限りなかつた。

通事となる

ち私に心喪を持するもの、三年なりき。

己丑(一一)の冬、哀公疾病あり。彪、いまの亞卿、山野邊氏等と、間行し(一二)て小石川邸に赴き、居ること數日にして歸る。

庚寅(一三)の冬、郡宰を以て、同僚、川瀨・會澤・吉成、三子と召に應じて江戸邸に至る。屢々召對を賜はる。時に公、方に銳意治を圖り、唯時を失はんことを恐る。召對の間に、民を安んじ、本を固うするの說より、以て文を修め、武を奮ふの論に至るまで、往々職事の外に及ぶ。公少しも意とせられず。四人亦感激言を盡し、避くる所あるなし。事竣りて歸らんとす。公手から親筆を賜はり、具さに勤勉せらる。恩を拜して退く。

壬辰(一四)の夏、彪、通事(一五)に轉じ移りて江戸に住す。既にして政府の吏となる。公將に經界を正して、民產(一六)を制し、又學校を建てゝ、士風を化せられんとす。水、江、兩地の政府、依違して決せず、徒に文書の往復を費す。乃ち彪をして、水戸の政府に就き、公の盛意を達し、且館(くわん)

(一一)文政十二年。皇紀二四八九年。
(一二)微行。
(一三)天保元年。皇紀二四九〇年。この年の十二月十日に文政三年を改元した。
(一四)天保三年。皇紀二四九二年。
(一五)取次役。
(一六)產業。

側用人となる

齊昭の蝦夷開拓の意志

東湖落馬

職及び郡宰と相會して協議せしめらる。是に於て、戊戌(一七)、己亥(一八)、水戸に至るもの再びす。皆月を閲して歸る。

庚子(一九)の春、擢んでられて側用人となる。公の藩に就かせらるに會ふ。彪したがふ。公嘗て北虜(二〇)の猖獗を憂へ、蝦夷を開拓するの志あり。屢々幕府に建議せらる。藩に就くに及び亦閣老と簡牘(二一)を往復せらる。情通せず。乃ち他事に託し、彪を江戸に遣はして、其の情を通せしめらる。是に於て、庚子、辛丑(二二)、江戸に至るもの再び、是に因て、始て閣老濱松(二三)、松代(二四)二侯に見ゆるを得たり。又一時有名の吏、矢部駿州・岡本江州・羽倉外記等と相識れり。或は一月を閲し、或は數月を閲して歸る。

癸卯(二五)の春、公參府せられ、まさに日光の行あらんとす。適々彪・馬より落ちて足を傷つけ、醫に下總扇島に就き、從ふを得ず。月餘にして常に復せり。會々公、諸子を藩邸に召さる。彪に命じて、倶に途に就かしめらる。公既に日光の神廟を拜せられ、六月國に就かる。船を

(一七)天保九年。皇紀二四九八年。
(一八)天保十年。皇紀二四九九年。
(一九)天保十一年。皇紀二五〇〇年。
(二〇)ロシア人。
(二一)手紙。
(二二)天保十二年。皇紀二五〇一年。
(二三)水野越前守。
(二四)眞田信濃守。
(二五)天保十四年。皇紀二五〇三年。

利根河上の好風景と民衆の歡喜

邸門の前に艤し、江戸川に沿ひて下り、墨水(二六)を過ぎ、行徳に抵り、船を捨て、陸より大森に館し、明くる日、蚤に木下風に抵る。水手隊長、菅野權兵衛、所謂君臣丸を艤して待つ。風帆飛ぶが如く、刀水の南岸、及十六洲の民、爭うて小艇を出し、纜を牽くを請ふ。纜短く艇多く、雜沓諠譁(二七)殆ど制すべからず。公水手に命じ、數百丈の繩を纜に接がしめらる。潮來に至る頃、小艇蓋し三百余り、民亦千を以て數ふ。公、郡吏に命じ、大樽を岸に具へ、蓋を撤つて酒を酌み、之を巨椀に盛り、纜を牽く者に賜はる。民喜びて之を傾く。猶長鯨の百川を吸ふが如し。明日亦船行を擬せらる。適々風波險惡なり。乃ち陸行して小川に至りて館せらる。又明日海老澤に至り、輕飈丸に乘り、森湖を過ぎ、那珂川を泝りて、城に歸らる。この行、執政、戸田、番頭、中村等と陪從す。其の舟中に侍するや、近臣管を吹き樂を奏し、舟子舷を扣きて歌を發す。既に酒肴の賜に飽き、又江山の勝を覽觀す。時方に盛夏、淸風四もに至り、眼界豁然(二八)、復た炎熱の何物たるを知ら

(二六)隅田川。

(二七)口やかましく騷ぐ。

(二八)廣く開け渡る形容。

ず、眞に一時の壯遊なり。

今玆甲辰、幕府公に參府を命ぜらる。彪又從ふ。公遂に致仕し、駒籠邸に幽居せられ、彪等は小石川の邸に禁錮せらる。指を屈して之れを數ふれば、往來して刀根を渡るもの、是に至るまで既に二十五回なり。

蘇東坡の詩に云く(二九)「便ち合に官の與に水手に充つべし。此の生何ぞ啻に略ぼ津を知るのみならんや」と。今、東湖居士、(三〇)武常の路に暗熟する事も、亦尋常驛使の下に在らず、屛處默坐し、仰いで駒籠を望み、老公の幽鬱或は病を致されんことを憂へ、俯して故郷を憶ひ、慈母の心を痛め、(三一)日に門に倚るを察すれば、彪の頑鈍を以てすと雖も、血涙の臆を沾すもの數々なり。嗚呼天定りて人に勝つ、老公の寃、一旦氷釋し、飄然として間に仙湖の上に就かれ、彪の輩も亦少しく其の禁を緩うせられ、去りて舊廬に歸り、(三二)萱堂の膝下に、歡を奉ずるを得る、其れ何れの日に在るを知らず。刀水にして靈あらば、必ず彪の江を渡

(二九)原詩は「便合與官充水手。此生何啻略知津」である。東湖居士は卽ち自分の雅號

(三〇)武藏と常陸。江戸水戸。

(三一)王孫賈の母が、日暮になると娘の身を案じて門に立つてゐたとの「戰國策」にある故事から、一般に母が子を懷ふ情に用ひる。

(三二)萱堂は母の事

ること更に一回を添ふるを俟たん。（五月十八日録）

○五たび間地を乞うて間を得ず。（第三句）

文政年間、我が先子、青山延于と史館の總裁たり。延于は江戸に在り、先子は水戸に居る。先子沒するに及び、水館復た總裁を置かず。(一)大竹子虚。會澤伯民を以て、權りに其の職を攝らしむ。彪、丁亥の春、先子の後を襲ぎ、進物番を以て、館職を補す。先輩、鈴木子賢。杉山士元。飛田子健等、班、皆、彪の下にあり。意頗る安からず。是より先き、(二)川口嬰卿、江館の總裁たり、汚行を以て罪を得、水戸に禁錮せらる。未だ數年ならず、哀公、嬰卿の才を惜しまれ、之を廢黜の餘に起し、大番を以て編修に補し江戸に徙る。幾くもなく、總裁の職に復せり。南館の士、議論喧然たり。伯民、嬰卿と絶交し、義、其の指揮を受けずと謂ふ。因て頻に情を陳べ、館職を辭し、遂に出でゝ教授となる。彪を以て子虚と同じく總裁の職を攝せしむ。時に子虚、齢

○五乞間地不得間

(一) 名は親從。通稱は與五兵衛。

(二) 名は長備、通稱は助九郎。

一書を青山延于に寄せ史局の大弊五事を論ず

既に七十に垂んとし、(三)沈痾家居す。彪は年僅に二十四、一旦、先輩諸子の上に立ちて、館務を統紀す。愈々安からず。年少氣鋭自ら抑ふるあたはず。乃ち一書を裁し、延于に寄せ、身を奉じ自ら退くの意を陳べ、且館局の大弊五事を附す。其の目に曰く、心術正しからざるもの、宜しく館職に居るべからず。曰く、正人實學宜しく廢棄すべからず、曰く職を攝するの選宜しく彪に在るべからず。曰く、史業督課、宜しく(四)迫蹙すべからず。曰く、虚文粉飾、宜しく助長すべからずと。反復辯論、蓋し數千言。彪謂へらく。婁卿亦先子の嘗て事を共にする所なり。今書を延于に致し、婁卿の宜しく館職に居るべからざるを論じて、一言婁卿を責むるなきは、豈に心に愧ぢざらんやと。乃ち又一書を裁し、婁卿に勸めて、過を引き間を乞ふを以てす。議論(五)剴切、頗る一時を震はす。此時に當り、江邸災に罹りたるの後、新に史館を後樂園の傍に建つ。土木の美、(六)輪奐觀るべし。公方に意を文事に鋭くし、延于、婁卿、遵奉違あらず、屢々書を水館に寄せて、責むるに史

(三) 長い間の病氣。
(四) せく。うながす。
(五) 時にぴたりと合ひ、論が正しい。
(六) 建築の規模。

間地を乞うて間を得ざる其の一

を挾するの怠惰を以てせられて、人心の服否を問はせられず。水館の士愈々解體(七)の勢あり。是に至りて、延于等以爲へらく。兩館隔絶し、正義の士、皆水館に群居し、波瀾を動生す。二三館僚を江戸に移し、以て其勢を殺ぐに如かずと。蓋し以て公に聞す。公之に從はる。是に於て延于等、文書を水館に寄せ、彪及び子賢・士元・子健等をして、各鬮を探らしめ、其中りたる者は、皆江戸に徙れと。蓋し、其公平愛憎なきを示すなり。彪諸子と議す。皆謂ふ。命に應じ左右に咫尺す、事體輕からず、安ぞ兒童の遊戲鬮を探りて、之を博するに傚はんやと。乃ち延于に答ふるに實を以てし、固く職を辭するを請ふ。政府未だ處分あらず、公の薨せらるゝに會ひ、今の納言公立ち、時世一變し、延于、叟卿、相踵いで職を免ぜられ、子賢、奥右筆に轉じ、士元、寺社役となり、伯民と彪とは郡宰に任ぜらる。宰の職たる事極めて紛冗(八)なり。曩日、假總裁の比にあらず。是れ彪の間地を乞うて間を得ざる一なり。

(七) 人々の心が相互に結びつかない。

(八) 複雜でうるさい。

郡政を一新す

公精を勵まし治を圖り、尤もこころを民事に用ひ、悉く七郡の宰を變易せらる。(九)山口は大里部を治め、友部は石神部を、(一〇)田丸は濱田部を、川瀨は江葉部を、會澤は常盤部、吉成は太子部、彪は八田部、既に命を受け各處に徙る。當時務めて舊弊を革正し、奢を禁じ儉を教へ、弱を扶け强を抑へ、(一一)寃枉を洗ぎ(一二)無告を恤み、其他僚吏を沙汰し、村老を賞罰する類、事尤も多端なり。一疑ある毎に、七郡互に(一三)馳遞諮詢し、文書の往復織るが如く、而して遂に其情を盡す能はず。是に於て、四郡の議起る。川瀨尤も其の說を主張す。其略に曰く、昔威公、封內を分つて南北中となし、郡宰三人を置く。寬永年間、大に田野を大量し、亦三人を以て之をなさしむ。爾來沿革一ならず。然れども、未だ郡宰出でゝ各所に居る者あらず。蓋し封內狹少、坐して治むべきを以てなり。近來封內を分ちて十一となし、既にして九となし、七となし、以て今に至る。其制、本、肥の熊本に模倣し、以て郡宰親しく民間の疾苦を察し、其の庶民を撫すること、猶慈母の赤子に於けるが

(九) 名は正德、通稱は頼母。
(一〇) 名は直諒、通稱は稻之衞門。
(一一) 無實の罪。
(一二) 訴へる手段のないもの。
(一三) 相互に連絡を取つて相談し合ふ。

如くんば、戸に殖すべく、風俗變ずべしとせり。殊に知らず、庶民狎れて吏を畏れず、村老怠りて其職を廢し、訟獄(一四)日に滋く、廳務日に繁し。且郡宰の會議、年に一再に過ぎず。七郡の處置、或は矛盾多く、齷齪尋常を守れば善し、若し大に爲すあらんと欲せば、郡廳を減じ冗事を省き、宰吏皆城下に居り、力を協せ心を一にし事に從ふにあらずんば決して成功を見ずと。時に七郡の僚吏、久しく各處に居り、土に懷き安に狃れ、變更を欲せず。百計之を沮む。公、斷然、川瀨の說を用ひられ、辛卯(一五)の春、四郡の制に復し、友部・會澤を以て、政府の吏となし、奥右筆局(一六)の要務を幹せしめ、山口を目附となし、田丸を勘定奉行となす。其の留りて郡宰たる者三人、川瀨は南を治め、彪は大田を治め、吉成は松岡を治め、新に石河幹忠を以て宰となして、武茂を治めしめらる。有志の士、皆首を峙てゝ、中興の化を望む。而して政府の事に任ずる者は猶舊弊を執りて、更張を欲せざるなり。

四郡の制に復す

東藩文獻志

初め哀公の季年、史臣に命じ、東藩文獻志を修めしめらる。公薨じ

(一四) 訴訟沙汰。
(一五) 天保二年。皇紀二四九一年。
(一六) 御用調役。

藩政の變革事

て果さず、是に至り、會澤・鈴木等以爲らく、中興の業を成さんと欲せば、宜しく先づ祖宗の典刑を修め、斟酌増損して、至常に歸せしめんと。乃ち建議して、復た文献志を修む。局を城中に設け、政府有志の徒、時に其の局に往來す。小人、因て、會澤・鈴木等を譏するに、朋黨(一七)を以てし、遂に會澤を出して、史館總裁となし、鈴木・原田(一八)・萩を以て馬廻となす。是に於て政府の正議一網打盡し、復た孑遺(一九)なし。深澤も亦四人と局を同じく相親しめり。是に至り、病と稱して出でず。彪同僚と議し、以爲へらく、郡宰は本疎外の職、而して樞要の地となす者は、公專ら吾儕を信任せらるゝを以てなり、今や政府の變革此の如し。凡そ吾儕の建議は、皆中より之を制して、上下の情を隔絶せば、公の盛意、孤とならんと。因て上書し、屢小人を退け、君子を進め、正氣を挽回する所以の説を陳ぶ。凡そ驛使の江戸に往來する者、毎月六次、未だ嘗て一次も郡宰の上書なくんばあらず、公亦時に親書を下して慰めらる。而して讒譖(二〇)先入し、奈何ともすべきなし。明年壬辰(二一)の

(一七)黨を組んで專横を計る。
(一八)名は成祐、通稱は兵介。
(一九)殘されたもの。
(二〇)そしりにくむこと。
(二一)天保三年。皇紀二四九二年。

朋黨の論益熾んなり

春、深澤も亦坐して容さる。彪口舌を以て爭ふべからざるを料り、即日亦病と稱して出でず。朋黨の論、益熾んなり。公赫然として震怒せられ、遽に川瀨・石河の二人を江邸に召し問ふに事情を以てせらる、二人(二二)侃然正議、餘力を遺さず、公釋然として悟られ、彪を轉じて通事となし、江戸に徙し、鈴木子賢を之れに代へ、會澤伯民の資格を進め、原田・深澤・萩の徒・亦往々任用せらる。通事の職たる中奥に宿直し、日に左右に昵近す。近臣の間に生長したる者にあらざれば、坐作言動、或は法の如くならず。而して彪、野人を以て、其職に任じ、又常に公の駕に扈從するの命を蒙り、更に衣紋猿樂等の事を掌る。其の心を用ふること尤も苦しむ。是れ彪の間地を請うて間を得ざるの二なり。

間地を乞うて間を得ざる事情其の二

(二三)乙未の夏、轉じて政府の吏となる。(二四)己亥の歲、公令を發し、將に明年庚子(二五)を以て藩に就かれんとす。時に公方に務めて武備を修め、又士大夫を戒め、田祿の多寡により、兵馬器機を備へしむ。而して互室世

(二二)強く主張する形容。

(二三)天保六年。皇紀二四九五年。

(二四)天保十年。皇紀二四九九年。

(二五)天保十一年。皇紀二五〇〇年。

黨を結びて密議し、公の藩に就くを妨げんとす

家、皆軍用に乏し、竊に其或は罪を獲んことを恐る。乃ち黨を結んで密議し、公の藩に就くを妨げんと欲す。以爲へらく、去歳、年穀登らず、士人の俸祿を減ず。一國皆生を聊んせず、而して公、藩に就かるれば、士大夫、職事繁劇、冗費貲られず、(二六)皆怨嗟歎息し。心を離し體を解き、恐らくは大に盛德を損せん。宜しく俸祿を賜はりて、人心を慰めらるべし。若し然る能はずんば、藩に就くなきの愈れるに如かずと。因て所謂、小番頭及び物頭の職を激し、(二七)各劄子に書し、之を政府に達せしむ。政府制する能はず。狀を以て聞す、公大に怒られて謂へらく、(二八)姦人比周、君を要す。而して政府一人の之を制するなく、其の劄子を取りて寡人に聞す。職を奉ずる者無狀なりと。遂に事情を按問し、將に巨室某々等、及び水戶執政有司の其事に與かる者を罰せられんとす。彪、執政に謂て曰く、公の赫怒せらるゝ所以は、既に命を聞けり。抑其を公に聞する者は、江戶の有司にあらずや。今水戶の有司罪を蒙り、吾儕譴を免るれば、何の面目あつて、復た水戶の有司に見

(二六) 君をうらむ。

(二七) 上に出す公文書。

(二八) 多く黨を組む

間を得ざる理由、其の三

東湖の諫書

えんやと。執政慰むるに、本末輕重の別を以てす。彪自ら安んずる事能はず。乃ち罪を引き病を移し、懇に職を辭するを請ふ。未だ一旬ならず、職を免ぜられ、先手物頭の班を以て、史館の編修に充てらる。彪劇職にあること、前後十年、始めて間地を得、殆ど物外に超然たる思あり。何ぞ圖らん。未だ二月に盈たざるに、忽ち擢んでられて、側用人となる。復た政府に出入し、(二九)献替に從事す。時に彪、間を得ざるにあらずして、忽ち之を失ふ。之を要するに間を得ざる三なり。

公の藩に就かるゝや、(三〇)宵旰精を勵まし、有司を督促せられ、二三年ならずして、經界略改まり、學校漸く就り、文教、武備、頗る端緒に就けり。而して公、方に五六年の暇を幕府に得たり。是に於て、小人、日に佞媚の說を進めて、以て公の意に(三一)迎合す。公其の制し易きを以て、或は命ずるに事を以てせらる。小人力を竭して贊成し、勢殆ど敢爲に勇む者に類す。故を以て、(三二)便嬖の少年。或は遽に(三三)顯官を獲たり。彪、從容として、屢々公に云ふに、君子小人の辨を以てす。公省みら

(二九)君を補佐すること。

(三〇)夙夜の意、夜は早く衣冠をつけ、朝は遲く膳に向ふ程に勤勉する。

(三一)君の御機嫌取り。

(三二)媚びへつらふ

(三三)地位の高い官職。

彪飢餓すと雖も、此の如き賜を拜せず

れず。彪因て、懇に職を辭するを請ふ。適々、彪を譏するものあり。謂ふ、今井の擢んでられて、參政となりしを以て、心に不平を懷くと。又謂ふ、彪の家計、窘急[三四]執職に居る能はず、乃ち正義に託して、間地を請ふなりと。或人以て彪に告ぐ。公亦手書を賜はりて曰く。寡人汝を信ず、而も汝寡人を疑ふ。汝にして去らば、寡人亦將に致仕せんとすと。彪、竊に恐る、跡甚だ嫌疑に渉る。或は今井に連及せんと、乃ち勉强して事を視る。適々執政、公の命を傳へ、賜ふに黄金を以てせらる。曰く子、屢々行役に苦む。其れ或は資用に乏しからんかを察せられて、斯の賜ある所以なりと。彪、心竊に之を慍り、口を噤み賜を受けて退き、直に奥右筆の局に入り、金を以て其の局長に託し、且請ひて曰く、彪の貧、固より骨に徹す。向きに行役の日、斯の賜あらば彪何ぞ之を辭せん。抑、今日又行役の命あらば、亦何ぞ斯賜を辭せん。今故なくして之を受く。古人の所謂之を貨とするものなり。幸に執政に謝せよ。彪飢餓すと雖も、此の如き賜を拜せずと。局

（三四）餘裕のないこと。

主公の前に直言す

長對ふる能はず。執政亦强ふる能はずして止む。當時の有司、彪を知らざる者にあらず、而して此の事あり、是に於て、浸潤(しんじゅん)(三五)、膚受(ふじゅ)(三六)の畏るべきを知るなり。

明る年癸卯(三七)の秋、今井出で丶寺社奉行となる。前だつ一日、彪、奥右筆局に入り、始て今井、明日を以て、職を轉ずるを聞く。將に執政府に入りて、之を辨ぜんとす。而して執政退く。乃ち趨(はし)りて公の所にいたる。既にして左右を屏(しりぞ)け、公、大聲に曰く、乃ち、今井、外補(ぐわいほ)の事にあらずやと。彪對(こた)へて曰く、誠に公の言の如しと。公曰く、事已に決せり、復た紛紜する勿れと。公曰く、既に惟典に命せられば、決せりと謂ふべし。今未だ命せられず、進退、唯、公の處分にあらんのみと。公の曰く、去歳、寡人衆言を排し、今井を不次に擢んづ。既にして諸有司屢々寡人に告ぐるに、今井人言を容れざるを以てす。寡人保議して今日に至れり。而して、近來執政亦以て、宜しく外に補すべしとなす。參政任重くして、今井既に人望を失ふ。寡人將に今井を以

（三五）水が萬物を浸すやうに次第に深く讒言が進むこと。論語にある。
（三六）膚に受けるやうな、身に切な利害のうつたへ。「論語」にある。
（三七）天保十四年。皇紀二五〇三年。

て、寺社奉行となし、其敬神排佛の事に從はしめんとす。亦善からずやと。彪曰く、惟典、(三八)峭直氷凊、惡を疾む心餘あり。而して物を容るゝ量に乏し。斯れ其の義を取る所以なり。而して(三九)面折敢言、執政之を憚り、監察之を畏れ、佞邪の小人、尤も之を忌むに至りては、彪決して惟典の右に出づる者なきを知る。閣下之を擢んでざれば可なり。既に之を擢んでゝ、又之を遠ざく、臣は恐る、小人竊に手を拍つて相慶することを。國家の元氣を損すること細ならざるなり。且、惟典、政府にありては、正義抗論、大に廟謨に益あり。其をして獨任の地に處らしめば、峻急迫切其敗を取るや必せりと。公曰く、汝盍ぞ執政と議せざると。彪涕を流して退き、結城執政を見て曰く、今井救ふ能はざるかと。結城、(四〇)赧然として曰く、能はずと。彪謝して去り、遂に書を上りて、具に平生言はんと欲して、云ふ能はざるものを陳し、門を杜ぢ病を移し、姻戚、武田伯道をして辭職を政府に請はしむ。居ること二日、今井來り公の命を傳へ、出でゝ事を視ることを勸む。且請

(三八)惡をにくむ心が餘り強くて、雅量がない。

(三九)誰にでも遠慮なく、面と向ひ合つて諫める。

(四〇)自己の無力を恥ぢる形容。

公の優待是に至る

間地を乞うて間を得ざる事情の四

うて曰く、吾參政を罷めらるゝも、猶(四一)勉事を視る。子何を苦みて、逡巡是に至ると。彪曰く、子の出でゝ事を視るは、猶吾の退きて病を移すが如し。理然らざるを得ず。復た何ぞ怪まんと。今井笑つて去る。又一日、島村志摩來り、公の命を傳へ、又彪をして、勉强事に從はしめんとす。彪拜謝して曰く、病瘳(いえ)ば公の命なくとも、固より將に出でんとす。而して彪の病、恐らくは小故にあらずと。又一日、安島彌治郎盛服して來り、公の命を傳へて曰く、曩日(四二)の奏議深く寡人の心を感ぜしむ。寡人將に之を思はんとす。而して汝病を移して家居せば、浮言沸騰(ふつとう)す。寡人甚だ之を憂ふ、寡人の爲に暫く出でゝ事を視よと。彪心に謂へらく、公の優待是に至る。而して、猶前議を執るは不敬甚だし、且公の悔悟、此の如くんば、國家の事、未だ袖手傍觀(四三)するに忍びざるなりと。頓首して曰く、謹んで命を奉ずと、安島大に喜んで去る。明日起つて事を視る。是れ彪の間地を乞うて、間を得ざるの四なり。

(四一)勉强。

(四二)先日。

(四三)何もしないで傍觀してゐること。

退く者と進む者

今を距る僅かに半歲余、而して公、今日の禍あり。彪等亦譴責を蒙る。彪嘗て史傳を讀み、常に身を潔くする自重の士は、退くを知りて進むを知らず。路に當り、ことを用ふる臣は、進むを知りて退くを知らざるを憾みとす。因て又疑ふ。其の退く者は、常に貧賤に處る故を以て、勢利に恬たり。其の進む者は、漸く富貴に慣れて、顧望の念ある所以なりと。今にして之を思ふ。君臣の情義、固より已むを得ざるものありて、其の間に存す。獨り富貴貧賤、之を然らしむるに非ざるなり。夫れ人臣の君に事へ、苟も道義に志すもの孰れか進んで、其の道を行ふことを欲せざらん。又孰れか退いて、其の義を全うするを欲せざらん。而して其の疎外の職に在るや、一事一議、動もすれば、有司掣肘(四四)に苦む。而して君に見ゆる事亦罕に、(四五)肝膽を吐くに由なし。故を以て其の心常に憂懣憤激し、一政一事、體を失ふものあれば、謂へらく國事殆ど去ると、有司に建議す。有司可かず、則ち以て己を拒むとなす。温顏之を容るれば、其の或は欺かれんことを疑ふ。其の君に上

(四四)自由をを抑へて束縛する。

(四五)心事を十分にのべる。

進み難く退き難き所以

彪の操心二あるにあらず、處る所之を然らしむるなり

詐するも、（四六）亦皆微過責の罪を免れず。是れ其の進み難き所以なり。親密の地に處するに至つて、其の意の如くなるや、君臣の和樂、固より其の喜びに勝へず其の意の如くならざるや、相與に政府に歎息す。又相與に君前に覆議し、飜議論難復た遺憾なし。而して君臣の間、預情毅然、大事に非ざるよりは、面折廷爭するに忍びず。其の或は直言抗議するや、君視て以て其の常となす、君怒れば臣謝し、臣激すれば君遂す。昨日爭ひて今日和す。是れ其の退き難き所以なり。夫れ無道の世に居り、暗君の朝に立ち、（四七）阿諛迎合し、徒に富貴に貪戀して、退く能はざる如きは、固より論ずるに足らざるなり。嗚呼十年前の彪をして、今日の彪を見せしめば、將に其の樣を見て去らざるを笑はんとす。然して今日の彪をして十年前の地に處らしめば、退くを知りて、進むを知らざらんとす。彪の操心、二あるにあらず。處る所之を然らしむるなり。抑、向きに彪をして辭職、閒地を得せしめ、而して公、獨り今日の禍に遭はゞ、彪も亦豈に恬然として、枕を高うするを得

（四六）過責、餘りに度に過ぎること。

（四七）君の御機嫌を取り、事の如何に關せず反對しない。

六歲にして孝經を授けらる

んや。然らば彪、閑地を請うて間を得ず、安んぞ知らん、天、彪に賜ふに、今日の大閑散を以てする兆にあらざるを。世道の變慨くに勝ふべけんや。（五月十九日二十日錄）

○三十九年七處從

○三十九年七處に從る（第四句）

初め、彪生れて三歲、先子、新に濱田の郡宰となり、民巷の官舍に移る。昨年、武公、國に就き給ひ、鷹を臂にし、或は馬に跨り、屢民巷を過ぎらる。蓋し當時、彪小兒輩と路傍に拜觀す。又明年、公將に參府せられんとす。彪初めて大廣間に謁見せり。後二年、先子に從つて、梅巷の廬に歸る。今を距ること、三十餘年、恍として夢中の如し。公の容貌と雖も、其の詳なるをいふを得ず。蓋し年六歲、先子授くるに孝經を以てし、句讀を堀川潛藏(一)に受く。彪能く記し能く忘る。潛藏、諄々敎へて倦まず。宮本翁(二)、屢々寓居に往來し、竹を削り刀となし、彪をして僮僕(三)を撃つて、其の不意に出でしめ、以て戲れとな

（一）名は潛、字は文淵。
（二）名は虎孝。通稱は左一郎、東湖の劍道の師。
（三）下男。

覊縻自ら守る胥吏

す。木村子虚(四)、城下に至る毎に、來りて官舍に投ず。其の人、六十餘、貌厚く氣充つ。城に登れば、必ず井を汲み水に浴して出で、歸れば、先子と杯を把りて談論す。酒酣(たけなは)に、或は大聲叫呼(けうこ)、或は劍を拔いて快と稱す。今にして之を思へば、僅に此數事を記するのみ。既にして梅巷に歸り、居ること十九年、而して亦郡宰となつて八田に徙る。八田は水戸城の西六里、那珂・久慈二水の間に在り、地極めて瘠せ、民亦貧し。寛政年間、文公四郡の制を廢せられ、封内を十一(五)郡に分ち、郡廳を各處に置く。高野子隱(六)、將員より擢でられて、新に此に宰となる。白石(七)・石川(八)、二翁、友部・井阪、相踵(つ)いで任ぜられ、以て彪に及ぶ。高野・石川、皆才學あり。尤も詞章に長ず。白石は忠誠を以て稱せられ、友部は才學敏捷(びんせふ)を以て聞ゆ。獨り井阪は胥吏(しより)(九)より擧げられ、覊縻(一〇)自ら守る。然して七郡の宰(さい)、皆職を奉ずること、狀なきを以て、蘇を奪はれ貶斥せらる。而して井阪は外補間に就くのみ。先輩皆此の如し、故を以て僚屬子弟、頗る忠愨(一一)の俗を存し、又粗々文雅風流の趣あ

(四)名は謙。號は醉古館。奇人として知られてゐた。

(五)十一郡とは、濱田、常葉、紅葉、增井八田、大里、小菅、鷲子、太子、石神、安良川で、その後間もなく、安良川は中山氏の采地となり、又、小菅、鷲子、增井を廢して七郡とした。天保二年にはそれを四郡に復したのである。

(六)名は世龍、通稱は文介。

(七)名は意隆、通稱は又衛門、隱居後は一如と號した。

(八)名は清秋、通稱は儀兵衛。

(九)小役人。

(一〇)心の忙はしくせまいこと。

(一一)忠義のかたい志。

り。彪日ごとに廳事に坐し、老吏と論議し、唯近來の弊事數件を革むるのみ。餘は皆白石・友部の舊に循うて變更せず。廳務の少間、僚吏の子弟を會し、風月を吟詠し、古今を談論するも、(一二)亦索居の情を慰むるに足る。數月にして郡制一變す。是に於て、彪又民巷に徙る。民巷は、本、良公の嘗て(一三)別館を營まれし所なり。當時、四郡の宰、皆廳を其の私宅に設く。別館廢せらるるに及び、郡廳を其の趾に建てゝ、宰は猶宅に居り、日に廳に臨み事を視る。寛政中、四郡廢せられ、其の東廳を以て、濱田郡の官舍とし、西廳は常盤郡官舍なり。彪始て徙居す。是に至りて、濱田は南部に入り、常盤は武茂に入る。乃ち東廳を以て、松岡郡の官舍とし、彪此に居れり。更に南部、及び武茂の官舍を梅巷に設く。彪民巷に至り、其の官舍及び園林を熟視し、猶故友に逢ふがごとし。所謂恍然として夢の如きも、或はまた一二の端緒を繹るを得て、(一四)愴然として感舊の情あり。太田郡は其の堺、久慈郡太田に起り、稻木・藤田等の諸村を經て、久慈川に泝りて上る。南は、太子

(一二)一家の者から離れて淋しくゐる。

(一三)普通に田見御殿と稱せられる。良公は諱を宗翰、字を子邦號を奎山と云つた。

(一四)いたみ憂ふる形容。

常平倉の設

日出三竿にして、秋意猶晴し

及び、奧田・金澤に至り、西北は八溝山を限り、廻りて、東、生瀨、高倉を過ぎて、所謂、天下、野洞、諸村に至る。地頗る肥良、民亦甚だ貧しからず。又名山水に富む。其の部下を巡視する時、或は登臨跋涉(一五)し、以て郡宰の俗腸を盪滌(一六)するに足る。但父老導き、僚吏從ひ、農民、耕を輟め、道左に拜伏するを慊みとするのみ。四郡の制、皆同僚と相議し、施設、約の如くす。故を以て、其の部下に於て、則ち意見を出して、新政を布くものなし。

嘗て常平倉を、太田・部垂・太子の三所に設けんと欲す。太田・部垂は粗々成り、いまだ太子に及ぶに遑あらずして止む。後人、善く彪の意を知りて、而して善く之に備へば、民米價の甚だ上下するを患へず、姦商、其の慾を逞くする所なきに庶からんか。居ること歲餘、うつりて江戶の邸に家す。所謂、墓の西偏、墻外(一七)數步すれば、常泉、西岸の二寺、其の西に當り、朝夕、唯、念佛、誦經の聲を聞くのみ。戶を出で、、數十步すれば、後樂園の深樹其の東を蔽ひ、日出三竿(一八)にして、

(一五) 山河その他を步むこと。

(一六) 洗ひ清める。

(一七) 附近。

(一八) 午前八時頃。

大丈夫、苟も天下の廣居に居らば、室の廣狹我に於て何かあらんや

參覲交代制

紙窓猶暗し。其の南北隣と稱するものは、僅に一壁を隔つるのみ。我梅巷の廬、之を他の邸宅に比すれば、尤も狹隘なれども、邸舍の地は敝廬八分の一に過ぎず。適〻夏秋の交、炎熱人に偪り、殆んど堪ふべからず。彪自ら奮て曰く。昔、吉田翁の舍に寓す。其の室方九尺に過ぎず、四方皆壁、僅に明を小窓にとる。而して猶能く其の間に刻苦す。大丈夫苟も天下(一九)の廣居に居らば、室の廣狹我に於て何かあらんやと。蓋し旬を渉り月を經、習ひ以て常となる。二三年の久しきに至りては、復た舍の狹隘を覺えざるなり。

(二〇)丙申の歲、公大に命を發し、江邸の士を水戶にうつさる。昔祖宗の時、士皆水戶に居り江戶に祗役し、一年を以て期となす。後者來りて先者去る。名づけて交代といふ。或は在番といふ。其家累(二一)を江戶に移すもの、蓋し亦甚だ少し。肅公以來、公の藩に就くこと、既に稀れなり。士の江戶に徙るもの亦頗る多し。而して諸有司及び物頭、步卒の徒の如きは、猶舊によりて交代す。文公、慈惠、士の行役に苦むを憐

(一九)思ひを天下にひろげる地位。

(二〇)天保七年。皇紀二四九六年。

(二一)家族の人々。

諸有司の交代

み、始めて諸有司及び諸職をして移りて江戸に家せしむ。名づけて定附といふ。爾來、藩邸、官舍稠密、風俗浮薄なり。而して江戸、水戸、事情通せず、文書の往來、動もすれば相疑難す。是に至りて、邸中士庶・水戸に移る者、二百余人、僮僕、奴婢、數ふるに勝へず。咨嗟怨歎、(二二)猶流人の謫に赴くが如し。邸舍之が爲に頗る空し。乃ち水戸の諸有司を交代せしめ、將に漸めて諸職に及ばんとす。又步卒一隊每に、一舍を授け、居常相親睦せしむ。彪の舍を步卒に授くるに當りて、臺の東隅に居る。其の地、富阪の上に踞し、東北に駒籠、白山を望み、眼界頗る濶く、大に他舍の比にあらず。(二三)庚子の春、公藩に就かる。彪又水戸に移る。南北に奔走すること十余年、而して舊廬に歸るを得たり。彪の家を移すもの、是に至りて凡そ七たびなり。

傳に曰く、士にして居を懷ふ。以て士とするに足らずと。又曰く、小人は土を懷ふと。夫れ士の道に志す、其の居と土とは思ふに足らざるは固よりなり。然れども、(二四)孟母隣を擇び、(二五)夫子も亦仁に里るの美を

(二二) 流罪に處せられた人が配所へ行く時の氣持。

(二三) 天保十一年。皇紀二五〇〇年。

(二四) 有名な孟母三遷の意。

(二五) 論語の里仁第四に「子曰はく、仁に里るを美となす。擇びて仁に處らずんば、焉ぞ知なるを得ん」とある、人間の敎育にとつて環境の必要なことを云つたもの。

水戸の俗慷慨義を好み、敢爲の氣に富む

爲すの語あれば、子弟を生長し、人材を教育する者、未だ嘗て風土郷里の美に由らずんばあらず。姑く彪の目撃したる所を以て、之を論せん。八田は其の俗質ならざるにあらず。其の地靜ならざるにあらず。而して其の民、鄙猥(二六)偏陋にして、超邁(二七)俊偉の氣象に乏し。江戸の俗、其の人勤めざるにあらず、其の見聞廣からざるにあらず、而して其の君子は、深宮の中に生れ、稼穡(二八)の艱難を知らず。其の小人は、伶悧(二九)油滑の習に長じ、絶えて質直樸茂(三〇)の風なし。水戸の俗、慷慨義を好み、敢爲に勇む。時に汚隆ありと雖も、之を要するに、江戸及び八田の比にあらず、獨り聞見(三一)の寡陋と言動の粗俗とを免れず。是に由りて之を觀る。士苟も子弟を教育せんと欲せば、其の幼きとき之を城下に居き武を講じ文を學び、以て其の志を立てしめ、或は田野を逍遙し、山川を跋渉して以て艱難を嘗んじ、以て士氣を養ひ、其の心術志操奪ふべかざらるに及んで、之を江戸に出し、汎愛仁に親しみ、以て其の固陋を廣め、士君子の間に周旋せしめ、以て其の粗俗を醫す。天の我に與ふ

(二六) 田舍臭く一方に偏してゐる。
(二七) 凡を拔く意氣があり、果斷な風。
(二八) 農事。轉じて生活の意となる。
(二九) 小ざかしく義に薄く、利につく。
(三〇) 質素で、節を曲げないこと。
(三一) せまい。

土着說に對する東湖の意見

る所のもの、自ら陶冶練熟し、以て大過不及なきに庶からんか。今夫れ絲の繭にある、熟して之を練らず麻の野に在る、浸して之を曝さず、徒に其の絮の如く、蓬の如きものを視て、絲麻、菅蒯(三二)に如かずといはゞ、亦宛ならずや。斯の論、獨り我が水戸の爲に發するのみにあらざるなり。近來、論者動ゝもすれば、土着の說を建つ。彪を以て之を觀る。農をして士たらしめ、其地に居らしめば勢なし易し。而して義なすべからず。士をして城を離れ田畝に就かしめば義なし易し。而して勢なすべからず。假し斷然果決、驅りて之を士に著かしめ、能く其の制度を立て、士農雜居の憂なからしめば、或は可ならん。若し夫れ然らずんば、滿城の士林、變じて泯然(三三)たる農夫とならん。思はざるべけんや。(五月二十一日二十二日錄)

○　邦家の隆替偶然に非ず（第五句）

○邦家隆替非偶然

恭しく惟るに我が東藩威公、基を建て、廉恥節義を以て、士風を鼓

(三二)　茅とあぶらがや。

(三三)　ほろびゆく形容。

松並勘十郎の禍

寛保寛延の餘毒今猶或は存す

舞せらる。義公繼述し、申るに孝悌忠信の敎を以てせらる。其の盛德大業、樵夫牧童と雖も、猶聞くに飽き、道ふを厭ふ。固より臣彪の贊美を俟たざるなり。義公既に老い、肅公封を襲ぎ、大將軍常憲公、隨性院夫人をして、我が恭伯世子に歸がせらる。一國相賀す。獨り義公以て國家の不幸(一)とせらる。蓋し其或は奢移の風を長ずるを恐れてなり。既にして、風俗日に衰へ、財用足らず。義公薨じて未だ數年ならず。寶永年間に至り、(二)松並勘十郎の禍あり。其の紀綱を壞り、風俗を害し、典章を蔑如(三)して、以て邦家の辱を貽すもの、臣子實に云ふに忍びず。威公更に聰明の資を以て、有爲の志を懷かる。享保の政、翕然として觀るべし。不幸、年を享ること長からず(四)。中興遂げず、惜しいかな。良公幼冲にして封(五)を襲ぎ、政巨室に出づ。故を以て、元老以下、頗る其の私門を營む。寛保寛延の餘毒、今猶或は存せり。公既に政を親らせらる。其聰明英武蓋し威公の下に出でず。今其の手錄筆記を拜するに、其の公に奉ずるの誠、勤めたりといふべし。昔、唐主、(六)李隆

(一) これは義公が木村權之衞門に賜うた手書に見える。

(二) 松並勘十郎は京都の人で、功利に長じ江戸に出てから水戸家に仕へ、所謂寶永の改革を實行した人。遂に同六年に放逐されたが、同志となつて私腹を肥した者が頗る多かつたと傳へられてゐる。

(三) 輕視する。

(四) 十四歲で封を襲ぎ、二十六歲で薨ぜられた。

(五) 時に僅か三歲だつた。

(六) 唐の玄宗。

(七) 玄宗の年號。我

甚、(七)開元に勤め、(八)天寶に惰る。論者之を憾みとす。公も亦始ありて終ある能はず。或は曰く、當時の大臣、公の英明を憚り、侫媚迎合し、遂に宴安逸樂を以て、公の心を蕩かせりと。理其れ或は然らん。悲いかな。文公、恭儉自ら率ゐ、慈仁下を撫で、書を讀み文を右にせらせる。義公以來其の比あらざるなり。當時大將軍、春秋に富まれ、(九)白河源侯、宰補の任に居り、三藩の君を援きて、以て依頼せらる。今恭しく公の親筆秘錄を觀るに、其の天下に裨益あるもの勝げて數ふべからず。其の國政に於けるも亦美事に乏しからず。功利の徒、或は之に乘じて起り、遂に公の德を累す者或は之れあり。然れども位に在ること三十余年、未だ嘗て士を愛し民を撫するの政を忽せにせられず。其の德澤閭境に洽きもの、今に至るまで猶深し。武公寬裕にして果斷、志を大體に存し、大に言路を開き、庶政を修明せらる。(一一)丙寅、(一二)丁卯の間慨然として、大に爲すあらんとする志を有せらる。巨室手を束ね、俗吏膽を破り、事に任ずる臣、盛意を推廣する事能はず。(一三)鯁直刻深、頗

が皇紀一三七二年から一四〇一年まで。

(八)玄宗の年號。我が皇紀一四〇二年から一四一五年まで。

(九)松平定信のこと。

(一〇)國中。

(一一)文化三年。皇紀二四六六年。

(一二)文化四年。皇紀二四六七年。

(一三)氣性が直くてきびしい。

後宮閨門の間、勢甚だ儉ならざるを得ず。

る物議を來せり。是に於て、公、光を韜み重を持せらる。蓋し他日に待つあらんとす。而して天、年(一四)を假さず。遺憾曷ぞ已まん。哀公夙に高明の姿を以て文雅の才を負はる。其の封を襲がるゝや、慈惠物を愛し、衆庶心を歸す。嘗て幕府の執政、水野羽州と營中に談ぜられ、一見して、その姦を察す。又元老の或は私門を張れるを憤られ、舊典を明かにし、以て大綱を總べられんと欲す。公嘗て峯壽院夫人(一五)を幕府に迎ふ。後宮閨門(一六)の間、勢甚だ儉ならざるを得ず。而して帑藏(一七)、素より財用に乏し。蓋し公、稟性虛弱(一八)、宵旰黽勉することを能はず。以爲らく、本藩地狹く、民少く之を右にし、之を左にするも、國事に於て、大損益あらず。之を有志に委するに如かずと。是より漠然復た事を可否せられず、風流に耽り、文墨を樂み、以て其の世を終らる。文政の政、是を以て、委靡衰頽、殆ど寬永と軌を同じくす。慨くに勝ふべけんや。

今の納言公、哀公の介弟(一九)を以て、藩邸にひそまれ、竊に天下の勢、

(一四) 公は三十三歳で封を襲ぎ、四十四歳で薨ぜられた。

(一五) 峰姫と稱して、文恭公の女に當る。

(一六) 正妻と側室との關係。

(一七) 國庫。こゝでは水戸藩の財政。

(一八) 朝早くから夜おそくまで。

(一九) 貴族の大弟のこと。

日に衰弱に趨き、邦家のこと亦陵遲(二〇)に就かんとするを憤らせらる。其の剛明果敢の氣、宏濶遠大(二一)の志、抑へて發せざるもの、蓋し亦年あり。一旦哀公の遺言を以て、入りて其の統を繼ぎ、未だ一號令を發せられずして、人膽を破る。數月の間奸臣贓吏(二二)、廢黜餘すなし。佞幸便嬖、既に驅除せらる。耆舊故老、文化に伸びて、文政に屈する者、往々再び擧げらる。忠直方正、文武材能の臣、稍々撰用せらる。一年ならずして、奢侈頓に止み、儉素質朴の風、朝野に被く。公以爲らく、大將軍、春秋既に高く、世故に暗熟せらる。而して水野、林(二三)の徒、威權赫灼、天下の事、遽に挽回し易からず。已むなくんば、一國の俗を變じ、文教を修め、武衛を奮ひ、幕府を捍衛(二四)して、以て中興の嚆矢(二五)となさんと。是に於て、日夜孜々(二六)として此に從事し、十六年一日の如し。而して群臣の材器德量、公の盛意に副ふ者衆からず。故を以て、其の施設の間、緩急序を違ひ、寛猛用を失ふ類なき能はずと雖も、其の文を修め武を奮ひ、忠を天下に盡すに至りては、三百諸侯、恐らく

（二〇）衰微。
（二一）目的を大きく持ちこせ〳〵しない。
（二二）賄賂を目的とする不正な役人。
（二三）若年寄の林肥後守。
（二四）ふせぎ守る。
（二五）第一步。
（二六）懸命となつてあきない樣子。

山陵修覆の志

は未だ公の用心に及ぶ者あらず。此れ臣彪の(二七)諛言にあらず。識者苟も其の事業に因て、其の情實を察せば、(二八)灼然として知るべきなり。而して(二九)蒼蠅藩に集り、(三〇)萋斐錦をなし、忽然として今日の禍を羅織す。威義二公にして靈あらば、臣彪其の怒髮上りて(三一)瑞龍の巓を衝くを見ん。一念此に及ぶ毎に、歎息痛恨、自ら已む能はず。因て徐かに公の禍を幕府に蒙る所と、諸臣の公の忠を忌む者とを繹ぬるに、蓋し一朝一夕の故にあらざるなり。公嘗て山陵の荒廢を慨き、其の修覆を圖り、先づ畝傍陵を修し、序を以て他の陵に及ばんとす。下野の處士、(三二)蒲生君平、著す所の山陵志に因りて、其の方位、及び遠近高低を辨ず。適々桑原信敬、京都に祗役し、畝傍陵に因り、或は之を土人に詢ひ、或は之を舊記に參し、(三三)貝原篤信の說、以て據るべしとなし、始て山陵志の謬を辨ず。蓋し篤信の時、山陵廢すと雖も、其の趾猶存す、君平の時に至りては、其の趾も亦亡ぶ。謬ある所以なり。信敬其の說を筆して、一卷となし、彪によりて之を上る。時に公既に幕府に建議す。是に至

(二七) へつらひ。
(二八) 明かな形容。
(二九) 奸臣を譬へたもの。
(三〇) 文章の相錯綜することで、種々形式だけが發達して內容がなくなること。
(三一) 茨城縣太田瑞龍山
(三二) 未だ仕官をしない武士。
(三三) その著「大和廻り」にある。

天朝を尊べば、幕府の威を失ふとは何の意ぞ

り、屢々之を促す。其の說に以爲らく。神武天皇辛酉元年より、今に至る二千四百九十餘年、近年庚子の歲、將に二千五百に盈ちんとす。宜しく、この時に及び、其の山陵を修め、以て忠孝を天下に明かにすべしと。今の議者或は謂ふ、天朝を尊べば、幕府の威を失ふと。あゝ是れ何の言ぞや。山陵の荒廢、日久しく、天下の忠義、孰れか一抔(三四)を培し、國恩に報ゆるを欲せざらんや。爲す能はざるは、幕府を憚るなり。萬一不軌(三五)の民、或は[illegible]を唱へ、首として山陵を修め、義を以て天下に唱へば豈に幕府の大耻にあらずや。然らば天朝を尊ぶは、忠孝を明かにし、非望の念を絕つ所以なり。天下の人民、將に益々幕府の議に服せんとす。何ぞ威を失ふ事之あらん。幕府遂に公の說を用ふる事能はず。

居ること數年、太上天皇崩れ給ふ。公之を聞かれ、また葬祭のことを幕府に建議す。又書を寄せて、關白藤公に謀らる。藤公深く公の忠誠を感ず。蓋し乙夜(三六)の覽に入るといふ。藤公以爲らく、葬祭の禮遂に古に復し難し、諡號に至りては奉せざる可からずと。乃ち之を關東に

(三四) 握りの土。

(三五) 謀叛。

(三六) 天皇の御書見。

光格天皇

議し、又公に之を贊成せしむ。幕府敢て違はず、遂に謚を奉りて、光格天皇と申す。幾もなく、泉涌寺災す。公因て以て其の佛刹(三七)を廢して、其の地を清うせんと欲す。又之を閣老と藤公とに謀らる。事遂に果さず。公の此の擧、皆忠孝の至誠より出づ。而して其の忌むものより之を觀れば、益々之を忌むなり。

大鹽の亂

乙酉正月、公令を發し、武庫の器械を修め、また藩邸士大夫の戎衣(三八)を閲みせらる。二十二日(三九)、公親ら甲冑を擐て、東照宮の遺物を後樂園の琴書亭に拜せらる。元老以下、皆戎服して謁見す。或は盃を賜はり、或は余瀝を賜はりて退く。毎歲以て恒例(四〇)とす。居ること數日、賊大鹽平八郎、黨を結び、難を大阪に構へ、近畿騷擾し、關東も亦之が爲に紛然たり。戎衣兵革の價、驟に相倍蓰す。是に於て、人皆公の先見に服しぬ。而して其の惲る者より之を觀れば、益々之を惲る。

丙甲、戊戌の大飢饉

丙申歲大に飢う(四一)、戊戌も亦飢う(四二)、關東尤も甚だし。奥羽兩野の民、老を扶け幼を携へ、爭うて江戸に赴くもの、陸續として止まず。米穀

(三七)佛寺。

(三八)軍裝。

(三九)二月二十二日は東照宮が征夷大將軍を拜した日で、それを記念したのだつた。

(四〇)毎年の例。

(四一)天保七年。皇紀二四九六年。

(四二)天保九年。皇紀二四九八年。

苟も食未だ盡きず而して餓孚あり。奚ぞ民の父母たるにあらんや。

愈々乏しく、(四三)餓孚路に盈つ。一日公、城に登る。轎中より之を視て、邸に歸る。後、(四四)猶悽然として樂まれず。有司を召して曰く、封内の民、餓死するなきを得んやと。對へて曰く、未だし、然れども米粟日に乏しく、臣等日夜之を憂ふと。公曰く、食盡きて餓う。寡人之を如何ともするなし。苟も食未だ盡きず、而して餓孚ある、奚ぞ民の父母たるにあらんやと。手書を郡宰に賜はり、勵ますに至誠を以てせらる。郡宰も亦力を盡して賑恤す。(四五)旣にして大に(四六)稷倉を開き、之を賑はす。又豫め賞料を設け、富民をして貧窮を救はしめ、又奸商の竊に藏するものを散じ、以て遠近に頒つ。是に於て二歲の凶荒、闔境一人の餓死者なし。其の餘澤、境外傍近の民に波及するものも亦尠からず。是に於て、人皆公の慈仁に懷く。而して其の妬む者よりして之を見れば益々妬まし

庚子の歲、公藩に就かれ、(四七)介冑して兵を野に講せんと請はる。幕府これを允す。每年三月を以て、大に城南仙波原に蒐りす。四方より來

(四三) 餓死人。
(四四) いたみ悲む形容。
(四五) 救濟手段を採る。
(四六) 非常時の爲めに平常から用意してあつた食糧倉。俗に稗倉といふ。
(四七) 武裝。

砲聲、北總の野に震ふ

其の用亦大且廣ならずや

齊昭と神道

り觀る者、其の幾萬人なるを知らず。(四八)巨礮の聲、或は北總に震ふ。人皆其の壯觀に駭き、天下無比となす。而して其娭む者より之を觀れば益々之を娭む。

(四九)壬寅の歳、幕府令を發し、濱海の國をして、其の海防を嚴にせしむ。嘗て封内の銅佛、および(五〇)梵鐘を毀ち、鑄て以て熕銃を造る。議者(五一)或はこれを難ず。公曰く、昔、大猷公、松平豆州をして、大佛を毀ち、以て錢を鑄せしむ。他なし、無益を變じて、有用となすなり。且夫れ、佛は能く衆生を濟度し、鐘は能く怠惰を戒む。今變じて、之を海防に用ひ、腥膻の夷賊を鏖にして、神州の生靈を濟ひ、以て天下の怠惰を振起せば、其の用亦大且廣ならずやと。是に於て、人皆公の誠に服す。而して其の憤る者より之を觀れば、益々憤る。

公夙に(五二)神道を興隆する志あり。蓋し(五三)威公の遺志にして、義公の述ぶる所なり。こゝに至りて、神祇の祭儀、浮屠に混ずるものは、務めて清潔に歸せしめ、破戒の僧を逐ふ者、若干人、其の罪を恐れて自ら逃

(四八) 大砲。
(四九) 天保十三年。皇紀二五〇二年。
(五〇) 寺々の鐘。
(五一) 大砲。
(五二) 「弘道館記述義」中の意味の神道で、我が國の正大、公明な道。それが神ながらの道である。
(五三) 威公賴房が萩原兼從から神道を受け、日本武尊を慕つたことは有名で、東湖は各所に書いてゐる。

るゝ者、若干人、佛寺を毀つ者前後二百數十區、其の所謂修驗の徒、或は轉じて祠官となり、或は降りて農夫となるの類、枚擧に暇あらず。葬祭の禮、殆ど都鄙に布く、是に於て、人皆公の果斷に服す。而して其怒る者より之を觀れば益々怒る。

其の他、二百年、紛淆の經界を正し、三千載未だ嘗てあらざる學校を建てらる。凡そ公の爲す所、皆、人の意表(五四)に出づ。其の所謂、忌憚嫉妬憤怒の者、環りて之を議す。公の奇禍(五五)に遭ふ、亦偶然にあらざるなり。然りと雖も、今日の事、豈に公一身の禍ならんや。抑獨り本藩の不幸のみならんや。噫。(五月二十三日、二十四日、二十五日錄)

○人生の得失豈徒爾ならんや。(第六句)

公の仕を致し幽居せらるゝや、元老以下、罪を幕府に獲るもの七人、戸田・今井・彪は禁錮に就く。蓋しまた故あるなり。初め文政の季年戸田大番となり、日付に轉ず。其の請はずして江戸に赴く事を以

(五四) 想像外。
(五五) とんでもない禍。

○人生得失
豈徒爾

てなり。職を落し家居す。幾くもなく、近臣となり、遂に用人、側用人、參政を歷、擢んでられて、執政となり、上大夫に班す。今井、初め遊倅(五六)を以て、公に龜間に給事す。公立つに及び、馬廻となり、奥右筆に轉じ、入りて近臣となり、勘定奉行、用人を經て、遂に參政となり、中大夫の上に班し、出でゝ寺社奉行となる。班猶舊による。彪、初め進物番を以て、史館編輯に補せられ、郡宰に轉じ、近臣となり、政府の吏に任せられ、乍ち職を免せられ、又乍ち擢んでられて、側用人となり、遂に下大夫の上に班す。封建の制、世、門地を貴び、人、閥閱(五七)を重んず。官職轉除、率ね定格あり。蓋し中大夫の家、或は上大夫となるを得、而して下大夫の家亦或は中大夫となるを得、余は皆之に視ふ。戶田の先は信州松本侯と同族なり。太田備州の薦を以て、始て威公に事へ、頗る閥閱を稱す。家、世々、上士に過ぎず。今井の家は醫を以て義公に事へ、今井の祖、其の餘子を以て、別に俸祿を賜はり、家、世々、中士、而して間々、亦上士となるものあり。彪は先

（五六）庶子で父の事に從事する者。

（五七）家柄。

彼の花卉を見ずや

(五八)褐を解き、文學を以て、始め文公に事へ、其の職近臣に類するを以て、通事に班するのみ。班次同じからずと雖も、其の門地定格を論ずれば、其の寵榮、皆極れりといふべし。一國(五九)愕然、嘲らずんば罵る。還りて之を譏する者一朝一夕にあらず。則ち平居無事、猶恐らくは(六〇)憩を税する所を知らざるを。況んや、時勢一變し、我が公猶かつ今日の禍あり。則ち三人の死を免かる、固より大幸なり。其禁錮に就く、豈徒爾ならんや。客あり之を難じて曰く、子の説謂れなしとせず。然れども、公の人を用ふる、必ず門地にかゝはらず、其士より起り、超遷(六一)して大夫に至る者、子等三人に止まらず。而して其人未だ罪を幕府に獲るを聞かず、亦説あるか。主人之に應へて曰く、子彼の花卉を見ずや、大風雨雪の時に方り、其の枝幹、軟弱なる者は、東西に(六二)披靡し、縱横に低垂し、復た折傷破碎の患なし。其の剛强なる者に至りては、(六三)屹然として屈せず、確乎として動かず、其幹を摧かれ、根を抜かれざる者殆ど希なり。居れ、吾れ子に語らん。沈深寬弘(六四)、擧止嫻

(五八) 賤しき衣をぬぐ即ち初めて仕官する。

(五九) 非常に驚く形容。

(六〇) 休息する、氣持を樂にする。

(六一) 順序を越して官をのぼす。

(六二) なびく。

(六三) 頭を上げて、へり下らない形容。

(六四) 平常の態度が和かで上品なこと。

貶竄の禍に遭はずんば盛名をして千載に傳誦して已まざらしむるを得ず

雅、人を愛し物を容るゝは、今井は藤田・戸田に如かず。風岸孤峭、直言抗議、清潔私なきは戸田・藤田は、今井に如かず。粗々古今に通じ、頗る事體に達し、志を立てゝ變ぜざるは、戸田・今井は恐らくは藤田に如かず。之を要するに皆屹然確乎たる士なり。假し敵國をして、我を伺はしむるも、此の三人を除かば、水藩の事、遽に圖り易からず。彼の便嬖阿諛の臣に至りては、東西に披靡し、縱横に低垂する者のみ。昔、菅公、文章生より起り、位二公を致し、而して忠憤剛正、遂に以て禍を取る。若し菅公をして、少しく自ら貶し、藤氏の黨に阿らしめば、豈に西海[六五]の謫あらんや。而して貶竄[六六]の禍に遭はずんば、安んぞ能く其盛名をして、千載に傳誦して已まざらしむるを得んや。是に由りて、之を言はゞ、我が公の譏に遭ふ、未だ必ずや弔すべからず。而して三人の者の禁錮に就くも、亦甚だ不幸となさゞるなりと。客罵りて曰く、戸田・今井吾れ未だ其の人を知らず、子の戇愚[六七]にして自ら信ずること愈々篤きを覩れば、子の禍を免れざる、信に徒爾にあ

（六五）太宰權帥となつたこと。

（六六）無實の罪によつて君側をしりぞけられる。

（六七）正直一方で才智が鈍い。

薪水通ぜず、飢渇して死せんか

らずと、主人之が爲に默然たり。（五月二十五日錄）

○自ら驚く塵垢の皮膚に盈るを。（第七句）

余嘗て柳宗元の文を讀み、其の謫居の苦を叙し、一たび皮膚を搔けば塵垢爪に盈つといふに至りて、其の文の極めて奇なるを愛して、其の言の實に過ぐるを疑ふ。今實地に處り、始て其の言の妄ならざるを信ず。余の禁錮せらるゝや、既に戶を閉ぢて默處す。幾くもなく監察府（六八）の僚吏、工を率ゐて來り、舍の東西、及び南北隣の境を檢視し、凡そ寸隙あるもの、皆板を以て之を塞ぎ、最後に叉板を以て門戶を掩ひ、固く釘して去る。奴僕と雖も出入する能はず。然して米鹽繼がず、薪水通ぜず、飢渇して死す、則ち亦恐らくは、禁錮する所の意にあらず。是に於て、北隣の主人鍾氏に請ひ、竊に其の牆（六九）を穿つ。濶さ身を橫たふべし。是より奴僕、鍾氏の門に因つて、出入するを得たり。然して、監察の僚屬、時々舍外を巡視す。故を以て、家奴、井を

○自驚塵垢
盈皮膚

（六八）下役。

（六九）垣根。

湯沐具りて、蟣蝨相弔す

文天祥の正氣歌

汲む、率ね一日(七〇)一再に過ぎず。僅に朝夕(七一)爨炊の用に供するのみ。余本月二日を以て家を發す、前數日病を獲たりし故を以て、浴せざるもの殆ど三旬、今既に瘳ゆ。水の乏しきが爲め僅に盥漱面を洗ひて止む。此の夏日に當り、蒸熱人に逼り、發汗(七二)淋漓、衣服日に汚れ、臭氣鼻を衝く。因つて一たび皮膚を搔けば、蝨亦爪に入る。啻に子厚(七三)の謂ゆる塵垢のみにあらざるなり。古諺に曰く、湯沐具りて、蟣蝨相弔すと。余の湯沐を具ふる、何れの日に在るを知らざれば、蟣蝨(七四)相慶して、年の豊かなるを、褌衣の間に樂まんこと必せり。亦一笑すべし。因つて忽ち憶ふ。前月念七(七五)武田伯道を箕川に訪ふ。伯道酒肴を携へて出で、余を綠岡の傍に餞す。適々原田生、座に在り。蓋し二人竊に余の行を患ふ。離情尤切なり。殆ど易水(七六)の趣あり。而して余も亦怒髮冠を衝くの態なき能はず。酒酣に耳熱す。原田生、一大紙を出し、余の書を乞ふ。余爲に文天祥の正氣歌を書し、余の心事を寓して、以て留別とす。當時、余唯、天祥の正氣凛々(七七)、身を殺して仁を成すに取る。今に

(七〇) 一度か二度。
(七一) 炊事。
(七二) 汗が盛んに出る。
(七三) 支那文人、柳宗元のこと。
(七四) 大小の蝨。
(七五) 十七日。
(七六) 荊軻が秦の始皇を刺さうと、燕の太子丹と別れた場所、離別の情の深いのをいふ。
(七七) 大に振ふ。

天地正大の氣

して之を思ふ。其の所謂、夏日諸氣(七八)、萃然として四集する者、亦余の今日の兆をなすに似たり。奇と謂ふべし。抑余の舍、矮と雖も、之を天祥の土室に比せば、猶玉堂(七九)華屋の如し。塵垢の爪に盈ち、蟣蝨の膚を侵す、未だ吾正氣を以て、之に適するに足らず。(五月二十六日錄)

○　猶餘す忠義の骨髓に塡つるを。(第八句)

蘇軾言へるあり。道義心肝を貫き、忠義骨髓に塡つ、直ちに須らく死生の間に談笑すべしと。余深く此語に服す。亦舉て以て子弟を勵ます。以爲らく蘇氏の斯語、孟子浩然の氣を註すべしと。夫れ浩然(八〇)の氣は、孟子既に直(八一)を以て養ふといひ、又義を集めて生ずる所といひ、又義と道とに配すといふ。其の人に示す所以、反覆丁寧、一にして足らず。其の說を推せば大學の所謂、心廣く體胖かなると、中庸の屋漏に愧ぢずと、論語の內に省みて疚しからざる者とは、皆浩然の地、而して胸中別に一箇纖大の物あるに非ざるなり。後世(八二)黃吻耳學の徒、或は

(七八)あつまる形容。

(七九)立派に飾られた家。

○猶餘忠義
塡骨髓

(八〇)天地に滿ちてゐる正大の氣。孟子にある言で、孟子自身も「言ひ難し」といつてゐるもの。

(八一)「敢て問ふ。夫子惡んか長ぜる。」曰はく、我善く吾が浩然の氣を養ふと。敢て問ふ、何を浩然の氣と謂ふと。曰はく、「言ひ難きなり。其の氣たるや至大至剛、直を以て養ひて害すること無ければ、則ち天地の間に塞る。其の氣たるや、義と道とに配す。是れなければ餒うるなり」(孟子、公

骨髓に滿つる忠誠の念

(八三)豪放磊落、(八四)跌蕩不羈を以て浩然の氣となすは、孟子の本意にあらず。何となれば、豪放、跌蕩の人は、固より小廉、曲謹、(八五)鄕愿と稱する者に愈れるは萬々なり。而して愼獨、內省の工夫を缺かば、行、心に慊らざる者無きあたはず、小しく慊らずば、斯氣、欿然として中に餒う。安ぞ其れ浩然たるにあらんや。必ずや、道義、心肝を貫き、忠義、骨髓に塡ち然る後、正氣、中に充實し、其の至るに及びては、天地の間に塞がるべし。余嘗て蘇氏の書を讀み、尤も其の策略の論を愛す。苟も其の說をして行はしめば、趙宗、豈に他日、(八六)播遷の禍あらんや。既に其人を用ひず、又併せて其の言を廢するは、獨り蘇氏の不幸のみに非ざるなり。抑、王安石、事を用ふるに方り、一度、其の(八七)邪焰に觸るる者、(八八)噍類あるなし。蘇氏兄弟、其の家學を奉じ、確乎變せず、屢々(八九)瘴癘(九〇)魑魅の鄕に、貶竄せらる。而して心腸(九一)鐵石、胸襟風月、事物の表に超然たり。所謂、死生の間に談笑する者、誇とせざらんや。而して世の蘇氏を稱する者、或は其の風流に取り、或は其の文辭に取

孫丑章上）
（八二）一知半解の學者。
（八三）氣持が雄大で、事々に拘泥しない。
（八四）行動が自由すぎて、制限を知らない。
（八五）似非道學者。この語は「論語」にある。
（八六）遠方にさすらふ。
（八七）物を燒き盡さなければ止まい邪焰。
（八八）生民の意、食うて生活するもの。
（八九）山川の毒氣に當り病氣し易きところ。
（九〇）人跡まれな地方。
（九一）心のあくまで淸く、美しいこと。

是れ奚ぞ皮膚を取りて骨髄を捨つるに異ならんや。

り、其の甚だしきに至りては、徒に其の畫を愛して以て玩好となす。是れ奚ぞ皮膚を取りて、骨髄を捨つるに異らんや。夫れ士は、大策略大節義あり。然る後、以て與に文采風流を云ふべし。然らずんば、彼俳優者と奚ぞ擇ばん。此れ彪平日の持論とする所なり。客舍兀坐(九二)、書を讀むべきなし。門を杜ぢて屏居し、友の談ずべきなく、朝夕追隨する所は、唯一片耿々(九三)の氣のみ。聊か擧げて以て相發し、浩然の氣を培養するといふのみ。（五月二十六日錄）

○嫖姚定遠期す可からず。（第九句）

文化の初年、魯西亞、屢々蝦夷地方に到る。北方騷擾す。先子嘗て歲旦の詩あり。曰く、「春來一夜斗杓を廻す。北顧還た憂ふ胡虜の驕るを。筆を投じて自から憐む班定遠(九四)。家を忘れて誰に擬す霍嫖姚。長蛇當に憶ふべし神兵の利。粒食嘗て賚す瑞穗の饒。宇內至尊天日の嗣。須く萬國をして皇朝を仰がしむべし。」と。先子夙に北虜、圖南(九五)の志を

（九二）机の前に坐す。

（九三）心に存する所があつてこれを忘れられないさま

○嫖姚定遠
不可期

（九四）後漢の班固の弟、大志あり、孝明、孝章の兩朝に仕へ、西域を征して、五十餘國を安定した。班超のこと。霍嫖姚は漢代の名將、霍去病の事、最初は嫖姚校尉となり、匈奴征服に大功を建て、驃騎將軍

憤り、寛政年間、書を文公に上り、極めて備豫の計を陳す。こゝに至りて、夷虜の猖獗(九六)日に甚し。慷慨自ら奮ひ、書を鬻ぎ甲を裝ひ、衣を沽り、鞭を買ひ、竊に朔漠に馳驅し、胡塵を一掃するの志あり。其詩中謂ふ所の嫖姚定遠を以て自ら期する者、偶然に非ざるなり。幾くもなく、北陲(九七)に丁卯の變あり。西邊に(九八)戊辰の警あり、其後十余年、文政の初め、英吉利、海に航して、再び相州、浦賀に抵る。幾くもなく、又我が常北大津の陸に上り、又薩の室島に上り、牛を掠めて去る。其の他、漁民を海上に誘ひ、啗すに珍異の物を以てし、或は授くるに邪教の書を以てし、或は巨砲を鳴し、內地を震駭する者、歳として之れ無きはなし。

北陲に丁卯の變あり。西邊に戊辰の警あり

攘夷令

(九九)乙酉の春、幕府大に攘夷の令を發す。凡そ外夷の船、海濱に近づく者、一切砲を發して之を碎き、且嚴に漁民の竊かに洋中に貿易するを禁ず。是より虜舶復た海岸に近かず。但時に帆影を遠洋窈冥(一〇〇)の中に見るのみ。夫れ西北虜情の惡むべきこと、一朝一夕の故にあらず。天

となつた。

（九五）南方を經略せんとする志。

（九六）勢のはげしいこと。

（九七）文化四年。皇紀二四六七年。ロシヤ人蝦夷に寇す。

（九八）文化五年、皇紀二四六八年。英船長崎を掠め松平康英が自殺した事件があつた。

（九九）文政八年、皇紀二四八五年。

（一〇〇）ぼんやりと遙かに幽暗な形。

文以來　戰國の擾亂に乘じ、屢々海に航して來り、漸く其の邪教を布く。弘治永祿の間に至り、大友宗麟、小西攝津守の如き、亦其の法を奉じ、之を國中に布く。織田氏亦嘗て其の法を試む。而して其の聰明忽ち其の姦邪を察し、務て邪教の徒を驅除す。而して洋夷狡黠(一〇一)、各所に潜匿し、未だ盡く除かざるなり。東照宮深く其害を察し、大に天下に令し、捜索追捕す。板倉伊賀守、山崎長門守に命じ、畿內及び諸國を按檢せしむ。苟も其の法を奉ずる者は、皆執へて之を五條河原に斬る。既にして又其の教寺の長崎及び各所に在るものを毀ち、其の佛像及び什物を破碎す。而して邪教の民心を蠱惑する者、牢固抜けず、寛永年間に至り、遂に島原の變あり。內地の民、以て邪教を奉じ、刑戮に遭ふ者、是に至りて、前後二十八萬人なりといふ。其の害毒云ふに勝ふべけんや。

大猷公、東照宮の舊典を修め、益々邪教の禁を明かにし、又始て外夷の禁を設く。凡そ蟹文(一〇二)の國、一切拒絕し、復た窺窬するを得ず、獨

(一〇一)惡がしこく、剛情である。

(一〇二)横文字を書く國、西洋のこと。

乙酉の令なかりせば、東照、大猷二公の貽謀殆ど荒まん

齊昭攘夷の志

り和蘭の教法、西洋諸夷と其宗教を異にするを以て、特に長崎に往來し、有無を通ずるを許し、以て、洋夷の間諜となす。其歳ごとに、西洋の事情を書して、以て府に上らしむ。然れども、虜の(一〇三)桀驁冥頑なる者、猶、或は禁を犯して來る者、一再のみならず。當時、國威方に熾んなり。必ず其の船を火き、其の人を磔し、(一〇四)噍類あるなし。洋夷膽を寒うし、邊陲を窺はざるもの百數十年、承平日久しく、武備稍く弛む。是に於て、(一〇五)魯亞の二夷、復た我に垂涎す。我一日の安を苟くもし、或は諭して之を還す。其の甚だしきに至りては、薪水米菓を給して之を遣る。(一〇六)乙酉の令微かりせば、東照・大猷二公の(一〇七)貽謀、殆ど荒まん。

我が納言公、夙に慨然として攘夷の志あり。深く祖宗の意を體し、また洋夷の謀を洞察す、以爲へらく、夷の海上に出沒する、禍心測るべからず。蝦夷の守備を嚴にせざるべからずと。然れども假し彼をして内地に據り、要害を守らしむるも、我人心、憤怒激昂、勇氣百倍、苟も將帥たる者、善く其の鋒を蓄へ、機を用ひ、變を制し、我が長所を

（一〇三）荒馬、轉じて悪づよいこと。

（一〇四）生き殘つたもの。

（一〇五）ロシアとアメリカ。

（一〇六）文政八年。皇紀二四八五年。この二月に幕府は外國船打拂ひの命令を發した。

（一〇七）父祖が子孫に殘した謀。

蝦夷地方は神州北門の鎖鑰

以て、彼の短所を衝かば、我は以て大捷を得べし。抑又彼自ら海上数十里の間に往來し、艦を連ね、砲を鳴らし、虚聲を張りて、以て内地を震驚せしめんか。其の始めや、濱海騒擾、奔命(一〇八)に堪へず、其の終りや、蕭然として動かず、彼をして自ら往來に疲れしめん。之を要するに、彼れの勢、陸地に上り、勝敗を決せざるを得ずんば、我れ亦志を逞うするを得べし。是に由つて之を云ふ。虜の海上に出没すること、悪むべきにあらず、而して其の禍甚だ大ならざるなり。

今夫れ蝦夷地方は、神州北門(一〇九)の鎖鑰、而してこれを一小諸侯に委ね、而して諸侯また、之を商賈に委ね、以て互市権場の利を貪る。今魯西亜、既に府を勘察加に開き、又進んで宇留都府に據り、其先鋒既に我が惠登呂府の北に逼る。萬一彼稍く蠶食し、蝦夷を併吞せば、松前既に其の府庫を失はん。松前守らずば、三厩の外、皆敵國となる。此れ其の禍豈に邊海を覬覦する者と、日を同じうして語るべけんや。因つて竊に策を講ずる者日久し。初め哀公の季年、國用足らず。有司

(一〇八)四方に馳せ廻つて疲労する。

(一〇九)門戸のしまり。轉じて重要な場所となる。

大猷公の戒

謂へらく、本藩封內の幅員、之を尾紀二國に比すれば、廣狹懸隔す。而して儀仗(一一〇)鹵簿(一一一)及び諸事、二國と頡頏(一一二)して鼎立(一一三)の勢をなす。常に窮乏に苦む所以なり。元和の建櫜(一一四)、威公猶幼し、倘し東照宮をして、威公の成長を見るに及ばしめば、其の封を增すや必せり。因て封を增すを請ふの議あり。而して哀公薨ず。是に於いて國用急を告ぐ、有司復た以て請をなさんとす。公曰く、土地人民は有功を賞する所以なり。夫れ三百諸侯の恩澤に浴する者、皆其祖先の鋒鏑(一一五)を踏み、矢石を冒したるにあらずんば、社稷に勤勞ありしなり。今寡人、父祖の余澤を以て、員に三藩に備はり、毫髮も幕府に報ゆるなし。而して徒に窮乏を以て封を增すを望む。何を以て訓を諸侯に示さん。已むなくば蝦夷地方かと。有司愕然たり。公曰く、居れ、吾れ汝に語らん。昔大猷公、長崎奉行を戒めて曰く、內地の戰爭は、彼是の勝負のみ、皆夫れ一家の幸不幸のみ。土地人民を、夷狄に沒するに至りては、日本の辱、孰れか之より大ならん。一寸一尺と雖も、死を以て之を守る可しと。夫れ蝦

(一一〇) 儀仗兵などのこと。
(一一一) 儀式に用ふる乘物などのこと。
(一一二) 同じ程度。
(一一三) 三者が等しく勢を張る。
(一一四) 兵器を袋に入れて用ひぬこと卽ち平和の意。
(一一五) 實戰の經驗。

其の土地は、安ぞ源豫州の經略する所にあらざるを知らんや

夷千島は　もと我が神州の地、其の勘察加なる者は、蝦夷の方言に出づれば、其の地も亦、安ぞ源豫州(一一六)の經略する所にあらざるを知らんや。而して今魯西亞、傲然として其の地に據る。千島の多き、我れ僅に久奈志利、惠土呂府の二島を守るのみ。失ふ所の地、何ぞ啻に一寸一尺のみならんや。豈に千古の憤にあらずや。然らば鎮撫の術、講ぜずんばあるべからず、開拓の策、盡せざるべからず。而して議者皆謂ふ、蝦夷の地、瘠鹵(一一七)耕すべからず、氣候極めて寒く、陰霧四塞、僅に沿海諸港の居るべきのみ。而して其の人暗愚柔弱、禮義を知らず、其の地を得るも、穀を生じ財を殖すあたはず、其の人を得るも、教を施し治をなす能はずと。此の言信に尋常迂腐(一一八)の論のみ。誠に偉略雄算、神禹の如き者、山に隨ひ木を伐り、水に泝りて源を得、直に其の中央に蹻し、大に内地の民を移し、其の田に糞し其の野に耨り、以て陰霧を銷し、其の氣候を變せしめば、愚者漸く智に、弱者日に強く、十數年を出でずして、宛然として大國をなさんこと必せり。而して櫛風沐雨(一一九)、

(一一六)　源義經。

(一一七)　土地の瘠せてゐること。

(一一八)　正當の推論から遙に遠ざかつた愚論。

(一一九)　あらゆる氣候の變化と戰つて苦心すること。

北邊の大事を大久保加賀守に謀る

凌寒冒雪、辛楚艱難、萬死に從事し、其の大業致し易からずんば、則ち之を幕府に請ふと雖も、心に愧づるなけんと。因て嘗て講ずる所の策、及び地圖一匣を出して、有司に示さる。有司愈々益々恐怖す。公遂に其の由を書して、以て閣老故小田原侯(一二〇)に謀らる。實に天保五年なり。侯公の書を得て亦大に驚く。然して侯は近來の名宰相なり。常に洋夷の跋扈を慨く。乙酉の令蓋し侯の決斷に出づ。故を以て亦深く公の用心、人の意表に出づるを感ず。乃ち往復辯難する者數々なり。其の大要に以爲らく、往年幕府、松前家の微弱、折衝の任に當る能はざるを以て、之を梁川に徙し、新に松前奉行を置いて、鎭撫開拓に從事す。既にして又之を松前家に還す。今其の鎖鑰を嚴にせんと欲せば、往年の故事を修むるあるのみ。然るに長崎の奉行は二員のみ。每に其の撰を難んず。而して更に松前奉行を置く、恐らくは其の人に乏しからんと。公又難じて曰く、昔は東北の海路、未だ通せず。故に外夷の患、常に長崎に在り。方今は蝦夷、直に魯夷と隣をなせば、今日の患

(一二〇) 大久保加賀守。

今日の大患は常に松前に在りて長崎にあらず

は、常に松前に在りて、長崎にあらず。幕府復た松前奉行を置いて之を鎮めば、社稷の福、何ぞ之に加へん。今姑息偸安、(一二一)旣に奉行を置く能はず。徒に之を以て寡人を拒ぐ、亦異ならずやと。其の城中に相見て、亦屢々以て言を爲す。侯、持重して、未だ以て遽に對ふる能はず、幾くもなく病んで卒す。公また濱松侯に謀る。侯、大に公の説を是とす。蓋し侯、(一二二)沈鷙智略あり。公の鋭氣當るべからざるを慮り、暫く其の鋒を避くるなり。而して公の自信愈々厚く、暇あれば地圖を按じ、形勢を審かにし、或は鷹獵に寓し、身を(一二三)祁寒霜雪に習はさる。彪、孱弱と雖も、嘗て先子の遺訓に服し、之に加ふるに公の鼓舞作興を以てす。是に於て二三有志の士と、其の議を上下し、慨然として筆を投じ、家を忘るる志ある者、十餘年一日の如し。四五年、訛言流行し、以爲らく、亞夷、我が民の夷地に漂泊する者を護送し來らんとすと。又清國、亞夷の使す所となり、(一二四)大に敗衂を取ると。其の說蓋し蘭夷に出づ。壬寅の歲、幕府、乙酉、攘夷の命を廢し、寬政、文化の令を用

(一二一) 出來るだけ事なかれ主義ですまさうとする態度。

(一二二) 沈重で、しかも強い氣力がある。

(一二三) 大寒。

(一二四) 戰爭に負ける。

天下有志の士、索然として解體す

ふ。是に於て濱海の國、輙く虜舶を碎くを得ず、天下有志の士、索然として解體す。公歎じて曰く、天下の事、爲すべからざるなり。一國の若きは、力を盡さずばあるべからずと。乃ち狀を幕府に陳べ、謂へらく封内の民俗、愚戇にして、漁夫艖丁尤も甚し。日に攘夷の令を布くも、猶或は夷人と洋中に昵むを恐る。今其の令を廢せば、貿易の姦、決して防ぐべからず。請ふ暫く乙酉の令に沿ひ、以て愚戇の民を全うせんと。幕府制する能はず。公益々武備を修め、器械を繕ひ、新に大砲を鑄るもの若干。議者、或は銃數の過多を以てす。公哂うて應せず。蓋し公の志、極北千島の外にあり。啻に封內二十里の海港のみにあらざるなり。國中の人、猶公の遠略を察する能はず。則ち讒間の由て生ずる所、謂れなしとせず。前月中、閣老、阿部勢州、我が元老、中山氏を詰ぢるに、七事を以てす。一に曰く、公未だ蝦夷の念を絕たざるかと。之に由て之を觀れば、公の大患、幕府の大疑を來たせし所以なり。而して蝦夷のこと、尤も有司の惡む所となれるを知るべし。

嗚呼、公萬里飛揚の志を屈し、別邸小室の中に坐處せらる。彪等もまた虎穴を探ぐるを得ずして、(一二五)蝸廬の下に(一二六)偃蹇す。夫れ天未だ醜虜を驅除するを欲せざるか。然らば、亞夷の邊要を窺窬する者、何れの日にか攘はん。魯虜の北陲を蠶食する者、曷れの時にか遏まん。東照、大猷、二公の靈、其れ之を何とか謂はん。杞人嫠婦の憂(一二七)、其れ已むべけんや。(五月二十七日二十八日錄)

○丘明馬遷空しく自ら企つ。(第十句)

嗚呼、嫖姚定遠は、すでに期すべからずんば、此の筆豈に投じ易からんや。司馬子長云へるあり、曰く「昔(一)西伯は羑里に拘はれて、周易を演べ、孔子は陳蔡に阨せられて、春秋を作り、屈原は放逐せられて、離騷を著し、左丘、明を失ひて、厥れ國語あり。孫子は脚を臏られて、兵法を論じ、不韋は蜀に遷されて、世に呂覽をつたへ、韓非は秦に囚れて、說難孤憤あり。詩三百篇は、大抵、聖賢、發憤の作爲

(一二五) 小さい家。

(一二六) 手足をちぢめる。

(一二七) 杞人の憂は、何日か天が落ちはしまいかと漫に心配すること。理想的な周の世が何日か亡びはしないかと寡婦が心配するのを嫠婦の憂といふ。共に無用の心配のこと。

○丘明馬遷
空自企

(一) この言は「史記」の作者の語。古來奇禍に罹れるものが發奮して不朽の著述を爲す事例を述べたのである。何れも支那で傑出した人々。

天の下す大任

する所なり。此れ人、皆(二)鬱結する所ありて、其の道を通ずるを得ざればなり」と。是時に當り、子長も亦禍に遭ひ、(三)縲紲に幽せらる。此れ感ある所以にして、其の史記五十餘萬言、永く後世に傳ふ。子長、豈に我を欺かんや。夫れ人の業は安樂に惰り、危苦に勤む。志は寡慾に立ち、多念に廢す。故に困危は(四)知命の端を作り、不遇は發憤の地を爲す。尋常行路の人、猶或は然り。況や純明剛毅の士に於てをや。故に曰く、「天の將に大任を斯の人に降さんとするや、必ず先づ其の心志を苦しめ、其の筋骨を勞し、其の體膚を餓やし、其の身を空乏にし、行其の爲す所に拂亂す」と。子輿、亦、豈我れを欺かんや。後世、修史述作、丘明、司馬遷に及ばず。啻に其の才學の高下深淺、之を然らしむるのみにあらず、蓋し其の苦心、發憤、足らざる所あるなり。而して胸中に鬱結する者、或は外に泄るゝ所あり。昔蘇子美、漢書を讀み、(五)張良(六)秦政を狙撃するに至り、則ち曰く、惜いかな之を撃て中らざるなりと。因て一(七)大白を滿引す。君臣相遇の難を感ずるに至りては、

（二）不平の氣が結ぼれて解けぬこと。
（三）身を獄裡に投ぜられる。
（四）天命を知る。
（五）字は子房、五世引續いて韓の相だつたが、始皇帝の爲に亡されたので、それを博浪沙で鐵椎で擊つて失敗し、後に黃石公から兵法を受け、漢の高祖に從ひ、秦を亡した。
（六）始皇帝のこと。
（七）大杯。

史を讀む猶然り。況んや史を修むるに於てをや

神州は質其の文に勝つ。

則ち亦一大白を滿引せりと。蓋し史を讀む者、此の如くにして後、善く史を讀むとなす。余謂へらく。史を讀む猶然り。況や史を修むるに於てをや。之を大にしては、神聖經綸の業、明良輔弼の蹟。之を小にしては、風土民俗の善惡、錢穀布帛の消長、忠義孝烈、賢良方正の言行より、亂臣賊子、讒佞姦邪の心術に至る迄、凡そ事の治亂盛衰に關する者、必ず身、其の間に處し、親しく其の曲折を視るが如く、或は其の謀略を籌し、或は其の形勢を畫し、其の人を尙友し、其の世を尙論し、一言輕々しく發せず、一事妄に叙せず、文辭甚だ巧みならずと雖も、以て不朽に傳へて、愧ることなかるべし。其の然らざる如きは、痴人(八)の夢を說き俳優の技を奏するなり。何ぞ以て世變を觀て、時勢を明にし、勸懲を將來に垂るるに足らんや。

恭しく惟みるに、神州は質其の文に勝ち、其の正史、信を取るに足る者、寥々として固より希れなり。而して六國史以下、炳として日星の如きもの未だ我が大日本史に及ぶ者あらざるなり。其鈔といひ記と

(八) 愚か者。

神皇正統記の偉大な價値

いひ、其の他、家乘日錄、(九)汗牛充棟、而して巍然として、山岳の如き者、神皇正統記に若くなし。(一〇)源准后、素と忠貞の節を懷き、世の喪亂に遭ひ、(一一)間關流寓、千里に漂泊し、仰いで皇道の陵夷を歎き、伏して奸兇の驕恣を憤る。想ふに其の心を痛め、憤を發する、果して如何ぞや。

我が贈亞相公、天、勇智を錫はり、文を兼ね武を備へ、身、外に在りと雖も、乃ち心、王室に在り。而して九重深遠、節を本朝に効す能はず。群小目を側て、力を霸府に展ぶること能はず。遠大の略抑へて發せず、有爲の志屈して伸びず。嗚呼、二公の鬱結する所、既に此の如くんば、忠憤の發する所、懸りて日星となり、峙ちて山岳となる者、偶然にあらざるなり。(一二)彪、鹵莽と雖も、然も鬱結する所、勢、之を(一三)删述に發せざるを得ず、苟も(一四)驥尾に附し、駑馬に鞭ち、炳たる餘光を仰ぎ、巍然たる末塵に託するを得ば、志願足れり。敢て望む所にあらざるなり。（五月二十五日錄）

（九）牛馬に一杯と、家の棟に滿ちること非常に多くの書籍の意。
（一〇）北畠親房のこと。
（一一）遠い地方にまで漂浪して苦心する。
（一二）輕率粗笨。
（一三）著書。
（一四）先輩のあとにつく。

王室の陵夷するもの、復た尊うすべからざるか。

○苟も大義を明にして人心を正さば、皇道奚ぞ興起せざるを患へん。斯の心奮發神明に誓ふ。古人云ふ有り、斃れて已む。

嗚呼、我が公の禍に遭ふ所以のもの、彪すでに粗々之を言ふ。然らば王室の陵夷するもの、復た尊うすべからざるか。蠻夷の猖獗なるもの、復た攘ふべからざるか。幕府の政讒慝日に行はれ、異端の說、淫浸益々甚しく、而して神皇の天地を經綸し、宇內を控御する所以の道、湮晦否塞、復た闡明開通すべからざるか。曰く奚ぞ其れ然らん。物に本來あり、事に終始あり、天尊く地卑く、日月照明、彝倫猶存す。苟も能く其の本に反り、其の末に通じ、其の始を厚くし、其の終を要し、允に其の中を執り、以て大義を天下に明かにせば、王室尊うすべく、蠻夷攘ふべく、幕府益々昌んに異端自ら衰へ、而して皇道の隆んなること、首を企てゝ望むべきなり。請ふ其の略を言はん。

謹んで惟みるに、皇祖皇孫の盛德大業、八百萬神の鴻勳偉績（一五）、いま得て詳かにすべからず。然るに、載せて古典に在る者、照然として證

○苟明大義正人心。皇道奚患不興起。斯心奮發誓神明。古人有云斃而已。

（一五）非常に大きい勳功。

佛教西來

我國有史以來、未だ曾てあらざるの禍を構ふ

ふべからず。神武天皇、神を敬ひ、都を奠め祀を秩み、萬世の基を開かれ、崇神天皇これに加ふるに、厚生利用の政を以てせらる。黎庶、業を樂み、蠻夷率服す。應仁天皇人に取り善を爲し、始めて儒教を闡かる。仁德天皇、謙讓慈仁。四海悅服す、是の時に當り大義明かに人心正しく、德澤中に洽く、威武外に振ふ。豈に盛且美ならずや。欽明天皇の時に及び佛教西來し、我が人臣をして其の胡教を奉じ、其の胡鬼を拜せしむ。幾何んぞ率ゐて夷狄とならざらんや。是れ物部、中臣二氏の、憤激諫爭する所以なり。天皇明斷、其僧徒を撻ち、其の伽藍(一六)を燒き、其の佛像を毀たる。而して奸臣、蘇我其の教に佞し、一意尊崇、遂に以て彌漫し、永世の禍を遺し、而して子孫の罪惡貫盈し、遂に天地以來、未だ曾てあらざるの禍を構ふ。佛教の害云ふに勝ふべけんや。天智天皇慨然として廓清(一七)の志を懷き、中臣鎌子、輔翼贊成し、奸兇を攘除し、大に皇綱を張る。爾來明良相踵ぎ、世々其美を濟す。大化大寶の治、古今に冠絶せり。是の際に當り、

(一六)佛寺。

(一七)一切の不淨を除き去る。

淳朴質實の風を失ふ

上に在る人、能く其の本來を明にし、神皇の道に原き、之を翼くるに、周孔の教を以てし、國體を明かにし、彝倫を敍し、以て其の典章制度を定むれば、則ち佛教狡と雖も、自ら萎靡潰敗し、其の能を施す所なけん。而して當時、徒に西土の文華に眩し、之を捨てゝ彼を取り、摸倣是れ務む。之を山林の人、市井の繁盛を羨み、衣服、居室、凡百の器用、悉く商賈(一八)の風俗に倣ひ、以て計を得たりとなすに譬ふ。特に知らず、子孫、本を捨て、末に趨り、利口捷給、泯然として、淳厚質朴の故態を失ふ。豈に大に憾むべきにあらずや。且夫れ物美なる者は消し易く、而して惡なる者は長じ易きは、天地の常理なり。正直の者は、憚りて之を疎んじ、邪曲の者は狃れて之を親しむは、亦人の常情なり。然れば皇道を明かにし、儒教に資り、以て天下に臨む。猶惡者の長じ、邪曲の禁せざるを恐る。而して當時未だ其の弊あるを知らず。其の佛教に於ては、既に寺觀を畿内に營み、又國分寺を各國に建て、兆民(一九)の衆を擧げ、之を釋氏の軌物(二〇)に納る。宜なり其の人心に浸

(一八)商人。
(一九)多くの民。
(二〇)法度。

異端邪說風俗を蠱惑す

淫し、牢固抜けず、今日に至りて悟らざるや。

夫れ神皇の道、聖賢の敎、尤も祭祀を重じ、これを政敎に配す。而して釋氏既に祭祀の權を奪ひ、之を朝野に用ひ、之を政敎に施す。神皇の道僅に之を祠官に委す。周孔の敎、降りて博士の業となる。皇風の振はざる、大道の明かならざる、職として是れに由る。中葉以降、(二一)皇綱紐を解き、權、藤氏に歸す。藤氏衰へて、平氏盛んに、平氏滅して源氏興る。兵馬の權、遂に武人に歸しぬ。後醍醐天皇、陪臣の跋扈を憤られ、英偉の略を奮ひ忠義の力を藉る、天下翕然として、再び仰ぎて、太平の隆を望む。而も中興遂げず、其の政柄と兵權とを併せて、覇府の有となす。其の間政體萬變し、運に汚隆あり。而して皇室の衰ふる所以、未だ嘗て大義明かならず、人心正しからず。異端邪說、風俗を蠱惑する故に由らずんばあらず。

應仁以來海內靡亂し、豪傑並び爭ふ。民の塗炭に苦む亦甚し。織田右府雄斷果決、深く佛氏の害を惡み、伽藍を燒き、僧徒を戮し、天臺。

(二一) 一時、權がゆるむこと。

淨土、膽奪はれて氣索く、我東照宮、聰明英武、民を水火に救ひ、以て太平の基を開き、西洋邪教の害を洞察し、其の禁令を嚴にす。大猷公、其の遺緒を修め、一切狡黠の夷類を拒絶す。二公の邪教に於ける、(二二)芟夷驅除、夷戮殄滅、永く其の根本を絶ち、種を神州に遺さしめず。其の功烈豈に大ならずや。我が義公も亦、異端の風俗を傷ふを惡み、大に淫祠を廢し奸僧を逐ふ。其の佛寺を毀つもの千を以て數ふ。今の納言公、其の緒を修め、又僧を逐ひ、寺を毀つ者若干、蓋し欽明帝、伽藍を燒き佛像を毀ちしより、千百余年、而して始て織田氏あり、尋いで東照、大猷二公あり、尋いで義公あり。又百數十年にして納言公あり。東照。大猷二公の功烈、敢て贊する所にあらざるなり。而して納言公と、義公とは、覇府の權、將軍の威あるにあらず。僅に東藩、(二三)彈丸の地を守り、千余年の宿弊を、一國一郡の間に除かんと欲す。其勢實に難し。織田氏其の權威ありと雖も、然も禍毒の由來する所を察せず、徒に兵力を以て之を動かんと欲す、抑亦難し。欽明帝に

(二二)草を苅りつくす。

(二三)小地。

恃む所は神皇在天の靈

皇道衰ふと雖も天祖の訓奕世墜つるなし

至りては、其の禍猶小に、其毒猶淺し。苟も當時に芟夷驅除、慶長・寛永の洋教に於けるが如くならば、蘇我驕ると雖も、僧徒狡と雖も、將に頭を垂れ、戮に就くに遑あらざらんとす。而して隱忍姑息、遂に(二四)滔天の禍を養成す。豈に千古の一大遺憾にあらずや。恃む所は、神皇在天の靈、赫々照臨し、神を敬する俗未だ全く喪びず、武を奮ふ風、未だ必ず阻せず。仁厚勇猛、忠義孝烈の士、往々其の間に出で、天地の正氣、彼に亡びて此に存し、前に廢し後に興り以て神州の紀綱を維持す。何んする者ぞ。夫れ夏の忠を尙び、殷の質を尙び、周の文を尙ぶ、皆其の末世に至りて、變ずべからざる者、苟も之を變ずるや、衰へざれば亡ぶ。神州の神を尊び武を尙ぶ、政萬世變ずべからざる者なり、極天易ふべからざる者なり。皇道衰ふと雖も、天祖の訓、(二五)奕世墜つるなし。民の勢嚮を仰ぐ天日と間なし。名神大祠の各國に在る者、威靈在すが如し。上は朝廷、大嘗諸祭より、下は閭巷の所謂、神事祭禮に至るまで、上古の風、猶或は徵すべし。天皇は即ち天祖の胤、臣

（二四）天まではびこる大洪水。大害の譬。

（二五）永久。

民は皆群神の裔なり。故に神を尊ぶの義、明かなれば、皇室自ら尊く、異端自ら衰へ、忠孝の敎立つ。而して神皇の道興る。

抑々古へ武を尙ぶの俗、宇內に冠絕する、論なきなり。而して釋氏の柔和忍辱の敎、或は其の鋒を折き、和歌著流、浮靡淫惰の習、また從つて其の氣を移す。公卿百官、手、兵を知らず。武を尙ぶの俗、一變して武家に移る。然も猶室に亡して、堂に存するなり。故に胡元の我を窺ふ、先づ其の使を斬り、以て明かに彼と絕つを示し、諸國を戒め、兵備を嚴にし、遂に十萬の衆を西海に殲す。朝鮮の禮なきや、海に航して遠征し、(二六)八道驚潰し、餘威明國に震ふ。洋夷の禍心を藏するや、其の船を火き、其の人を戮す。神廟膽を破る。今や承平日久しく、(二七)風俗偸薄、武を尙ぶこと或は古に讓る。而して因循にして察せず、萬一其の堂に存する者を失はゞ、則ち姦民狡夷、將に起りて之を拾ふ者あらんとす。豈に寒心せざるべけんや。孔子曰く、(二八)必ずや名を正さんと。今武家をいへば、則ち尙武の風以て振はざるべからず。弓馬

(二六) 膽をつぶして驚く。

(二七) 道德の觀念がうすくなる。

(二八) 子路曰はく、衞君子を待ちて政を爲さば、子將に奚をか先に

の道をいへば、將帥の術、以て講ぜずんばあるべからず。奬學の任に當りては、五典の敎、以て明かにせずんばあるべからず。征夷の職を奉ぜば、(二九)膺懲の典、以て修めずんばあるべからず。故に尙武の風振へば、幕府自ら昌んに、夷狄自ら遠ざかり、天地の正氣充ち、而して神州の紀綱張らん。此れ其の大較なり。夫れ施設の緩急と運用の巧拙とは、固より其の人に存す。唯其の禮を尊び、武を尙ぶを以て、政敎の根本となし、以て尊攘の大義を明かにするに至らば、臣、彪之を鬼神に質して謬らず、百世以て其の人を俟つて惑はず。資質駑と雖も、畢生の心を竭し、終身の力を極め、事に斯に從ひ、將に上は以て國家の鴻恩に報ひ、下は以て先臣の遺志を述べんとす。斯の心一たび發して、神明に誓ひ、斃れて已む者、豈徒爾ならんや。豈に徒爾ならんや。(五月二十九日六日朔錄し畢る)

せんとすと。曰く、必ずや名を正さんかと、子路曰く、是れ有るかな。子の迂なるや。奚ぞ其れ正さんと。子曰く、野なるかな由や。君子は其の知らざる所に於て、蓋し闕如す。名正しからざれば、則ち言順ならず。言順ならざれば、則ち事成らず。事成らざれば、則ち禮樂興らず。禮樂興らざれば、則ち刑罰中らず。刑罰中らざれば則ち民手足を措く所無し。故に君子之を名づくれば、必ず言ふ可きなり。之を言へば必ず行ふ可きなり。君子其の言に於て、苟もする所なきのみと」。(論語、子路第十三)

(二九)夷狄を打ちこらす。

見聞偶筆

高田善右衛門、中村萬右衛門を殿中に斬る

見聞偶筆

○

加藩にて廢立の議ありけるとき、中村萬衛門といふ者、專ら其義を主とせり。忠臣高田善右衛門といふ者、之を憤り、義、中村と共に生きずと、一日早起出仕せんとする時、高田從容(一)として家内に向ひ、余今日は朝より酒を欲せりといふにぞ、酒をすゝめけるに、高田舌打鳴して、實に美味なり、母も飲み給へ、妻子も飲みて見よとて、夫々に飲ませ至つて、うれしげなる樣子にて殿中へ出仕して中村に向ひ其罪を責め、討果さんと罵りけれども、中村臆病にて立合ず。高田一刀の下に切殺し、何思ひけん、傍にありたる中村が佩刀(二)を抜いて、死せる中村の手に握らせ、已も腹十文字に掻き切りて死しけりとぞ。此兩家

見聞偶筆(註)

(一) 落ちついて平常と變らない樣子。

(二) 帶びてゐた大刀。これは勿論。中村の一族を考へたからで

北野天神が川北自然に和歌の上五字を授けたこと

一旦斷絕したりしが、追て雙方半祿づゝに家名立てたりとぞ。

按ずるにこの事いつの事にや。追て聞くに、高田は坊主より返て相續したる加州侯を立てたる人なりとぞ。さすれば中村が謀は、他より養子にし相續せんと思ひたるにや。

○

勢州に川北自然齋といふものあり。武者小路景實卿に從つて和歌を學びしが、或時一首の歌を考へ、二十六字までは出來て、殊に面白く思ひけれども、上の五字出來ざれば、さまざま工夫しけれども連續せず。よつて京に上り、景實卿の許に行きて、しかじかと語りけるに、卿も二十六字の優なることを感じけれども、五字に工夫つかず、參內の節、時の　帝、靈元天皇へ斯くと言上しけり。帝もえ考へ給はずして、北野にこもりなば、妙句を得べしとありければ、卿これを自然齋に通じければ、難有さの余り、北野に參籠して七日過ぎけれども夢想もなければ、力なく我宿に歸らんとせし途中にて、怪しのをのこ等が

ある。

木曾山の材木御用につき、水野越前守、當時尾州家老に弄ばれること

相與に語る言葉の中に、思ひ寢の夜でありたるとか言ひたるを、そと耳に入り、思ひ寢のといへる五字を上へ付けたるに、いと面白く覺えければ、速に景實卿へ參りて此由を申上げ、卿より帝へ申上げるに、(三)叡感斜(四)ならず、御詠を賜りたりとぞ。この思ひ寢の歌といへるは

おもひ寢のこゝろの花を枝折にて
夢に分け入る三芳野の山

○

いつの頃にや、水野越前守（今より何代前にや）老中たりしとき、尾州の木曾山を公邊へ引上げ給はゞ材木用度に不足あるまじとの事にて、尾州の御家老を呼出して、近年公邊御用途の材木拂底せり、依て三箇年の間木曾山公邊の御持に可相成旨を達しけるに、其時尾州御家老鈴木千七郎、年十七歲、少しも臆したる氣色もなく申しけるは、御達の趣いかにも奉畏候。乍併右に付ては尾州殿にも願之趣有之候。仔細は近年領分豐作打續き、米の置場無之、甚だ差支候間、何卒三ケ年

（三）天皇の御機嫌。天機。
（四）非常にうるはしい。

一說に越州其事にて切腹したりといふ

善政の結果、三年の間牢內空虛のこと

立花侯の先代、一代の間、處刑二度しか行はざりしこと

の間大阪御城拜借被仰付、右城中へ貯米積入申度候。右願御聞濟候はゞ木曾山の儀はいかにも御請可仕旨あたりを拂ひて申ければ、越州申すやう、同列へも相談の上申さば兎も角も、一己の申聞は取上がたしとありければ、千七郎、私乍不肖家老にて罷在候。私申上候儀は、家老一同存意無之旨申述べければ、越州も屈することあたはず、遂に御沙汰止になりけりとぞ。一說に越州其事にて切腹したりといふ。虛實如何にや。

○

四代目の加州侯の時、政事行屆き、三年の內牢內空虛の事ありたりとぞ。

○

今立花侯の先代始て入部の時、兄を殺したる者あるを聞きて侯の申されけるは、余が初入部にかくの如く人倫に背きたる罪人あるは、余が不德なりとて、七日の間精進せられ、自ら戒められけりとぞ。一代

の間に處刑二度ならでは行はず、二度の内一度は今の兄殺しなりとぞ。

隣國の民の謝罪文を返濟したこと

○

この立花侯の領分、久留米と川を隔てたるに、久留米の方には石乏しく、立花領の川岸には石夥し。或時、久留米の民、川を渡り、窃に立花領の石を盗みたるところを役人ども見咎めけり。元より盗み來たりしなれば、辭なく、一々(五)謝證文を出し、やう／＼にて歸ることを得たり。この證文を段々立花侯へ指出したるが、侯申さるゝは、久留米は隣國なり、隣國の民の證文など取置くは心よからず。一枚殘らず返せとて、重役より久留米の役人に返させけりとぞ。

立花侯が家老に裃の着方を傳授したこと

○

この立花侯(六)家督の節、家老立花釆女を召して、汝は裃の着樣心得たるやと問はれける。釆女心得ずと答へければ、侯曰く、裃といふものは上はいかやうに着ても苦しからねども、下は着樣にて痛むものなり。下のいたまぬやうにしたきものをと言はれしとなり。

(五) 謝罪文。

(六) 世繼の時。

石丸山三郎、謹直のこと

○

石丸山三郎といふ人、麾下の小普請なりしが、御賄方へ出身を内願せば、八十俵の株になるべしと世話する人あり。山三郎不正の役筋にて利を貪ることを欲せずとて肯はず。其後小普請世話役より小三郎を呼出しければ、小三郎自ら思ふに、余出身の内願もなく、又悪事をなさゞれば、一身に拘はることにはあるまじ。親類縁者などの内、悪しき事なしたるを察當あるならんと推察しつゝ出けるに、學問所勤番を命ぜられたりとぞ。當世(七)澆漓の中にも如此人あるは可貴事なり。

藤堂多門のこと

○

藤堂家の家老、藤堂多門なる人は賢者なりとぞ。

葉田延之介の妻を娶らぬ理由

○

某侯(駿河臺)の臣、葉田延之介といへる士、(八)剛梗の人にて、年四十ばかりなるが未だ妻をも娶らず。人其故を問ふに、忠義を志す者は、妻子は手まといになりて宜しからずと答へしとぞ。中行には非ざ

(七)世が末で、道が亂れてゐること。

(八)氣質が堅苦しく雄々しい。

れども奇人と云ふべし。直諫して主の過を補ひしこと屢々ありとぞ。祿百石。今は用ひられずといふ。（右十件、五十嵐話す。戊戌(九)八月三日來訪）

○

伊達遠江守と水戸侯との對談

伊達遠江守宗紀、年の頃四十七八歲。度々營中にて我が公への謁見議論等せられしが、今茲八月朔日、營中にて謁見の節、何とぞ御屋形へ參上、緩々(ゆる〳〵)高話を伺ひ度きよし申上げければ、公もげにもと被仰(あふせられ)歸御の後このよしを執政へ議せられけるに、

近事諸事こと〳〵く御儉約

近頃諸事悉く御儉約にて、諸侯の參上も御斷りに相成り候砌(みぎり)、殊に當年も秋收(一〇)覺束なきこと申しければ、同十五日營中にて、右執政申す旨を以て遠州へ答へ給ひしに、遠州いかにも遺憾にや思ひけん。同朋山方運阿彌(あみ)へ矢島郡治といへる者を使にて申上げるは、御儉約等の旨を以て、某が參上を辭し給ふは、畢竟(ひつきやう)某を客の御取扱に被成候思召と存じ候。某が願ふ所は御(一一)饗應(きやうおう)にあらず、唯々ゆる〳〵經濟(一二)等の高話を伺ひ度にて候。主從辨當

（九）天保九年、皇紀二四九八年。

（一〇）秋の收穫。

（一一）正客として招待し、馳走する。

（一二）國家の經營。政治の根本政策。

持參にて苦しからず候間、何卒參上をゆるし給へと、ひたすらに願ひければ、公もさあらんには招くべしとの御事にて、執政も異議申上げず、八月二十二日參上せり。

兼て、公命にて執政中村與一右衛門（叔穆）、參政興津藏人（くらんど）（良恭）、側用人戸田銀次郎（忠敬）、御用調役にて某並に山口賴母を召させられ、貞芳館の御小座敷にて一時余御議論等あり。人材の談に及びけるとき、遠州申上げけるは、某年來政事に心を用ふれども、一として申上候やうの事も候はず、たゞ國元の臣に松根圖書と申す者、能く某が心を存じ候もののゆゑ、某悉く委任仕候。あまり任じ過候とて、彼是申すものも有之候へども、某が存候に、委任したる上にて圖書不心得御座候はゞ、其節はゆるし申さざる心得ゆゑ、やはり委任仕置候と申上げれば、公大に感じ給ひ、何より以て宜しき事なり。任じて疑はずと申す古語にも叶ひ、國政を爲（なし）候者の第一と存候など御答被遊候。

其外種々の御議論の時、遠州、公へ伺ひけるは、水府表にては、士

地より名産は生じ申さずやとありけるに、公笑はせ給ひ、小國瘠地、これと申す國産も無之候。只頑に意地强き士多く候ばかりが國産にて候など被遊、それより後樂園を見候樣御世話あらせられ公は內へ入り給ひ、立原甚太郎(任)、青山量介(延于)等案內にて、遠州御庭拜見す。執政中村氏等は御庭拜見の節はいでず。扨拜見相濟歸り候節、御內馬場にて御馬車あり。公も御刻限(こくげん)を計り給ひて出御。この時中村氏等出席。四時(一三)まで乘馬、畢つて今度は御休息所にて御話あり。例の通り麥飯等の御饗應あり、酒も三四行あり。遠州大に酩酊し、中村氏はじめ、彪等までそれぞれ遠州酌にて酒をすゝむ。

其席へ青山延于を召しければ、遠州も昔より量介が人と爲り疎豪(一四)(そがう)蹀(一五)(ちよう)厲(れい)なるを侮りけん。延于と大議論あり。公然るべく慰諭し給ひ、延于退き、其後は又昔の如く、中村氏より山口迄五人侍座、四ツ時過ぎに退散せり。退散の節、戶田忠敬と某とを遠州の休息所へ呼んで、何卒近日の內話に來り候樣にと申聞け之れ有り。戶田と某との兩人の名を

(一三)午後四時。一般に日暮方をいふ。

(一四)態度のしとやかでないこと。

(一五)さはがしく、頑固な態度

水野越前守の態度

近火の際の服裝

知りたるは、鍋島肥州より兼て聞たるならん。肥州は遠州の妻の甥なり。(八月二十三日記)

○

閣老水野越州、近頃文武を勵まし、儒官も日々三人づゝ詰めさせ顧問に備へ、且太田備州の臣、松崎慊堂を招きて話を聞きけりとぞ。此節兵者、劍客、儒者、柔術家各一人づゝ拔群の者あらば召抱ふべきとて訪求するよし。名を好む人と聞きしが、たとひ名の爲にするにもせよ、稱すべきことなり。(宮本千藏話す。)

○

營中御近火の節、當番は詰合服(一六)の上へ火事羽織を著す。詰番といふものは立付けを著し、御供番は尻はしをり、火事羽織を着する舊法也。(田中一郎右衛門の話。田中は御小姓組ゆゑ、本文も御小姓組の事なり。當三月中御火災の節、外役にも御供番の者に尻はしをりなりしとぞ。)

(一六) 詰合つてゐる時の衣服

松前家が舊領蝦夷を復領した理由

○

（一七）己亥四月廿七日、松本斗機藏来訪。談、外患に及ぶ。斗機藏曰く、松前家舊領を復する所以を知るや。余曰く、しらず。然れども推察するに、松前家梁川に移され大に困みたるにより、財を盡し、當路へ賂ひ、其の望を達せしならん。斗機藏曰く、誠に然り。外患の事は年來苦心ある故、嘗て事情を究めたるに、この事水野羽州執政の時なれども、羽州も知らず、全く特意より起りたる由。其原は一橋儀同公へ松前家より内願、公より將軍御内聽に入れたるならん。時の松前奉行は高橋越前守なり。これも前日夢にも知らでありけるとぞ。追て考ふるに松前、公邊の御持にて御用途何程掛り候やといふこと、松前奉行へかゝりたる故、越前守取調べたる事ありとぞ。扨斗機藏故ありて松前奉行の時の勘定差引したる記録を見たるに、公邊御係の時、漁場大に開け、所務八萬金に及びたる故、松前奉行初め諸役人等、其外御用途を差引いても、一萬何千兩の御益金ありと云ふ。されば公邊の御用途續かず

（一七）天保十年。皇紀二四九九年。

內實は賄賂

して松前家復領になりといふは、固に世の取沙汰、內實は松前家の賄賂より、御仁惠にて復領になりたる事と斗機藏云ふ。

○

ウルップ島のロシア人の話

斗機藏又曰く、去る酉年(一八)、勘定奉行矢部駿河守北地へ松田傳十郎なる者と、外一人某なる者とを遣して虜情(一九)を探らしむ。傳十郎等ウルップ島に到りければ、魯西人右地に住居して臘虎を取つて業とす。且窃かに內地と交易し、米穀も餘程渡したる樣子の由、夷人語りけるは、

日本に對する野心

我國嘗て交易を願へども、日本にては蘭人の言を信じ、我國は暴惡なるものと思ひ願を許されず、我國へ交易を許さば、蘭人利を失ふゆゑ讒言を構ふるなり。我等ゆめ〳〵日本に野心あるに非ず。斯地に來り居るも日本にて捨置故なり。日本にては境といふものなく、土地を捨置けども、我國の主意は不毛の地は少しづゝも開き候て、天主へ忠を盡すを專とする故、漸々切開くなりといひしとぞ。此事慥なる處より探りたりと云ふ。

(一八)天保八年のこと。
(一九)ロシヤ人の樣子。

○

斗機藏又曰く、近頃は松前の士人、北地の警衛に行く者は俸金を多くせざればゆく者なく、カラフトへはさまでの俸金ならでも行くと云ふ。是にて千島の方へ夷人迫り居ることを知るべし。

ロシアの千島方面侵略

○

一橋鍋島の爭ひのこと

天保戊戌の春、鍋島侯江戸を發して國に就かんとするとき、川崎驛に松平肥前守と書きたる木札を掛置きたるを、一橋殿、大師河原へ遠馬を試みんとて、供方の面々先へ驅拔て往來を制しけるが、折から佐賀侯の木札を見て取捨候へと、亭主と問答になりけり。供方の內暴人ありて、其木札を土足にて蹴付たり。此事亭主より佐賀侯へ訴へければ、侯も以ての外怒りけれども、それが爲に歸國の期を延ぶるは不穩として、其儘西上せられ、扨途中より有司並に近侍の臣、幹事の才ある者を選んで江戸に至らしめ、木札を蹈みたる者を得て甘心せんことを一橋邸に申入れけり。一橋邸にも評議の上、拘りの者を執へて公儀

永山十兵衛決死の詩

へ差出したり。是に於て佐藩有志の士、悉く力を盡しければ、公儀にても難默止やおりけん、遂に木札を蹂たる者を鈴ケ森へ(二〇)梟せられ、同類それぞれ刑に處せられける。佐藩の永山十兵衛貞武と云ふ者は我親友なるが、侯に扈從して國に歸る由をいふ。既に別を告げて去りけるが、五六日を經て我舍を訪ひける故、あやしき事に思ひ、事の由を問ひければ、(二一)一橋と掛合の事にて、途中より命ぜられ引返したりとて、詳かに曲折をのべ、懷中より一詩を出して余に示す。

既に一死を將て鴻毛に付せんとす
月に乘じて吟過す金水の濤
機宜を料理するには諸老在り
腰間突いて撫す菊池刀。

余、其詩を見て其志を感じける故、共に力を添へて議しけり。此時幕府の議、萬一(二二)輕典に出て木札を蹂みたる者流罪に處せられたらんには、貞武同志の士と共に斬死するの覺悟なりけり。追つて佐賀侯此時

(二〇) 獄門。

(二一) 徳川氏の分家その祖は八代將軍吉宗の四男、宗尹である。徳川慶喜はこの家を繼いだ。慶喜の前に出たのは昌丸、そのも一つ前は慶壽である。

(二二) 輕い罰。

有司に與ふる詩を見るに、

井溥卿牟天錫に寄す

邸中の士氣最も豪雄。
鄉黨奮然競つて忠を盡す。
請ふ看よ百年培養の力。
海東應に識るべし我が家風。

侯の明は元より世にも稱道せらるゝ所なれども、斯詩を觀ればいよいよ其の名の虛ならざるを知れり。宜哉、臣下力を盡して國恥を淸むること。牟天錫は側用人、牟田口藤右衛門と云ふ人なり。

○

鍋島家にては庶子幾人ありても、決して他へ養子に出さゞる家法なり。其庶子は皆鍋島を名乘りて、千石、二千石づゝ祿して、家老の上に立たしめ、一門と唱ふるなり。武鑑に載せある所鍋島氏十余人。此外に七屋敷と唱へ鍋島七家あり。さて如此子弟を取り立てなば、漸々

鍋島家の家法、その二

して際限あるまじきやうなれども、一門二十人許の中には子なきもある故、大抵はその家へ養子に遣し、新に取立る事もなしといへり。家臣も又是に准じ、他國へ出すこと嚴禁なり。領中十郡の内一郡を配所(二三)と定め置き、四民共に罪ある者は此一郡へ押込置くなり。往古は他國へも追放したるが、天草の亂に先侯勝茂軍法を犯すを以て幕府にて評議ありけるとき、鍋島家の一大事と世上評判ありけるに、豫て鍋島家より罪を獲て追放せられたる者共聞及び、故主の一大事、見捨難しとて馳集る者三百餘人に及べり。其後鍋島家も事故なく濟みて安堵しけるが、勝茂深く舊臣が恩義を忘れず馳集りたるを感じてや、是より他領へ追放といふことを止められ、今に其法を守るとぞ。

○

鍋島家にては、家老は專ら門地を擇み、容易に任ずることをせず、側年寄といふ役へは上士よりも拔擢して任ずることとなり。此職は元來家老の權を分つが爲に設けたる職にて、事により家老を呼付け、侯の

(二三) 罪人を流す場所。

意を傳ふる事もありとぞ。古賀穀堂は此側年寄なりとぞ。（以上二件、古賀大一郎の話）

○

熊本藩の奸淫刑

永山十兵衛曰、（二四）奸婬の刑は天下皆死刑なり。佐賀にても同様なり。されども實に其科に處することなく、刑のみ嚴にして行はず。隣國の熊本にては、堀平太郎左衛門以來、奸婬の刑を引下げ、笞刑とせり。法を犯す者あれば、男女共に裸にして下帶のみにして之を笞つ。但し女子は大抵下帶なき由を申立、襦袢のまゝにて笞を受る法なり。法は遙に寛なれども、却て死罪の法を立置く國よりも奸婬少しとぞ。

○

佐賀藩士の地位順

佐賀の官職文武を分たず。家老も番頭と同く士を支配す。但側組といへるものなりとぞ。家老は數人ありて列座すれども、其中にて當役といへるもの一人にて專ら事を決す。家老の次に立つを相談人といふ。番頭より出る役なり。頭は親類家老（家老の中にも、親類格とい

（二四）正當の關係以外の男女關係。

梅辻飛彈守の話

横山禮介弓道を語る

ふものあり。親類は武鑑へは出ずと云。）番頭、物頭、侍、小侍、手明槍徒、足輕なり。(二五)胥吏賤きは足輕より出る役なりと增田忠八郎云ふ。

（辛丑四月五日記）

○

上賀茂縣主梅辻飛彈守曰く、(二六)攝家、(二七)清華、人物地を拂へり。當分今公家方にては千種三位有功といへる人、讀書家にて忠亮の人なり。去年光格帝崩御の時、三位の歌

春秋の出でまし所道かへて
こはいづくへの御幸なるらん

其人を見るに足れり、飛彈守は國學者にて、曆學に兼通じたる人物なり。（辛丑四月五日記す。）

○

信州諏訪侯の臣に横山禮介といふ人あり。其先朝鮮より傳來せる(二八)短箭にて遠きに飛す射法を善くす。其說に曰く、矢の長さ六寸なれば六

（二五）小役人。

（二六）攝政、關白に任ぜられる資格ある家柄、通例、九條、二條、一條、鷹司、近衛をいふ。

（二七）攝家の次に位し、大臣になり得る家柄。

（二八）箭は矢のこと。

町に及び、七寸なれば七町に及ぶの術なり。余老いたれば、其術意の如くなることを得ず。然れども六寸の矢ならば二町五反はやすかるべし。朝鮮にては繁弱弓と云ふ。我朝にては短矢弓とも神明弓とも云ふ。近ごろ伊達遠州是を愛して試みらるゝと云ふ。今茲辛丑(二九)九月十九日、禮介余の友杉山士元を訪ふ。禮介年六十許、容貌魁偉(三〇)、長沼の兵法をも講ずと士元余に語る。余、短矢の說を信ぜざれども、見ざることは容易に疑ひがたし。書して以て他日を俟つ。(辛丑九月廿日、小石川官舍に記す。)

○

川路三左衛門始め彌吉と稱す。父某與力(三一)を勤めけるが、彌吉少うして石川左近將監の薦を以て勘定所へ出で、寺社奉行吟味物調役となる。辛巳の歲余始てこれを舟河原橋の宅に訪ひ、一見如故(三二)。其人物凡ならざるを知れり。三四年の後、仙石家の奸臣仙石左京なる者、多く忠良を害し、私門を張り、終に不軌(三三)を謀りしとき、彌吉、寺社奉行

(二九) 天保十二年。皇紀二五〇〇年。
(三〇) 立派な堂々たる風貌。
(三一) ヨリキ。江戸時代、幕府の諸奉行、所司代、城代、大番頭、書院番頭などの諸吏員の配下に屬し、同心を指揮して上官の事務を分掌補佐する役。
(三二) 舊友のやうに親しく話す。
(三三) 主家に叛くこと。

脇坂中書を佐て其獄を斷じ、忠邪明白に分別す。近來の快事なり。亡幾して川路勘定吟味役となり、去年庚子(三四)佐渡奉行に轉じ、今茲辛丑六月、小普請奉行となる。其秋余公事を以て暫く江戸へ祗役す。時に川路既に飯田町に移り、居宅僕從、往日の川路にあらず。一夜之を訪ひしに、其居室に延かれ、應對接遇、舊態を失せず、談論夜半に至りて歸る。依て往年より川路に得る所の說を左に記す。其機密に關係する者はもらしつ。

○

三左衛門の話の一

仙石家の小臣斧七

仙石家の奸臣左京不軌を謀りし時、河野瀨兵衛は禁錮せられて幽死し、神谷轉は虛無僧となり、名を友鵞と變じ、(三五)間關流離、遂に囚に就き、公裁を得、奸臣戮に就しこと人口に(三六)膾炙する所なり。扨仙石家の小臣に斧七といへる者、忠誠無二の人物なり。左京權を擅にするに當つて、斧七陽て左京に事ふる體にもてなしけるに、左京も其質實他腸なきを信じ、隔てなく斧七を使ひける故、斧七、十分に左京の奸計

（三四）天保十一年。皇紀二五〇〇年。

（三五）諸處を放浪すること。

（三六）口々に傳へらるゝほど名高い。

仙石家の三絶

邪謀を熟知し、いよ／＼變を作らんとするに至つて、是を討ずる計を爲しける故、左京も腸を嚙拔かれたるに均しく、奉行吟味もひた／＼落著せり。川路、斧七を詰問しける時、其情實を得、感賞の餘り、汝は白洲に座して吟味を受け、我階上に在りて汝を吟味すれども、汝が沈勇ゆめ／＼我及ぶ所にあらずと云ひし程なりと語れるゆゑ、彪、手を拍つて曰く、友鷲之を去り、斧七之が奴と爲り、瀨兵衞諫めて之に死す。是を仙石家の三絶と云ふべし。川路誠に然りといへり。

○

三左衞門の話、その二、佐渡の風俗

江戸の外に佐渡にまさる國なし

佐渡は人の長け五尺に滿たず、皆短小にして、切り揃へたるやうなり。牛馬も微弱にて重きを載せ遠きに行くことあたはず。試に是を越後等に移すときは、强健に變ず。街衢(三七)の繁華、商賈の油滑(三八)、盡く江戸の雛形(三九)にて、江戸の外に佐渡にまさる國なしと人々自負し、人物皆鼻の先の利口にて、少しも寛裕の氣象なし。其仲間にて見るときは、人物氣質の相違もあるべけれども、内地の人、是を見れば、一様にみゆ

（三七）市街。
（三八）圓滑で盛んな有様。
（三九）その儘、規模だけ小にしたもの。

三左衛門の話、その三、御普請奉行と御作事奉行。

るなり。依て思ふに、海外異朝の人より日本の人を見る時は、恐くは我佐渡人を見るが如くならん。熊澤の說に、百里の島には狐を生ぜずとは、誠に然る事なりと川路語れり。

○

小普請奉行の職掌は、御作事奉行に匹したるものにて、何事も御作事同樣の勤なり。唯御作事奉行は芙蓉之間にて老中支配なるに、小普請奉行は、中古に置かれたる御役故か、中之間にて若老支配なり。されども伺事等は直に老中の決を執るなり。勤向の異同を論ぜば、御作事方は城廓等表向を持ち、小普請方は奥向を持てども、御櫓、多門の內、小普請方持もあるゆゑ一概には言ひ難し。御靈屋向も上野は小普請方、芝は御作事持なり。御成先御用は皆小普請方持なり。雙方へ入札の上、何れも相互に持事あり。畢竟御作事の權を分つ爲に設けられたる職ならんと云ふ。(同上)

○

三左衛門の話、その四。遠山左衛門四十以後女色を絶つこと

遠山左衛門老て樂土と稱す、有名の人なり。其子左衛門尉景光の說に、先人は一生嗜好といふことなく、長崎奉行在勤中、雙刀僅に二た通りにて勤めたり。尤も及び難きは、四十二歲より女色を屏絶(四〇)して終身近づけず、八十餘歲まで、壯健少壯の如し。近來珍らしき人なりとぞ。(同上)

○

三左衛門の話、その五。矢部駿河守の人と爲り。

矢部駿河守の人と爲りを川路に問ふに、淮陰侯(四一)韓信の小なる者にあらずんば、萊公寇準(四二)の流ならんといへり。我亡友、川瀨七郞右衛門をも同志の士、小萊公と稱せり。奇といふべし。

○

三左衛門の話、その六。武術の論。

川路曰く、近來試合、劍術盛に行はれ、一世形劍術の實用に適せざることを知れるは賀すべき事なり。然るに近來試合、劍術の中、甚だ長きしなへもて、片手にて刺突を專らとすること流行せり。試合も此の如くなりゆきては、又實用に遠く、形劍術と同日の論なり。されば其

(四〇) きちんと絶つ。

(四一) 漢の高祖の臣で、所謂三傑の一人。實戰に功があつたが、後に至つて、呂后に殺された。

(四二) 宋の華州の人で、眞宗の時に同平章事となり、契丹の入寇を防いで功を立て、一度、雷州に貶せられたが、後には仁宗の時に中書令となり萊國公に封ぜられた。

弊を矯めんには、人々雙刀のしなへを帶び、槍を遣はせ、迫りたらば槍を捨て刀を拔き戰はしむることを調練せば、甚だ長き劍の實用に遠きを悟るべしと歎息せり。彪亦嘗て憂を同じうする故、共に慨歎せり。嗚呼、川路は識者といふべし。

○

三左衞門の話、その七。新見伊賀守のこと

新見伊賀守正路は君子の人にて貴ぶべし。同志の士、張承業(四三)に比す。應對接遇、所謂御用・御側をも勤むるやうには見えず。人之を訪へば、(四四)握吐出接し、又岡本豊州の說などを語れば、新見容を改め、先生もかく言はれますかと感ずるありさま、實に無我の人なりと川路言ひけるが、十日ばかり過ぎて賀州を訪ひ、其人を見るに、其休々焉(四五)たること、川路に聞きしにもまされり。其談話は公命を受け問答せることにて、機密にわたる故に筆せず。

○

三左衞門の話、その八。杉浦雲州のこと。

杉浦雲州は純乎たる君子、年未だ壯に至らざれども、今茲御用、御

（四三）張承業は所謂五代（梁・唐・晋・漢・周。宋）の頃の人晋王に仕へて大義名分を守り、政治、財政上の手腕があつた。晋王が自立しようとすると、承業はこれを切諫し「貴下の御家は代々、王室に對して忠誠である。今、王室の系は李氏が存する以上、遽かに天位に卽くは大義に背く事となります」と云つたが王は聽かぬ。そのため承業は憂死した。晋王これを聞いて心から哀悼、五日間、殆ど食を廢した。

（四四）何事に從事してゐても、人が來たらば直ぐに出て面接する。周公の故事から出る。つまり人材に對して敬意を有すること。

（四五）休々焉は美しく大なる安易の姿。

御用、御側に對する新見などの態度

矢部駿河守に關する挿話

側御取次に擢でらる。善く書を讀み、美質の人なり。吏事は日淺けれども、行々天晴の人物になるべし。終身權職を歴るとも、賄賂を以て財を取るやうの事はあるまじと川路いふ。（大洲の事、書すべし。）

○

御用、御側は權勢炙るべきほどなりしが、近來新見等勉めて抑損（四六）し、麾下の士、御禮廻勤なども、御褒美拜領には、御側に見舞に及ばぬ事に改めたりとぞ。

○

矢部駿河守は兩御番より、火付盜賊改加役となり、堺奉行に轉じ、大阪町奉行に移り。天保丙申（四七）の秋、御勘定奉行となりて江戸へ歸りしが、戊戌の春落職して御留守居となる。丙申の歳は天下凶歉（四八）に苦しみ、飢餓人夥しく、江戸に餓死人道に斃ること其數をしらず。當路の有司之れを憂ひ、御救と號し、町中、店借、小者までそれ〴〵米又は錢を賑はしけるが、矢部江戸へ歸り、賑は少惠也。惠んで費ばざるに

（四六）驕る心を抑付けて謙遜する。

（四七）天保七年。皇紀二四九六年。

（四八）非常な飢饉

如かずとて、專ら米價を折るの策をなせり。時に都下の落首に、

當時の落首

御救ひや飢饉の沙汰を矢部にして

價をやすく駿河かんじん

といひはやせり。さて落職(四九)の時も、世人或は譏り、或は惜みけれども、人其故をしらず。二年過ぎて庚子の冬、矢部小普請支配となる。

我　黄門公、豫て矢部が落職を惜み給ひたるが、小普請支配に轉じたるを喜ばせ給ひて彪に宣ふやう、寡人春の歌を駿河へ贈らんと思ふなり。されども是まで屋形へ出入もせざる人に唐突に贈るも如何なり。汝よきに計らへとの御事にて御短册をぞ下されける。拜し見るに、

水戸公の短册

鶯の木づたふ聲の春なるは

また立ちかへる春のしるしか

と詠じ給ひけるゆゑ、余、江戸の御同朋、山方蓮阿彌へ一書を裁しけるは、矢部の高名豫々　君公にも御聞及ばせられけるが、今度轉役の

(四九) 退職轉役。

矢部の返書

由十分とに思召さねど、少しく御安堵被遊たり。これは春の御歌とてよませられ、御內輪より矢部に遣され度思召なり。よきに取計らへとぞ申遣りける。運阿彌取あへず矢部が下谷の宅へ推參して、余が書を示し了りて、公の御短冊を出しければ、矢部も　公の厚意を感じ、追て運阿彌へ一書を贈りて之を謝し來る。其大意は此度の轉役十分とは思召さずとの御意、又立歸るとの御歌の意、拙者身にとり、何と御請申上ぐべきか。心中推察の上宜しく御請賴入との文なり。矢部もさすがに能くは言廻したり。

恐るべき手腕

さて、其時運阿彌より來書に矢部へ參りたるに、其日は始ての對客日にて、小普請組宅中に群集せり。某は座敷內にありて知らざりしが、追て僕從の申すを聞くに、矢部の玄關にて一人の旗本來、大小を取上げられ、網乘物に入り、足輕體の者護送して出たり。是は對客に出たる旗本の中、隱慝（五〇）ある者を矢部豫て探り得たりけん。相對して寒暖を陳する中より、忽に其人を吟味しけるに申開きなかりけるより、

（五〇）隱慝はかくれた惡事。

直に此の如く計ひたるよし。さて〳〵怖るべき人なりと言ひおこせたり。此書どもを彪より呈覧(五一)しけるに、如何にも聞きしにたがはぬ人物かなと、公にも感ぜられたり。さて、今茲享保(五二)・寛政へ復古の事仰せ出でられたる後、矢部も町奉行となる。彪、公事を以て江戸に來る。公命を奉じて矢部の宅を訪ふ。其のあらましを左に記す。

○

九月二十七日、前日一書を裁し、近々罷越(五三)面晤を得たき由をいひおこせたるに、翌日返書來り、明二十八日閑暇のよしなれば、二十八日(五四)八つ時馬に跨り、雨を冒して南の番所を指し、裏門(懇意のものは皆裏門より來るよし、案内に依てなり。)より内玄關に參りけるに、内番、開門、直に馳せて通じけるに、取次出でたれば、姓名を通じ、玄關より八九間も側の小座敷へ通りもあへず、矢部出迎へ、是へ通り候へとて先へ立ちて、書院の傍を經、奥の間に入る。

是は某が居間にて、乍失敬御寛話(五五)も申度きゆゑ通し候と述べ、余が佩

(五一)身分の高い人に見せる。

(五二)享保の治、寛政の改革は共に史上に於て有名である。享保には八代將軍吉宗が大いに勵精、治を計り、寛政には大老となつた松平定信が、田沼意次の失政のあとを大いに改革し、文武を奨勵して、面目を一新し、林朱子學を官學と定め、精神教育の統一につとめた。それは十一代將軍家齊の時だつた。

(五三)面談。

(五四)午前八時。

(五五)落ちついてゆつくり話る。

其口氣人を壓倒する勢あり

矢部の話その一、駿河守の經歷

刀をも侍者もて床の前の刀掛にかけて丁寧なるもてなし故、それぐ謝し、佩刀をば座の後へまはし、座定りて　公より命せられたる弘道館碑浮龜を贈る旨をのべけるに、矢部も當春御內々御詠拜受身にあまり、冥加の段、猶又此度余が訪ひたる事をも謝して、さて足下の名は豫て川路三左衛門并に山口玄亭等より承知せり。某は第一文盲、又武藝も熟練せず、折角御尋ねにても何の御益もあるまじき事なりと、其口氣人を壓倒する勢なり。余心に思ひけるは、矢部の不文不武(五六)、言はずとも知れたる事なり。文事なら林大學、武藝ならば柳生但馬などこそ訪ふべけれ。矢部を訪ふは、元より其吏材(五七)を取るなれば、かゝる謂れなき言を發すべからず。足下は堺奉行より當役までの來歷、尚又當今萬事一新の時、何を以て國に報ずるや。其あらまし聞かまほしと答へければ、矢部も欣然として、談論故の如く、日暮に至りけり。

○

矢部曰く、某八歲にして父に從ひて堺に移り、父駿河守、寛政年間、

(五六)不文不武は文武兩方面の敎養十分ならぬ事。

(五七)吏材は役人としての才能、手腕

矢部の話その二、弟認知の裁判

堺奉行となる。）十六歳まで彼地にて生長せり。後二十七年を經て、某も亦堺奉行となりて任に赴きたるゆゑ、堺の老人共は、某が堺に乘入るを見て、奴さんもえらう大きくなつたよといはれたり。後二年、大阪に移る。それ故某は上方者なり。今にても議論上方びいきなりと人に嘲られ候といひけり。

○

駿河守、堺奉行たりし時、堺の富商何某に其弟なる者の由もて合力（五八）を乞へる者あり。悉く成果てたる風情にて外見もあしき故、富商之を拒みて終に公訴となる。矢部を吟味するに、富商の申すは、某父は誰、母は何氏にて弟は之なく候。某一人のみにあらず、某が一門親類殘らず御吟味有之候はゞ、明白に御分り候ふべしと事もなげに申しける。

弟なる者いへるは、某は富商の父の末子にて候。されども一門親類へ御尋にては分り申さず候。其故は父の晩年に某所の妓女と狎染（五九）、終に妓を後妻に引入れたるに、一門親類集りて、堺に名高き家柄もの氏

（五八）合力は卽ちめぐみ、ほどこしの事。

（五九）なれ親む事。

筋も分らぬ妓を引入、後妻とは何事ぞや。是非逐出すべしとありけるを、父強ひて其妓を留めけるに、親類大に怒り。家の一大事なり、さては父を別莊に隱居せしめ、家を惣領に讓らすべしと議し、遂に父は其妓と共に別莊に逐はれ、親類一同より絕交せり。後に其後妻より子一人生まれたり。卽ち某なり。されば某富商の弟には相違なけれども、親類共初より外聞を恥ぢてかく取り計ひたること故、某も是まで他に潛みたるに、活計盡きて已むを得ず兄弟の名乘をせんと思ひしに、みすく弟と知りながら他人とする兄、心のうたてさよと歎訴しけるを、矢部つくぐく聞くに、弟の申すこと、相違なきに決定し、兄へいろくと申しけるに、兄前言を取つて白狀せず。

古歌に現はれし兄弟の愛

矢部容を改めて言ひけるは、古歌に兄弟の情をよみてかくくとあり。余不幸にして兄弟なし。幼きより物學ぶ場へ出で、他人の兄弟あるもの、相與に睦びて力を添へ心を合する風情(六〇)を見る每に、兄弟あらんにはさこそ賴母しくあるべきに、さても美しき事と思ひぬ。せめては

（六〇）樣子又の有樣の意。

矢部の説諭、訴人を動かす

同志の者と兄弟の契りを取結度きものと、常に心に忘れず。今汝二人は實の兄弟にてありながら、弟は兄を不人情なりと訴へ、兄は弟を他人にせんと云ふ。他人だに兄弟の契を結ばんと思ふ心とは、いとも相違せり。さてもさても嘆かはしき事にあらずや、淺ましきことにあらずやと、落涙して曉しければ、二人共に心服して、兄の言ひけるは、恐入りたることとなり。いかさま此者は弟にて御座候。かゝる淺ましき事を訴へ奉りしこと、心肝に銘じ恥入り申候。何卒御吟味下げを願ふ由をなげき、忽に事濟み、弟へ然るべき程の株式(六一)を與へけりと。

余此の事を豫て聞きたる故、矢部に聞きけるに、さる事も候ひしが、何も某が手際にあらず。畢竟は其兄剛情にて服せず、吟味の席にて某も云負かされ、殆ど當惑せるの餘り、至誠を以て申曉しければ存外に屈服し、其事人口に膾炙したるは恥づべき事なり。此兄弟とも今以て無事にて、共に堺にて相應の株にて渡世しけりといへり。

○

(六一)財産。

大阪、堺の借金返濟裁判。

矢部曰く、大阪幷に堺には、借金出入の裁判定法ありて、能く事情を得たる扱なり。たとへば甲某、乙某より借金返濟滯り、乙より訴になるとき、奉行所にて雙方呼出し證文見屆け、いよ〳〵相違なければ、三十日の内返濟すべき由を申渡す。三十一日目の朝呼出し、未だ返濟方叶ひがたき時は、又三十日の日延を許し、必返濟すべき由を申渡す。六十一日目の朝呼出し、未だ返濟方整はざるに於ては、定法の通り、甲へ手錠申付、是非返濟すべき旨を申渡す。九十一日目の朝呼出し、未だ整はざる時は、手錠をば許し、さて、追々申渡し手錠まで申付たるに、返濟方致さゞる段不屆に付、定法の通り、家、屋敷道具等殘らず乙某へ引渡すべき旨申渡す。此定法といふは、妻子眷屬(六二)等、皆立のまゝにて、夏冬ともそれ〴〵不斷着用したる衣服のみ渡し、家財は勿論、先祖の位牌まで殘らず貸方へ沒收する掟なり。

千兩に笠一蓋

扨甲某は誠に耻辱此上なけれども、千兩に笠一蓋の譬(六三)の如く、乙の方へ破れ家を殘らずさし向け、又かく申渡しを受けたる上は、他の細

(六二) 一族。

(六三) 得失の相當しない例。「千貫に」とも「百貫に」ともいふ。

しき借金は一圓返すに及ばざる事になりてあれば、無借金の人となり、(六五)棄捐も同様なり。乍去父母妻子、其日より路頭に迷はんと思ふに、こゝに一つ面白き事あり。

大阪の三郷

大阪には三郷借屋請負人と云ふものあり。三郷とは假令ば、天滿郷某郷々々と三所に長家ありて、右の家を殘らず貸方へ沒收せられたる者のみ住居す。其世話人を請負人と云ふ。甲某來れば直ちに請負人の手に付、三郷の内にて然るべき長屋をかり、其日より商ひでも始めらるゝ也。親類懇意など世話して、遂に家業を起し、さきの貸方へ掛合をつけ、位牌は、何程にて返しくれよ。何品は重器ゆゑ何程にて返しくれよと、追々熟談整へば、貸方にて無用の位牌等を所持せんよりは、掛合に任せ金を取り、其上にて熟談整へば、家をも丸に返すなり。甲某家に歸ることを得れば、其日より又元の如く、何町何屋と回復す。奉行所にても元より借金を返さぬばかりの罪ゆゑ、熟談整ひたる由、乙より届くれば夫にて事濟なり。

(六四) 財物を投じて他人にめぐむこと。

甲も家產を失ふほどの愚漢なれども、三郷借屋に入れば、(六五)會稽の恥を雪がんと激勵し、一代の內に回復するもあり。たとひ父は回復することを得ずとも、其子は貧窶中に生長し、父の業を復するなり。多き中には愈々なり下りて、三四代も借屋人にて終るもあり。江戸にては借金出入訴へになれば、雙方へ理解を含めなどすれども、其間に奸吏因緣して、賄賂を貪るの弊少からず。大阪、堺は右の如く、濟むこと良法なりと矢部語る故、某疑ひて問ひけるはいかにも面白き法なれども、甲某三十日づゝ日延の中に、私に家財、道具等賣拂ひ、貸方へ引渡すべき命を蒙りても引渡す品なきやうに巧むの患はなきや。

矢部手を拍て曰く、よく問はれたり。某も語り落せし故不審尤なり。日限の中に私に家財を外へ出す者は、三日さらしの上所拂の法なり。是は役人吟味せずとも、第一乙の方にて日夜心をつけ、甲の方に若し鍋一つたりとも、他に出せば直ちに訴ふる故、甲も奸を行ふことを得ず。且つ三日さらしの恥を受くるのみならず、所拂ひになりては、三

(六五)戰敗の恥辱。越王勾踐が會稽山で吳王夫差に恥かしめられて復讐したこと。勾踐は名臣范蠡を得て臥薪嘗膽の苦を積んだので勝つた。この場合、非常な恥を意味する。

竈借屋へ入ることも叶はず、終身回復もならず、妻子路頭に迷ふわざゆゑ、甲も家財を他へ出さゞるなり。只公事にならざる以前、最早産を失はんと思へば、貸方より訴にならぬ内に、家財等漸々賣り拂ひ、又は親類等へ預くるもあり、それゆゑ貸方にても、此借主は返濟むつかしからんと思惟する時は、亦あらかじめ手を廻し、其動靜を察し、聊も家財等他へ送り出すの萌しを見れば、忽に奉行所へ訴出づる事なり。此定法有徳公より詰ると申傳ふるが、實に難有御事なりと語れり。

○

矢部の話その四。江戸と大阪、町奉行の比較

矢部曰く、輦下の士、身を青雲に托し、(六六)驥足を展べんと思ふ者、(六七)當分の制度にては三奉行を最とすれども、勘定奉行は寺社奉行の事にあづからず、町奉行は經濟の事に與ることを得ず、左支右吾の勢なきに(六八)あらず。唯遠國の奉行職は一人にて僚徒の仕置、町人、百姓の治をも兼ぬるゆゑ、其才力十分に擔當して力を盡すことを得、愉快なる事なり。某今町奉行を命ぜられ、格禄とも結構なれども、十分に事を教ふ

（六六）立身出世をする希望。
（六七）十分に實力を發揮しようと思ふ者。
（六八）どちらにも差しつかへる。

の面白さは、大阪町奉行の時にしかずといへり。

○

(六九)丙申の秋、大阪町奉行矢部駿河守、勘定奉行に轉ず。跡部山城守、矢部の後任を命ぜられ、相代らんとする時、跡部、矢部に町奉行の故事、并に心得となることを問ふ。矢部かたの如く申送りたる後、言ふやう、與力の隱居に平八郎なるものあり。非常の人物なれども、たとへば(七〇)悍馬の如し。其氣を激せぬやうにすれば御用に足るべきなり。若し奉行の威にて之を(七一)駕御せんとせば危きなりと語るに、跡部唯々としてありしが、退きて人に語りけるは、矢部は人物と聞きしに相違せり。大任の心得振りを問ひしに、區々として一人の與力の隱居を御するの御し得ぬのと心配するは何事ぞやと嘲りたるが、翌年に至り、平八郎、亂を作し、程なく誅に服すといへども、跡部奉行職無狀と世人指を彈き、駿州の先見を稱譽せり。

余、曾て此事を傳へ聞きたる故、面り矢部に質せしに、矢部も謙遜

(六九)天保七年。皇紀二四九六年。

(七〇)荒れ性の馬。

(七一)よく馬を乗り廻す、即ち支配する。

してあらはには答へざれども、其口氣世人の言へるに相違なし。依て平八郎の事をきゝしに、矢部曰く叛逆人といへども、駿河守が案には叛逆とは存ぜず候。平八郎は所謂肝癪の甚しき者なり。與力を務むる內、豪商を折し、小民を救ひ、奸僧を沙汰し、邪教を吟味したる類、天晴の吏といふべし。又學問も有用の學にてなか〱(七二)黃吻書生の及ぶべきにあらず。某奉行在役中、度度燕室へ招き、密事をも相談し、又過失をも問答すること淺少ならず。言語容貌決して尋常の人にあらず。彼實に叛逆を謀らんには、いかで大阪の御城へ籠らざることのあるべき。（大阪御手薄の事、內番の事等、年來大鹽苦心の事なりとぞ。）然るに御城へは入らずして、棒火矢を以て燒拂ひたるは何ぞや。

某嘗て平八郎を招き、共に食を喫せしに、折節金頭といへる大魚を炙り出せり。時に平八郎憂國の談に及び、忠憤のあまり、(七三)怒髮冠を衝く、ともいふべきありさま故、余、種々慰諭しけれども、平八郎ますます憤り、金頭の首より尾までわり〱嚙碎きて食ひたり。翌日に至

（七二）靑二才。

（七三）非常に憤慨する形容。

大鹽の件何とぞ叛逆の科を除き、大不敬の罪に處したきもの

り、家宰某を諫めて曰く、昨夕の客は狂人なり。ゆめゆめ高貴の御方に近づくべきにあらず。爾來、奥通りをさし止め給へとて、實は某が爲を思ひて言ひけれども、汝が知らん所にあらずとて、始終交を全うせり。

此一事小なりといへども、平八郎の人と爲りを知るに足れり。たとへば、人過あるとき、再三反覆して之を諫むるは忠といふべし。再三忠告せるにも、其人用ひずとて、之を憤りて坐にあり合へる火鉢などを其人の面へ投ぐるは不敬の至極なり。初には其人を愛するあまりに忠告し、後には其面體へ疵を付けなば、安んぞ其人を愛するにあらん。平八郎も初は忠告すれども、用ひられざるを憤り、叛逆に均しき禍亂を企てしは此類なり。されば余、勘定奉行たりしとき、此議を主張し、何とぞ叛逆の科を除き、大不敬の罪に處したきものと建議せしが、其議用ひられざるのみならず、某も叛逆人に身を持つやうに當路にては譏りたりとぞ。

平八郎の罪條

平八郎の忠憤

平八郎の罪狀を數へたる中に、子の婦にせんとて養ひたる女に奸通の事あり。某は平八郎の事よく知りたるが、其女は近郷農民の子なり。平八郎は身分を持ちたる者なり。實に子に配せんとならば、身分を持ちたる者より約すべきなり。是は全く下女に置きたるを妾になしたるに、何の仔細もなき事に似たり。其上假令その事聊疑ふべき事あるにもせよ、平八郎を拷問し、其罪に伏したるにもあらず。罪狀を責むるもさる事なれども、其人既に自ら焚死黑燒になりたる平八郎へ、此の如き罪狀を與ふるは　公裁とはいひ難し。人心の靈、愚夫愚婦までも今に平八郎樣と稱するは、陰に其德を仰ぐにあらずや。されば駿河守其事を仕置きせんにて、却て平八郎年來の忠憤はさることながら、憤激のあまり其跡、叛逆に等しきことを仕出したるは、上をも畏れず、大不敬といへる事にて裁判せば、平八郎死せりといへども、甘んじて其罪を受け、又大阪の人心をも壓倒すべしと、竊かに扼腕(七四)して語れり。

○

(七四) 腕をさすつて残念がる。

矢部の話その六、物價騰貴に對する策

今の金銀は二十年以前の南鐐にしかず

矢部の話その七、江戸十組問屋に就いて

方今物價騰貴、一世の憂なり。如何せば其弊を矯めんと問ひしに、矢部曰く、此事某職にては日夜苦心する所なり。閣老幷に勘定奉行邊の論は、罪を奸商に歸し、其奸を摘せよと某に屢督責すれども、某が論はこれに異り。如何となれば、近來新金銀行はれ、今の金銀は金百匹に通用すれども、二十年以前の南鐐にしかず、其の餘、推して知べし。官にては此の如くの不正の事を行ひ給ひ、唯、商賈のみ惡むは僻事なり。駿河守もゆめゆめ奸商を護するにはあらざれども、物本末あり。第一に惡金銀停廢し給ひ、其上にも物價騰貴ならば、駿河守いかにも奸商の罪を鞠問(七五)すべきものをと、此頃覆議せりとぞ。

○

江戸に十組問屋といへるものありて、都下の諸物を占賣、占買するは僻事ならずやと問ふに、矢部曰く、これも當時議論紛々たれども、某思ふに、十組の罪にあらず。十組は(七六)神祖以來立置かるゝ所にて、不正のものにあらず。然れども近來に至りて十組を世にて惡むは、畢

（七五）鞠問は罪を問ひ定める事。

（七六）徳川家康のこと。

江戸へ運漕する舟二た様あり

江戸物價の權を制せんとせば大阪に注意せよ

竟、官府の所置悪しき故なり。近頃までは大阪より江戸へ運漕する舟二た様あり(七七)。檜垣船(七八)、樽船なり。然るに紀伊殿御願にて、樽船停廢、檜垣船のみになりたり。二た様の船並び行はるゝ時は、檜垣と樽と相競ひ、都下の相場も是が爲に高低しけるが、檜垣一方になりて後は、永く高價になりたり。此事は、紀公、幕府へ八千金の返金滯り給ひける折から、杉本茂十郎なる奸商、紀邸へ取り入て其説を建て、遂に是が爲に、幕府は勿論、一統難澁する事になりたりとて、議論三藩の國體に及びたる故、余曰く臣は各其主の爲にす。今老兄にも紀藩の臣とならば、又紀藩の爲に力を盡すこともあるべし。一概には言ひがたしと微笑しければ其の談やみぬ。

さて、その時矢部の談に、江戸物價の權を制せんとせば大阪にあり。大阪は天下の咽喉なり。有司專ら心を用ふべき所なり。近年物價の貴き所以は、奢侈甚しきと金銀悪しきが其根本なり。其枝葉は餘多あれども、某が知る所を以て論ずるに、諸侯の國にて産物と號して大阪

(七七) 檜垣船は徳川時代に江戸、大阪間の定期航海をなせし荷船。天和五年に和泉堺の商人が二百五十石積の一船に商品を搭載して大阪より江戸に運輸したのが、其の最初。

(七八) 樽船は徳川時代に江戸、大阪間に酒荷の運搬を爲せし廻船。

物價は反比例に騰貴す

問屋に拘らず江戸へ運漕して賣捌く也。其申立てをきくに、江戸物價高きは、畢竟、大阪と江戸問屋に利を占めらるゝ故なり。今國産を其國々より直ちに江戸へ出し、大阪の問屋に占めらるゝ程の價を折て江戸にて賣捌かんには、萬人の益、殊には江戸の諸品も是が爲に價を折んものをと勘定所等へ内訴する故、いかさまあるべき理と同じて其請に任せ、今は五畿内、中國、西國の諸侯、それ〴〵其國産を江戸へ出す事になりたり。されば江戸の諸色(七九)古よりは下値になるべきに、却つて年々に騰貴し、譬ば古は百文にて買ひたる茶碗鉢も今は二百にも、三百文にもなりたり。此事をつら〳〵考ふるに、大阪問屋にては、最初は國の産物を引受け、譬へば十箇國より十品を取次ぎせば、一品より銀一匁づゝ口錢をとりたるが、今は五品は江戸へ直ちに出して、問屋にあづからざる故、問屋の株は半減になりたり。依て今は五品より二匁づゝ取りて、古と同じ暮しをなす事になりたり。されば大阪より運漕する品は、既に其本價一倍になりたる故、江戸問屋も又是に準

(七九)諸色は種々の品々。

じ、價をつけて賣買する故、漸くに其價騰貴せり。

さて、諸侯の國產も、最初は問屋の品を見くらべ、下直に賣捌けども、江戶の相場銀一匁に賣る品を八分に賣るも無益に思ひ、九分か九分五厘に賣ることになりたれば、其本に立返りて論ずれば、大阪問屋をせばむる程、江戶の物價高くなり、江戶の物價高くなれば、諸侯の國產も亦これが爲に騰貴する理にて、笑ふべき事なり。且惡金銀の事に至りては、上方銀相場に拘り、以ての外よろしからず。然れども猶疑ありて容易に論じがたしといへり。

○

矢部の噺

賄賂を以て致したること

矢部余に語て曰く、足下は川路三左衛門と親しき由、川路又は岡本忠次郎などといへる者は、元來勘定所より出身せり。勘定所は人々才力を以て出身する場ゆゑ、川路、岡本いづれも其技立派なり。某は元來三百俵の御番士よりかくまで立身したるは才力にあらず、賄賂を以て致したる事にて、大方の噂もあらんと思ふなりと語れる風情、さ

すがに取飾なし。且は英雄の氣象ありける故、彪答へけるは、固より羨むべきにはあらざれども、爰に一つの說あり。全く自家の肥腴(八〇)を欲し、富貴、逸樂を希はんとて賄賂を行ふもあり。又(八一)恬淡無爲にせば、終身無聞のみならず、上の爲に心力を盡すこともなし得ず、さらば少しく道を枉げて當路に出で、國家の爲に力を盡し、名をも後世にあげまほしきとて、自ら進んで求むる人もあるべし。此二人は跡同じうして志異なりといふべしと申しければ、矢部も欣然として悅びけり。此事川路が所謂小韓信、小寇萊(八二)といへるに的中せり。(八三)胯下の耻を忍んで天下に大功を立てんと思ふ心、洞察すべし。(辛丑、九月二十八日記す。)

恥を忍んで胯下に忍び功を立てん

○

岡本豐洲の人物

岡本忠次郎、花亭と號し、又豐洲と號す。彪弱冠、江戸に來りしとき、豐洲詩を以て江戸に鳴り、後數年、川路三左衛門、余に逢ふごとに忠次郎の人と爲りを稱道して止まず。余、其大略を問ふに、川路曰く、文政の初年、金銀通用の事仰出されし時、水野羽州權威赫々た

(八〇) 富貴を目的とする。

(八一) 何の欲もなく、さつぱりとしてゐる。

(八二) 寇萊は萊公寇準の事。宋代の人、少年時代から英名があつた。外面は奢つてゐるやうで儉約を守り、氣節があつた、仁宗の朝に及び、萊公に封ぜられた。曾て當州に左遷された時、竹を剪つて神祠に挿み、前途を祝した。曰く、準若し朝廷に負かなければ、枯竹再びよみがへるであらうと。小寇萊は萊公の小なるものの意。

(八三) 胯の下をくぐる。韓信が行つたこと。矢部について小韓信の印象を思ひ出して、から書いた。

野鶴の鷄群中にあるが如し

り。豊洲、勘定所にありけるが、新金銀の惡政なることを建白し、正論讜議して、遂に屈せずして小普請に入りたり。其俗吏中にありし時、實に(八四)野鶴の鷄群中にあるが如しともいふべき有樣なりといへり。

後又二三年、川路、勘定吟味役となる。時に羽倉外記も又豊洲が常人にあらざるを稱道しければ、我が黄門公の聽に入れ、公も豊洲が人と爲りをば知り給はねども、有志の推擧尤と思召けん。(八五)推轂の事ありと承る。其事にやよりけん。又、幕府にも元より豊洲を拔擢するの議やありけん。程なく豊洲も縣令を命ぜられ、又幾ばくならずして勘定吟味役となる。余其人に逢はんと志せども折を得ず、今(八六)茲辛丑の冬十月十八日、始めて之を訪ひ、(八七)戌牌を過る頃まで談話しけれども、豊洲公(八八)事鞅掌、日暮までは(八九)簿書を案じ、又夜分に入ても、他より返簡到來して寛話することを得ず、遺憾といふべし。其談話大略を左に記す。

○

豊洲の話 その一、その心境

豊洲曰く、某文政の初め退身、時に年五十餘歳。自ら終身閑散、風月

(八四) 平凡な多數人の間に、硬直純正、拔群な人物の居るたとへ。
(八五) 推薦。
(八六) 天保十二年。皇紀二五〇一年。
(八七) 午後八時より九時迄の間。
(八八) 大變に多忙。
(八九) 公事に關する書類。

醇乎たる老成人

豐洲の話その二、金銀錢の相場について

を友とし、詩歌を咏ぜんと思へり。何ぞ圖らん、數年前縣令(けんれい)となり、又當職に轉ぜんとは。抑亦何ぞ圖らん、今年一新の明時(九〇)に逢はんとは。某、今年七十五歲、老いたりといふべし。然れども猶ほ奮勵するゆゑんは區々報國の微忠なり。

竊(ひそか)に聞くに、今　將軍家の御德義、實に聖賢の道に叶(かな)はせられ、ゆめ〳〵鄙夫(ひふ)小人の測り奉るにあらず。是まで數十年、光りを韜(たう)(九一)せられてあられたることの有難さよ。僕も老を忘れて心力を盡しけると、懇に語りける風情、實に醇乎(じゆんこ)たる老成人と云ふべし。

○

余嘗て豐洲が人と爲りを聞くに、第一に新金銀の事にて退身(たいしん)せるをきけるに、談稍々改貨の事に及びければ、豐洲曰、是翁が日夜腐心焦思(ふしんしやうし)する事なり。されども翁が力に及ばず。歎ずべき事なり。今世專ら物貨の騰貴に苦しむ。

翁つら〳〵案ずるに元文の年、金一兩に錢二貫文なり。時に通用の

（九〇）明時は治まれる太平の世。

（九一）韜は光を包むこと。

上方の銀本位

豐洲の話その三、上杉侯のこと

金は所謂文金にて、錢は皆耳白銅錢なり。其後南鐐(九二)といへる物出來たり。是銀を金に用ふるの始なり。一體銀は何匁といふべき品なるに、一片の銀を二つ出して、金百匹と號すること、關東は其害を辨ぜざれども、上方にては、其謂れなきを悟り。一切に通用せざりしが、幕府よりそれ〴〵金を下し給ひて、賴みがてらに通用し、程なく上方にても之に慣れて、南鐐を通用する事にはなりたれども、いつの間にか金一兩に錢四貫文となれり。其後四文錢、又は鐵錢など出來て、寛政年間より錢相場六貫文となり、近來に至りては、種々樣々の金錢出來りて、相場も兩に七貫文となれり。貨幣輕重にて物貨の高下あること、古より誰も言ふことなれども、物貨まで論ずるにも及ばず、錢の價かく成行きたることは歎しきことならずやと愁然として語れり。

○

翁曰く、足下、故上杉侯の賢を知るや。彪曰く、翹楚篇、又は近來尾藩の細井(九三)藤介上木せる嚶鳴館遺草にて粗々之を知れり。翁曰く、誠

（九二）南鐐は美しく質のよき銀、茲では江戸の貨幣、銀一兩の八分の一、卽ち二朱銀。

（九三）上杉鷹山侯を助けて藩政に盡力した細井平洲（一七二八―一八〇一）の事。

に然り。翁近來侯の自筆の書五卷を獲たり。寫しあれば足下に示すべし。其書の中に、學校の興廢を論じけるは、學の興廢一朝一夕の故にあらず、皆其漸あり。是を興すも亦其漸あり。譬へば物を温めんと思はば、先づ火の廻に近づけ、物を寒さんと思はゞ、先づ水邊に置くやうにあらまほしきものをと言ひたるは味あり。

さて、又、翁豫て聞きたるに、侯菟裘(九四)の後、平洲先生其近作の詩を錄して侯に贈りけるに、其時に一通り謝しけるが、其後先生來りける時、侯容を改め謝して曰く、過日の詩にて實に益を得たりと丁寧に禮を述べける故、先生もそれは何故と問ひければ、侯曰く、五言律の一句に「世に處すること賓客の如し」といへる御句、實に感服せり。拙者も隱居以前は、勤は勿論　他へ客にも招かれたれども、實に客といふものは我儘なる事をなし得ず。譬へば、飯は強きの柔かなるの、又汁は甘きの鹹きのとは言ひ難く、兎角主人の接遇に應じ、客も勘辨して興を催すなり。我家にありては、少しく意の如くならざれば、動も

(九四) 隱居。

すれば、臣妾僮僕を叱し、何事も意の如くせんと思ふは皆我儘なり。寡人も嘗てかくは思ひけれども、近來退隱の後は、賓客の心得を忘却し我儘になりて在りしが、先生の一句を見て警戒し、大に心得になりたりと懇に謝しけりとぞ。平洲は元より左程の心ありて作りたる詩にはあるまじ。然るに侯はかく心を用ひられしは、貴むべき人なりとぞかたりける。(辛丑、十月十八日夜記す。)

○

林鶴梁のこと

東湖、佐藤一齋に書を贈る

林鐵藏、名は𩔊、字は長孺、鶴梁と號す。江戸の人なり。乙未(九五)の夏、彪、始て會津藩の士、林甚右衛門が許に相逢ふ。一見故の如く、共に知己と稱す。齡亦相同じ。其後彪劇職に任じ、往來することを得ざれども、其交愈久しく愈深し。二三年前、余佐藤一齋へ書を贈り、林が人と爲りを稱道し、卒伍に混せしむべき人にあらず、願くば是を祭酒(九六)に薦めよと言ひたるに、一齋も豫て其人を知れり。然れども當今の事情、容易に書生の推擧なしがたき由を答へたり。

(九五) 天保六年、皇紀二四九五年。

(九六) 學政を司る長官。

今茲四月以來、庶政一新、賢能兼進み、六月三日、林も亦奥火の番に擢らる。奥火の番は要地にも非ざれば、林が爲には深く賀するに足らず。然れども林は元箪笥同心なり。一旦火の番に擢られたる上は、勘定奉行所等の要路へも出身、前程不可測。林は元より溫飽(九七)を求る士にあらず。他日の所爲如何ぞや。聊か書して以て同友相磨勵するの一助とす。辛丑、十月廿日夜記。時に微雨蕭々、點滴檐を遶ふ。意外數步、水聲淅瀝(九八)。人行殆ど絶ゆ。旅情淒然として、客、眠る能はず。燈を挑げ、數枚を錄して云ふ。

○

渡邊華山の割腹

渡邊登、華山と號し、畫を以て江戶に鳴る。三宅侯の臣なり。天保口口の春、無人島開拓の事密議したりしとて、蘭學者流と共に獄に就く。其冤は分りたれども、華山嘗て筆錄せる書籍の中に、外國の事を褒へ、忌諱に涉りたる事を書せる罪によりて、其君三宅侯へ御預けになり、參州田原に幽居す。後口年今茲辛丑十月十一日割腹して死す。

（九七）溫飽は煖衣暖食の事。姑息の安を貪る意。

（九八）淅瀝はあはれにさびしい形容。

崋山の諫言

先づ登を御手討ありて後、御決着下さるべし

余、崋山の名を聞くこと久しけれども、良縁なくして交りを結ばず、遠藤□□が尚齒會にて其面を知り、又、立原杏所の許にて、草々に相逢ふ、寒暖を談じたる迄なり。遺憾といふべし。其容貌、洒落和氣ある中に發露するやうに覺えたり。今の三宅侯は姫路の酒井公より養子となり、三宅家に舍弟ありたる故、一藩穩かならざること先年聞きたり。さて、今の侯、其實子を嫡子に立てんと欲して、粗其形なれる時、崋山齋戒沐浴して君前へ出でて申しけるは、先君御舍弟ありけるに、君養子となり給ふ。さて、御舍弟に又御子あるを、君の御子を立て給ふは理に背けり。抑々、三宅の御家は備後三郎以來、血統連綿として絕えず。君いよ〳〵其私を以て御子を立て給はんには、先づ登を御手討ありて後、御決着下さるべしと、身命を投出して平伏しけるが、侯ももとより暗君にあらざる故、崋山が忠を感じ、遂に家の血脈を嫡子に定められたりとぞ。今茲崋山の自盡(九九)も、未だ其要領を得ざれども、一旦主家へ耻を與へたる上に、又主家の瑕瑾を引出しては濟ま

(九九) 自殺のこと。

ざるの忠節なりとぞ。其友鈴木春山、之を齋藤彌九郎に語る。彌九郎我にかたるを記せり。

○

町家の土地を私有した大澤彌三郎の奸惡

武家にて町家の地面を買受け、私に所持するは嚴禁なりしが、近來其禁弛み權臣、贓吏、(一〇〇)賄賂を貪り、餘財を以て町地を所持するもの夥し。今玆　幕府の庶政一新、御用御側、五島修理亮連龍、其禁を犯せる罪にて役を免ぜられ、所持の地殘らず引上げ給ふ。其後大澤彌三郎も亦、裏御門番頭を免ぜられ、所持の地面引上げられ、差控を命ぜらる。大澤は當春、奥御右筆組頭より外補せし故、二段の罪を蒙りたる姿なり。）

大澤が地面引上げられし始末は、町奉行、矢部駿河守兼て大澤が夥しく町地を買受けたることを知れども、其姦を摘するに由なし。之に因て間者をして大澤が地面にて博奕を催さしめ、同心に命じて之を捕へて吟味するに、其地面おりうとかいへる婦人の地なりと町役人申立

（一〇〇）不正の財を貪る役人。

羽倉外記の言

てしを詰問しければ、おりうといへるは、實に大澤彌三郎買取りたる地面なりと白狀す。其仔細を役人に認めさせ、其確證を以て駿河守より進達したるなり。依て大澤が罪速かに落着せりとぞ。羽倉外記之を聞いて、矢部にいへらく、斯擧は三忠といふべし。矢部、其故はと不審するとき、羽倉曰、子贓吏の姦を惡んで是を摘するは忠なり。問者、子のために博を催し、入獄して咎罪を受けたるは忠なり。大澤豫て賄賂を貪りたる餘にて、町地を夥しく買置き、此度殘らず上へ差上げたるは又忠ならずやと、相對して一笑せりとぞ。（羽倉外記話す。）

○

橋詰介三郎の畿內九州旅行

今茲（一〇一）壬寅五月、會津の橋詰介三郎來る。三四年前、江戸にて逢ひたるが、其消息を聞かざりしに、庚子の春より、冬まで、畿內、九州を遊歷すといへり。略其說を聞きしを左に記す。

○

橋詰の話その一、熊本城のこと

九州にては熊本城、尤も規模壯大にして、加藤の雄略を想像するに

（一〇一）天保十三年。皇紀二五〇二年。

足れり。大阪、江戸は論ずるに及ばず。之に次ぐものは尾の名古屋と思ひしに、熊本には讓るべしといふ。されども薩州如何にや。薩には入ることを得ずして歸るゆゑ知らずと云ふ。

○

橋詰の話その二、元弘、建武の人事心に深く印象さる

吉野の邊の民と、肥の(一〇二)菊池の民、今に元弘、建武の事を慕ひ、田夫(一〇三)、野老といへども、猶ほ慨然として之を語る。人心に固結するの深き、實に感愴に堪へずと云ふ。

○

橋詰の話その三、高千穂の風俗

日向高千穂の峰は、神皇降臨の地なれども、今は好古の士訪問するまでにて(一〇四)、寥々たる地なり。但、高千穂郡の民、今に至りて小民にても、尙ほ萓屋の上に木を以て打ちたがへ、千木の形を爲すもの餘多ありとぞ。されども往々其事やみしにや、千木無きも餘程ありとぞ、惜しむべしといへり。(五月二十日記す。此外數件の說あれども、瑣末記すに足らず。)

(一〇二)肥は肥後の菊池氏のこと、勤王家として有名である。
(一〇三)無學な農民、田舍老人。
(一〇四)さびしい形容。

常陸帯

常陸帯

常陸帯序

あづま路の、みちのはてなる、常陸帯(ひたちおび)、かごとばかりも、逢はむとぞ思ふ、(一)といへる古歌は、別れにし人を戀ひて、しばしだにあはまほしきと ふこゝろを、帯のかなたこなたとわかれても、めぐりあひてむすぶことあるに、かけてよめるなるべし。男女の情、朋友の道かくのごとし。臣として君をしたふ心、はた、しからざらんや。

文政の末つかた、わが 中納言の君、世をつがせ給ひし時、彪年はたちあまりにて、(二)皇國(くわうこく)の史(ふみ)かんがへさだむるわざしてありけるを、明る年、(三)青人草撫治(なでをさむ)る職を仰せられて、江戸の小石川なる屋形にめされ、はじめて、君を拜み奉りけるに、彪が職のこと、いとねもごろに

常陸帯 註

常陸帯序文

(一) この和歌は新古今集、巻十一、戀歌一に「讀人しらず」としてある。

(二) 大日本史。

(三) 一般人民。

問はせ給ひ、しかのみならず、忠孝の義を明らかにし、文武の道をはげまし、御先祖のおほん志をつぎ、東照宮の(四)恩賚に報ひ給ひて、天祖の詔のまに〳〵　天日嗣を天地と共に仰ぎ奉り、豊葦原の中國を常磐に堅磐に守りなん、と朝暮志し給ふことまで　仰せをかしこまり種々の賜りものなどして、故郷にまかりぬ。これをはじめとして、かたじけなくも、しば〳〵御書下し賜はりて、民をあはれび、惠を施し、(五)足曳の山里にすめる賤が男までも、安く樂しく世をわたるばかりのさまに、なしてんことをはかり給ふぞかしこき。三年ばかり過ぎぬれば、彪職かへて近侍てふ臣につらなり、御側近く仕へまゐらせ、四年ばかり過ぎぬれば、又職かへて政事の末にたづさはりぬれど、身のほどは猶近侍にひとしくありしを、又五年の後、仰を蒙り、おふけなくも、年寄若年寄などいへる職につゞきて、政事ものすることをつかさどり、いにし(六)庚子の年の春、君に從ひて、大城にまゐ上り、かしこくも　大將軍の君と右大將の君を拜み奉り、君の御供して故郷に歸りぬ。去年の夏

（四）有難きたまもの。堅磐は堅き岩石のこと。

（五）山の冠辭。この意味に就いては、契沖、眞淵、宣長など何れも異つてゐる。最近、松岡靜雄氏は、アソビキ（遊處）の音便としてゐる。――日本古語大辭典。

（六）天保十一年。皇紀二五〇〇年。

君日光山に詣で給ひ五月の中つがた、大城に參りて暇を乞給ふ時も、再びまゐ上りて、大將軍の君と右大將の君を拜み奉りけるに、五日ばかり過ぎぬれば、將軍家ことさらに　君をよび給ひ、君年つごろ、政事に心をくだき、文武の道をはげまし給ふことを、感じ給へるよしにて、代々傳へ給へるこがね作りの御佩刀と群鶴ゑがける御鞍鐙(みくらあぶみ)に、黃金あまたそへて、君にまゐらせ給ふ。君も臣もよろこびいさみ、錦(七)きてひるゆく心地してぞ、故鄕に歸りける。

未だ一年もすぎざる今年卯(う)月(さき)の末つかた、君一たび江戸に參り給ふべきよし、老中の人々に仰を傳へしに、君もとより、將軍家をうやまひ給へば、いそぎ出で立たんとありけるにぞ、彪らものもとりあへず、御供して小石川の屋形(やかた)につきしは、五月五日の日の、巳(八)の時ばかりになんありける。人みなうれしきためしをひきて、あやめ草(九)、あやめづらしくもまちぬるに、思ひきや、明くる日やがて　君は世をのがれ給ひて、駒込の屋形に籠り給はんとは。(一〇)彪も何某もろともに、罪を

（七）衣錦晝行を國文にしたもの、功遂げ名成り、富貴を得て故鄕にかへること。

（八）午前十時。

（九）頭韻の調子で、「あやめぐさ、あや」と續けたので「めずらし」の枕言葉の樣式として、こゝでは考へて宜しい。有名な古今集の例に「ほとゝぎす鳴くやさつきのあやめ草あやめも知らぬ戀もするかな」（戀一）とある。但し、あやめは根を賞するので「あやめ草ねたくも君がとはぬかな、今日は心にかかれと思ふに（金葉集、夏）といつた風に「ね」にかかるのもある。

（一〇）この部分は「回天詩史」に詳しい。

蒙り職はなたれて、ひそまりをるべき仰をかしこまりぬ。(一一)たけきらが身は、(一二)濱のまさご、陌(まち)のちりひぢにひとしければ、うき沈まんも、ちりうせむも、ものゝ數ならねども、ひたすら忠孝文武の道にのみ、心をよせ給ひて、世にたぐひなく、明き君の、いかにしてかゝる禍ごとにはあひ給ふものぞ。花をまつ梅がえに、寒けき風吹きすさび、久方の月はすみぬるを、夜半の浮雲(うきぐも)立ちかくすためしにやありなん。とにかくに、理(ことわり)わかぬわざにて、悲憤(ひふん)とこそいはめ、慷慨(かうがい)とこそ思はめ。

折しも五月雨いたくふりつゞきて、ことに哀をそへしが、月日經て、そらは晴れぬれど、涙の袂はかはきだにせず。いつしか(一三)御禊(みそぎ)もすぎ、秋も半(なかば)になりぬれば、世をうき雲のたえまなく、又しも霖雨(ながあめ)ふり出し、板屋(いたや)の軒端(のきば)をめぐる雫(しづく)のおと、荒庭(あれには)の草葉(くさは)にすだく蟲のね、きくもの見るものにつけ、君を戀ふる心いやまさりぬれば、(一四)草枕(くさまくら)旅の宿にはしゐして、つら〳〵いにし十年あまりのことを思ふに、或はとよ(一五)さかのぼる朝日の影に、かぶとの星をかゞやかし、若草もゆる春の野

(一一)東湖自身のこと。

(一二)微少で、價値少ない譬。

(一三)御禊は罪をはらひ清める行事。毎年六月、十二月に之を行ふ。これを大祓と云ふ。

(一四)草を束ねて枕として野宿する意で、旅の冠辭。例は古今集にある。

(一五)朝日がうるはしく登ること。例は祝詞の新年祭にある。

去年五月のこと

に、駒の足をならべて、治れる世に亂をわすれざるためしをひき、或は秋風にかゝるくまなき月の夜は、樓船に棹さし出で、眺もひろ浦のも中に、酒くみかはし、詩歌管絃の興を催し給ひ、或は(一六)道弘むてふ館に、若きをのこらをめして文學び槍太刀つかふ技を試み給ひ、或は(一七)偕に樂むてふ園に、年高き人々を招き、老を養ふなるさとをしたひ給ひ、或は霜の夜、雪のあした、山野に鷹狩して、御身をならはし、或は(一八)蓬の窓縄の戸ぼそにいたりて、民の情をしり給ふたぐひ、その折ごとに、かならず御馬のしりへに侍らひ、御供の中につらなりて、かしこくも御樂をも、くるしみをも、ともにしまゐらせ、朝に夕に、君にまみえ奉らざることなかりしを。今は君も臣も、かなたこなたにこもりひそまりゐて、おもふこと人づてもて申上げむことだに、かなはぬ世となりぬれば、去年の五月のことは、夢にやありけむ、ことしの五月のことは、現にはよもあるまじ、など(一九)しづがをだまきくりかへし、むかしをしのびいづるまに〱、一ッ二ッ書きつゞり、口ずさみて、君

(一六)弘道館のこと。

(一七)後樂園のこと。

(一八)貧家のこと。夫木集にある。

(一九)くり返しての枕言葉で、追憶の意となる。伊勢物語には「古のしづの小田卷繰り返し、昔を今になすよしもがな」とある。

にまみえぬる心地をなし、徒然をなぐさむるほどに、水茎の跡つもりて、机にみちぬれば、わかちて上下二巻となし、名づけて常陸帯といふ。たれこめ獨すめる身は、語り合せむ友もなく、かりそめの旅の宿には、考へ明すべき書もなく、全くたけきが見聞きたることの、あらましをしるせるなれば、古言にいへる、(二〇)細き管もて、大空をうかゞひ、鼎の中なる、一きれの肉をなむるに、ひとしといへども、方なる器の一隅もて、三ツの隅さとらんことは、見る人心にありぬべし。

忠臣孝子の奇禍

菅原の大臣

護良親王の奇禍

そも〳〵むかしより、忠臣孝子といふべき人の、世の禍ごとにあひて、君父に罪うるもの、すくなからず。異邦のことは、あげてかぞへがたく、又近き世は憚あれば、之もいはず。菅原の大臣は、直なる道の一すぢを、ふみもたがへず、心をくだきて、寛平の政をたすけまゐらせぬれども、はる〴〵遠き西のはてなる、筑紫の配所におもむかれ、大塔の皇子は、(二一)玉の緒の二ツなき命ををしみ給はず、力をつくして、元弘の亂を平げぬれども、おもほえぬ東のひなゝる、相模土の牢にひ

(二〇) 細管を通して天を見て、それが天の全部だとしたり、鍋中の肉の一片だけを食べて、全部の肉を判斷するやうに、一部だけで、全部を想像する。

(二一) 命の冠辭。

そみ給ふ。いとあさましきわざにはあれど、年を經、世を重ぬるにしたがひて、その御名いやますかぐはしく、百千年(もゝちとせ)の今日まで、稚き童子、賤き民草(たみぐさ)も尊びかしこみ奉るをもていふ時は、わが君一たびは、うき世の禍ごとにあひ給ふといへども、千年の後まで、萬代の鑑(かゞみ)となり給はんこといちじるし。

玉鉾の道

　しかはあれど、現のこの世には、元明かならで、末遠き後の世を待たなんこと、天が下みだれて、（二二）玉鉾(たまほこ)の道なき時は、さもこそあらめ、今四方(よも)にうちよする浪風ことにしづけく、（二三）九重(こゝのへ)にますみの鏡、光いよ〳〵明かに、大將軍の君は、（二四）いその上、ふるき跡をしたひ給ひて、よろづの政、邪(よこしま)なるをのぞきて、正しきにつき、惡をこらして、善をすゝめんと、はかり給ふこと、諸人の仰ぎ奉る所なれば、一たびは五月蠅(さばへ)なすともがらにまかせ給ふとも、千早振　神のみたまの幸ひ給ひて、ひろくたいらかに、見晴(みはる)かし給はんには、寒き風やはらぎて、

長閑な春の日

長閑(のどか)なる春の日に、梅の花、たえなるが如く、立ちおほへるうき雲きえ

（二二）道の冠辭。

（二三）朝廷の御威がいよ〳〵明かなこと。

（二四）「ふる」の冠辭。例は多いが、その一を書けば、萬葉集卷九に「うつせみの　世の人なれば、大王の　御命恐み　磯城島の　大和の國の　いそのかみ、ふるの里に　紐解かず　丸寢をすれば　吾が著たる　衣は穢れぬ　見るごとに　戀はまされど　色に出でば　人知りぬべみ　冬の夜の　あかしも得ぬを　寐も寢ずに　吾はぞ戀ふる　妹が直香に」とある。

うせて、さわやかなる秋の夜に、月の光さやけきが如く。わが君もとより二ツなき御心、ことにいちじるしく、濁にそまぬ御身、さらにすがく〳〵しく、なり給はむかし。

さらば板びさし雨もるかりの宿に、むかしをしのびて、涙にしづめる賤が身も、くもれる眼をしぬぐひ、そぼつる(二五)袂うちはらひ、ひたちをびのためしをひきて、ふたゝび君を拜み奉らむことのあらざらめやは。

（二五）ぬれる。

常陸帯（目録）

上巻

上巻。

中納言の君世を嗣がせ給ふ事。

常陸帯目録終

常陸帶（上巻）

中納言の君世を嗣がせ給ふ事

源武公のこと

(一)鳥が鳴く吾妻の常陸なる水戸をしろしめされ、御名を四方に轟かし給へる我が、中納言の君は、御父君を　源武公と申奉る。御所生外山氏（實は烏丸大納言光祖卿の御弟、中務藤原資輔てふ君の御女にて外山修現權太夫光實卿に養はれ、武公の小上﨟となり、於永方と申し、今瑞想院と聞え給ふ）寛政十二年庚申三月十一日江戸小石川の邸に生れ給ふ。御幼名虎三郎と申せしが、程なく　敬三郎君と申す。武公の(二)輦中は　恭穆夫人と申奉り、（紀伊中納言治貞卿の姫君なり）世を早うし給ひければ、御嫡子おはしまさず、庶公子四はしらましませり。長

（一）東の冠辭。萬葉集巻三に鷄が鳴く　東の國に　高山は　多にあれども　二神の　貴き山の　竝み立ちの　見が欲し山と　神代より　人の言ひつぎ　國見する　筑波の山を　冬ごもり　時じき時と　見ずて行かば　まして戀ひしみ　雪消する　山道すらを　なづみぞ　吾が來し」とある。

（二）地位ある人の正妻。

を榮之允君（御所生小池氏保科家の臣、小池某の女也）次を昶之助君（御所生中山氏、幕府の小臣中山氏の女なり）次は敬三郎君にて、又其次を銈之允君（御所生昶之介君に同じ）と申す。

源哀公のこと

榮之允君は、後に鶴千代君と聞え給ひて世子に備り給ふ。やがて源哀公の御事なり。昶之助君讃岐なる高松の君に養はれ給ひ、（後に讃岐守賴恕朝臣と申す。）銈之允君も常陸なる宍戸の君に養はれ給ひ（後に大炊守賴筠朝臣と申す）ぬれども、敬三郎君のみ小石川の屋形に留り給ふは、武公の御志とぞ承る。敬三郎君、御年十七にして、武公に後れ給ひけるが、御悲哀のいと切なる事たとへんかたなく、近侍の人々皆感じ奉りぬ。

敬三郎君のこと

哀公世を繼がせ給ふ後、敬三郎君には屋形の內なる舘の間といふ所に住み給ひけるが、哀公御友道殊に深くましまして、何かれの事いと懇に物し給ふぞかしこき。敬三郎君御幼きより御心ばえ健く、御才氣人に勝れ給ひ、文武の道を始め萬の事にいと優にものし給ひつれども、

御兄君を憚り給ひ、かの言に訥にして行に敏しと云ふ古語(三)にひとしくぞおはしける。哀公の夫人峰姫（今峯壽院夫人と申奉る）は大將軍（文恭公）の姫君にて、文化の末つ方小石川の屋形にとつがせ給ひ、十年餘りになりぬれども御子ましまさねば、御心安からず思ひ給ひ、官女を擇みて、公に進め參らせしに、是又御子なければ、心ある人々は皆竊かに眉をひそめける。かくて文政十二年己丑の正月、例の如く御弓始めの式行ひ給ふに、公の放ち玉ふ矢、(四)巻藁に得たたずして反りぬ。敬三郎君の放ち給ふ矢は、箆深く通りぬれども、弓の弦、切れければ、公も御心よからず、人々も(五)さかなき事と竊かにさゝやきけるを、取り敢へず　敬三郎君、

弓取の弦はあかりて舞ひながら
　かへるや千代の君が春かな。

と詠じ給ひて　公を祝ひ給ひしとかや。其年の秋の半ばより　公御心地例ならず、(六)長月の末つかたには御水氣いやましつのり、諸の醫藥の

(三)「子曰はく、君子は言に訥にして、行に敏ならんことを欲す」（論語、里仁第四）これは、平凡人が言に敏、行に訥なので、君子はその反對にせよと敎へたもの。

(四) 的に藁を卷いたものを使用すること。

(五) 不吉なこと。

(六) 陰暦九月のこと。

其驗なく、終に(七)神無月四日の夜、御年僅か三十餘り三つを限りとして薨れ給ふぞはかななき。

御三家のこと

其頃、大將軍には、公子數多くましましければ、尾張家、紀伊家を始めとして、越前家、國主城主に至るまで、其繼嗣なき家には幕府の公子を賜はりて代を嗣がしむるもの擧げて數ふべからず。是が爲に其家格をすゝめ給ひ、祿をも增し給ふ類ありければ、大名の家老諸役人など、其利を貪りて、實は其家を嗣がしむべき庶子、庶弟のあるもそれをば(八)廢疾などに事よせ、幕府の公子を養ひ奉らんと計る類、はたなきにしもあらず。上は、幕府を欺き、下は、先祖の血脈を失ひぬる事、いと惡むべき業と爪彈きして譏りたるが、いつか身の上に知らるゝ事となり、長月の中つかたより、誰いふともなく 公の御病、若しいふべからざる御事もあらんには 淸水殿(文恭公の庶公子)を養ひ參らせんとぞ聞えける。心あるもの相語らひけるには、かしこくも東照宮、尾紀水の三家を建て給ひて德川の御稱號を許し給ふゆゑんは、

(七)同十月のこと。

(八)不具の病。

彌ます御血脈を廣めて、幕府の羽翼となし、石清水(九)の源盡きせず、徳川の流末遠く四方の海に盈ぬる事を計り給ふなるべし。

つら／＼おもんみるに天が下廣き中に、我が　威公の御血胤、産みの子のいやつぎつぎに榮え給ひ、高松、守山、長沼、宍戸の四家は中もさらなり、高須其外他姓の家に至る迄廣まり給へり。されば假初にも水戸の本家にも庶流の家々にも、威公の血脈絶えなん事もあらんには、已むを得ず同姓の家より養ひ參らせん事いふ迄もあらず。然るに今庶流、連枝(一〇)の家々に、威公の血脈數多是あるのみならず、まのあたり御才徳人に勝れ、御所生も卑しからぬ、敬三郎君のましますに、清水殿を養ひ申す理やあるべき。是必ねじけぬる有司原が、一つには　敬三郎君の英明を忌み恐れ、二つには己が儘に權威を振ひ、身の榮華を求めんとて斯くこそ計るならめ、と人皆憤を含み、世のさまを伺ひてありけるに、青山延于（此時史館の總裁にて小石川にあり）、安からず思ひて、時の執政職にてありし何某(一一)の許に行きしかじ／＼の事、

（九）源氏一統のこと。

（一〇）庶流は分家、妾腹の出、連枝は貴族階級の兄弟。

（一一）この邊は「回天詩史」に詳しい。

いよいよ其實のあるにやと問ひしに、何某から〳〵と打笑ひ、學者にも似つかはしからぬ事いふものかな、水戸家、清水家、何れか東照宮の神胤にあらざらん。されば、いふべからざる事あらんとき、清水殿を養ひまゐらせんこと、何の仔細あるべきと、事もなげに、のゝしりたるよし。

又此時、屋形内にも專ら用ひらるゝ何某といへるもの、ひたぶるに幕府の權家に通ひぬるよし、十月朔日の日、水戸に聞えしかば、豫て思ひ設けし人々、何かは少しもためらふべき。朔日の夜より晝夜ひきもきらず、各江戸に馳せ登り、或は小石川の屋形に至り、執政職の人々を詰り、或は守山の君（大學頭賴愼朝臣）にまみえて志を述べ、或はかなたこなたに潜り居て、事のさまをぞ窺ひける。四日の夜より仰ぎ戴くべき君なければ、人々いよ〳〵心を苦しめ思ひを焦しけるに、かしこくも哀公世にましませし時、自ら御志を記し給ひて、朶雲片々と號け給へる御書あり。（思召出づるまに〳〵、一ひら二ひら記し給ふ

中山備前守

にぞかくは名付給ふらん。執政職の人々等、是を披き見るに、敬三郎君もて、嗣となさし給はん事を記し給ひ、又御葬の事厚くすべからず、いとよき諡、捧ぐべからずなど、其外ありがたき仰せごとのみ遺し給ふ。是に依て、家老中山守信（備前守）もて　敬三郎君を養ひたまひて世子となし給はん事を幕府に請ひ給ふ。（此の時哀公の喪は秘してありければ、公の御辭にて請ひし事申すもさらなり。）將軍家速かに許し給ひ、同八日の日に其旨諸士に諭しければ、人皆哀み、且喜び、（一二）烏羽玉の暗の夜明けて、あかねさし出る日を拜める心地せし社理りなれ。（此時の事別に回天詩史と號したる書に記しぬれば、こゝには其あらましのみ記す。又龍宮物語など號して、此時の事を記せる書ども、此の中に見ゆれども、いはゆる道に聞きて塗に說く（一三）てふものにひとしく、實事と虛事と打交れり。是をもて思ふに、古の書もまさしく其事のさまを知りて記せし人の書こそたしかならめ。稗官小說等いふものは、大方龍宮物語の類ひならん。今の世にありて、今の事を記せるも

（一二）ぬばたまの實が黑いから、くろに掛け、轉じて夜にかゝる冠辭となる。

（一三）道聽塗說のこと。これは論語第十七卷に「子曰はく、道に聽きて塗に說くは、德の棄つるなり」とあるのから出て、事實を充分に研究しないで、直ちに人々に傳へる、輕率な態度を言つたもの。

敬三郎君水戸家の主となり、齊昭と改名す

のすら斯の如し。まして後の世より昔の事を記せる事をや。心すべきわざなり。）かくて霜月(一四)三日の日　哀公の御葬かたの如くものし給ひ、同十八日の日、敬三郎君元服し給ひ、從三位中將に任ぜられ（御三家始て御任官の時、　尾張は中將、我が水戸は少將に任じ給ふ御先例なるに、直に中將に任じ給ふは、是を始めとす。但し尾張の御家にも直に宰相になり給ふ御例、一度ありしと承る。）齊昭卿と（御字は子信。御號は景山、又は潛龍閣と申奉る。）申奉る。程なく宰相を歷給ひ、中納言に任じ給ふ。

抑、淸水殿を養ひ參らせんと謀りたる事、時の執政職、素より竊かに幕府の權家に望み申せしにや、はた屋形内にて語らひ計りたる許りにてありしにや。たえて其謀なきを世の中にていひはやしたるにや、其時政事にたづさはりぬる職にても、其密議に與らざる人は知らざるべし。まして外ざまの人々は、是を知るべきいはれなし。假令、たえてなき事にもせよ、世の中の人々專らいひはやせるのみならず、執政の

（一四）陰暦十一月のこと。

若し事調はざらんには如何

齊昭の血統

職に備はれる者、かりそめにも是をいひ出せるよしを聞きては、心ある人々いかで安き心あるべき。(一五)長月の末より神無月の初めまで十日許りは、人々生きぬる心地なく、若し事調はざらんには、既にかくよとまで思ひ定めし人も有りけん。いと危き事にてありけるが、中納言の君、世を嗣ぎ給ひ、今年十六年の間に、鶴千代麻呂君より始め公子六はしら(五郎麻呂君、七郎麻呂君、八郎麻呂君、九郎麻呂君、十郎麻呂君、餘一麻呂君、是なり。鶴千代麻呂君と七郎麻呂君は、御正室有栖川親王の御妹、登美宮夫人の生み給ふ所なり。八郎君、十郎君の御所生は小上臈山野邊氏、五郎君、九郎君は中臈松波氏、餘一君は中臈立原氏の生み申せしなり。此外世を早ふし給ひし文姫君を初め、さはにましませども、こゝには全く現に在せる公子のみを數へ申せしなり)まで設け給ひ、威公御血脈、いやまし榮え給ふにぞ、十六年の昔夢かとばかり思ふ如くなりぬるは、いかに嬉しき例ならずや。

(一五) 長月は陰暦九月の事。

奥右筆の舊を破り給ふ事

司々の役、國によりて制度異りと雖も、大率家老ありて國君を輔け、其下に諸々の職ありて士民を治むる習は何れの國も同じかるべし。我が水戸の制度、家老、年寄ありて共に政事を計らひ、若年寄ありて、(古は奉行といひしを、中頃幕府にならひて若年寄と改め、其後又奉行と云ひしが、文政の初、若年寄と改めたれども、幕府の若年寄とは其職掌異れば、奉行といひてこそ其實にかなふべけれと古老の物語なり。)郡奉行、勘定奉行等の諸職をすべ、其事を聞きて家老、年寄に議り、斯くいひては奉行は家老にのみ謀り、郡奉行等は奉行にのみすべらるゝやうなれども、然るにはあらず、其事によりては奉行はさらなり、其下なる職たりとも直に君に申上げ、家老に申す事もありと知るべし。)城代ありて國を守り、大寄合頭(一)、番頭ありて諸士をすべ治め、(今は大寄合頭其職を失ひて其名にかなはず、事長ければ、こゝには

(一)寄合は徳川時代に三千石以上の旗下にて無職なるもの、若年寄の支配する所だつた。水戸では幕府の行き方を參考して、寄合を置き、その長を定めた。

いはず）物頭ありて歩卒をひきゐ、用人ありて内外の雜事を掌り、小姓頭ありて禮儀を掌り、君の側に昵近（二）し、左右の善惡を識り、及び記錄の事を扱ふ。（我が藩にて儒者てふ職なけれども、文學に携はるものは此職に進み、或は此職に總べらるゝ事、古き例なり、中頃より文學の臣を他の役人とひとしく若年寄にて總ぶることゝなりしを、中納言の君、學校を建て給ひ、此小姓頭にて教職の長を兼ぬる事に定め給ふは、祖宗の遺意に本づきし所にて、御深慮ある事なり）目付ありて上下の非法を糺彈（三）し、其外其事につき其職にありて是を司る。

古は年寄奉行の職其人を擇み、多くは側番頭より年寄を兼ね、小番頭（馬廻、新番等の頭を俗にも番頭といふ）より奉行を兼ねたり。今より見る時は、其位卑しくて人に侮らるべきやうなれども、其頃は重き評議ある毎に、城代より番頭に至る迄列坐して、各意見を述べ事を計りぬるを年寄、奉行、夫れ〳〵に請答へ、道理を以て人を服せしむる程の才德ある故、年寄、奉行の位卑しと雖も、諸人是を侮る事もな

（二）近づき仕へる。

（三）嚴しくたゞし調べる。

かりし〔三木左太夫之幹、義公の遇を得て小身より擢まれ、奉行の職を勤めし時、番頭數人伴ひて左太夫の宅に至る。左太夫座につきながら、貴殿等數人にて、一人の左太夫を如何になさんとの事ぞや。抑又貴殿等一人二人にては此左太夫に物いふ事能はざるにやといひて、からからと打笑ひければ、番頭等是に膽を奪はれ、豫てより兎や角いひ合せて左太夫を言ひ折かんとせし事をも得いはず歸りぬとぞ。此一事にても當時のさま推量るべし。扨政事にあづかる者は自ら權威を振ひ、奢侈になり易きは和漢同じ事なるに、其身、位卑くければ常に道理をもて（四）大身の人に勝たんと思ふ故、其患少し。假令惡き事ありても其人を退くる事も易し。祖宗舊制感ずるに餘ある御事なり。幕府の執政も必ず譜代小祿の諸侯に仰付けらるゝを以て見る時は、我が藩の舊制も、東照宮の御遺意に本づき給ふらしと、殊に有難く覺え侍るなり〕に、大夫の子は常に大夫になるといへる如く、其家にだに生るれば、其才德なき人も政をとり行ふ事に成行き、其位卑しくては人に卑

（四）大身は位高く祿多き大名諸侯。

今は算勘は小吏商人様のものすべきわざとして賤しむ

奥右筆の權威增大

めらるゝにぞ、年寄は必ず大寄合頭の上に列し、若年寄は兩番頭の上に列し、城代、頭番列坐して事を議る古例も絶えてなき事となりぬ。されば政を執る者、日々に下情にうとく、何事をも辨へざる故に、（今の藤田主膳の先祖、某奉行を命ぜられし時、算勘不案内の由をいひて其職を辭しけるとぞ。今は算勘は小吏商人等のものすべきわざと賤みて、是を學ぶ事を恥ぢ、九々の數、五々の組立をも知らずして經(五)濟(六)軍旅を掌る類はかたはらいたし。中納言の君も、數は六(七)藝の一つなれば、士太夫たる者、一とわたりは學ぶべし。寡(八)人も龜の間にありし時學びたりきと宣ひて、學校にも數學を立給へり。扨出しいるゝ事を者にし、分厘の利を爭ふに至りては、本より君子の惡む所なれば、さるわざを賤むるは聞えぬれど、ひたすら小商人のわざとのみいひて其大綱をしめくゝる事を知らざる時は、經濟金(九)鼓の權、皆小吏商人の爲めに奪はるゝぞ淺間しき）政事の權自ら奥右筆にうつれり。此奥右筆は古日帳役といひて、年寄奉行評議して君に申上げ、政事を行ひたる

（五）一般の會計。
（六）戰爭。
（七）禮・樂・射・御・書・數をいふ。周代の六種の藝術のこと。
（八）地位、身分ある人の一人稱、謙遜せる意。
（九）かねとつゞみと。一般及び戰時の會計豫算。

日々の事を帳に記し、後の例に備ふる事を司る職なりしが、年寄、奉行、其才德なく、何事も此日帳役に聞きて事を計らふさまになりたれば、日帳役の權、いやましにつのり、其役名の賤しきを嫌ひ、幕府になぞらへ、奥右筆と改め、年寄等に使はるべき職にてありながら、年寄等を使ふ計りの勢になりぬ。

さて其奥右筆にも政事の體を辨へ、古今の事をも心得たる人ありて、年寄等を助けなんには良法美事も行はるべきに、大方吟味役、徒目付などいへる役より此役に移り、年少き時より小吏のわざのみに携り、流俗舊弊を先格古例と心得て、(惣じて先格古例といふ事は、幕府にては、東照宮並に臺德、大猷二公の建給へる制度、本藩にしては、威義二公の定め給へる典章をこそ先格古例と申すべけれ、其後中興の君の定め給へる法度は、祖宗の美意を變通し給ふものなれば、先格古例と申さんこともさる事なれども、世の盛衰によりて、其制度、典章(一〇)も自ら時の弊に流れ行く事少からず。今は其流れたるさまを舊弊と心

(一〇) 一國の規律、法度

御用調役の新設

得、祖宗の法に背く事、いと多かるべし。中納言の君、文武の道を勵まし、葬祭の禮を定め給ふたぐひ、皆、祖宗の遺意を述べをさめ給ひし御事なるを、世の人多くは舊弊に泥みぬれば、君の行ひ給ふ事はいと怪しき新法の樣に思ひて、遂に是彼と譏り奉るは、いと淺ましきわざなり。山國に住める人は、海の魚はその肉爛れて臭深き者とのみ思ひ、たま／＼新鮮なる海魚を見る時は、肉堅くして香淺し、毒や有らんと疑ひて食はざるとぞ。古き諺にも、(九)夏虫氷を疑ふといへり。されば　君のなし給ふ事、流俗の眼にはいと怪しくのみ見ゆるもまた理りにや。）和漢の事はいふもさらなり。祖宗の遺訓をも得知らぬ人々なれば、政事の評議、人材の選擧など、かたはらいたき事のみ多かりけんこそ理りなり。

武公には、かしこくも其弊をさとり給ひ、御代の初、御用調役といふ職、文公の御代にも此職を設け給ひぬれども、其時の調役、專ら公の御側に伺候し、機密の文書を掌り、奥右筆の府に時々往來して事を

（一一）莊子の秋水篇にある諺。「夏虫には以て氷を語るべからざるは、時に篤ければなり」とある。人の識見の小なるに譬へる。

謀りしのみにて、常に其府に在りて、萬の事に携はる事なかりしとぞ）を設け玉ひ、高橋廣備、（又一郎と稱す。是より先彰考館の學士たり）を其職に命ぜられけるにぞ、奥右筆の人々驚き恐れて物もえいはずなりぬ。奥右筆の内にも頭取といへる者、專ら權を振ふ習ひなりしに。調役は頭取の上に立ちて事を計りぬれば、執政の人々是を憚かり、種々の善政行はんとせしかども、寡は衆に敵し難き例しにやありけん、はた高橋も過ちやありけん、其の年の内に職を免され、調役も廢みぬれば、奥右筆の舊弊ますます堅くなりにけり。

御側右筆の剏設

中納言の君つらつら是を慮り給ひ、御代の初に御側右筆といふ職を設け給ひ、近侍又は老吏の中より實貞なる者を擇みて是を命ぜらる。（小山田軍平、市川市平、橋鎌與右衛門、多田傳右衛門、是なり。）君には年久しく龜の間に住み給ひ、執政をはじめ、下々小吏の不正非法の事ども、又諸人、賢愚まで詳に知ろし召したるを、御側右筆をしてこれを記さしめ、其外何くれと御自らものし給ひければ、執政の人々、

善政を實現するについての努力

例の奥右筆に計りて申上ぐる事は容易く用ひ給はず、年寄ども何某は正しき人の由申上ぐるに、君其人しか〳〵の不正あるは如何と問ひ給ひ、又何某は邪なる人の由申上ぐるに、其人はしか〳〵の正しき事あれば、それは讒者の說ならんと詰り給ふ類ひにて、執政の人々、我が身の上の事さへ思ひやられ、(一二)薄き氷を踏める心地しければ、御側右筆の職ありては、己が輩有りて甲斐なきのみならず、いかなる禍に遇はんも計り難し、いざ其職を廢せん事を申上げんとて、かはる〳〵君の御前に出で、しば〳〵申上げしが初には聊か聞給はざりしが、後に仰ありけるは、國君、執政と心を合せざれば善政行はれ難き事誰も知る所なり。然るに汝等少しも舊弊を改むる心なく、我が云ふ事を驚き怪みて、(一三)うけがはざる故、已む事を得ず側右筆を申付けたり。されど政事内外と二つに分るゝ患なきにしもあらず、汝等だに心を改めて善政をうけ行はんには、我が悦び何かこれにすぐべき。さらば側右筆を汝等に任せんとありて、四人の側右筆一人（軍平）は目附を命ぜられ、一人（與

（一二）心の不安な譬。

（一三）承知しない。

右衛門）は近侍、一人（市平）は御用調役、一人（傳右衛門）は奥右筆頭取を仰せ付けらる。

是まで君の御側に昵近せし者なれば、いかなる密命をも蒙りて有らんも測り難ければ、執政の人々も憚り恐れ、時しあらんには是を除かんと思へども、君ますます撓み給はず、かはるがはるさまざまの人を擧げて調役を命せられ（友部正助、會澤恒藏、山口頼母、白石又右衛門、鈴木庄藏、谷佐野右衛門、是なり、彪も五年許り此職を務む。此人々は或は郡奉行、或は近侍、或は目附、或は番士等より命せられければ、思ひもよらぬことゝて人皆怪みけるが、後には、調役はかくありし者と思ひて人々もさばかり怪まずなりける。ひたすらに舊弊を改め、奢侈、賄賂を禁じ、質素、儉約に導き、文武を勵まし給ふにぞ、二年許りの中に、執政より始め諸役舊弊に染みたる人々は皆罷められて新に仰を蒙れる者は、皆一筋に正しき道に志し、奥右筆府の風俗も大に改まり、塵芥[一四]許りも非義の賄賂を受くる事なく、執政を蔑にし、

（一四）微少な譬。

深遠の思慮、剛明の徳義

文法を雜はして權威を振ふ事は絕えて、若し聊かも正道に叶はざる事あれば、新参の者も古参に向ひ意見をのべ、或は執政の人々に向ひても、いとせちに議論等するさまになりけるこそ心地よけれ。

政府の舊弊、年久しき事にて腹心の病ともいふべき勢なれば、なまじひに是を破らんとする時は、小人の氣を激し、大なる破ともなりぬべきに、君深遠の御思慮、剛明の御德義もて、斯の如く舊弊を破り、風俗を改め給ふは實に感じ奉るべき御事なり、僅に政府の弊をやぶらん事何程の事あるべきと思ふ人もあるべけれども、其實地に臨んで是を破らんとせば、其安からざる事を悟りなん。

文政の初めより天下奢る

御代の初執政其外職々賞罰し給ふ事

治れる世久しければ、皆人亂を忘れ、或は奢り、或は怠る習ひなるに、わきて文政(一)の初めつかたより、天下の風俗奢りにすさみ、家業を怠り、逸樂にのみ流れければ、心ある者竊かに歎きあへり。

(一) 文化文政と云つて江戸文明の黃金期であるが、一方に於て人文の發達につれ生活が向上し、勢ひ奢侈逸樂がこれにつれて旺んになつた。

哀公世を嗣ぎ給ふ頃は、くさ／＼難有御政施し給ひ、國中の人貴賤となく御德義を仰ぎ奉りけるが、天下なべて斯の如きさまなれば、一國のみ正しき政行はるべき理なしとや思召しけん、はた御志いと廣くおはしければ、僅かに一國の事、是彼と物し給ふ事御ものうとくやありけん。文政三四年の頃より萬の事皆執政、有司にのみ任せ給ひければ、上の惠、下にくだらず、下の歎き、上に聞えず、富める者は酒宴遊興に耽り、貧しく賤しき者は、何とかして榮華安樂を求めんと思ひ、恥を忍びて人に諂らひ、賂を贈つて望みをとげ、其中に正しき道をふみ行はんと志せる人あれば、邪なる者の爲に妨げられ、思ひもよらぬ禍事に遭ふ者なきにしもあらず。

齊昭の改革

中納言の君偖て此さまを知ろし召され、國中の人々是は正しく、彼れは邪なるといふ事御心にしろし召し給ふにぞ、世を嗣がせ給ひて未だ一つの仰せ事もなきに、邪なる者は自ら恐れおのゝきける。斯くて其年十二月十四日の日、水戸の執政一人を退け給ひ、同廿四日の日、江

戸の邸なる執政二人を始め、勘定奉行、奥右筆頭取、勘定吟味役等、其外賄賂を貪り、私利にのみたづさはり、風俗を害せし者ども盡く退け給ひ、其罪の輕重によりて、或は隱居を命せられ、其祿を削りて其子に賜はり、或は其金銀を沒收し聊かの俸米を賜はり、禁錮せられければ、國中の人々、且つは恐れ、且つは喜び、旱りに苦める夏の夕に雷はためき渡りて大雨ふりしける心地ぞしける。

さて其罪蒙むれる者は、年久しく權威を振ひ、時の役人皆心を合せ、力を同くせし者なれば、誰有りて指だにさす者なく、君には御代嗣がせ給ひて未だ一月許りの事なれば、御志を助け奉る人もなく、全く(二)剛明の御徳義をもて數多の小人を退け給ひし事、いか許りか御心を碎き給ひけん。其ころ多田傳右衞門、御側右筆にてありしが、執政何某、御前に罷出、左右を遠ざけ、時刻移りても退かざれば、いかなる御用にて斯く時刻を移すにやと、物陰にて竊に伺ひけるに、折しも十月の中つかた、人々手足も凍ゆる許りの寒さに、君笑はせ給ひながら御袖

(二) 强く明かな意。

我が背を見よ

口をひらき給ひて、傳右衛門我が背を見よとありければ、かしこくも御袖に手さし入れ御背を撫るに、御汗御下召を絞る許に濕ひぬ。君宣ふ樣、執政何某と議論時を移せし事他事にあらず、彼の奸人共を退けんとせしに、何某智力を盡してこばみぬるを、彼是と議論したる故、かく迄汗も出しぬ。されど小石川の塵あくた、殘りなく拂ひ盡しぬ。やがて昔の清き流れになりなんとありけるが、程なく奸人等悉く罪を蒙りしと、後に傳右衛門、彪に語りき。

山野邊兵庫と渡邊半助

鵜殿平七戸田銀次郎

かくて其年も暮れて明る年の春、水戸なる郡奉行七人、其罪の科によりて夫々退けられ、其外勘定奉行、奥右筆の類ひに至るまで是を沙汰せらる。さて新に擢でられ用ひられし人々は、山野邊兵庫、（主水の嫡子にて、別に祿を賜はり執政の數に列す。）渡邊半助、（小姓頭より側用人に進み、後執政を命せらる。）鵜殿平七、（大方渡邊に同じ、今年五月　君世を遁れ給ひし時、幕府の命にて職を放たれ逼塞(三)せり。）戸田銀次郎、（文政の末目附にて罪を蒙り、職を放たれけるが、程なく小姓頭

（三）閉居謹愼のこと。

武田彦九郎　小宮山次郎左衛門　青山量助

取を命せられ、用人、側用人、若年寄を歴て執政を命せらる。今年五月、幕府の命にて職を放たれて蟄居を仰せ付けらる。）武田彦九郎（文政の末使番にて罪を蒙り、職を放たれけるが、程なく目附に進み、小姓頭、用人を歴て若年寄となり、今は大番頭を勤む。）小宮山次郎左衛門（文公、武公の御代、年久しく郡奉行を務め、文政の初めより閑散の職にありしを、町奉行に進め給ひ、後側用人を仰せ付けられ、博聞强記ともいふべき人にて、文化の初より立原翠軒(四)と共に東照宮の御事跡を纂述すべき命を蒙り、半にして翠軒身まかりぬれば、次郎左衛門専ら是に勤め、天保の中つかた、功を畢へ、中納言の君に献りぬ。垂統大記と云ふ書是れなり。致仕せし後は楓軒と稱す。今は身まかりぬ。）青山量助（江戸の邸なる史館の總裁にてありしが、史館を水戸に移し給ふ時閑散の職に移り、程なく小姓頭取を命せられ、後に小姓頭に擢んで給ひ、弘道館教職の長を兼ぬ。此人史學文章に長じ、其著述する所、皇朝史略、明徴錄、文苑遺談等なり。詩文の稿もいと澤ありと

（四）翠軒は最初東里と號し、寶暦十三年彰考館に入り、享和三年致仕した。「翠軒雜録」「此君堂文集」等の著がある小宮山楓軒は翠軒の門人だつた。

会澤恒蔵

立原甚太郎

友部正助

酒井市之允

ぞ、今に身まかりぬれども、又其子甚太郎を小姓頭にあげ給ひ、教職の長を命ぜらる。）

会澤恒蔵（五）（水戸の史館編修にて総裁の事をかねたるが、文政の末、職を辞して閑散の職にありしが、郡奉行にあげ給ひ、後御用調役、史館総裁を歴て小姓頭となり、弘道館教職の長をかねぬ。其著述する所、新論、豈好弁、草偃和言等の書あり。）立原甚太郎、先手頭御裁付を経て小姓頭に進む。此人書画をもて其名高けれども、其心ばえいと清明にて、謂はゆる光風霽月（六）にも譬ふべく政事にたづさはらざれども、御代の初より其功いと少からず。ゆめ〳〵尋常の書家、画家をもて見るべき人にあらず。今は身まかりぬ。）友部正助は、文政の初、郡奉行より小納戸に移りてありしを、此時、郡奉行に復し給ひ、御用調役、目附を歴て、今公の抱傅を命ぜられ、小姓頭の格を賜ふ。酒井市之允は、文公武公の御代より勘定奉行を勤め、文政の初め郡奉行となり、罪を蒙り小普請に入る。程なく番士となりてありしを、此時物頭の格を賜りて

（五）会澤恒蔵は字を伯民、後に正志斎と呼ぶ、幕末に注意すべき文章「新論」と共に光つてゐる著述は「下学邇言」である。著書等身、一代を風靡した。

（六）心の高明なのを光風霽月といふ。

田丸稲右衛門

山口頼母

多田傳右衛門

川瀨七郎右衛門

館宅奉行に復し、後先手物頭となり、年老いて仕を致す。御代の初内外の費を省きたるは此人の力多し。田丸稲衛門、文化の頃、酒井と同じく館宅奉行を勤め、文政の初郡奉行となり、又退けられて番士となりてありしを、此時郡奉行に復し給ひ、後館宅奉行に移り、留守居物頭となり、年老いて仕を致す。山口頼母、武公の御時より郡奉行にて、文政の初め、小宮山、友部、田丸等と共に擯斥されて小納戶に移りてありしが、此時郡奉行に復し給ひ、目附、郡用調役を經て今公の抱傅となる。今は身まかりぬ。多田傳右衛門も御側右筆より奥右筆頭取へ移りし事前にいへるが如し。後に小姓頭取を經て、今公の守傅となる。今は仕を致す。川瀨七郎右衛門も武公の御時より郡奉行を勤め、文政の初退けられて馬廻となり、又大に罪を蒙りて蟄居を命せられ、七年過ぎて許されたれども、猶小普請にてありしを、此時郡奉行を仰せられ、役も祿も昔に復し給へば、人皆驚きぬ。後職を辭して京師に行き、君の姉君にませる政所夫人に仕へ、程なく館宅奉行とな

（七）御身近きの世話する所。

（八 土地の調査。

杉山千太郎　吉成又右衛門　山國喜八郎・原田兵助　鈴木庄藏

り水戸に歸り、今は身まかりぬ。郡制を四郡に復せしは、此人の建議(けんぎ)せし事にて、國中檢地(けんち)[八]の事も、君よりも勵まし給ひ、君をもすゝめ參らせしとぞ。〕杉山千太郎、〔史館編修より寺社役(しややく)を命せられ、後弘道館教授となり、今公の抱傅に移り、又教職となり、國史總裁を兼ぬ。〕

吉成又右衛門〔進物番より郡奉行に擧げらる。此時新に郡奉行七人を命せらる。山口、友部、田丸、川瀬、會澤及び彪是なり。程なく七郡を四郡に改め給ひ、川瀬、吉成、及び彪三人に石川を加へて四人此職を務む。後檢地の事、仰せ出されける時に至りては、同僚皆移り更りて、唯吉成のみ此職に在り。〕山國喜八郎〔小納戸より目附を命せられ、小姓頭取に移り、後軍用の事を司る。〕原田兵助〔奥右筆に擧げられ、程なく出て馬廻となりけるが、又寺社役、奥右筆を歷て公事奉行となる。〕鈴木庄藏〔史館編修より奥右筆となり、原田等と同じく出て馬廻となりけるが、程なく奉行となり、吉成と共に檢地の功を畢へて御用調役となる。今年君世を遁れ給ひ、一月ばかり過ぎぬれば、退け

深澤甚五兵衛

石河德五郎と金子孫二郎

今井金右衛門

られて書院番となる。彪罪を得て潜まりし後なれば、其由を知らず。）深澤甚五兵衛、奥右筆を勤む。調役會澤、同僚原田、鈴木等、一時に政府を出でしかば、此人病になりて職を辭して小普請に入り、程なく寺社役となる、又勘定奉行に移る。石河德五郎、（書院番より物頭となり、直に郡奉行を命ぜらる。又勘定奉行となり、再び郡奉行となる。）金子孫二郎、（小普請より徒目付となり、吟味役、奥右筆を歴て郡奉行となり、吉成、鈴木と共に檢地の事を取り行ふ。）今井金右衛門、（馬廻より奥右筆、小納戸、勘定奉行、用人を歴て、若年寄に進み、後寺社奉行となる。今年五月六日の日、幕府の命により蟄居す。）及び彪、進物番、史館編修より會澤、吉成と共に郡奉行を命ぜられ、小姓頭取、御用調役を經て側用人となる、戸田、今井と同じく幕府の命にて蟄居す。）等これなり。

其外進め用ひ給ふ人、猶多かれどもこゝには御代の初二年、三年の間に擧げ給ふ人のみかぞへ、（心に覺えし儘を記しぬれば、御世の初め

身を修め行跡を愼むは農工商もしかあるべきことにて士に限れることにあらず

に擧げらるゝ人々、もれたるもあるべし）しかも大夫の子にて大夫となりし類(たぐ)ひは記さず、唯人才を用ひ給へるあらましを述べたるなり。

文武を勵まし言路を開き給ふ事

凡士農工商の四民各其業あり。士の業は文武の道なり。然るに行跡(ぎやうせき)だに愼みなば、文武はたのみ勵まずとも苦しかるまじなどいふ人は遁(とん)辭(一)てふものにて、かゝる人は必ず忠孝の道にもうとかるべし。

夫れ身を修め、行跡を愼(つゝし)むは農工商もしかあるべき事にて、士に限れる事にあらず。農工商は夙に起き夜に寢て其活計を營むに、士のみ飢寒(きかん)の患なきとて何事もなさず、飽くまで食ひ暖かに衣(き)て、唯あしき事を行はざるを事足れりと思ふは、農工商にも恥づべき心なり。

されば文武だに勵みなば、行跡はあしくとも苦しかるまじといへるは大なる僻事(二)なれども、行跡のみ愼みて文武に怠るも亦僻が事なり。世治れる時、己を修め人を治め、君命を請けて他國に使するの類(たぐ)

（一）にげことば。一種の詭辯。

（二）僻事は思ひ誤れる事、俗にいふ「以ての外の事」とはこれである。

人臣の注意點

人君の職

ひ、文武に暗くして是を能くせんや。世亂るゝ時、謀を回らし、敵に克ち、勇を振ひて君の難に代る類ひ、武道にうとくして是を能くせんや。いかに忠孝の志切なりとも其事を知らざれば其志を行ふ事能はず。譬へば農夫の心ざま美しくとも耕作の業を知らざる時は父母を養ふ事あたはざる如く、忠孝は士の本とする所なれども、文武の道もて是を助けざれば忠孝の道も明かなる事を得ず、是人の臣たる者、尤心すべき事なり。又人君の職は一人の智力を用ひず、衆人の智力を合せ用ひて民を安んじ、國を治むるにあり。衆人の智力を用ゆるは言路を開くにあり。言路を開く時は下の情上に聞え、上の惠下に降りて民安く國治る。言路塞がる時は是に引きかはる事、古今の例し鏡に寫して見るが如し。易に地天泰(三)の卦を道ある世に譬へ、天地否(四)の卦を道なき世に譬ふ。天は上に在りて地は下にあれば、天地の卦こそ道ある世に譬ふべけれと思ふにひきかへて、地天の卦を貴ぶ故は、天高うして上にありと雖も、日月の光、雨露の潤ひ日夜朝暮に下に降り、地卑くして

(三) 易經に「泰は小往き大來る。吉にして亨る。即ち天地交りて萬物通ずるなり、上下交つて其の志同じきなり」とある。

(四) 易經に「否はこれ人にあらず。君子の貞によろしからず。大往き小來るとは則ちこれ天地交らずして萬物通ぜざるなり。上下交らずして天下邦なきあり」とある。

言路塞る時は上下の情通ぜずして危亂の禍あり

下にありと雖も雲霧を起し、草木を長じ、其氣常に登り、天地の氣交(まじは)りて萬物其中に生ずる事を得たり。然るを天は高きゆゑに上にのみ登り、地は卑きがゆゑに下にのみ降りなば、萬物一日も其中にある事を得べからず。是(これ)地天泰、天地否の差別なり。天地の氣少しく隔たりぬれば五穀みのらずして饑饉(ききん)の患(うれひ)あり、言路塞(ふさが)る時は、上下の情通ぜずして危亂(五)の禍(わざはひ)あり。天地の道は人道の本づく所なれば、人君たる者尤も仰ぎて則をとるべき所なるべし。

齊昭最初の告諭

中納言の君世を嗣がせ給ひて、明年の正月、御親ら筆を染め給ひて國中に示し給ふにぞ、諸士各其長官の宅に參りて是を拜み見るに、其御文に曰く、

一　文武は武士道の大道人々出精致すべき事、是に依て時々申聞けざれども、出精不出精は追て沙汰に及ぶべく候事、

一　存寄之れある者は何役にても無遠慮何れよりなりとも封書差出すべき事、

（五）國家の根本がくつがへる亂。

とぞありける。

　文武の道に怠るまじき事いつの御代にもしば〳〵仰せ事ありけれども、其時俄に勵みたるのみにて、程をふるに隨ひ怠りぬる習ひなるに、此度は行々いかなる御沙汰やあらんと人々舌をふるひ、我劣らじと其道を勵みぬ。言路を開き給ふ事を政府、又は監察府（六）抔にのみ封書を出すべきに限りなば、人々おのづから物憂きわざと思ひて意見を奉る者もまゝなき習ひなるに、此度は何れの道より奉りても苦しからずとの仰せを畏りぬれば、君と臣との間、さも近き心地して、賤しき者までも聊か上を疑ふ心なく、又いかなる人より如何なる事を申上げんも測り難ければ、政事をとる有司も我まゝの振舞等する事なかりき。

齊昭下情に通ず

　君には人々の封書もて下の情を知り給ふのみならず、政事にたづさはらざる人々をも、折にふれ御側近く召させられ、左右の臣を遠ざけて何くれの事を問はせ給ふにぞ、外さまの人を容易く召給はん事いかゞ等と政府より申し上げけるに、人君たる者、我が家臣を呼びて事を

（六）監察は目を付けて調べる事、支那では昔、監察御史の官があつて、百官の善惡を調べ、賦役、農桑、刑獄盜賊等の事を取締つた。玆にいふ監察府も大要、以上の如き役目に當つたものと見てよからう。

奢侈と儉素とは國家の治亂にかかはる所

尋ぬる事何の仔細かあるべき、尋ぬる事だにあらば、足輕をも召して聞くべきぞと仰せありけるにぞ、有司も口をとぢて止みぬ。彪郡奉行にて同僚と共に水戸より召されし時、郡方の小吏なる元締をもつれ參れとの御事にて元締等も御側近くまゐのぼり、農民艱難のさま等悉く申上げし事ありき。外樣の職さへ斯くの如く親み給ひぬれば、まして政事にたづさはる人々をや。彪政府にありし事、前後十年許りの間、執政參政を初め、目附或は郡奉行、勘定奉行、奥右筆の類ひ迄御前に居並びて評議せしこと擧げて數へ難し。言路を開くといふこと、古き書には見えぬれども、我が藩の如く、實に斯く迄開けぬる事、今の世に類ひあるまじくと思へり。

儉素を守り給ふ事

奢侈と儉素とは國家の治亂にかゝはる所なり。されど賤しき身にすら少しく心弛るみぬれば、美衣、美食を願ふ。まして高貴の人は何足

身のほどを知れ

らはぬ事なければ自ら奢りにつのり、或は華奢(くわしや)風流を好み、或は酒宴遊興にふけり、遂に國家の政事を怠り、人心ますます怨み、財用日々にちゞまりて國家を危くするに至る其例し少からず。戒めざるべけんや。されば孝經にも、上に居りて驕(おご)らざると節を制し、度を謹むをもて諸侯の孝とせり。其驕奢を戒むるゆゑん深切なりと云ふべし。申すもかしこけれども、　東照宮には專ら儉素を守り給ひ、(一)うへなみぞ、と云ふ五文字、身のほどを知れ、といふ七文字をもて、常に人々を戒め給ひ、御近侍の若き者、茶苧の袴を用ひしさへいたく怒らせ給ひ、又　尾紀の二公に新らしき御下帯を參らせし時、我が威公未だ御幼くして御側にましませしが、東照宮、阿鶴も美やましう思はんと仰せられ、御自ら御下帯を解き給ひて威公に賜はりし御事杯、今の世より見る時は、御儉素にすぎ給ふ程に覺ゆれども、(二)勳功ある人々に恩賞宛(あ)て行はるゝに至りては、そこばくの國郡をも聊か惜み給ふ事なく、分ち給ふをもて見る時は、無用の費はいかにも省(はぶ)き給ひて有用の備となし

(一)常に現在の地位に滿足して、社會的に地位の上の者を觀てはならない。阿鶴とあるは頼房の小名を鶴松と言つたからで、頼房の事を云ふ。

(二)何等かの功勞

給ふ御心著るし。斯くありてこそ人君の儉素とは申奉るべけれ。中納言の君もいたく奢侈を悪み給ひて聊かも衣服飲食の美を好み給はず、黒木綿の御上召、棧留めの御袴、（君常に彪等に語り給ふは、寡人部屋住にてありし時、日々必袴を用ひし故、袴のすそいたく破れて、庭を行くに杉の落葉ひきからまりて歩み難き程の事ありき。今も儉素を守れども、其時にくらぶれば奢やすらんと、自ら戒むるぞと仰せありき。難有御事なり）麻の御肩衣にて御襦も夏は必ず麻を用ひたまひ、御羽織は夏冬とも麻布を召され、日々の御膳も是に准じ粗食を用ひ、御儀式事又は佳日など、御菜の數多き事あれば、御側の者に分ち賜はり抔して是彼れの御好みましまさず。（三）三家の身としていたく世にかはれるさま抔しては、幕府に憚りありと仰せられ、（四）登營し給ふ時は御衣服も先づ御先格を守り給ふと雖も、別して華美の品は用ひ給ふ事なく、諸大名の富める人々登城の度ごとにくさぐ\の印籠抔かへ用ふるを見給ひ、君はいつも黒くぬりたる普通の御印籠に、朱にて戸の字三ッ蒔た

（三）所謂御三家のことで、德川氏の親藩。紀州、尾張、水戸のこと。

（四）登城。

腰の物は必ず正宗の大小

るのみさげ給ふ。されども御腰の物は必ず正宗の御大小を帶し給へり。御幼より文雅の道をも好み給ひ、殊に哀公專ら風流を好み給ひしかば、和漢の書畫、いと珍らかなる御懸物數多ありけれども、君には皆是をひめおき給ひ、御代十六年の間、御座所の御床には、普通の繪師の物せる龍の二幅のみかけ給ふ。

哀公の御時には、君にも御ともぐ\に御茶事を學び給ひしが、(朴素閑靜を旨とし、奢侈華麗を戒め給ふ事、君の著はし給へる茶道の御文にて知るべし。)御家督の後は催し給はず、されど貴き賤きの隔なく、心靜かに打ちとけて物語りするは茶の湯にしくものはなしと仰せられ、大名又は幕下の人々にも志ある者、屋形に參りし時は平常の御座所を屛風などもて假りに茶席の形をなし給ひ、いつも大根の汁かけ飯に鷄卵の白身を月の輪の如くきり、野菜を加へたる御吸物にて饗應し給ひ、(かくいひては君には無造作のことのみし給ふやうなれども、しかにはあらず。彪左右の職に侍りし時、日光御門主、智恩院宮など屋形

（五）朴素は單純で質素、閑靜は萬事、騷々しきを避けて湯のたぎる音に心耳をすますと云つたやうな趣致。

に入り給ふ時は、御饗應抔すべて形の如くものし給ひ、聊も不敬失禮の振舞なきやうにと、近侍の臣をも戒め給へり。すべてこれかれの差別を正し給ふも、是になぞらへてしるべし）御相伴にも茶道に達せる人々はめさずして、水戸より新たに參りし不調法にて文武の談のみ好める者を召し給ひて、君自ら茶を點じ給ひても、御相伴の者は、其作法をもしらず、無雅(六)のことのみ多ければ、君笑ひ給ひながら御客に向ひ給ひて、我が家の茶人は皆かくの如く侍りぬ抔と御戲れありし類ひなり。

中にも松平肥州、（肥前佐賀城主）伊達遠州（豫州宇和島城主）眞田信州、（信州松代城主）羽倉外記、江川太郎左衛門などいへる人々參られし折には、御客も痛く議論を好めるに、主の方は　君を始めとして御側に伺候の輩には藤田主書、鵜殿平七、戸田銀次郎、立原甚太郎、青山量助、酒井市之允、川瀨七郎右衛門、及び彪が如き一癖ある者共なれば、和漢の談、文武の論抔、各居たけ高になりて語らひぬるあり

（六）無雅は武骨殺風景で風雅の味を知らぬ意。

さま、今も猶目に見ゆるが如く覺えて勇ましかりき。さて衣服、飲食抔の如きはかく儉素を守り給ひけれども、飢饉を救ひ、武備を調へ、領分の田野を修め、城下に學校を設け給ふ事抔に至りては、聊も財を惜み給はず、(七)内帑の金銀夥しく出し給へり。されば學校の廣大なるさま、銃砲の(八)さはに出來ぬるよしを見聞きて、君はこよなく財を費し給ふとのみ思ふは、其の外を知りて其内をしらずといふべし。

奢侈を抑へ給ふ事

我が君、すでに儉素を守り給ひ、又國中に命を下し、いたく奢侈を禁じ給ふ。其あらましをいはんに、家中の諸士、慶事ある毎に數多の人々寄集り、夜を日に繼いで宴樂するを禁じ、衣服の華美なるを止め、其他淫聲を放ち、又端午、(一)上巳の節、童男少女の祝とて、くさぐさ無益の費へありしを除き給ふ類、事につけ折にふれて其條あげて數へ難し。今其命令の一ッ二ッを左に記しぬ。

(七)君公の用途に使用する財貨の倉。
(八)多數。

奢侈を抑へ給ふ事

(一)三月三日の節句雛祭

文政十二年（此年の冬天保と改元）九月水戸にて

諸向へ

一　近頃風俗奢侈甚しく、都て華麗を好み倹素を失ひ候段御聽に達し、此度御家中一統綿服着用仕る可き旨仰せ出でられ候。尤も官服、並に熨斗目（一）着用の儀は是迄の通りと相心得申す可く候。

一　諸士以上紬下着苦しからず候。妻女の儀も右に准じ着用致す可く候。且男女共七十以上太織着苦しからず候。

一　諸士以下輕き者都て綿服着用、帯の儀は太織紬苦しからず候。且男女共七十以上、太織紬下着御免し遊ばされ候。

一　官服の儀も右に準じ麁服相用ひ申す可く候。

右の通仰せ出られ、來る卯（二）正月より御改に相成候條、心得違ひ無之様、支配末々まで相達せらる可き事。

同年同月江戸にて

（一）熨斗目は德川時代に武家の禮服とされ、士分以上のものは之を麻上下の下に着用した。

（二）天保二年辛卯。皇紀二四九一年。

諸向へ

一　近頃風俗奢侈甚敷く、都て華麗を好み儉素を失ひ候に付、此度御家中一統綿服着用仰出でられ候得共、御國と違ひ綿服と限り候而は、却而差支候向も之有る可く候へば、御定には右仰出でられず候乍然、上にも、御內輪に而も御麁服召され候事故、厚き思召之處、恐察奉り、官服、並に熨斗目の外は御規式の節たり共綿服着用苦しからず候間、妻子等に至る迄成丈輕き品相用ふ可く申さる可く候。

但し召遣の下男下女も成丈麁服着用す可く候。

一　御客之有る御席に拘り候節は勿論　御供、御使等他へ參り候儀にても、公邊へ拘り申さず候節は、綿服着用、苦しからず候。

一　官服の儀も右に准じ、如何樣の麁服にても御用捨遊ばされ候。

右之通り仰出でられ候條、儉約專ら相守り、武器の備、成大手厚く出來候樣心掛く可く、此上心得違之無き樣、支配末々迄相達せら

る可き事、

文政十二年十二月（江戸、水戸共同じ）

諸　向　へ

一　家中の族御用召、又は祝儀の有る節親類共打寄り盃事（四）等致し候儀は苦しからず候得共、酒宴ヶ間敷義令停止候。同席並に同役共祝儀に參り候節は取次へ申述ぶ可く候。親類のみ打寄之席へ加候に付自他の人情止むを得ぬ事、酒宴ヶ間敷相成風儀を亂し候間、懇意の者たり共申置候樣致す可く候。

一、音信贈答之儀先年より相違候振も之有候得共、是以て弛み候趣に相聞え候に付、以來無用に爲す可く、近親又は心友たりとも相互に專ら質素を心懸け、信義を失はざるのみと致す可く候。

一　親類縁者へ據無く振舞致し候節も、膳部は一汁一菜吸物並に肴一種に限る可く候。

（四）盃事は、盃を取りかはし、又は酒盃獻酬の儀式など。それから祝宴を張るべきほどの目出たいことなど。

一　平日同役一席參會の節は汁講（彪云ふ。(五)汁講とは、義公の語り給ふ事にて、桃源遺事に詳なり）にて互に親み申す可く候。

右之趣此度改めて仰出でられ候、違背之有るに於ては、糺の上急度仰せ付けらる可く候條、支配々々の末々迄洩す無き様相達せらる可き事、

天保元寅正月

諸向へ

一　御家中の娘等病身等の故を以て　箏彈き候義、願の上、是迄相濟み候得共、右願濟之者たり共、以來一圓相成らず候條、其旨相心得、支配の末々迄相達せらる可き事。

但し御殿並に上平馬宅にて樂の箏彈候義は苦しからず候。（彪云、上平馬は世々(六)雅樂を司る家にて今の上平兵衞是なり。さて家中の婦女にも盲人抔は音樂ならでは心を慰むる事なきものなる

(五) 汁講は汁一色で振舞を爲す事。

(六) 雅樂は平安朝及それ以前の音樂、聲樂には神樂歌、久米歌、東遊、催馬樂、朗詠等がある。器樂には本邦のもの、唐樂、狛樂、伎樂などがある。樂器には三絃、三管、鼓などがある。

に、此の如く停止し給ふは甚しき樣なれども、これを許し給ふ時は、其音樂に紛らして三味線てふ者の淫聲を防ぐべからざるにぞ箏をも禁じ給ふなるべし。此命令ありてより今年迄二十五年になりぬれども、誰ありて背く者なければ、今若き男女二十歲前後の人は俗箏、三絃抔いふものは、武家には本よりなきものゝやうに覺え、農商の賤き者も、三絃など彈ずる事は恥ぬる風俗になりたるは、實に有難き事にぞありける）

松飾りを省く

同年正月松飾り等の冗費を省き給ひ、（彪云ふ。此時迄正月の飾りといへるもの、いとことゞゝ敷きものにて、大なる竹に藁をもて飾り、くさゞゝの物を結び付けたるを門にかけ、又門松とて柱にもなるべき幹を、枝ながら切りたるを遙々山林より運びて門の左右に植うる習ひなりしを、此年より門口には細きしめ繩一筋をかけ、左右には松のいと細き枝を差しこみ、其根に聊か砂を盛れるのみに改め給ふ。江戸の

邸、又水戸城、其他所々の別館等を數ふれば、御門の數も夥しと雖も、公侯の富にては是等の事は瑣細の費なれば、其旨有司より申し上げしかども聞入れ給はずとぞ。都て太平の習にて御目出度とのみいふ高貴の方後宮などには最も甚しく、斯の如く無益の事は年々いやが上に募りぬる事を憂へ給ひ、何くれの事にも響かせん爲め、かくは改め給ふよし。）

同二月、稻荷祭繁華を禁じ給ひ、（昔は定府の諸士少なかりしかば子弟もいと少し。されば邸中二所の稻荷も聊か太鼓のみ打ならして祭りしを、定府の子弟多くなりしに隨ひ、いつとなく市井の祭に習ひ、其淺間しきさまいふべくもあらずなりにければ、此年より停止し給ふ。）同四月、端午幟の制を立給ひ、翌年卯三月、上巳雛飾りの侈を停止し給ふ。同九年戌の三月、西の丸災ありければ、同閏四月に、幕府より節儉の命令有りけるにぞ。君大に悅び給ひ、（文政の頃より此時に至るまで、世の中の奢侈甚しかりけれども、幕府より是を禁じ給ふ事な

節儉の風起る

き故。　君には國中の人のみ苦しめ給ふやうに小人婦女の類ひはなげきしに此年、幕府よりも節儉の命令ありければ、初め歎きし者も、漸くに、君の有難き事を感じ奉りぬ。）家中の諸士綿服にて營中に登る事を許し給ひ（此事、幕府に聞え上りしに、君と御供の家老の外は綿服を許し給へり。）いよ〳〵平常無用の費を省きて武備の心懸怠るべからざる旨を仰せ出られ、此外にも儉約を守り、奢侈を止むべき由を觸給ふ事猶多けれども煩しければもらしつ。

或人曰く、服は身の章(七)なり。されば卿大夫、士、庶人各其位により、貴き人は美服を用ひ、賤き者ほど麁服を用ゆるさまにてこそ、中庸の道に叶ふべけれ。然るに、君三家の貴きに備はり給ひながら、木綿の御服、麻の御羽織杯を用ひ給ふは、いはゆる過下とも申奉るべき御事ならずやと。

此說一とわたりは聞えたれども、猶奢侈の風に染みたる心より出でぬる說なり。唐土聖人(八)衣服を惡うし、宮室を卑うすと云事あり。君官

（七）他に見せるしるし、身の文章文彩。

（八）支那の堯舜などの事を指す。

國侈る時は是に示すに儉を以てす

服をも脱ぎすて給ひて、士、庶人にひとしき衣服を召さんには下に逼るとも中奉るべし。官服には先格を守り給ひ、、全く平常の衣服を惡ふし給ふは聖人の教にも叶ひ給ふべし。しかのみならず、國侈る時は是を示すに儉を以てすと云ふ古語あり。文政の末つかた奢侈の風いと甚しかりければ、此時に當りて、なまじひの儉をもて示し給ふとも、多くの民草(たみぐさ)、なびくべきにあらず、さればかく迄にも御身を苦め給ひて昔に復(かへ)さんとし給ふは、却て中庸とも申し奉るべし。或人の説は彼の子莫(九)の忠といへる如く、時を知らずといふべし。諸侯も士、庶人も同じ服といへるは、今の世麻上下をもて專ら平常の禮服とすれども、後光明帝の宣ふ如く、袖なき服といふはえあるまじき事として、かしこくも　大將軍の君を始め奉り、賤き商人迄も同く用ふる事、いかなる故由にや。是等こそ或人のあげつらふべき事になんあるべけれ。

婚姻養子の義を正しくし給ふ事

（九）「子莫は中を執る。中を執るは之に近しと爲す。中を執りて權無きは、猶ほ一を執るがごときなり」（孟子。巻七、盡心章句上）子莫とは魯の賢人であるが、その態度上時に隨ひ、變通することを知らなかつた。

持參金

婚姻は萬世の始めとありて、子孫を廣め、先祖に報ゆるゆゑよしなれば、尤も愼み重んずべきことなるに、其の面貌の美惡、貨財の多少によりて嫁娶を決する類ひなきにあらず。養子といふ事は古聞かざる所にて、元あるまじきわざなれども、今の世となりては是を止むべからず。されども其家に世を嗣ぐべき庶子弟孫あるを癈疾に誣ひなし、權勢ある家、又は富貴の人の子を養ひて先祖の血脈を絶ちぬるは淺ましきわざならずや。君御世の初、貨財をもて婚姻を定むる（俗に持參金といふ）事を禁じ、篤と人柄を擇みて嫁娶する事を諭し給ひ、諸士の嫡子なき者は其の庶子弟を立て、子弟なき者は同姓の子弟を養ひ、同姓なきものは其家の血脈、他家にあるを撰び、いづこにも先祖の血脈絶えてなき者のみ他人の子を養ふ事を許し給ふ。

實例その一

いにし年宍戸侯頼筠朝臣身まからせ給ひし時、其家の有司等、我が君の庶公子を養ひ參らせて頼筠朝臣の後を嗣がんと願ひしに、君宣ふやうは、寡人男子數多あれども皆幼し。殊に水戸の長臣なる松平將監

その二

は、故靱負佐殿數寄所の血脈にして年三十にこそ、文武を好みて家事よくとゝのへり。此の將監を措きて我が稚き子を嗣がしめん事、道にあらず。且つ幕府に對して恐れある事なりとの御事にて許し給はず。將監と宣ひしは即ち今の主殿頭君にて、其時は長倉なる松平家のぬしにてましませしを、幕府に請ひ給ひて、宍戸候となし給ひ、さて長倉の松平家をば、其時まで庶弟にて儲まり給ひし申之助といふ人をもて嗣がしめ給ふ。

先つ年靱負佐の君身まかり給ひし時、今の主殿頭の君嗣がせ給ふべきを、如何なる故にや圖書頭某養はれ給ひて主殿頭の君は水戸の松平家に養はれ、又松平家の源太郎てふ人身まかりし時、申之助もて嗣ぐべきを今の主殿頭嗣ぎ給ひて、申之助は空しく沈みたりしを、此の時君の御計ひにて何れも其本に復し給ふぞ有難き。其外小身[一]の中にも野田某といふ者、男子ありけれども幼ければ、他家の子を養ひていはゆる順養子てふものにせんと志しけるに、養子身持惡き故、公より暇を賜

（一）小身は身分低く小祿の人。

りて家絶ゆるにぞ、幼子は空しく浪人（二）となりて同姓なる野田道意御茶道頭といふ者の家にかゝりて有りしを、君外に出給ふ途にて見給ひ、誰が子と問はせ給ふに、近侍の人々ありのまゝに申し上げれば、君　道意は子ありやと問はせ給ふに、女子一あるのみにて男子なきよし申上る。

君速に道意を召し、此子を養ひて世嗣にせよとありければ、道意はさらなり、御側の人々まで感涙をしぼりける。道意年老いぬれども世嗣なく、同姓の子は浪人なれば養ふこと能はず、心を苦しむる折から　君の御一言にて先祖の血脈もて家をつぎ、其女子に娶せて子孫榮えぬるこそ本意なれ。やがて今の野田又玄是なり。浪人を養ひて世を嗣がしむること、容易きわざに成行きてはあしかりしなんと、思召しかくはものし給ふよし。

定府の士を減じ給ふ事

（二）浪人は官職から離れて流浪する者の意。

なまめきたる士は上臈の如くて、成行き下情をも知らず

定府について

古は武士皆山林、田野の間に家居して、或は自ら耕し樵る業をなし、或は家の子などして是をなさしめ、山に狩し、川に釣して寒暑風雨を厭はず、心も猛く身も健かなりしが、中古より武士皆其國々の城下に集りしかば、(一)なまめきたる士は上臈の如く成行きて、下の情をもしらず、飽くまで食ひ暖かに衣て風雨にも當らず、古の武士にくらぶれば其さま弱し。されども今是を返さんこと難きのみならず、今の制度古にまさりぬる事多ければ、政をする人、よく古今の勢をさとり、其良法美意を施しなば、いはゆる文質彬々(二)たる風俗となりぬべし。唯古をのみ慕ひて今の士をひたぶるに田野に移さんと思ふは、其一を知りて其二を知らずとこそいはめ。

されども今の世にいといはれなきは大名の家中に定府といふ者ありて、江戸の邸なる長屋てふ所に住み、寢屋の中に神棚を設け、竈の側に厠を造り、或は男女席を同うし、或は壁を隔て隣人と物語りなどし、手のひらばかりなる庭に、聊かの草木をめで、生るゝより死ぬる

(一)洒落者めくこと、洒落好みをする事。

(二)文質兼ねそなはる樣子。論語の雍也に「子曰はく、質文に勝てば則ち野なり。文質に勝てば則ち史なり。文質彬彬として、然る後に君子なり」とある。

定府の人は水戶の人を田舍者と嘲り水戶の士は定府の士を輕薄者と罵る

まで其中に起臥して自らも事足れりと思ひて世を送るぞ淺ましき。

凡そ人は其すみぬる所によりて姿も心も移りぬることは古人も言傳(三)へし如くにて、淺き瀨に大なる魚を生せず、假初の叢に猛き獸はすまざるが如し。いと狹き長屋に生れ、軒を並べ、竈を連ねたる中に人となりては、自ら其心ざま狡黠にのみなりゆき、物言ひ立振舞ふこそかしこくも見ゆらめ、剛毅朴訥(四)ともいふべき風俗は失せぬる理りなり。

我が藩の制度、昔は諸士皆水戶に在つて一年づゝ交る〴〵江戶の邸に參りたることとなるに、君多く江戶にましましけるにて、自ら定府の士多くなりけれども、文公の御代までは、其職により、一年の交代てふもの未だ數多ありしかば、江戶水戶の風俗猶通ひてありしを、其交代てふもの殘りなく止みにし後は、江戶の邸と水戶と、他人の如くなりて、定府の人は水戶の人を田舍者と嘲り、水戶の士は定府の士を輕薄者と誹り、政事の妨げになりぬれば、我が君是を憂へ給ひ、いかにもして定府の士を減じ給はんと思召し、折にふれ事につけ一人二人づゝ水

(三) 同樣な意味を孔子は「子曰はく、士にして居を懷ふは、以て士と爲すに足らず」(論語、憲問第十四) といつてゐる。

(四) 表面の裝飾を一切しりぞけて、簡易質直な事。

唯一筋に忠義へ

戸に移し給ふに、其の妻子の歎きかなしむ有樣、罪を得て配所に赴くが如し。天保丙申(五)の春、君十年の中をかぎり、萬の事專ら省き約め給ふべき旨仰せ出されしとき、有司の人々を召して宣ひけるは、三家を始め諸大名、江戸の邸に參りてあるは、　將軍家を守護し奉り、非常を戒めんが爲めなり。されば家中の士も出陣せし心得、(邸中の長屋を小屋(六)と唱へ、僕從の住所を下陣と云ふをもて見る時は、いかにも君の仰のごとく、昔江戸の邸に交代せし者は出陣に均しき心得なるべし。今も尙小屋下陣の名は殘れり。)にて少しも怠るべからざるに、今は其かりの宿りを己が住家と思ひ、其本を忘れぬれば、若し事有りし時は女童啼き叫び、家財器物など持運び、諸士の手足纏となりて忠勤を妨ぐべし。されども定府の者、一人二人づゝ國に移さんとする時は人の心動き立ちて穩かならず。いざ一度に數多の諸士を國に移さんと　仰せありけるにぞ、有司も是彼と評議に日を移しけれども、君しきりに催ふし給ひて、三月下の八日に執政職を始め、目附方、勘定方、奥右

(五) 天保七年。皇紀二四九六年。

(六) 小屋は藩主の藩邸又は城中にありし諸士の住宅。小さく粗末な家の意をも帶びてゐる。

筆方等、政事に携る職は殘りなく水戸に移りて交代すべき由を命せらる。明くる日に頭職を始、諸士以上の人々水戸に移るべきよしを命せられ、其後諸士以下なる者を移し給ひ、江戸の邸に殘してある者も皆定府と云ふ名を止め長詰と改め(定府といへるものは其父死するも其子江戸にありし例なれども、長詰は父死すれば子は必ず水戸に移り、又其職更りても國に移る習なり)給ふ。幾年か邸中にすめる女童等は、いかなる深山の中に移るにやと思ひて、家々の歎き大方ならず、是彼の障など云ひて一日づゝも止りなんとせしが、止むべきにあらざれば、其年の夏秋の頃までに皆移りにけり。

君其人々の程により夫々黄金など賜はり、又水戸の郭の西の方に當りて新に小路(櫻の小路、梅の小路、花の小路、紅葉の小路、常磐の小路など、皆此時新に設け給ふ所なり)を設け、屋敷を賜り、其用途そこばくの事にてありけるが、折しも其年穀物實のらず、關東の國々特に甚しく、貧しき民飢を凌んとていやが上に江戸に寄集りぬるにぞ

穀の價いやまし貴くなりて、彼の玉(六)を炊くてふ譬に均しく、諸大名是が爲に大に苦しめり。我が邸中も先の如く男女夥く住みたらんにはいかばかりか苦しむべかりしに、さばかりの歎きもなくて過ぎにしは、是偏に君の御決斷にて、定府の人々を減じ給へる故にぞありける。此事後より見れば大なる業にもあらざれども、其時にありてはたやすからぬ事にてありき。

饑饉を救ひ給ふ事

打つゞき五穀實のらず

治れる世にも免れ難きは饑饉の憂になんありける。其患いつ來ぬべきとも計り難けれども、二三十年より四五十年の間には、必其例しあるよし識者のいへる所なり。天明の饑饉より以來五十年許りを經て、天保癸巳(一)、丙申、丁酉と打ちつゞき五穀實のらず、天下の青人草數萬人失せにしこと、人の見聞する所なり。癸巳の年は、君初めて水戸に至り給ひし折なれば、御親ら其職々に仰せられ、貧しき民を賑はし給

(六) 炊玉焚桂とも食玉炊桂ともいふ。戰國策にある。物貨の高い形容。

(一) 天保、四、七、八年。

齊昭、駕籠中から饑死人を見る

ふ。此年八月朔日、大風吹いて領中の民家一萬二千軒餘り（其中八千二百軒は殘りなく倒れ、三千七百軒は半ば潰ぶれぬよし、幕府に聞え上げたりき。）或は倒れ、或は破れ、目も當てられぬ樣なれば、君殊に若干の財を出して救ひ給ふ。されども五穀實のりしかば、大凶年といふ許りにあらず、中の年は五月六月の頃、日々空かき曇り、（二）艮の方より冷かなる風吹來りて其氣候二月のごとくありければ、五穀實のらず、天下なべて飢に惱める中にも、關東の國々、いと切なりける。

或る日君登營し給ふとき、御駕籠中より飢ゑたる民の斃れたるを御覽じて、二三家の君出給ふ時は、其前日　其職の人々君の過給ふべき道をめぐりて、穢れたる物などありなば巷々の辻番てふ者に其由をいひてはらひ去らしむ。俄にさり難き時は道をかへて過ぎ給ふに、人の屍はさらなり、犬猫のかばねたりとも御目にふれぬる事なき例なるに、此年はこゝにもかしこにも飢民斃れ居て道をかへ給ふ事なし得ざれば、御駕籠の中より御覽せられたるなり。其時（三）餓莩の多き事を知るべ

（二）うしとら。東北方。

（三）饑死人―「孟子」に「民に飢色あり、野に餓莩あり」とある。

稗倉を開く

し。屋形に歸り給ひ、有司を召して宣ふやう。貴きも賤きも、人は同じ人なるに、爭で飢に惱みて斃れぬるさまを見るに忍びんや。我が領中の民、一人たりともゆめ〳〵飢ゑしむべからず。國中に米穀盡きて飢ぬるは止む事なけれども、かたへには富める者若干の米を蓄へながら、かたへには貧しき者餓ゑて死せんとするは政事の惡しきによれりと勵し給ひ、郡奉行に御書下し賜はりて其由を仰せ給ふにぞ、郡奉行も殊に力を盡して、是を救ひ、或は稗倉(四)(稗倉は昔、義公の始め給ふ所にて、代々の君是をつぎ給ひ、中納言の君に至り、殊に夥くなりぬ。凶年の備くさ〴〵ありと雖も、米穀を蓄ふれば、五年七年に一度舊きを出して新しきにかへざることを得ず。人々凶年の患を忘るゝに隨ひ自ら利慾の說起り、徒に米を積み蓄へんよりは、是を人に貸し出して其利を納めなば、いよ〳〵米穀多くなりて凶年の備も足りぬべきなど云ひ出し、一とわたりはさる事のやうなれども、後には證文、手形などいふものゝみ重りて實の米穀は乏しくなりぬる類ひ、又いと拙き

(四)稗倉は漢書、食貨志にある常平倉の制度を活用せしもの、米價の平均を得せしめんがため、價賤しき時買入れて官庫に收め、以て農を利し、價貴き時に賣り放つて、民を利するを旨とした。

に至りては凶荒の備よりも、まのあたり財用乏しく堪へ難く米穀を賣りて金銀となし、徒に費しすつる類ひなきにしもあらず。然るに此稗倉の法は、年々定れる額ありて、是を倉に充てぬる事にて、舊きと新しきとをかふることもなく、又平年には稗の價はいと賤しきものなれば、人々利慾の說をも企てず。凶年に出し用ふれば、能く飢を凌ぎて毒なく、百年の久しきを經ても其味去らず、實に凶年に備ふる良法といふべし。此稗倉領分三里四里を隔て、所々に數多あり。是迄幾度か飢饉の患ありしに、貧しき民食を得て死を免るゝは、義公の御惠ぞかし。倉を開きて是を賑はし、或は(五)富める者の貧しき民を救ひたらん者には多少に從つて恩賞を行ふべきよしを諭し、或は邪なる民、大利を貪んとて竊に穀を隱し蓄ふるをば是を罪し、其穀を出し、或は貴く糶し、賤く糴する類ひ、或は入穀を許し出穀を禁ずる類ひ（我が藩には入穀の禁ありて其事尤嚴なり。是は穀の價賤しければ士民の難儀となる故、平年には一粒たりとも他邦の穀を境内に入るゝことを禁じ、境

（五）水戸藩が率先して社會政策を適切に斷行したのである。

内より出す事は禁ぜず。さて領中穀價の貴きを患ふる時は他邦へ出す事を禁じ、又凶年に至りては平年に引かへ入穀を許し出穀を禁ず。其開閉によりて自ら古の謂はる常平(六)の意に叶へり。是かしこくも、始祖威公の定め給ふ所にして不易の良法とすべし。すべて古の人は大體を知つて制度を定むる事後人の及ばざる事多し。政をなす人仰ぎ慕ふべき所なり。)に至るまで殘る處なく施し給ひけるにぞ酉の年、世の中飢て死する者多き中に我が水戸の領内のみ一人の餓莩なきは有難き事ならずや。此時　君是彼の御心ども御身をも苦しめ給ふ事大方ならず。戌の年の六月五日の日、家中に示し給へる御染筆(七)の寫、かしこくも左に記す。

所謂常平の意に叶へり

烈公染筆の寫し

巳年中年兩度の凶作にて米穀も乏敷、然る處此氣候にては此上何共計り難く、萬々一來年も凶作にては國中士民の扶助如何せんと日夜心思を苦め候。天地の變災は人の力に及び兼候得共、人は萬物の靈と有之候得ば、上下一致して人事を盡し候はゞ、其志天地に通

(六) 常平倉のこと。

(七) 御書物。

饑餓の民なからしめん

じ、變災（へんさい）も甚敷に至らずして止みぬべし。假令變災止まずとも人力を盡したる上にて上下諸共に飢に及ぶは天命也。君主は民の父母と有之候。假初にも數十萬の父母と仰がれぬる身にて、いかで子の飢にせまるを見るに忍びんや。是によりて今日より七日間潔齋（けつさい）（八）して鹿島、靜、吉田等へ五穀（ごこく）成就（じやうじゆ）、萬民安堵（あんど）の大願（たいぐわん）を立候得共、日々平常の食を用候ては恐懼の事故、我等並簾中初め、一同今日より日々粥を食し、上は天怒を愼み、下は民の患を救ひ度心得にて、此上何程凶年にても、國中の米穀にて我等の食物には差支無之、又粥（かゆ）を用候とて其餘りたる米穀にて國中の潤にもならず候得共、重役よりはじめ國中の人、我等の心を推察致し呉候て、人々心次第に米穀を餘し候はゞ、國中に饑饉の民はあるまじき道理なり。譬へば爰（こゝ）に兄弟十人あり。一人は富貴にて珍味（ちんみ）美食を用ひ、二人は相應の勝手にて十分に飯食し、二人は平常（へいじやう）の食を用ふるに其餘の五人は飢ゑて死なんとする時、はじめの五人は各の食を分ち、平常より少しく麁食を用

（八）ものいみする事。

一粒づゝも食を余して一人づゝも人を助けん

ひなば十人の命は全かるべし。我等愚なる身にても國中士民の父母なれば、國中の士民互に兄弟同様に思ひ、貧しき者は愈々儉約して富める者の救ひを受けざる様に心掛け、富める者は我獨り富まず、一粒づゝにても餘して世の中の潤になるやう心懸候はゞ、國中に飢民は之有間敷候。貴賤上下によらず、心あらんものは夫々其所の鎭守、氏神に實意を以て五穀成就の祈誓を籠め、一粒づゝも食を余して一人づゝも人を助けんと志し候様致度事に候

六月三日　御　花　押

斯く告げ諭し給ひければ、家中の諸士、農民に至るまで（後に承るに、此時庶流連枝の方々君の誠を感じ給ひて、御書の寫を其領中にしき給へるよしなれば、君の餘澤に潤ひぬるもの、本藩の士民のみならずと知るべし）思ひ〳〵に麁食を用ひ、餘りある者は足らざる者を助けなどして饑饉の患を免れぬるぞあり難き。我が封内の民、假初にも君の深き御惠を忘れず、耕し作る業を怠りそ。

國中に貸出せし金穀を棄て、入るを量りて出す事をなし給ふ事

富める者は少く、貧しき者は多し

夫れ富且貴き者あれば、貧しく且つ賤しき者あり。されば財を借り貸しする業も自らあるべき理にて、和漢古今の同き所なり。然れども富める者は少なく貧しき者は多く、國中にて代々俸祿を知行せる人々も十人に九人は貧しきを患ふ。

武士に貧しき者の多い理由

其故由を尋ぬるに、知行若干を領しぬれども、父祖の世にしか〴〵の事ありて公より若干(そこばく)の金を借り侍り、父の代にも亦若干の金を借り侍り、近頃何某より若干の財を借りぬるを年々納め返しぬれば、今、まのあたり領する知行は僅か若干になりぬと歎きぬる類ひ、十人が中には六七人もありぬべし。

齊昭の德政

君庚子の年、再び水戸に下り給ひ、偏に諸士の武備を勵まし給ふに、諸士の貧しきゆゑんをしろし召し、先つ年より其年に至る迄、おほやけより貸してありし金銀米穀、多き寡(すくな)きをいはず、古き新しきの差別なく、悉く棄て給ひて(一)賜はりぬる由を仰せら

（一）德川時代にはこれを棄捐と云つた。當時、幕府から大小名に貸與した金穀の返濟を免除した事、又幕府から命じて札差などより旗本に貸與した金穀の年久しきものは其の債權を拋て棄させた事。烈公は茲に考へる所があつた。

れ、扨其年諸士の知行する祿の半をば年久しく財かりてありし人に返さしめ、猶借たる財の殘れるは明る年より聊かづつ、年々返しぬべきことに定め給ひ、郡官、市尹(二)の役所にても是になぞらへて國中に申下せしかば、貧き者は新に金穀賜はりぬる心地して大に悅び、富める者はつれなきわざにも思ひけれども、公けの金穀はのこりなくすて給へるを聞きて、己れのみ利を失へるにあらずと思ひて止みぬ。

天保十一年子十一月十一日年寄より

諸向へ

御家中の族勝手向相傷み、非常の手當は勿論、父母孝養等にも差支へ候向も之有趣御聽に入り、御勝手向の儀も御不如意には候得共、御家中の儀は御一體に思召され、一統拜借の金穀、多少、新古に拘らず、此度出格(三)の尊慮を以て、一圓に流し下さる事に相成、尚又來丑年より三ヶ年之間、祿高に應じ夫々御世話成下さる旨仰出

(二) 市長。

(三) 出格は常格、常例の外に出る事。

國中に貸出せし金穀を棄て、入るを量りて出す事をなし給ふ事

富める者は少く、貧しき者は多し

夫れ富且貴き者あれば、貧しく且つ賤しき者あり。されば財を借り貸しする業も自らあるべき理にて、和漢古今の同き所なり。然れども富める者は少なく貧しき者は多く、國中にて代々俸祿を知行せる人々も十人に九人は貧しきを患ふ。

武士に貧しき者の多い理由

其故由を尋ぬるに、知行若干を領しぬれども、父祖の世にしかじかの事ありて公より若干（そこばく）の金を借り侍り、父の代にも亦　干の金を借り侍り、近頃何某より若干の財を借りぬるを年々納め返しぬれば、今、まのあたり領する知行は僅か若干になりぬと歎きぬる類ひ、十人が中には六七人もありぬべし。君庚子の年、再び水戸に下り給ひ、偏に諸士の武備を勵まし給ふに、諸士の貧しきゆゑんをしろし召し、先つ年より其年に至る迄、おほやけより貸してありし金銀米穀、多き寡（すくな）きをいはず、古き新しきの差別なく、悉く棄て（一）給ひて賜はりぬる由を仰せら

齊昭の德政

（一）德川時代にはこれを棄捐と云つた。當時、幕府から大小名に貸與した金穀の返濟を免除した事、又幕府から命じて札差などより旗本に貸與した金穀の年久しきものは其の債權を抛て棄させた事。烈公は玆に考へる所があつた。

れ、扨其年諸士の知行する祿の半をば年久しく財かりてありし人に返さしめ、猶借たる財の殘れるは明る年より聊かづつ、年々返しぬべきことに定め給ひ、郡官、(二)市尹の役所にても是になぞらへて國中に中下せしかば、貧き者は新に金穀賜はりぬる心地して大に悦び、富める者はつれなきわざにも思ひけれども、公けの金穀はのこりなくすて給へるを聞きて、己れのみ利を失へるにあらずと思ひて止みぬ。

天保十一年子十一月十一日年寄より

諸向へ

御家中の族勝手向相傷み、非常の手當は勿論、父母孝養等にも差支へ候向も之有趣御聽に入り、御勝手向の儀も御不如意には候得共、御家中の儀は御一體に思召され、一統拜借の金穀、多少、新古に拘らず、此度(三)出格の尊慮を以て、一圓に流し下さる事に相成、尚又來丑年より三ヶ年之間、祿高に應じ夫々御世話成下さる旨仰出で

(二)市長。

(三)出格は常格、常例の外に出る事。

られ候條、年限中、勝手向嚴重に改正致し、非常之手當等、心掛候樣仕可き旨仰出でらるゝ者也。

同月同日若年寄より

諸　向　へ

此度出格の叡慮を以て一統拜借の金穀流し下さることに相成り、尚又御家中向改正の儀仰出でられ候に付。右之通相達候條、其旨相心得らる可く候。

一　御勝手向御不如意の砌、莫大の拜借金等流し下さる事に相成候上は、御家中借財の儀も一切棄捐(四)に仰出らる可き哉に候得共、相對借用の儀は次第も相違致し候條、無利足永年賦仰付けられ候事。

一　貸借利分の儀、近年猥りに相成、格外高利の取引有之趣相聞え、相濟まざる事に付、向後一割以上の利分は御禁制(五)仰せ出られ

(四) 施し與へる。

(五) 禁制は或行爲又は或事物を禁じた法規。

候事。

但町人共商用金利分の儀御構之無く候

一 武器引當を以て金子借貸の儀御禁制に候處、近頃心得違ひの族も有之趣相聞え、相濟まぬ事に候。已後右樣の儀有之に於ては屹度御沙汰有之可き事。

此外命令ありたれども其大要のみ記しぬ。さて此時公の財も殘りなく捨て給ふならば、下々にて互に借貸ぬる財をもすつべき旨仰せあらまほしきと申上げし人ありしに、人の臣たる者、君の賜物を受くるはさる事なれども、朋友又は商人抔にかりぬる財を貰ひて悦ぶ士は我が家中には之あるまじ、速にこそ返し得ずとも、末長く償ひて信義を失ふべからずと宣ひて斯くは仰せ出されぬ。

斯くてもとより國用乏しきが上、莫大の金穀を棄て給ひければ、其職ともに、心を苦しめけるに、君兼ねて紀伊の南龍公、國用の圖を

水戸家の財政困難な理由

作り給ひ、碁盤の目をもりたる如くなるを、五色其外さま〴〵の色もて分ち、此の用度、彼の用度と定額を記し、譬へば甲の用度多き年は乙の用度を減じぬる如くにして領中より納めぬる金穀の中にて事足りぬるやうに定め給ふ事を深く感じ給ひ、諸々の職に仰せて年々領中より納むる所の米穀、金銀の數、山海の貢など詳に記さしめ、抑天朝(六)幕府に捧げ給ふものを始め、諸士に賜ふ所の祿、或は宮室、衣服、賓客、軍旅に至るまで是をかぞへしむるに、納りぬる金穀は少くして用ひる用度は多し。其故由を尋ね給ふに、水戸の封内、尾張家、紀伊家にくらぶれば、其の半にも足らず。されども三家並び給ひて何事も同じさまになしつる事、これ國用の足らざる根源なり。しかのみならず、土地惡くして米穀少く、古にくらぶれば民力衰へ、田野も荒れて貢納(七)いよ〱少し。宮室、衣服、飲食は昔よりも質素にましませども、世の中何くれ物の價、古より一倍二倍も增しぬれば其費多し。諸士の祿も、罪ありて削らるゝ者は少く、勤勞ありて新に賜はりたる者は多

(六) 天朝は皇室の事。

(七) 租税。

俸祿の總額を定む

し。其他財用の足らざる故を具さに申上ぐれば、君聞給ひて、用金の日々に多きことといかにも其理りなきにあらず。されば兎に角に、入るを計りて出すことをなすにありと宣ひて、萬の事約め給ふ上にも又一入儉約を用ひ給ひ、諸有司のさばかり勤勞はなけれども、年だに滿ちぬれば祿を增し賜はり、其子孫にも傳へしを改め給ひて、祿はいかばかりも賜ひぬれども、子孫に傳ふる事は容易からぬわざに定め、(さればとて世祿を止め給ふにはあらず、持傳へし本祿の外加增し給ふ知行(八)をいふなり。)諸士に賜る所の俸祿何十何萬石と限り、其中にて餘れる祿あれば必ず諸士の中にて功勞ある者に賜はり、一石たりとも上の用度に混じ給はず、其限れる祿みちぬる中は有司の年を經たる者ありても世々の祿にする事を得ず。

一さて醫師、乘馬、鷹師、其他鐵砲師、弓師など、諸士の方技を以て仕ふる者、其初は皆人にすぐれし故若干の祿賜はりたるが、其子孫に至ては家業をもえしらずして徒に先祖の祿を傳ふる者少からず。斯の

(八)知行は本來、本家職、領家職等が支配する土地の所當(小作料)のこと、又は此の小作料と土地とを合稱したものであつた。德川時代には知行制度確立し、幕府の旗下、各藩の藩士に給した采地を知行所と稱した。

如き類ひに悉く沙汰し給ひて、今までのあたり、すぐれぬる者に賜はりぬ。(九)辛丑の夏の頃、(一〇)方技の人を沙汰し給ふこと夥しかりき。總て辭を正しくし、財を理し、物事を改めぬる事は、古も今も好まざる處にて、いはゆる小人甚便なりとせずといふさまにて、かしこくも譏り奉る者も亦多かりき。七年も十年も過ぎたらんには、量入爲出の規格も定まりぬべかりしを、僅かに世を遁れ給ひて、御志遂げ給はぬこそ口惜しけれ。

逐鳥狩によせて武備を整へ給ふ事

君世を繼給ひしより已に八年許を過ぎぬれば、國中奢侈の習ひも止みて、專ら儉素(けんそ)の俗に移りぬれども、人の情やゝもすれば衣食住杯の華美を慕ふ心なき事能はず。君宜ふやう、凡そ事を省きて財を集め、家を富まさんとのみ思ふは商賈の心なり。武士の儉約は財を集むる爲めにあらず、無用の費を省きて有用の事に備へんが爲なり。いかに奢

(九)天保十二年。皇紀二五〇一年。

(一〇)醫者その他技術などこと。

治にゐて亂を忘れず

侈の風止みぬるとて人馬武具の備乏くては其甲斐なし。今天下泰平にて上下安穩なりと雖も、武邊衰へぬれば夷狄の患はかるべからず。又近年氣候惡くして米穀乏しければ(一)流賊奸民の患なしと云ふべからず。治まる世にも亂を忘れざるは古の明訓なり。されども泰平の御代、ひたぶるに武備を整ふるは平地に波を起すの憚りあり。我が家に傳ふる所の東照宮御遺物に、關ヶ原の戰に用ひ給ふ御品あり。二百餘年の御恩澤ゆめ〳〵忘るべからざる業なれば、いざ是より年々物具して御遺物を拜し、家中の諸士も皆物具して寡人にまみえ、諸共に泰平を祝し奉らんこそよからめと仰せありける。

天保八年丁酉正月廿九日

諸向へ

武備に關する命令

御治世已來上下一統安穩に罷在候處、何も其本を想像し奉り彌增太平を御祝し遊ばされ度、且人馬兵具等分限に應じ心掛候儀、御定

（一）此處彼處を渡り歩く盜賊

も有之事に候得共、尙また怠慢無く相嗜候樣にとの御事にて、已來年々二月十二日、御着具召され、神君御遺物御拜遊ばされ、其節一同著具にて御目見得等仰せ付けられ候條、其旨承知奉る可く候事。

と諸士等に申下し、其年二月十二日（此日は　東照宮大將軍に任じ給ふ日にて、しかも氣候寒からず熱からず、調練抔せんにも宜しき時故、この日を用ひ給ひぬ。小石川の邸の後樂園なる（御庭の惣名也）琴畫亭に御遺物を飾りて、君自らこれを拜し給ひ、家中の諸士は、亭の右なる芝野に屯し居て、亭の前に進み、君に見え奉る。階下に陣鍋を設け、酒を温めたるを近侍紅白母衣（二）の者、長柄の銚子もて是を酌み、御肴は打鮑、勝栗なり。其身柄によりて或は御盃を賜はりて退く。君より始め諸士、歩卒に至るまで、此場に出づるもの、皆物具して、軍禮（三）を行ひぬ。

二月十二日

大鹽の亂

さて此日より僅か七日八日許を過ぎぬれば、大鹽平八郎といへる者、徒黨を催し飢民を救ふ事を名として大銃を放ち、火矢をもて大阪の市

（二）母衣は鎧の背に負うて矢を防ぐ具。

（三）軍禮は軍中で行ふ式。

兵卒の調練

中を燒き、十九日の卯(四)の時より二十日の戌(五)の刻（一說に廿一日の丑(六)の刻迄といふ。廣き市中に火分れて四方八面に燒けし由なれば、殘りなく鎭まりしは、實に廿一日の丑の刻にもあらん）迄黑煙天に漲り銃聲雷の如くなりしかば、畿內是が爲に心ひしめき、關東も自ら安き心なく、大名小名俄に、武器を用意ありけるに、我屋形のみ人々既に用意して、旗指物(七)に至る迄備はり、蓑笠をもてる者の雨を恐れざるが如き心地しければ、初めは　君はあやしき事を好み給ふ抔、竊にさゝやきし者も、此時に至りて君の先見の明かにまし〳〵ぬるを感じ奉りぬ。後年々に此式を行ひ給ひければ、二年三年の內に江戶の邸なる諸士は小祿の者に至る迄夫々武器備れり。

斯くて庚子の年、水戶に至り給ひて家中の武備を見給はんと思召けるに、江戶の邸の式の如くなるのみにては、人々の物具、身廻の器械を見給ふ許にて、人馬、軍役の用意、又將長士卒指麾進退のさまを試みるに足らざれば、物具したる士卒を野外に出して進退を調練せん事

（四）午前六時及び七時。
（五）午後八九時。
（六）午前四、五時。
（七）旗指は今日の旗手。

を幕府に請ひ給ひけるに、やがて許し給ひければ、其年三月二十一日の日に、始て千束原といへる處にて逐鳥狩を催ふし給ひける。治れる世に亂を忘れざるはさる事なれども、全く武備調練杯ひいてはもの〳〵し、古田獵(八)によりて兵を習はすといふ義こそよけれと宣ひ、逐鳥狩と名け、鷹狩がてらに武事を習はし給ひけり。明る辛丑の年の春は、文恭公薨じ給ひければ、其秋の長月に堀原といへる處にて催ふし給ひ、又明る年の春は千波原(九)といへる處にて催ふし給ひしに、此原何くれの便り宜しき地なれば、是より後は、年々同じ原にて催ふし給ひ、御鷹を以て捉へ飼ひたる雉を年々、幕府に捧げ給ふ。武事講じて御代長久を祝し給ふ御心なるべし。

斯くて狩を催すべき日の前夜戌亥(一〇)の時の頃、各々出立ちて郭門の内なる屯場(一一)に至り、寅の刻許に先鋒より押出し、巳(一二)の刻許に原に着きて陣を布きぬる様をし、金鼓の音、砲礮(一三)の響、千軍萬馬進退驅馳しぬるありさま、實に勇ましく昔の物語りに旌旗翩翻として風に飜がへり。

（八）田獵は山野の狩。

（九）烈公の時、牧馬場とし、一牧三十萬坪、二牧七十萬坪の廣さがあつた。

（一〇）午後十時頃。

（一一）兵士の詰所

（一二）午前十時頃。

（一三）大砲。

操練の作法は國の大事なり

鎧の袖を連ね、兜の星を輝かし、鬨の聲矢さけびの音、山嶽も崩るる許り抔いへるは文をかざりたる虚言のみと思ひしに、此逐鳥狩を見ては、其勇ましき樣、言葉にも述べ難く、筆にも盡し難き事、人皆まのあたり知る所たれば委しき事は記さず。兵馬の多少、操練の作法は國の大事なれば漏らしつ。初め一年二年許が內は、家中大小の諸士、何くれと用意し、閙がしかりけるが、今は物靜になりて、譬へば農夫の鍬鎌もちて小山田に耕し、漁夫の釣竿携へて川邊に赴くが如く、各人馬引具し、(一四)兵仗整ひていと安かに出立でぬる事にはなりにき。(太平久しければ、軍用、軍法家などいふ者出來て、家々に其法を秘し物事こちたく教へなどすれども、逐鳥狩を以て是を試むるに、軍用家の說を用ひてはいたく便利惡き事少なからず、物具の着用、馬の扱ひ方、器械の製作抔、人により時により、自ら悟り明らかなるぞよかりぬる。諺にいはゆる畠水練は無益の空論多かるべし。逐鳥狩すら斯くの如し。まして勝敗死生の實地に臨むものをや。)

(一四) 兵仗は劍戟の總稱。

常陸帯（上巻）終

常陸帯（下巻）

弘道館を建て給ふ事

政と教と其名二つにして二つにあらず

夫れ政と教と、其名二つにして二つにあらず。文と武と其道異にして異ならず、譬へば水と火の如し、其冷熱の質はいたく異なれども、二つを合せざれば用をなし難し。されば正倫(一)の教を以て能く人々を導き、所謂賞罰などいふ教を以て是を勸懲(二)し、文武を勵まし、己を治め、人を治め、國を守り、亂を防ぐの道を知らしむるを人君の急務とぞいふべき。我藩の始祖、威公は御幼きより勇威人にすぐれ給ひ、日本武尊のいさをしを慕はせられ、萩原兼從といへる人より神道の傳を受け給ひ、義を重んじ恥を知る事を主とし給ひしかば、其時の諸士

人君の急務

（一）正倫は正しい人の道。

（二）勸懲は善を勸め惡を懲す事。

大日本史の編集

道を學ぶものを儒者といはんには寡人も亦儒者

其風に靡き、柔儒卑弱の俗を嫌ひて、剛毅正直の風を慕ひしとぞ。

義公專ら威公の御志を繼ぎ給ひしのみならず、文道を重んじ給ひ、國々より文學にすぐれたるもの、數多召寄せられ、世にあらゆる書ども集め、皇朝の史記（後に大日本史と云ふ）を作り給ひて、豐葦原の中つ國は海外なる異國にすぐれて貴き事を始め、千早振神の御代より天ッ日嗣、いやつぎ〳〵に幾久しく、天が下しろしめし、天地のあらん限りは、君と臣との名分動かす可からざる故よしを明かにし、世の治亂盛衰より人の正邪善惡に至るまで、詳に著述し給ひしは、かの孔子春秋を作りて亂臣賊子懼るといふためしに均しく、こよなき御勳と申すも愚かなり。公かく迄文道を好み給へども、儒者といふ名をいたく嫌ひ給ひ、道を學ぶものを儒者といはんには、寡人も亦儒者なりと宣ひしにぞ、我藩には今に至るまで儒者といへる職あることなし。（佐々〔三〕助三郎宗淳、栗山源助愿〔四〕、三宅九十郎緝明〔五〕、その他文學の臣あまた他國より召したる者、初大番、進物番などの組に入れて文學の職に出役

（三）佐々宗淳は備前の人、十竹と號した。延寶二年、義公に仕へて彰考館に入り、元祿元年總裁となつた。享年五十九。

（四）栗山愿は山城の人、潜鋒と號した。元祿五年、彰考館に入り總裁となつた。享年三十六。その著「保建大記」は最も有名。

（五）三宅緝明は京都の人、寶永七年、彰考館總裁となつた。享年四十五。その著「中興鑑言」に最も有名だ。

せしなり。又此時まで儒者てふ者は、幕府の林家を始め僧體にて士大夫にて齒せざりしを、君には早くこれを改め給ふ。今の世かくの如き事をなし給はんには、幕府の制度にふれ給ふなど議し奉るべきに、幕府にても我藩にならひて儒者の薙髪を止め給ふ。いはゆる人に取つて善をなすとも申奉るべし）治教文武を一つにし給ふ御志いちじるし。

公朱舜水に仰せて、明國學校の規模を工人に傳へ、いと具さに小形を作り（此小形、今も水戸城なる庫中に在りて文學の職これを司る。（六）文恭公、江戸昌平の孔廟を改め造り給ふ時、舜水の傳へし小形を捧ぐべき由、文公に仰せ有りしかば、やがて是をさゝげ給ひしに、文恭公大に感じ給ひ其小形のまゝに造らせ給ふ。享保年中のことにて今の大成殿これなり。さて此時さゝげ給ふは孔廟の小形のみにて、其他學校に屬せる小形猶夥しくて時を待ち給ひしが、當時彰考館を設け給ひ、專ら國史に力を用ひしかば、學校を建つるに御暇無くて過ぎ給ひけんと推量り奉りし者あれども、其の頃文武に名高き人出來て、百餘年の

（六）五代將軍綱吉のこと。

弘道館の設立

今日まで語りつきぬるを以て見れば、學校こそなけれ、文武の教は殘る所なく施し給ふらし。其後代々の君も文武を勵まし給ひぬれども、威、義二公の御時より學校なくて過ぎにし事故其設絶えて無かりしを中納言の君には御代の始よりいとせちに思召し立ちける。有司の評議まち〳〵にて、或は是を助け參らせ、或は是を諫め奉り、又助け參らする中にもくさ〳〵の説ありけるを、君其さに聞こし召し給ひ、其善し惡しを論ひ定め給ひ、（七）天保亥の年、始めて其事を起し給ひぬ。

水戸城の傍なる南三の丸の間は、國の中央なれば、是を學校の地と定め給ひ、そこに住みし士大夫の宅十二區、（山野邊兵庫頭、太田丹波守、石原主馬、横山甚左衞門、鳥井瀨兵衞、杉浦善二郎、佐藤圖書、藤田繁藏、蘆澤物兵衞、谷鉀五郎、小山齋宮、宇都宮權太郎、已上十二人に替地を賜りて移し給ふ。其替地の爲に又地を移すもの多し。山野邊より始め宅を移すもの其人々によりて各々移徙の料を給ふ。此用度ばかりも少なからざりき）を移し、武甕槌（八）の神を祝ひ奉り、孔子の廟を營み、

（七）天保十年己亥。皇紀二四九九年。

（八）正式にいふと、タケミカヅチノヲノカミである。ミカはイカと同じく、威嚴嚴重の意、ツチのツは之に通ふ助辭、この神は天照大神の御命令により、中國平定に當り功勞甚大だつた。

文學、兵法、禮樂、書數、弓馬、槍刀の類ひ、各々其學ぶ所を授け、又馬に乘りて弓を射、銃を放つ事を習ふ所より、士卒を集めて進退を習はしむる場に至るまで其中に設け、弘道館と名け給ひ、(國史を修むる彰考館をもこの中に移し給ひ、又醫學、天文學の寮をも設け、又文武の藝試み給ふ所に遊於藝(九)といふ額を扁し、御座所には至善堂と扁し給ふたぐひにも其所によりて名を命じ給ひけれども、其總名は弘道館と云ふ)青山量助延于、會澤恒藏安、二人を擧げて小姓頭(小姓頭取並に小姓小納戸等の頭なり、國中にて布衣以上の職なり。此時有司はこの二人に布衣以上の格を賜ひて敎職を命ぜらるべき旨申上しを、君宣ふやう、治と敎と有司と學者とは、動もすれば二つに分るゝ患あり。格のみ授くれば、後には醫師などのやうに成行くべし。されば二人に小姓頭を申付け、有司と事を共にし、學校の事を兼ぬる樣になしてこそ、義公、儒者を設け給はざる遺志にもかなふらめと宣ひて、二人共に小姓頭を仰せたまふ。)となし、弘道館敎授の長を命ぜられ、其の他の文

(九)これは論語の述而による「子曰はく、道に志し、德に據り、仁に依り、藝に遊ぶ」とあるのから由來してゐる。

弘道館設立に關する命令、その一

武の士あまた擧げて各々その職を命ぜらる。斯くて辛丑の秋、文武の教場粗出來ぬれば、假りに是を開き給ふ。今の世にては見る人聞く人皆知る所なれども、千百年の後を慮りて、其あらましを左にしるす。

天保十二年辛丑七月十五日年寄より

諸向へ

御家之儀は公邊の御羽翼、天朝の御藩屏に在られ候間、隨つて御家中の族も一通に心得候はでは相濟まず候處、面々祖先の功勞にて、御代々御恩澤を蒙り安穩に罷在候故、自ら流俗に泥み、忠孝の大節文武の大道等疎略に相心得候向も有之樣成行候段、如何の事に思召され、此度、威義二公の御遺志を繼がせられ、弘道館御造營遊ばされ、御家中當主並に子弟等夫々日割を以て相詰め、尙又寄宿も仰せ付けられ候條、一統無二精勤を致し、忠孝文武相勵み、御國恩に報ひ奉る樣可仕旨、仰出られるもの也。

同月同日若年寄より

諸向へ

此度學校御建て遊され候に付、御家中御當主子弟等、十五歳已上より左の通相詰修業可致候。

但し三十歳已上四十歳迄右以下にても日勤之族は都て半減詰、四十歳已上の族は成丈學問の義理相辨（わきま）へ、武藝の儀も時々相試み、萬一の節、息合等差支無之樣心懸く可く候。

一　布衣已上並に三百石已上の當主、嫡子一ヶ月十五日詰、次男三男弟等十二日詰。

一　物頭並百五十石已上は當主、嫡子十二日詰。

一　諸士已上當主、嫡子十日詰、次男以下八日詰。

一　諸士以下召出され已上當主、悴定日無之勝手次第。

但右已下同心迄、武藝に罷出候義勝手次第、學問は願の上、人物により罷出候儀相濟候。

精義を講究すべし

一　武藝の儀同流等合併仰付けられ、寄合に稽古場相渡候。

一　日々出入御目附方へ届、尚又文學は舍長、武藝は世話役へ屆申す可く候。

一　句讀、講習、居學三寮御建に相成候間、學校にて素讀致す族は早朝より句讀寮に相詰め素讀致す可く候。

但し素讀の族は十五歳已下に拘らず候。

一　素讀終候者講習寮へ御進め遊ばされ候間、寮中にて文義を解し候修行致す可く候。

一　講習寮にて學問相進候族は、居學寮へ御進め遊ばされ候間、右寮へ罷出、厚く心を用ひ(一〇)精義講究致す可く候。

一　右三寮の外寄宿寮御建中小姓寄合組尚三百石已上嫡子十八歳已上一ヶ年に三ヶ月づゝ、晝夜詰切文武修行致す可き旨仰付けられ候。

但辛苦を試み下情に通じ、行々重き御用に立様遊ばさる御趣意

(一〇) 精密なくはしく細かい義理。

に候間、心得違艱難を厭申す間敷く候。

一　布衣並に三百石已下にも寄宿致し度き族は願出る可く候。

右の通相心得、支配々々末々迄相達せらる可き事。

此外學校の事に付、種々命令有れども枝葉の事は漏しつ。

弘道館記を作る

神儒融合

神道の意義

君の御志は御自ら弘道館の記を作り給ひて碑を建て給ひぬれば、鹿島なる要石(一一)諸ともに幾久しく朽ざるべし。さて其御文の中に神儒一つに成し給ふ事世のいはゆる國學者は漢にへつらへる御見識と申し、漢學者は神道は一つの小道にして儒道にならぶべきにあらずなどいふ人もありなん。君の神道と稱へ給ふは、世のいはゆる神道者流陰陽五行(一二)などに附會し、或は陰に儒佛の意を取りて設けたる神道にあらず。天地の始めより、明宮（應神天皇）御代まで、異邦の教、未だ渡り來たらぬ時のさまこそ全く皇朝の道なるべければ、其の御代々々のさまを神道と見給ふなり。異邦の道だに渡り來ずば神道と名くる迄もなき

(一一)常陸の鹿島神社の境内にある石で、根は深く土中にあり、深さを知らないと傳へられてゐる。これから、凡て動かない事物に譬へられてゐる。

(一二)陰陽は支那の易學で唱へる。天地萬物は陰陽二氣より成るとし、これは五行(木、火、土、金、水)を配

して、人間の運命を說く。

皇朝の道古學者に對する批判

他の勝れたる所を取りて、皇朝の助とせん

事（されば御記文の始めには、斯道とのみ記し給へり）なれども、漢天竺の道渡り來り、紛らしき故、止む事を得ず、神道の名は起りけん。（舍人親王書紀にも用明天皇以前には神道の文字なきにていちじるし。）されば神道といはんにも限るべからず。或は、皇朝の道或は大和の道、又皇道大道などいはんもさる事なるべし。

近頃世に古學者てふものいできて、是等の事は明かに成りぬれども、古學者はいたく漢土をそしり、孔子の敎など露計りも用ひず、唯神代の道のまに〳〵ものするを宗とし、善事は大直日の神、惡事は八十禍津日の神のしわざと定めつゝ、己が私智を用ゆる事をいたく嫌ひぬれども、其弊に至りては神の道のまにまにといひながら、皆己々が私智のみ用ゆるわざに陷るぞ歎かはしき。皇朝の風俗、萬國にすぐれて貴しと雖も、文學を初め萬事の開けぬるは漢の勝れぬる所なり。其勝れたる所を取りて　皇朝の助とせん事、何の恥づることとや有るべき。銃砲は西北の夷狄より渡りぬるものなれども、是を取りて用ゆ

夷狄の教は禽獸の道

る時は夷狄を防ぐべき良器なり。漢土の教を取りて用ゆる事これに同じと我が君常に宣ふは、御卓議と申すべし。されば漢土に限らず、よき教だに有らば、南蠻北狄の道をも用ゆべきやといはゞ、是又大なる僻事なり。

夷狄の人は其智巧深くして天文の考へ、銃砲の製など甚だすぐれたり。譬へば蠶の糸を吐きて繭を造るさま其細かにして美しき事人智の及ぶべきにあらず。鵜鷹の魚鳥をとる勢人力のなすべきにあらず。されども是を使ひ用ひて衣食を營むは人の勝れたる所なり。然るを人の智力鳥虫に及ばずといひて鳥虫の行を成さんは愚かなる事ならずや。夷狄の人、智巧はすぐれぬれど、其教に至りては禽獸の道、人に用ゆ可からざるが如く、皇國に用ゆ可からず。唯漢土のみ土地も近く、風氣も似よりたれば其道通はし用ゆべし。漢土にて忠孝といふ事を、皇國の人用ゆれば我君父母に忠孝を盡す事に成りぬべし。其他彼邦にて先王(一三)といへば、我は神皇といひ、彼國にて昊天上帝(一四)といへば、我は正しく

(一三) 先王は古代の尊き天子、茲では支那の堯舜二帝など。
(一四) 昊天は天の

天照大神とかしこみ奉る類ひ以て知るべし。然るに南蠻北狄の教は專ら其本尊を貴び、其道を弘むる國々の人にも必ず其本尊を拜み敬まはしむ。されば其道に迷ひぬる人は、我君父よりも本尊を尊び、宗門の爲めには君父にも弓を彎くに至るもの少からず。(其禍參河の一向宗の亂にてもしるべし。)しかのみならず、皇朝は、神を尊む風俗なれば、ひたすらに佛をのみ尊びては人の心を攬り難きことを悟りて、穢はしくも(一四)本地垂跡といふ說を設け、何神の本は何佛なり。何佛は跡を垂れて何神となり給ふなど、大虛言を云ひ出して天竺を本とし、皇朝を末とし、また漢土の教を捨て難きことをさとり、聖人の道記せる書を(一五)外典と名け、佛書をば(一六)内典と名けて天竺を内とし漢土を外とす、いと惡むべき事のみたくめるを千年餘の今日迄(佛法渡りてこのかた今年天保十五甲辰の年まで千二百九十三年になりぬ。)已がまゝにはびこらせぬるぞ(一七)うたてき。

さて斯く邪なる教のはびこれる故由を思ふに神の道衰へて大和魂

神、支那にては敬天思想が旺んである。

(一四)本地垂跡は日本の神は天竺なる本地の佛の跡をこの地に垂れて出現したものだとする。

(一五)外典は佛書以外の書。

(一六)内典は佛書のこと。

(一七)心外の意。

神の道は大和魂の本、皇國の元氣

失せぬればなり。譬へば人の元氣衰へぬれば外邪是に入つて病をなすが如し。神の道は大和魂の本にて、皇國の元氣なり。されば其元氣を本とし、風土の似よりたる漢土の教を取りて大和魂を助け、忠孝の大節明かならしむれば彼の夷狄を本とし、神國を末とし、如來菩薩(一八)などいへる異國人を尊びてまのあたり大恩を受けたる君父を忘るゝが如き不忠不孝の邪教は、攻めずして自ら衰へぬべし。古學者は漢土を惡み世の儒者も本を捨て末に隨ひ、內外の差別を失へるを矯んとの心より起りし業なれども、神皇の道と漢土の道とは雪と墨との色を異にするが如くならんにはさもあらめ。其色濃きと淡きの違へるのみにて色は同じ事ならんには、漢土の道を譏ると思ひながら、神皇の道を譏りぬる事もいで來て、いとゞさへ衰へぬる神の道も更に廢りぬ可し。されば　神皇の道に背きて漢土の道に隨ひぬると漢土の道を取りて　神皇の道を助けぬるとの差別知らずんば有る可からず。世にもてはやす讀人知らずの歌に、敷島の大和錦に織りてこそから紅(一九)の色もはえあれ、(ある人

(一八) 如來は佛の尊稱、菩薩は菩提薩埵の略、佛道で衆生を救濟するの義、佛に次ぐ地位にある。

(一九) から紅は支那(カラ、唐)にかけて云つた言葉、大和錦に照應する。大和錦は日本文化の事、支那文化の長所のみ取つて日本化するのが一番、有意義だといふ意。

の曰く、此御歌はかしこくも、光格天皇の御製にて、儒道を讀み給ふ所なり。此外に神道をよみ給ひしは、雲霧を科戸の(二〇)風にならはせて、高天の原(二一)の月ぞさやけき、と承ると語りき。誰のよみしにもせよ、いと目出度きことゝ覺えしは、或人の物語りの如くならんにはあり難きと申さんも餘りある御事なり）といへるに實にいみじう詠まれたり。此等の事、君、常に厚く志し給ひ、いにし年家中に諭し給ふ告志篇にも、荒増を述べ給ひ、彪等もしばしば仰を蒙りぬれば、詳にいはんには、猶種々の論あれども、事長ければ漏らしつ。

光格天皇の御製

武甕槌の神は武神にてまします。文武の學校に武神をのみ祭り給ふはいかゞかと疑ふ人もあらん。是は深き思召あることにて親しく仰を蒙むるものにあらざれば、其由を知る可からず、君の仰に漢土の學校は必ず孔子を祭る孔子は聖人にて人の標準とする所あれば誠にさる事なり。されども　神國にて孔子をのみ祭らんには、　神皇の道を捨て、漢土に從ふに均し。神は斯道の本にて孔子の教は斯道を助け弘む

武甕槌神を祭つた理由

（二〇）科戸とは風の吹くところ、卽ち天地に亘る意である。が茲では風神シナツヒコノミコト（級長津彦命）シナトベノミコト（級長戸邊命）をも含む意味らしい。卽ち神風の意。

（二一）高天原の月は神道、皇道の意。雲霧は外來の邪教。

神國の學校にては神皇を崇むべし

る爲なれば、先に神を祭りて道の本を崇め、次に孔子を敬ひて此道のいやまし盛になりぬる由を示すべし。ある諸侯の國にて學校にて吉備公と菅公とを祭りしと聞く。一とわたりは聞えぬれども、何れも漢學を弘めたるものにて道の根本(二二)とはいひ難し、殊に菅公は忠誠の人なれども、吉備公(二三)は識者の譏りを免れ難き人なれば、かた〳〵事足らぬわざなり。斯道の源は、かしこくも天祖皇孫より起りて代々の帝を歴て、ます〳〵明かになりぬれば、神國の學校にて、神皇を崇め奉らんこそ孔子の道に叶ふらめ。されどそれは、天朝にて學校を脩め給はん時の事なり。人臣としては、天子を祭る可からざる事、聖人の禮にて、延喜式にも其事あり。神皇の大業を助けまゐらせし神を祭りなば、源に遡り、本に報ゆる道にも叶ふべし。我常陸なる鹿島の神は、皇孫降臨し給ふ時、大功ありし神なれば、いざ此神の御靈を鎮座せしめ侍らんとの仰せにて、武甕槌神をば祭り給ひぬ。

さて孔子の廟を營み給ひけるに、先聖、至聖、大成、至聖、文宣王

(二二) 道の根本は水戸學では日本の神道だとする。

(二三) 吉備眞備の氣節なきことは藤田東湖安積澹泊らも之を指摘した。

などいへる文字をかきてあらまほしき由申上し人有りけるに、魯國の大夫にて千百年の後まで世に貴ばるゝは聖徳ましませし故なり。何ぞ後人の稱號を用ひん。大成などいへるは蒙古の主の捧げし號なれば、孔子の心にもかなふまじと仰せられ、その職の人々に計り給ふに、いかにも孔子とのみ有りて孔子の德は尊く有りなんと申上しかば、御自ら神牌に孔子神位と記し給ひぬ。君の御心知らざるものは、いとあやしく猛き人のみ好み給ひて御心のまゝに物仕給ふと疑ひ奉り、種々の流言など行はれて禍に逢ひ給ひぬれども、是等の事にて、君の物事深く愼み給ひて道を重んじ、禮を守り給ふ一端を知るべし。君幼きより諸々の武技を好み給ひ、強弓を彎き、悍馬に乘りなど仕給ふ中に、わきて砲銃に勝れ給ふ事、人皆稱し奉る所なり。しかのみならず大銃の製造より車架火藥、彈丸の便利發砲の遲速、遠近の法則に至る迄悉く心を潛め考へ明め給ひしかば、其の職なるものも君の御工夫に感じ奉り、人君の御身にはいと巧に過ぎさせ給ふ許りにませしが、學校の武技は

刀槍に勝れたる士を聘す

専ら刀槍の二つを本とし給ひて、武士の勇氣を養ひたまへり。されば刀槍に勝れたる者は、他より新に召寄せられたれども、其外の技藝を以て新に仕ふるもの無かりき。

過詰の制

學校出來て後、諸士の子弟、文武の藝能進みぬる者は、年々に物賜りて是を賞し給ふも多くは刀槍を勵みぬる人なりき。又怠りて學校にある事稀なる人々を年々撰びて過詰といふ事を仰せ給ふ。是は去年怠れる日數を今年償はしむる事なり。此過詰の人々は學問と刀槍のわざのみ學ばしめけるにぞ、懦弱なるものは其苦しみに堪へ難く、罪蒙れるより恐憚りて、怠る人少かりし。抑神國の武勇、萬國に勝れ、中にも刀槍の術の強く鋭きこと蠻夷戎狄の企て及ぶべき所にあらず。千早振神の御代より(二四)十握の劍、八尋の(二五)矛もてあらぶる敵を平げ給ひ、近き戰國の世にも、何本槍、幾振太刀などいひて武功を顯はせしが、治れる世となりて其術大に衰へたれども、近き頃いと盛になりきて、今の世の如く刀槍の藝盛なる事、昔よりためしある可からず。是試合といふも

(二四)十握の劍はイザナギノミコトが佩いてをられたもの、後、スサノヲノミコトが之を以てヲロチ(大蛇)を退治された事は有名である。他に九握、八握の劍もあつた。

(二五)八尋は大きいといふ形容、即ち大きな矛である。古代史に最初現はれるのは、アメノヌボコ(天沼矛)である。またオホクニヌ

面小手を劍術に用ひしは眞陰流より始る

の始り、實用をはげみ勤むるに因て人の膽氣定り、筋骨堅く、賴母敷其拔精絶なるゆゑんなり。古戰場にて槍太刀もて功名せし人擧げて數へ難しと雖も、大方は其術を得たる人について其のあらましを學びたるのみにして、戰場に臨む度毎に自ら其業を鍛錬(二六)せしなるべし。太平の世となりては戰場に向ふ事なしと雖も、元和、寛永の頃は人の心猶荒々敷、やゝもすれば眞劍の勝負を試みぬれば其術に勝れし人ありしも理りなり。其後世間士風日々に弱くなりしのみならず、君のために敵に勝つ事を習ふわざのために身を捨つるは人臣の道に非ざれば、眞劍以て勝負を試みる事絶えて止みにけり。かくて家々に其流派を定め、同じ流派の中にて試みるも十分に戰ふ事あたはざる故、先づは格法のみ學びて兒童の戯の如く成り行きて、刀槍の術衰へぬ。百年餘りこのかた面に胴といへるものの出で來てより、其わざ日々に强く成りぬ、此面小手の劍術に用ひしは眞陰流より始れりとぞ。さて面小手などもて身を防ぐは怯き事なり。素肌にて木刀刄引もて勝負を試るこそ勇ましけれと

シノカミ（大國主神）が經津主神（フツヌシノカミ）及びタケミカヅチノカミに廣矛を授けた事がある。

（二六）實地の練習

淺間しき事

いふは其格法修行に泥める故なり。木刀、刄引きもて試みるは猛き様なれども、十分に打出せし太刀に中りなば立所に命を失ふべし。七八分に打出したりとも大疵を得させ片輪者となるべし。實の敵ならよからめ、朋友の間には仕得ざる業なり。されば互に疵を蒙らせじと二三分の力をもて輕く打出事になりたり。初學の人手荒き事あるをば斯く打てば無理なり。突出すは流法の禁制なり抔戒む。是あたら力あり乍ら、婦人小兒の如き業となる、淺ましき事なり。それ十分の力もて打出す勢と二三分の勢とは譬へば忘るゝ許り引き絞りて放てる矢と、二三寸彎きて放てる矢の如し。二三寸引きて放てる矢も一反二反にとゞきて中りになるもあるべけれども、日々是れを習ひ、百發百中の妙に至りしとも何の益か有らん。されば木太刀、刄引の勝負は其名のみ强くして其實は弱し。是に由て竹を削りて皮袋に入れたるしなひといふものを用ゆ。このしなひも堅剛に製すれば木刀に均しき故、いやが上に竹を細かにわり、柔皮、また毛皮にていかにも柔脆に製する故、七八分の力を

（二七）劍法の大家。

以て打出しても疵は蒙らせざれども、其しなひ輕き故打出す太刀も心に任せず、とめぬる太刀も打こし抔して眞劍に似つかはしからず。譬へば麻がらを矢として弓を學ぶが如し。是又何の益か有らん。抑面、小手、胴を用ふれば堅剛に作れるしなひもて頭、目、手、腹を嫌はず、十分の力にて打出して、突出しする故に、手足、身體を鍛ひたる如く堅まり雪霜の中に汗を絞れる許に戰ひぬれば、氣息も長くなり終日戰つても疲れざるに至る。初學の者は徒に飛び踊り、みだりに打ちたゝくやうなれども、其中に自らさとりて妄りに身體をも動かさず、動かせば必敵に勝ちたやすく打出し、突出す事をせず、打出せば必敵に當り、明に勝負(二七)を決する如くなりてこそ其術に勝れたりといふべけれ。かの格法に泥める者は始めより名人(二八)上手の藝を教へ、人を死物になし、古人のいはゆる合圖の兵法にて、人に勝たんと思ふは危き事なり。槍術も都て是に同じ。種田某といふ者、大島派を學び、一派を開きしより其技精絕になれりときく。我藩にも昔は刀槍の上手もありしが、格法のみに成行

平山兵原の「劍徵」には「勝負は巧拙にあらず、勇怯、徑庭をなす。それ勇者は懼れず、故によく純一無雜也、これ勝を制する所以也」とある。

（二八）また「劍徵」に「古より劍槍の上手名人と稱せらるゝ者、戰場にて功をなせしは曾て聞かず。已に鳥銃の達人、稻富一夢は百歩にして柳葉を打ち、茅屋の中に在つて屋上の鳥の鳴聲にて其の集るを察し、此を打つにあやまたず打落せり。かゝる上巧なれども朝鮮陣の時敵に向つては一玉も中らざりしと也」云々。

格法と試合の得失などは三尺の童子も知れり

て、人々是を守り見識ある人すら試合の術を忌み嫌ひける故に、文化の頃より志ある者二人三人、世の譏りを顧みず、試合劍術を學び、文政の末に至りては漸く弘まりたれども、兎に角に妨ぐる者多かりし。君の御代に至りて試合のみまなぶことになりぬ。年々に試合行はれて、今弘道館の劍術三流、槍術三流、專ら試合のみ學ぶ事になりし、格法と試合の得失　ど今は三尺の童子といへども是を知れる如くなりぬれども、衰へるは易く、始むるは難きわざ故、其本を思ひて勵み務むる事を心して記しぬ。)

つら〳〵世の樣を見るに、小家には大方試合弘まりたれども大藩には弘まり難し。こは其國々に舊き劍槍の家ありて門人も多く、殊に大國は舊格を守りぬる故惡しき事にも移らざれども、又よき事にも移り難き勢あるべし。されど近頃大藩にも試合日々に行はれ、奥州の槍術者を九州に招き、家中の諸士をして弟子たらしむる諸侯ありと聞く、いと感ずべき事なり。(物盛なれば衰ふる習ひにて、今の世試合盛んに

弘道館出來ぬる後は鬼の子の如き少年むれ出でん

なりたるは喜ぶべき事なれども、其試合にも又弊なき事能はず。是に由て試合に勝れたるものはその弊を見て、後には格法のみ教ふるに至る。其人は既に試合に勝れたるにていよ〳〵理を窮むる故よけれども、其弟子よりは又格法のみに泥みて、實用を失ふ類ひ無きにあらず。近頃は試合に勝たん事のみ工夫して四尺五尺に餘るしなひを用ゆるものもあり。これ等やがて劍術の衰ふる始めといふべし。實用を事とする者は、心せずんばある可からず。」[二九]

我國も今は專ら刀劍の試合行はれ、殊に弘道館出來ぬる後、鬼の子の如き少年むれ〳〵出でくるぞ心地よき。おほよそ神國に生れし人々は、一人づゝも大和魂を磨き、一人づゝも猛きわざを學び、邪なる教へもて誑かさるゝとも露だに心を動かさず、おほけなくも[三〇]穢はしき夷狄の寄せ來らん事有らんには煙の下より、一さんに驅け入り、八尋の矛、十握の劍、思ふまゝに打振りて彼の鼻高く眼入りたる奴ツ原一人も殘さぬ許りに憂目見せたらんには、いかに心地よきわざならずや。少

（二九）宮本武藏の「五輪書」には「我兵法のおしへ様は、始めて道を學ぶ人には、其のわざのなりよき所をさせならはせ、合點の早くゆく理を先に教へ、心の及び難き事をば、其の人の心のほどくる所を見分けて、次第〳〵に深き所の理を後に教ふる心」也とある。

（三〇）不相應、力に餘る意。

年の人々假初にも　君の御志を忘れず、大和魂をみがきて槍太刀のわざをな怠たりそ。

朝廷を尊び幕府を敬ひ給ふ事

かけまくもかしこき　朝廷は千早ぶる神の御代天祖、天照大神の言依し給へるまにまに皇孫命天降まして、豊葦原の中つ國しろしめし給ひしよりこのかた、三種の神器傳へ給ひ　天日嗣いやつぎ給ひ、久方の天あらがねの地の諸共に幾久しくさかえ給ふべきためしにましませば、およそ神國に生れぬる人々、仰ぎ奉りて、我々が遠つ祖より初め幾千年朝廷の恩賚、蒙りしことを思はずんばあるべからず。しかはあれど、明らけき日の光をも浮雲立蔽へるが如く、奸賊起りて一天の君を蔑如し奉る例し、無きにしもあらず。(一)呉竹の世々にはさまざまの禍事ありて、幾度か治り幾度か亂れ、應永の後に至りて天下の亂いと極りぬるを、　東照宮起らせ給ひ、萬の(二)青人草の水火に苦しめるばかりなり

(一) よとかふしとかの冠辭。古今集の雜下に、(世にふれば言の葉しげきくれ竹の、うきふしごとに鶯ぞなく)とある。

(二) 青人草　人の生れ出づるを草に譬ふ、萬民の意。

幕府の德澤

しを救ひ給ひ、しかも朝廷を尊み奉りて 御身はいたく謙遜し給ひ、二百年あまり、今日まで(三)四海波靜にして、吹く風、枝を鳴らさず、人々安く樂みて世を渡りぬる事、偏に幕府の德澤なれば今の世に生れし人、幕府を敬ひて東照宮の恩澤に報ひ奉らずんばあるべからず。我が義公、深く此理りを明かにし給ひ、常に宗室を敬ひて、朝廷を尊びぬることを宗とし給ひけるにぞ、(四)大日本史を述べ、(五)禮儀類典を纂め又楠子の墓に石ぶみ建て、忠臣の心を慰め給へるなど、人皆仰ぎ奉る所なり。

水戸家の天拜式

我 屋形に天拜といふ式ありて、そは年々、正月元日の晨、殿の前なる廣庭に敷物設け、(六)齋明盛服して遙かに京師の方に向ひて遙拜し給ふなり。(されば俗に御遙拜とも稱ふ) また勅使を三家の屋形に下し給ふ時、我が君のみ時刻を移さず、御自ら勅使の旅館に至りて、其の辱きことを述べ給ふ。これ皆、義公の始め給ふ所にして、代々の例しとなれり。中納言君の深く其遺志を心し給ひ、幕府を敬ひ天朝を尊み

(三)世が太平な形容。

(四)大義名分を明かにするため支那の「史記」の體裁等を參考して、この大業を企てたのである。

(五)恒例、臨時の公事を記したもの、目録一卷、恒例二百三十卷、臨時三百八十卷、附圖三卷。

(六)身を清めること。齋はおごそかつつしむの意あり。

山陵修復の意圖

て忠孝の義を明かにせん事を人々にも語り給ふ。(告志篇弘道館の記などにてしるべし。)抑、神武天皇より始め奉り、代々の山陵(七)、其地だにさだかならず、或は深山の苔に埋れ、或は荒野の叢にまじりて拜む人さへ絶えて無き事をいたく歎き給ひ、怪しき賤が男だに、其先祖の墓とあれば、草取り苔拂ひ杯して、敬ひ祭るわざなるを、一天の君の山陵かくまでに成りぬる事、明時(八)の恥なりと宣ひて、古事記より始め、諸々の書籍を考へ給ひて御自ら物に記し給へるさまを見奉りぬ。其の事、幕府に申給へるならんと測り奉れども、幕府も其儀に同じ給ひて時を待ち給ふにや、はた障りもありて、始め給はぬにや。

庚子の年、先帝崩じ給ひしにも、何事やらん書き綴り給ひて、殿下にも、幕府にも、御書をこし給ふ。都て國中の事は有司に謀り給ふ故、思召も顯はれぬれども、天下の事、幕府に申し給ふ類ひ、御自らものし給ひて、露だに人にもらし給はねば、其悉しき事を知る可きやうなし。唯是彼と推測り奉るになんありき。さて江戶にませし時は日々

(七) 德川時代に山陵修復の事を著述の上で最初提言したのは、蒲生君平で、寛政十一年山陵調査のため、京畿地方に赴き、翌十二年起稿、享和元年正月、これを完成し、「山陵志」と稱した。水戸義公にも曾て君平と同様の志があつた。總じて水戸學派は蒲生君平に共鳴する所多く、烈公のみならず藤田幽谷も亦君平を欽慕した。會澤正志が君平の墓誌を書いたのは、幽谷のはからひによる。

(八) 太平な時代。

齊昭の孝德

忠孝は其本一なり

登營し給ひて、將軍家に見え給ひ、日々御守殿（御養母峯壽院夫人の住み給ふ所）に參り給ひて何くれと孝養を盡し給ひけるが、庚子の年より水戸におはしまして見え給ふこともなし得給はねば、朝な〳〵必ず禮服し給ひて遙か江戸の方に向ひて將軍家を拜み給ひ、又御守殿を拜み給ふ事一日も怠らせ給はず。辛丑の夏より將軍家くさ〴〵正しき政、仰出されしを聞き給ひ、深く悦び給ひ、江戸の邸より幕府の命令告げ來る度毎に、有司を召して且喜び、且勵まし給ひ、又聊か幕府の政弛みぬるなどいふ風說を聞給へば、いたくうしろめたく思召して御心を惱まし給ふ事、國中の事を憂へ給ふに異ならず。かくまで忠孝の御心厚くましますを、君には、幕府を憚り給はざるやうに譏し奉る人もありなんかし。そは義公よりこのかた、朝廷を尊び給ふ御家風のみ聞えて、幕府を敬ひ給ふ事を知らざる故ならん。

忠孝は其本一なり（忠孝不兩全などいふは後の世に言出せることにて、不孝の子は忠臣といふべからず、不忠の臣は孝子といふべから

ず、事長ければ爰にいはず。幕府を敬ひ給ふは孝を東照宮に竭し給ふ所以、天朝を尊び給ふは忠を天祖に竭し給ふ所以なり。然るに世の書讀める人さへ、この理を明かにせず、國學に泥みぬるものは、やゝともすれば、關東を輕んじ、漢學に迷へるものは朝廷を尊ばず。甚しきに至りては代々の將軍家を指して、王と稱し奉るもの(九)あるに至る。これ幕府を誣奉るにひとしく、大なる僻事なり。柴野彦助(一〇)、畝傍山の山陵に詣で作りし詩を文恭公の御覽に備へしに、陪臣、無位、柴邦彦と書きたるを、公怪み給ひし時、白河の少將(松平越中守定信朝臣)御側に在りて、朝廷に伺ひ奉りては、定信等陪臣なり。まして彦助如き無位のものをやと申上げしかば、御悅び給ひけりとぞ。かくありてこそ、幕府の盛德、ます〳〵天が下に弘まりぬべき事になん。

夷狄の禍を慮り給ふ事

(九)德川時代の儒者は幕府に媚び、將軍を王と云つたがそれは大義名分上、誤つてゐた。

(一〇)柴野は栗山と號し寛政三博士の一人。

我から蒙古攻撃の用意

かしこくも、橿原の天皇、あらぶる敵を平げ給ひ、神武の御威徳を以て、天が下しろしめされてよりこのかた。皇朝の威、世に類ひなく(一)磯城島宮の御代には任那國より貢をさゝぐ、(二)豐浦宮の御代には韓國まで打平らげ給ひ、皇子には、豐城入彥命、日本武尊ましまし、將軍には、坂上田村麻呂、阿部比羅夫などいへる人々ありて、四方の隅々まで靡かぬ草木も無く、まつろはぬ夷狄も無かりしが、弘安の年に至りて、忽必烈といへるもの、蒙古より起りて、漢土に奮ひぬる勢につのりて、おほけなくも、神國を攻めんと計りしを、鎌倉の執權、北條時宗が計らひにて、蒙古より捧げし使の首を刎ね、まさしく忽必烈を敵になしぬるさまを世に示し、防禦の備怠る間敷よしを觸れぬれば、天下の人々、すはや蒙古寄せ來んと待ち設け、(此時蒙古の攻め來るを待ちてのみありしと思ひしに、國々の軍兵催して、彼國に攻め入るべきことを計りしとなり。當時の勢いと盛なること思ふべし。其事水戸の彰考館に藏する所の文書にて故なく見たりしが、今旅の宿にひそ

(一)崇神天皇の御代。
(二)仲哀天皇の御代。

まり居、其古文書寫すことも難ければ重ねて記すべし。又かしこくも、時の帝石清水の神に祈り給ひ、御身もて、神國の禍に代り給はんとまで誓をかけ給ふぞあり難き。上も下も斯くの如くなりければ、其の誠、天地を動かし、神の御心に叶ひけん、蒙古攻め來りし時、科戸(三)の風はげしく吹出して荒浪を起し、十萬人の賊船も海の藻となりはてゝ、僅か三人ならでは本國にえ歸らざりしは實に心地よき事なり。

其後豐臣氏軍を出して朝鮮に渡り、彼の王城に攻め入り、王子まで擒にし、其稜威明國までも恐れ怯き、二百年餘りの今日まで朝鮮の貢物絶ゆる事なく、まつろひ(四)ぬるぞゆゝしき。抑はるばる遠き西北の夷狄、其國は澤にあれども、皆邪教を尊み、世にあらゆる國といふ國を奪ひ取らん事のみたくみ、世をかへ人をつぎ、其志を遂げんとする奴原なり。

天文の頃より、神國に來りて其邪教を弘めぬるを（此頃南蠻人といふは南蠻人にあらず。西洋の夷人南蠻に渡りて、そこよ神國に渡りし

（三）神風、風の神をシナトベの命と云ふからだ、この語、大祓の祝詞にある。

（四）まつろひは從ひ付く意。

ゆゑ南蠻人といひたれども、實は西洋の夷人なり。」織田氏、豊臣氏、さすがに其禍を悟り、是を除かん事を謀りけれども未だ其根を絶つに至らず。東照宮深く、是を惡み給ひ、邪教に迷へる者を殘りなく罪し給ふはこよなき御功績と申し奉るも愚かなり。しかはあれど、其教素(もと)より邪法なる故、一と度迷ひぬる者はさとし難し。陽には改めぬるさまして陰かに其教を尊び、人にも勸めたりけん、寛永の年に至つて島原の賊徒亂を作(おこ)せり。幕府の威靈にて程なく賊徒平げぬれども、凡そ此邪教の爲に死罪に行はるる者、此時まで二十八萬人に及びしとぞ。此一條を以ても邪教の惡むべく夷狄の近付可からざる事を知りつべし。

折しも三代將軍家、聰明絶倫(ぜつりん)におはしまし、東照宮の御（五）志を繼がせ給ひ、嚴重に邪教を禁じ給ひ、清國(しな)、阿蘭陀(をらんだ)の外は、夷狄の船、神國に近付事を免し給はず。其後も願ひぬる夷人たま〳〵神國に近付きぬるをば、船を焚き人を鏖にして是を懲らしめ給ひしとぞ。それより已來西洋の夷人も　神國の威武明斷(めいだん)を恐れ憚(はばか)つて帆影(ほかげ)だに見する事無く、邪

（五）三代將軍家光は寛永十五年三月、更に外教の取締を嚴にし、更に太田若宗を長崎に特派し、絶對に外國貿易を禁じたが、更にボルネオ人の宣教師を誅し、五十人の英人をアモヰ（阿媽）に追つた。

宗とだにいへば、稚き童、賤しき民等に至るまで御當家御法度の第一と思ふ許りになりしは有難き御事なり。（近頃世に蘭學とかいふもの行はれ、天文の考、醫藥の事などものする中に、かの西洋の邪說を信じ用ひて、切支丹は邪なる敎なれども、今西洋に行はるゝは正しき敎なるを、西洋の敎とだにいへば邪敎と思ふはかたはらいたし抔といふものあるは實に惡むべきことなり。其敎の名は違ひぬれども、其實は邪なること鏡にかけたるが如し、彼の夷狄の主の佩ぶる所の印の文字、漢字に充つれば世界一渾といへる義なるよし。又其譬に婦人五兒を育てぬる樣を畫く、五兒はいはゆる五世界の人にたとへぬるよし。されば其敎を五世界に弘めて渾一せんと志すこと疑ひなし。いと惡むべき奴原ならずや。佛道もにくむべきが中にも、わきて（六）一向門徒といへる者禍甚しく、東照宮の御靈威にてすら一向門徒は容易くかたむけがたし。其故は宗門の事に至りては君父よりも如來を尊び、如來の爲には君父にも射向ふに至ればなり。薩摩の國にては此一向宗を嚴しく禁じ、且宗門

（六）一向宗は本願寺の蓮如によつて全國を風靡し、兵糧を蓄へて。威力の下に宣敎した。その富强は大諸侯に讓らず、それからして種々の弊害を生じた。織田、德川二氏共にこれが平定に苦心した。

の僧徒一人たりとも國中に入る事を得ざるはゆゝしきことなり。さて西洋邪教(七)の害は一向宗に勝れぬること幾倍なることを知らず。天地のあらん限り神國に近付可からざること也。されば　東照、大猷二公遺志に本づきて、蘭學の弊も所謂未然に防ぐ良法あらまほしきこと、我君しば〳〵彪等に仰ありし。

然るに近頃魯西亞（莫斯科未亞ともいふ。又鄂羅斯其外くさ〴〵の文字にあてゝ書けり。蝦夷にては是を赤人とも云ふとぞ）といへる夷、我蝦夷地を伺ひ、又諳危利亞（イギリス、エゲレス抔なまりてはいへども、皆同じことなり）といへる夷舶海上を乗り廻り、折にふれて陸に上り、或は海上にて漁民に物抔與へてなつけん事を計り、或は大銃を放ちて驚かし抔する樣憤りても猶餘りあることなり。我が君常に是を憂へ給ひけるに、癸巳の年、水戸に下り給ひてつら〳〵海邊の形勢抔見給ひ夷狄を防ぐべき術を考へ、ます〳〵東照、大猷二公の舊典のゆゝしき事を感じ給ひ、兎に角西北の夷狄は一切近付べからず。若し近

（七）今日の赤化主義者の害は當時の西洋邪宗門に歸依した輩に似てゐる。惡思想は根本的に排撃せねばならぬ

夷狄を防ぐ方法三條

その一

づき來らば船をも人をも打碎きて、神國の威を振ひ給はん事のみ志し給ふ。

さて夷狄を防ぐべき術も近頃種々議論ありて其說まち〳〵なれども、其論を約むれば大方三つにすぎず。天主敎の害誠に惡むべきことなれば、東照、大猷二公の舊典を守りてゆめ〳〵きたなき夷狄に近づくべからず。若し近づき來らんには無二無三に打碎きて憂目を見せ、皇國の武勇を海外に輝かすべし。譬へいかばかり夷狄あらびぬるとも聊か親みて貨物(八)抔交易する事を許すべからず。上も下も諸共に大和魂を磨き天が下の蒼生(九)一人も殘りなく失せぬるまでは、皇國の地は夷人に踏せじと思ひ定め、さて其の防ぐべき術はいかばかりにも厚く心を用ひ、銃砲船艦の備抔ゆるかせにすべからず。兎に角に萬人心を一つにし、力を合せて　神國を守るべし。是我が君朝な夕な男建して言聞せ給ふ所にして、我藩の夷狄を憂ふる皆是に同じ。これ一つの說なり。

東照宮の制度を定め給ふ頃は西洋の事情未だ詳かならざればこそ夷狄

(八) 種々の物品。

(九) 蒼生は草木の青々と茂つた喩へ、萬民を意味する。

を近付け給はず、又我國より夷狄に渡ることをもいたく停止し給ふならん。西北夷狄ははる〴〵遠き國々を從へて貢を納しめ、或は人も住まぬ國々を新に開きて其地に住み、あらゆる國々に往來して有無を交易し、或は海上に鯨釣などして軍用兵粮の貯を儲けがてらに人の國を伺ふなれば、彼は財を費さずして海上に漂ひぬるに、我は是が爲に殊更に海邊に出陣して空しく日を送り、徒に財貨、粮米を費しぬる類ひ愚なる事なり。又我國の漁民抔、荒き風波に漂はされ、辛うじて命のみ助り夷狄の地に着きぬるを、彼夷人はる〴〵是を送り來ん時はいかに穢しき夷人なりとも我國の漁民諸共に打碎かんはつれなきわざなり。されば　祖宗の制度を改め交易てふ事を許し、我國にても、いと大なる船を造り大銃抔備へて外國に打渡り交易をなし、諸々の國を懷けまつろはせ、神國に屬する國々數多にならんには、神國の威靈いよいよ廣まりぬるべし。徒に神國の中にありて、海に乘出す事能はずしては、譬へば籠城しぬる樣にて、詮ずるところ危きわざなりといふ、是二つの說

なり。

我國は金、銀、銅、鐵、米穀、布帛、何足らぬ者なし。是彼が交易を望む所以なり。交易だに許しなば、まのあたり寇(一〇)をなす事有るべからず、然るにひたぶるに彼が望を絶たんとせばいかなる寇をなさんも測り難し。我武備整ひたらんには恐るゝに足らざれども、今泰平の御代久しければ防禦の備へ俄かに整ふべきにあらず。さればまづ交易を許し、彼が心を慰め、其間に我國の武備を整へ、彼寄來りぬとも恐るゝに足らざる時に至つて、交易を停止するは安き事なるべしといふ、是三つの説なり。

その三

三條の策に對する齊昭の批判

君是を聞給ひて宣ふは、交易を許して其間に武備を整へんといふは臆病者の口實にて我一代に事なきやうにと願ふ心より出でたる説なるべし。北條は蒙古の使を斬り、三代將軍は船を燒き、人を磔にし給ふ。皆我國の人をして覺悟を定めしむる所以なり。人々覺悟定まり(一一)ぬれば武備整はずとも敵を防ぐに足れり。況して武備整へるをや、然

(一〇)害。

(一一)水戸烈公の攘夷説は永久的なものではなく、一度內國の人心を緊張せしむべき必

大船製造について

るに夷狄を近付け交易を許さんには、人の心いよ〳〵弛み、いつとて武備の整ふ時や有るべき。門外に佇める盗人を引入て親みながら盗人を防ぐ事を心せよといふに均し。しかのみならず、彼大膽狡黠（一二）なる夷人、是彼と術を盡し、邪教をもて人を懐けん事、鏡に懸けたるが如し。人心は弛み、武備は怠り、邪教は廣まりたらんには臍を噬むも及ぶまじきわざならずや。

又大なる船を造つて外國に渡り、諸々の國を切従へんといふ事、いと勇しきに似たれども、我はいと危き事に思ふなり。我國の人は輕躁（一三）にして其心物に移り易し、欲情薄くして思慮淺し。なまちひに夷狄の業に習うて國々を渡りなば、諺にいはゆる、鵜のまねする鳥に均しく、害のみ有て利なかるべし。交易といふは是彼と取交はし互に利あればこそよけれ、今我國は何一つとして事足りぬものなく、彼國々より持渡る物、多くは奢を勸むる無用の品也。阿蘭陀一國と交易するさへ識者の憂なる所なるに、内には諸蠻を引入れて交易し、外には大船を出して

要上これを唱へたのである。海外文明の長所を採用する事については、相當の用意を持ち進歩的であつた。

（六）惡い方面にかけては拔け目のない。

（一三）おちつかないで輕々しくさわがしい。

外國に渡るべからず

外國に交らんには、必夷狄の風俗に移され神國の大害をなさん事まのあたりなるべし。唯彼は大船に乗りて寄來たるに、我國にては陸地にのみ在りて徒に彼を待ち、彼は逃るれども我は堅き舟なければ逐打つ事もかなはざるは口惜しきわざなれば、大艦を造る事を許し、鯨を捕り米穀を送るなどに事よせて。常に舟軍を習はしむるはさる事なるべし。

されども外國へ渡る事は必停止し給ふべき事なり。漁民の外國に漂着したる者を救はざるは情なきやうなれども、國の安危にはかへ難ければ、豫て漁民等にも告諭(一四)し、外國に漂ひたる者は死するに齊く思はすべし。彼夷人が漁民抔送り來る事は仁愛の心より起れるのみにあらず。是を口實にして、神國に因を求め、年頃の望を遂げんとする術なり。そは寛永の頃より寛政の頃迄に我國に漂ひし民も數多あるべきに、我國の武威盛なる時は一度も送り來らぬ事にて明けし。されば、神國の人貴きも賤しきも、大和魂滿ち漲りて、天照大御神の恩賚を一筋に仰ぎ奉り、かの古語にいへる遠き(一五)國は八十綱かけて引き寄する

(一四) 告げ知らす。

(一五) 非常に長い綱。これで遠國を引き寄せるとは祝詞の中の新年祭の言葉中にある「狹き國は廣く、峻しき國は平らけく、遠き國は八十綱打かけて引き寄する事の如く、皇大御神の寄さし奉らば、荷前は皇大御神の大前に横山の如く打積み置きて、殘をば平らけく聞しめさん」云々とある。

東照、大猷二公の遺訓を守る

事の如くなりたらんには、海外の國々打從はん事もさる事なれども、愁ひに遠大なる略を施しなば、近き禍のみ引出すべしと宣ひて、君は兎に角に東照大猷二公の遺訓を守り給ふ事のみ志し給ひき。

君又常に御側近へ侍る人々に仰せ給ふは　神國は四方の國々皆海なれば、いづくの浦に夷狄の舟寄來んも測り難し。されども初は夷狄の艦海上に在り、大砲打放ちて駭しぬるとも、後には陸地に上りぬべし。我國の武備だに整ひて、銃砲もて打砕き、或は黒煙の下より猛き兵共馳せ入りて、槍太刀を振ひ、思ふ儘に戰ひなば、必大なる勝を得べし。たとひ一度は夷狄等おらびぬるとも、長く陸地に留りて要害の地を保ち等する事は得させじ。されば浦々に寄來るは其患あさし。さて蝦夷の千島は正しく、神國の地にて古より歌にも詠める許りの名所なりしを、魯西亞の夷人、漸々に強大になるにつれ、千島に渡り來て漁獵をなし、廬舍(一六)まで造り住みぬること、是うたてきわざならずや。（千島の内は今久奈尻、惠登呂府の二島のみ松前氏より人を渡して戍

（一六）簡單な家、草庵の類。

近藤重藏のこと

神國の地一寸たりとも夷狄の爲に取らるる勿れ

しむ。近頃までは宇留都府島とて、又名獵虎島といふ所までは蝦夷人住みて獵虎を捕りしが、今は赤人（一七）來り居て蝦夷の往く事能はざる由、扨惠登呂府にも赤人來つて其邪敎の驗しとせる十文字の形の柱を建てありしを、幕府の士近藤重藏守重仰を蒙りて彼の島に渡りし時、其十文字の柱を拔き捨て、大日本惠登呂府と書きたる木標を建てたり。其文字は我水戸の木村謙次、近藤に從ひ往て是を書せり。寛政の末の事にて、今を去ること四十年餘りなり。赤人の惡むべきこと此事のみにて知るべし。）飽くまで大膽なる夷狄等なれば、我國の怠れる隙を伺ひ、年々に南の方に志し、東西蝦夷抔いふ所迄寄來りなば、大なる患をなすべし。四方の浦々に寄來んよりは其禍深し。此事切に考へぬれば、寢ても安からず、物食ひても甘からぬ許りに思ふぞ。

三代將軍の仰に、神國の地一寸たりとも夷狄の爲に取らるゝは神國の恥なる由宣へり。千島の事は天下の爲に患ふべきことなりと宣ひて、夷狄の事記せる書籍數多讀み考へ給ひ、御自ら書記し給ひ、深く

（一七）ロシア人。

嚴重な海防

御心を用ひ給ふ。されば、まのあたり我領中の海防忽せにすべからずと宣ひて、屢海邊に至り形勢を見給ふに、領中の海濱、南北二十里に渡れり。寛政の頃より文政の頃まで海防の備へ樣々評議ありけれども、二十里の海濱、いづこに夷狄寄來んも測り難ければ、常に城下に備へ置きて、事有なん時其海邊に出しぬる事に定めてありしを、丙申の年、幕府に請ひ給ひて多賀郡介川といふ所に要害を築き、家老山野邊兵庫頭に仰せて、其家臣諸共に其地に住ましめ、專ら夷狄防禦のことと心得べき旨を命せらる。(中山備前守の釆邑は多賀郡松岡といふ所にありて、介川を距ること五里許りなり、是は本より北の海濱の備を兼ねたれども、中山は多く江戸に在りて、松岡には其家臣住めり。介川には山野邊主從居て、所謂土着の姿なり。)丁酉の年、また友部村、大沼村にそれぞれ物頭並に同心を住ましめ、專ら海防に備へらる。那珂の湊には本より船大將有りて海防を兼ねたり。壬寅(一八)の年、又磯濱村に物頭同心を住ましむる事、友部、大沼に等し。其他所々に臺場を設け

(一八)天保十三年、皇紀二五〇二年。

水戰の用意

大砲を備ふ。(大砲の放ち方も近き頃迄は其術を年久く習へる人ならではなし得ぬことに思ひてありしを、君水戸に至り給ふ後は、折にふれて是を試み習はし給ふにぞ、今は怪しき同心、水主さへ玉薬籠て放ちぬるはいと容易くものする事になりぬ。)

しかはあれど二十里の海邊に萬人を備へたりとも、僅か一里五百人の備へなり。されば城下の士卒盡く海邊に移りぬるとも、海防全く備はりしといふべからず。況んや此處彼處に物頭同心住みたりとて、事有らん時は徒に討死やせんと識者い憂ふ所なり。君も深く是を憂ひ給ひける。國中の士卒を海防にのみ傾けん事、本より之ある間敷わざなり。さればとて夷船は南北を飛ぶが如くに漕ぎめぐるを、陸地に在りて此に移り、彼こに走りて備へんことかたはらいたきわざなれば、堅牢の船艦を造りて水戰をならはしなば、敵を追打事も、又二十里の海邊互に救ひ應せん事も便利宜しかるべしとて、其の事幕府に請はせ給ふと雖も許し給はざりければ、今は力なく、さらば海邊の壯丁(二九)を擇

(二九) 青年。

大砲のそなへ

んで今の世に火消てふもの〻如く隊伍を定め、すはや夷人來らば取敢へず集りて是を防ぎ、手痛く働きなしたらん者には恩賞與ふべき由を諭しなば、海邊に住める物頭同心の助となり、城下より軍兵押出す間の一と支にはなるべしと謀り給ひて、其事是彼と評議しけるが、君世を遁れ給ひぬれば、今はいかゞなりぬるや。

さて我藩には、東照宮より始祖威公に銃砲數多讓り給ひしが、上に鐵砲の工人を附け給はりしかば、大小の銃砲少からずと雖も、君世を繼ぎ給ふ後は、年々に內帑の貨を出して、年々大砲を造らしめ給ふ。壬寅の年に至りぬれば、幕府より命令ありて夷狄防禦のこと忽せにすべからず。大砲の備へ用意あるべしとありければ、君宣ふやう、我水戸は、土地瘠せて民貧しく、常に財用の足らざるを憂ふ。されども幕府の命誡に有難き御事なればゆめ〳〵忽せにすべからず。昔松平伊豆守は佛を鑄潰して錢とせしが、我は銅佛、銅鐘を以て大砲を造らん。海防の爲に士民の(二〇)膏血を絞るには勝りなんとありて、國中の寺々

(二〇) 苦心の結果貯へたものを租税として烈しく取立てる。

武庫の充實

に中下し銅佛と鐘とを納めしめ、火災など告ぐる爲半鐘は殘し、又賑へる村々には時の鐘(二一)をも殘し給ふ）いはゆる守銃攻銃の類ひ、さわに鑄させて武庫に備へぬ。天文年中銃砲渡りぬれども、鳥銃のみ行はれ、其後大砲も行はれたれども、程なく太平になりぬれば、神國にては專ら大砲を用ゆるに至らずして止みぬ。今西北の夷國、銃法いよ〳〵巧みになりぬれば、是を防ぐの術も亦心に用ひずんばあるべからずと、君常に仰せありき。）

神社を尊敬し給ふ事

附　破戒の僧徒を沙汰し佛寺を減じ給ふ事

世の中の人、神佛とだにいへば、其理由をもしらで、ひたぶるに拜み祈りなどして、禍を遁れ福を求めんとするにぞ、民の心さま〴〵になりて純一ならず。亂れたる世に權威を振ひぬる人多き時は、其人々に媚び諂ひぬる事のみ專らになりて、君在す事を忘るゝが如し。凡そ

（二一）時刻を報ずるために打つ鐘。

斉昭、光圀の遺志をつぐ

へ給ひしかば、國中其風化(ふうか)に靡きけるが、正しきは衰へ易く、邪なるは蔓り易き習なれば、百年餘りの間に、正しき神を尊む人よりも、故なき淫祠など祈るもの多く、僧徒の行は日々に惡しくなり行きて、政の妨げになりければ、中納言に至りて、また西山(にしやま)の君の志をつがせ給ひ、破戒不如法の僧徒等それぞれ沙汰し給ひ、古寺の破れて造り修むべき便りなきをば是を毀ち、或は同じ宗門の寺所々にあるを合せて一つになし、一向、門徒(もんと)の妻子有りて民に歸らんと願ふものをばそれぞれ許し給ひ、正しき神社の衰へぬるをば是彼と其故由を正して是を助け起し給ふ。中にも常磐山(ときはやま)なる東照宮の原廟は、國中の人最尊敬し奉るべき理りなるに、其別當といへる法師、いつも江戸にありて賤き僧徒等仕へ奉りければ、不如法の事のみありて神威を汚し奉り、自ら人の崇敬薄くなり行きし事を歎き給ひ、其別當職を止め、賤しき僧徒等宮廟のあたりに住みしを殘りなく拂ひ、領中にて諸人の貴びぬる社家二人を擇みて奉仕職(ほうししよく)を命ぜられ、其他數多の社人に命じて遷宮(せんぐう)の式、

り、孟敬子之を問ふ。曾子言ひて曰はく、鳥の將に死せんとするや、其の鳴くや哀し。人の將に死せんとするや、其の言ふや善し。君子道に貴ぶ所の者三。容貌を動かして、斯に暴慢に遠ざかり、顏色を正しくして、斯に信に近づき、辭氣を出だして、斯に鄙倍に遠ざかる。籩豆の事は則ち有司存せり」（論語、泰伯第八）にある。

嚴かな祭儀

幕府は廟所の祭儀に佛法を用ふれど水戸は古より佛法を用ひず

（遷宮の時は　君齋明盛服し給ひて日蔭の蔓（五）をかけ、忌衣を襲ひ、宮廟に詣で御自ら神事を行ひ、神宮祝詞を讀み、伶人樂を奏し、其樣古雅清潔にして、しかも嚴重なること言葉に盡し難し。かくありてこそ神威もいと貴からめと心なきものさへ感じあへり。さて　宮廟の奉仕職に社家（六）を仰せあれども其祭主は君自らものし給ふ思召なりき。）より始年々の祭儀に至るまで都て清潔嚴重に改正し給ひ、又領中村々の鎭守に氏子帳といふものを作らしめ、國中の人皆神の氏子に漏るゝことなく、冠婚死徒の類ひ必ず鎭守に告げぬる事に定め給ひ、大夫、士、庶人の喪祭の式をも粗々議定し給ひしが、今は如何なりしや覺束なし。（東照宮の祭は日光山を始社人僧徒諸共に是を勸む。然るを君これを神道に改め給ひ、又佛法は夷狄の道にもせよ、天下に建置かるゝ所の寺々を毀ち給ふは如何と君を譏し奉り、又是により態々の流言ありつる由。是其一つをのみ聞きて其二つを知らざる說なり。其の故いかんとなれば、幕府にして兩山なる御廟所の祭儀も皆、佛法を用ひ給へど

（五）古昔新嘗祭、大嘗會等の神事に與る諸王、公卿の冠の笄の左右にかけしもの。

（六）社家は世襲の神職。

水戸家は佛法よりも神儒を尊ぶ

東照宮の御靈は必ず君の赤心をしろしめさん

も、我水戸にては古より佛法を用ひ給はず、瑞龍山並に大廟の祭儀、前に述ぶるが如し。是我藩にては佛法よりも神儒を尊び給へばなり。船橋なる東照宮は、年久しく神道もて仕まつる。是其祭主社人なれば、己が尊ぶ所の道もて仕へまつるなり。然るを其社人に佛道もてこれに仕へよといはゞ佛事ならずや。されば 君の御身となりていと切に考へ給はゞ、威公以來の君をば、我藩にて貴びぬる神儒の道を以て祭り、 東照宮をば常に賤しみぬる佛法にて祭らんこと、いかで忍び給ふべき。佛法は天下に建置るゝと雖も、神儒の儀も亦天下に用ゆる所なり。人各其貴ぶ道を以て祭らんこと、幕府にて許し給ふ所ならずや。畏くも、東照宮薨御に臨み給ひて、近臣に仰せられ、寶刀もて、罪人を試み給ひ、其寶刀を御枕邊に置きてかくれ給ひしこと、是神道を好ませ給ふ御志いちじるし。さらば世の人は何ともいへ、東照宮の御靈は必ず君の赤心をしろしめし給ふらん。又寺々を毀ち給ふ事も、國中の佛法を殘りなく止め給ひしならば天下の制度に違へるともいふ

僧侶の弊害に懲りた人々

べけれども、しかにあらず。貧しき村々に伽藍多くありて造營の度毎に(七)勸化布施抔(八)いへる事有つて民の歎きとなりぬるを省き給ふのみにて、西山の君の毀ち給ひしに較れば、其の事半にも至らず、しかも、幕府の御沙汰し給ふなれば。是又世の人の議し奉る所に異れり。しかはあれども年久しく僧徒の荒びぬるを惡みて有りし折から、君にも、西山の君の志をつがせ給はんとありしかば、其事に携はる有司を始め、村々の民に至るまでいと嬉しき餘りに靜にもち運びてもえあるべき石佛なんどをさもにく樣に扱ひぬる類ひはありけんかし。是等の事は其事をものする者のおとなしからざるにて、ゆめ〳〵、君の知り給ふ所にあらず。君はかゝるはしたなきわざをば、却ていたく戒め給ひき。かゝる類ひは流言だに止みなば、後の世には必ず明かになりぬべきことなれども口惜しきあまりに荒增をのべぬ。)

御床几廻百人を設け給ふ事

(七)勸化は信者の淨財を募集する事。

(八)布施は一切衆生愛憐のため惜まずに物を施す事、僧侶に向つて與ふる物品。

一家は一家の分限あり一國は一國の分限あり

人君の憂へ慮るところ

附　寒暑風雨に御身を習はし給ふ事

一家は一家の分限あり。一國は一國の分限ありて一國中の諸士に分ち與ふる穀祿も大抵定格あるべき事なれば、諸士の子弟たる者文武の道などはるかに人にすぐれたらんには別に祿を與へて是を勤め勵ましむべき事なれども、其父兄に代々祿を與へぬるが上に、其子弟をも人々に惠まん事はなし得ざるならひなり。世亂るゝ時は各槍太刀打ちふりて功名を顯はしぬれば、やがて恩賞に預り武邊拙ければ速かに追拂はれなどすれども、治れる世には强きも弱きも勤むるも怠るも、いと惡きわざだにせざれば、家をつぎ、祿を世々にするきまりにしあれば、諸士子弟自ら怠りて文武の道をも勵まず、其子弟やがて家をつぎぬる故、君に事ふるも職を守るも唯人なみに備りたるのみにて、其道に暗きは淺ましきわざなり。是其父兄たる者の心すべき事なれども、又人君の憂へ慮るべき所なり。今こゝに正宗の造りたる名刀あらんには、

御床几廻の制度

人々爭ひて若干の金銀を出して是を求むべし。さて其料をもて名もなき鍛冶の作れる鈍刀求めよといはゞ、誰か是に從ふべき。昔功勞ありし先祖に與へたる祿もて今の不文不武の子孫を扶持する事、正宗の名刀買ふべき料もて鈍刀をかひたるに異らず、昔と今と世こそかはらめ、人は皆先祖の血脈にて同じ人なれば君たらんもの、能く諸士の子弟を勵まし、武道をもて打鍛ひ、文道をも礪き磨きなんには、國中の人々皆正宗の刀に均しかるべし。

我が君既に奢侈の風を抑へ、義勇をもて諸士を勵まし給ひければ、華奢風流、酒宴、遊興に流れるべきものも質朴の風を慕ひ、文武の道勵みぬるやうになりしにぞ、君深く悦び給ひけれども、一國の分限定りあれば、人毎に賞美しぬる事もなし得給はず、是によりて、御床几(一)廻を設け給ひ、諸士の長子行跡正しく、文武人にこえぬるもの百人を擇びて、是を仰せらる。此御床几廻の人々平常には日々十人づゝ城中に伺候し、君外に出給ふ時は御側近く守り奉るのみにて忙しき職もな

(一) 昔時の戰陣にて身方危くして大將が前方に出陣した時、その本陣に大將の代り大將の如く、床几にかゝつてゐたものを床几代り

國中の子弟大に勵む

ければ、思ふ儘に文武の道勤むる事を得、年々白銀を賜はりて其勞を賞せられ、父世を遁れ、又は身まかりぬれば速に職を命ぜられ、寄合、小普請などいへる所に長く滯る事なく、一度命ぜらるゝものも行跡正しからず、文武怠りぬれば本の長子に返し給ふことに定め給ひしかば、長子共はいふもさらなり、二男、三男の類ひも、人に養なはるれば長子となる事故、共に行を磨き業を勤め、其父兄も外樣(二)又祿位共に卑しけれども、其子弟は君の近侍につらなり、御側近く仕へまつることを辱なく思ひて子弟を勸め勵ましけるにぞ、僅に百人を仰せぬるのみにて國中の子弟勵みぬる事大方ならず。いにし年日光山に詣で給ひし折は、其百人の中より擇びて若干御供を命ぜられ、逐鳥狩などには殘りなく引具し給ひ、其人大方年二十より三十前後にて弘道館出來ぬる後は、殊更に筋骨もたくましくなりて、一人當千ともいふべきさまなれば、君殊に惠をかけ給ひ、事にふれ、折にかけて、非常の恩遇をぞ蒙りける。

と云つた。床几廻はこれにちなみて考へらはたのであらう。

(二) 武家時代に將軍の一門又は譜代でない將士大名などの事。この場合は水戸藩の一門又は譜代でない事を意味する。

婦女子の如き風俗

齊昭が平和時に艱難を試みし理由。

さて昔は近習の臣も專ら言語擧動などのやさしきを宗とし、婦女子の如き風俗なりしが、御床几廻設け給ふ後は、いつとなく自ら勇士の風を慕ひぬることになりぬ。されども小姓抔いへる者多くは大祿を世々にするもの丶子たれば、君常にこれを勵し給ひ、畏くも御自ら寒暑風雨などに習はし給ひて、近侍の柔弱なる者を振ひ起し給ふぞあり難き。然るに君は鷹狩を好み給ふ故に、御身は寒暑をも忘れ給ひて、人々の艱難はしろしめさずやあらんなど竊かに私語く者あるは皆柔弱なる者の口實にて、いと惡むべき事なり。實に(三)鷹狩を好み給ふ事は尋常にこえ給へり。されども艱難を試み給ふことは、一つには御身を習はし、二つには近侍より始め柔弱の俗を矯め給はんとの御事なり。

いにし庚子の年の秋大雨いたく降りぬる日に、俄に思召立ちて、水戸城より西北の方なる野口村に至り給ふ。旅路八里許りあるを未の刻許りに出給ひければ、日は暮れ、泥は深し、漸く其村に着き給ひて御旅館になりぬべきものを問はせ給ふに、大澤某といふ者古き家にて、

（三）飼ひ馴した鷹を放つて鳥を捕へしむる狩獵、我國では仁德天皇の時、始めて行はれたが、明治維新後は衰へた。然し宮內省に鷹匠を置き、新宿御苑內で鷹を飼養してこれを放ち、諸鳥を捕へさせる事がある由を聞いてゐる。

その例の一

西山の君の時より御旅館となりし例しあれども、今は貧しくなりて、家居も壞れ、目もあてられぬ樣なれば、何某といへる富める民の家に御旅館仰せ給はんこそ宜しからめと、近侍の臣申上ぐるを聞こし召して、其貧しき家に宿らんと宣ひて、俄に入給ふに、素より壞れぬる上に拂ひ清むる間もなければ、其(四)矮陋汚穢なること、近侍の人々すら堪へ難く覺えけるに、君は聊かも、御厭ひ給はざるのみならず、其日は御衣食の具も續かざりしかば、鮎魚を燒き飢を凌ぎ給ひ、御蓑召して夜を過させ給ふ。折柄雨頻りに降り續きければ、空しく徒然と日を送り給ふ中に、今日は郡奉行など田畠の經界正しぬることを初て試るよし。我も行きて見るべき由、豫ていひ遣はせしなれば、いざ行きて見んと仰せあり。

さて此野口村は那珂川の北にありて郡奉行の繩打を試る所は、成澤村といひて那珂川の南にあり。然るに此頃の霖雨に水かさまさりて、流れの早きこと矢の如し、渡し守等今日は賤しき人だに渡し難し。

（四）狹苦しく、田舍びて不潔なこと。

大雨後の馬上旅行

いかでやんごとなき君を渡し奉るべきといなみける。近侍の人々、此のあたりに易く渡りぬべき所やあると尋ねしに、此のあたりは、地勢峻しければ波荒く、五六里許りも川下に至りなば、地平かにして流れも遲く、波も靜かなるべしといふ。されど川下の渡に往き給はんには遙に陸路を廻りて道も惡しければ、今日はこゝに宿り給ひ　水かさ落ちぬる時、渡り給はんこそよからめ、と申上げしに、君やがて御馬の鼻を陸に向けて乘出し給へば、御供の面々兎角の評議に及ばず、或は馬に乘り、或は歩行立にて續き奉りし。四日許り大雨降りし後なれば、畷の泥いと深く、所々に水滿ちて歩み得ず、君いよ〳〵御馬を早めて、中河内といふ渡に着給ふに、果して、流遲く波靜なれば、易らかに渡り給ひて成澤村に至り給ふ。（此時野口村にて武田彦九郎を召し、汝は我より先に成澤村に至り、郡奉行等に告知らすべしとありしかば、畏りて馬に鞭打出立けれども、君野口村を立給ふ時刻遲かりければ、いかに急ぎ給ふとも、さばかり早く越し給ふまじと思ひしに、君の御馬見

その例の二

敏活な行動

えにしかば、間道より馬の足をかぎりに乗りたて、小船に掉さして辛ふじて君より少し御先に参りぬと皆に語りける。郡奉行、縄奉行より始め百人餘りも集り居たれども、水増さりぬれば　君はよも見え給ふまじと思ひの外に　君を拜み奉りければ、人皆勇み悦びて田畠に繩打ちはえて是彼(これかれ)と議論などするさまを御覽じ給ひき。此日君のこし給ふ道程は七里許りもありしを、巳の時に出給ひて午の時の半に着かせ給ひければ、御供、僅々五六騎ならでは續かざりし。

又明る年彌生(やよひ)の頃、大能牧の舊跡を見給ひて小管村に宿らせ給ふ時、御歸るさに入四間と高鈴の山を越えて海邊に至らんと仰せあり。高鈴(五)は此あたりにて最も高き山なれば、是を越ゆる事いと易からねども、其山のあなたに入四間(六)の山の麓に到り給へば、是より先は路最も峻し。我馬も、供の馬も、山をかひ廻りて海邊にやりぬべし。我も人も徒歩より往かんと仰せて、山に登り給ふ。此の入四間といふは、こよなき深山にて、路けはしく鐵の鎖など攀て登るほどなるを、君は飛

（五）高鈴山は多賀山脈の一峯、標高六百メートル、助川驛の西北宮田の西方に屹立してゐる。

（六）入四間山について「水戸領地理誌」に「宿内より登る。高三十町餘、方一里餘、山

齊昭の元氣

ぶが如くに登り給ひて、其峰を越え高鈴山の頂に登り給ふ。御供の人々息切れ咽喉乾きて、いかゞはせんと思ふ所に、郡奉行桑原幾太郎、此あたりに檢地のわざしてありけるが、君俄かに山を越え給ふと聞きて大なる桶に冷水を湛えたるをあやしき男に荷はせて畏りぬ。

君其水きこしめして暫し休らひ給ふにぞ、人々も始めて蘇りぬる心地して、介川(七)の館には道の程いかばかりあらんと問ひしに、桑原答へて二里許りなるべしといふに力を得て御供せしに、介川の館に至り給ひても御草鞋を脱ぎ給はず。兵庫頭、其子包丸諸共に罷出で、御旅館仕り待らん事を近侍の人もてねぎ奉りしに、君笑ふのみにて應へ給はず、暫くありて其館を出給ひて海邊なる會瀬村に至り給ふ。日は旣に高鈴山に入らんとするに、君は南の方を指して歩み給ひ、河原子、水木などの濱々を經て久慈の渡りに至り給ひぬる頃、はや日も暮るゝ許りになりければ、此所にて御館召され砂河原を一さんに走せ給ひ、其夜の戌の時許りに那珂(八)の湊なる夤賓閣に着き給ふ。元より俄なる事な

中に胎内くゞり、護摩壇石、梵天石、ちやだん石、天狗の巖屋、雷神の岩屋など、大岩あり」云々とある。

(七) 介川は助川とも書く。今會瀨と相合せ高鈴村といふ。磐城海道の名驛。天保六年、水戸藩が海防に盡力した時、介川に塞を作り、家老山野邊氏を守將とした。

(八) 那珂湊は今湊町

衣食の具なし

れば小納戸、御膳處などいへる職々も遥に後れ、此時も御衣食の具なかりければ、其夜は御腰なる粮きこしめして御旅裝のまゝ御褥の上に休み給ひき。

此時仰に村松あたりにて日もくれはてぬれば、所々の民思ひ〳〵に松明を焚き、御馬の前後を照しけるに、一人の童子僅に十歳許りなるが松明持ちて御馬の先に立ちしかば、其童子に宣ふやう、今往く路は人も多し。淋しき事もあるまじ。後に歸らん時いかゞはするとありしに、其童子此路は夜な〳〵通ひぬれば獨行くとも物さみしきとは覺え待らずと答へ奉りし。されば人は習はしによれり。武士の子育つるは心得べき事と語り給へり。

二度高山を越ゆ

さて此日の道程十里餘り七八里にもこえぬべし。しかのみならず高き山を二つまでこえ、海邊の砂河原を過ぎければ、二十里餘りも歩みぬる許りに疲れたりき。其中にも目附にて御供せし村上源五郎は、常に物言ひ少きが、其日は殊に物もえ言はず、あきれたるさまにて足もすゝまず見えければ、君顧み給ひて、源五心地そ

といふ。人口一萬三千、水戸の東三里、那珂川の河口左岸にある津市で、その形狀は下總の銚子に似て少し小さい。水戸藩では、この口を以て海岸の咽喉とし、船庫を置き、水師の經營をも玆で爲した。天保以來は殊に防備を固め、砲臺を建造した。

炎天に笠をも被らず

こなへるかと問はせ給ひし事など、今思ひ出せばをかしけれども、其時は笑ふものさへなかりき。

この外炎天に御笠をも召し給はず、長き日に粮をきこしめさずして御身を習はし給ふ類ひ、兎に角に柔弱なる習を矯めて昔の健き風俗に返し給はん御心と量り奉れり。(野口村に御供せしは近侍にて三浦贇男、吉野英臣、名越小十郎、菊地善左衞門、醫師松延道圓、若年寄武田彦九郎、側用人彪、目附加治左馬助、郡奉行金子孫二郎等なり。其他猶多けれども忘れぬ。高鈴山越し給ふ時も、近侍は野口村の時に粗同じ、若年寄結城寅壽、側用人彪、目附村上源五郎、介川より兵庫頭父子御供せり。此外に御供して惱みぬる事屢々ありけれどもらしつ。近侍は福地政次郎、兩度とも御供す。)

諸書を著述して後に傳へ給ふ事

君天性敏捷にましまして、何事にも博く渉り給ひければ、人を使

ひ給ふに至りては其器によりて其長ずる所を用ひ給へり。世の人學問とだにいへば漢土(しな)の事のみ心を用ひ、皇朝の事おろそかにする事を歎き給ひて、千早振神の御代より始めの宣命(せんみやう)祝詞(のりと)の類ひ、其外いはゆる和文といふものは殘る所なく、集め給ひて、八洲文藻(はつしうぶんさう)(一)と名づけ、朝廷に獻(けん)じ給ふ。また義公述べ給へる大日本史、本紀(ほんき)列傳(れつでん)は舊くより出來て近頃その誤りなど正し、板にもちりばめぬるに、其志類(二)といふもの備らず、代々の君これを志し給ひて、其時々の史臣に仰せぬれども、いと易からぬわざといひ、且は是彼障ある事などありて、徒に年月を過ぎにしを、君弘道館を開き給ふ後、史臣に仰せて、是れを撰ばしめ給ふに、其史臣も力を盡してものせしかば、三年許りが内に半に過ぎぬる許り出來ぬ。また皇國にあらゆる草木の花實枝葉抔を眞寫せしめ、悉く其品を記し、(八洲文藻は小山田外記といふものを江戸の邸にまねきて是を仰せらる。志類は豐田彦次郎(三)を水戸の學校に擧げ給ひて專ら是を命せられ、本草學は佐藤平三郎に仰せ給ふ。)其外衆醫に仰せて諸

(一)八洲文藻は天保七年、小山田與清、久米博高、間宮永好、當峯戊申、西宮宣明、橋本長らに命じて編輯せしめ、完成刊行したのは同十四年であつた。全部一百十二卷、目錄三卷、尙ほ後編を出したがそれは八十七卷だつた。

(二)志類は烈公の時に事業大に進んだ。神祇志、職官志、國郡志、食貨志、禮樂志、刑法志、兵志、陰陽志、佛事志などである。

(三)豐田彦次郎は松岡久は晩翠と號し、字を天功と云つた。藤田幽谷の門下、安政三年彰考館總裁となつた。享年六十。

不忒雜纂

潛龍閣雜錄

々くさ〴〵の藥方を纂めさせ給ひ、又柳營の規式廟參の次第など、すべて三藩の君の携はらせ給ふことを委細に記したるを不忒雜纂(四)（淑人(五)君子其儀不忒てふ古語を取給ふ。）と名づけ給ひ、或はあらゆる事ども見聞給ひて、後の例にならん事は夫々類を分ちて記したるを潛龍閣雜錄(六)と名け給ふ。凡そ是等の事皆其人の器によりて仰せられしかば、大なる事も遺る所なし。（我藩にて昔述べ給へる書に、神道集成と云ふ書あれども、其考正しからず。又もるゝ事も少なからざるを歎き給ひ、此書によりて殊に神道の大典を一部の書に述べ給はんとて、彪近侍にありし時仰せを蒙り、佐々木某、菊地某など諸共に其事をものせしが、彪元より聞見る事の淺ければ、いかばかりの功をもなさで過ぎぬるのみならず、程なく政府の吏となりて其事をはたさず、されども佐々木抔怠らず書を集めしよしなれば、其事は粗備りたらん。(七)具眼の人(八)　君の志を空しく奉らず、其書を述べ著して、　神聖の大道を明になし度事也。）

　御自らも常々筆を取り給ひて種々の事書き記し給ひしかば、いか

(四) 不忒雜纂は八冊から成つてゐる。

(五) 善良の德ある人。詩經の曹風には「淑人君子、其の義一なり」とある。

(六) 潛龍閣雜錄は二十三卷から成る。

(七) これは「神道明訓管窺」と題して出た。

(八) 時勢に關して一見識を持つてゐる人。

大和歌を好む

ばかり御机に滿ちぬらん。折にふれ唐歌をも漢文をも見給ひけれども、最も大和歌を好み給ひ、御少き時より世を遁れ給ふまで、よみ給ふ所百千うたにもならん。御齢未だ五十にもなり給はねば、(九)さゞれ石の巖となりて苔の蒸すまでには著し給ふ書も、詠み給ふ歌も、いはゆる車にみちぬる例しになりぬべし。是は殊に集め傳ふべきわざにしあれば此書には載せ侍らず。

武技を好む

君また武技を好み給ふ中にも銃砲に勝れ給ひて、其事考へ明にし給へる御書數多ありと承れども、是は銃砲家の傳ふべき事なれば、是又精しき事を云はず。騎射てふもの世に行はるれども馬に乘りて銃を放つ事習ふ者いと少し。弓矢の道は　神代より傳へ來りし業にて武士の專ら學ぶべき事なれば、　君にも射術を勵み給ひて御少き時よりいと强き弓をも引給ひけれども、其わざの猛烈に至りては銃砲に如くものなしと宣ひて、深く其術を究め給ひ、馬上にて銃を放つ事を試み給ひて其利害等盡く明にし、又銃術に携はる事、何くれと考へ定め給ひ、諸流の奧儀を抜き集めて是を神發流と名づけ給ふ。

(九)「我が君は千世に八千世にさゞれ石の、巖となりて苔のむすまで」(古今集、卷七、賀歌。讀人しらず)とある通り、君の萬歳を賀した意。

猿樂に熟達して人々を驚かす

我藩の大小銃、君に至りて其道大に開けぬると承る。）

書畫、音樂、(一〇)猿樂等のことに至るまで、それ〴〵その道に達し給ふ。彪その道にくらければ其悉しき事を云ふこと能はざるのみならず、是等の事は、君の御身に取りては傳ふべきにも足らずとて書きもらしつ。（哀公ませし時、連枝の君などまねき給ひて猿樂催ふし給ひし折に、君熊坂を舞ひ給ひけるが、如何したりけん、御長刀の身ぬけて飛ければ、近習の人々こはいかゞすべきと汗を握つて、物影にさゝやきけるが、君すこしも驚き給はず、打物業にて叶ふまじと、高らかに謳出し給へば、さすが島内吉兵衛といへる役者、手取りにせんと長刀なげすてゝと謠ふ聲、諸共に長刀すて給ひければ、其さま一としほゆかしく見えて、實に熊坂の勢ひ斯くや有んと思ふ許りに見え奉りしとぞ。藝道の役者抔かゝる過ちにあひたらんには、いかばかりか、あはてゝ見苦しき事なるべきに、名將の御振舞感じ奉るに餘りありと、吉兵衛屢吾に語りき。

（一〇）猿樂は歌舞音曲を備へて演ずる一種の藝術、多く武家に賞翫された。後世の能樂はその餘流である。

民は國の本

田畠の經界を正し穀祿を平にし給ふ事

民は國の本にしあれば是を安んずるを政事の第一とする事、古も今も人の云ふ所なれば、治れる世久しき時は民の竈日々衰へ、貢賦(一)年々に少くなりて國の用度足らず、用度足らざればとて止む事を得ずまた之を民に取る。初め十人して捧げし金穀も、後には僅に五人三人して償ふ事となりぬれば、民愈々苦しみ、國愈々貧しくなり行く事、是亦古も今も同じ事なり。民の苦しめる故由は一筋ならざれども田畠の經界正しからざるは最も其盛衰にあづかれり。水戸の封内寛永の末つかた、威公の仰せにて、田畠の界改めしより以來二百年許りになりぬれば、其時、上田と名けしも今は下田となりぬれども、止むことを得ず上田の租を納め、或は畠に水せき入れて田となしたるを隱し置れて畠稅を納むる類ひ、擧げて數ふべからず。しかのみならず貧しき民の田畠を富める民に賣らんとする時、富める者は米十石を得べきの實地を

(一) みつぎものと租稅。

富める者はますます富み、貧しき者はますます貧し

取りて、其名は三四石と定めて僅に其租税を出す。殘れる六七石は名のみありて實の地はなけれども貧しき民より其租税を納む。土地の肥饒、町段(二)の廣狭も是に同じく、いと淺間敷わざなれども、貧しき民の飢寒に迫れる者はまのあたりの苦しみに堪へ難ければ後の憂を計るに暇あらず、實の土地を賣て空敷石高を殘し、下田と名づけて上田を賣り、己は下田を耕して上田の租税を納むる類ひ多ければ、古人の所謂富める者は益々富み、貧しき者は益々貧き樣になりにける。

天明、寛政の頃、文公專ら民を恤へ給ひ、文化の初め武公にも政事に心を盡し給ひしかば、其頃より田畠の界を改め正さずしては、貧しき民蘇息する事難かるべしと、其職に備れる識者、より／＼議論ありけれども、是を行ふ時は、富める民は俄に利を失ふ事を歎きて上を怨むべし。貧しき民は喜ぶべき理なれども、多くは愚なれば富める者に欺れて上を疑ふべし。凡民は富めるも貧しきも上を疑ひ、やゝもすれば下を損し上を益せん事をのみ計ると思ふ事なれば、田畠の界を改め

(二)段は地積に關する名稱、今の一段は三百歩である。段の字は大抵、反と書く寛永以後の一段は六尺四方一歩で三百歩卽ち廣十間五尺七寸餘、長二十七間二尺二寸餘である。

田畠の界を改めんこと容易ならず

ん事容易からずとて、其事行はれ難くて過ぎにしが、中納言の君には、公子おはせし時より農政の書數多讀考へ給ひ、事情を明かにし給ふにぞ、御代の初、早くも經界改むべき事を郡奉行に計り給ふ。郡奉行も君の御心非常にましますを感じ奉りけれども、容易く行ふべきわざにはあらざれば一同、會議して先輩の識者議論抔具に申上げさせ、君の仰の如く、いかにもして經界は改正すべき事に覺え侍りぬれども、君はいかばり仁政を施し給ふ御心にても、民未だ御惠みを蒙らざれば、上を疑ふ心なしといふべからず。いざかく迄に思召のましさんには先づ奢侈を抑へ、儉約を敎へ、御怠りなく仁政を施し給ふべし。國中の民、君を仰ぎ奉る事父母の如く、我君は露許りも疑ひ奉るべからずと人々懐き奉りし時に至りて經界を正うせん事、何の子細あるべきと申上げければ、君實にもと同じ給ひて專ら政事を勵み給ふ。折しも小石川の屋形新に土木の事ありて儀式行ひ給ふべき殿は、合天井に營むべきに定りしを、彼の宮室(三)を卑うして力を溝洫に盡すてふ古語や思

(三)子曰はく、「禹は吾間然すること無し。」

國中擧つて明君と仰ぐ

召けん、俄其の事を止給ひ、昔唐土にて酒を川上にしたゝみ諸人に飲ましめぬる事を、御自ら筆を染給ひて合天井造るべき料の金子を添へて郡奉行に下し賜はりて、國中の(四)鰥寡孤獨を賑はし給ふぞ有難き。其後癸巳の年より丙申、戊戌の年、三度の饑饉には日夜御心を苦め給ひ、或は簾中の宮諸共に粥をきこしめし、或は朝夕の御膳のみ、きこしめして晝の御膳は止め給ふ類ひ、深き御惠普ねかゝりければ、國中擧つて、明君と仰ぎ奉りける。

領中の土地改正

かくて(五)己丑の年、世を嗣給ひしより以來、(六)戊戌の年に至りて十年になりぬれば、領中土地改正（漢ざまにいふ時は(七)經界均田、又は丈量抔いふにより、國中にても色々に稱へたれども幕府に請ひ給ふ辭令には、土地方改正といひ、民間にては御繩入抔と稱へり。其あらましは封内東西南北（此名は昔よりの名にあらず。近頃改め名づけ給ふところなり。但し昔南北中と三郡に分ち給ひしことはあり。）とて郡奉行四人にて治む。其一郡を又かりに四つに分ちて十六とし、兩番の士を始め、

飲食を菲くして、孝を鬼神に致し衣服を惡くして、美を黻冕に致し、宮室を卑くして、力を溝洫に盡す。禹は吾間然すること無し。」（論語、泰伯第八）

（四）頼りのない人。即ち老いて妻なく、或は老いて夫なきもの、幼くして父なきもの、老いて子なきものなど

（五）文政十二年。皇紀二四八九年。

（六）天保九年。皇紀二四九八年。

五年間の苦心努力

其わざに堪へぬべき者三十二人（成功まで五年を經ぬる内に、其人移り更りぬれば、前後にては五十人許りにもなりぬ。）を撰みて繩奉行を仰せられ、二人して其事を共にし、郡方勤むる役人二人三人づゝ是に副へ、村々の鄕士、庄屋、組頭抔いへる者正直なるを撰び、其他竿取、繩取抔いふ者に至るまで、それ〴〵配り分ちて是を一組と稱ふ。

さて一組毎に田畠に臨みて繩打渡して其廣狹長短を計りたるを帳に記し、土地の美惡などまで粗論じたるを郡奉行に出しぬれば、郡奉行、勘定奉行諸共に其下なる職々を引具し、田畠上中下抔の位を定むるを、年寄、若年寄共事に携れる人々より見巡りて是を勵まし、衆議の決し難くてあるを、是を裁判などし、其職々心を合せ、力を盡す事凡五年を經て其功畢りぬれば、諸士の元より知行賜はりたるは村をかへ、是迄藏米賜りしも百石已上に當りぬるをば新に知行を賜はりし。今年甲辰の(八)年、彌生の初めつかた、其人々の祿村々の民の竈まで記さしめ、御朱印(九)付けて御手つから賜りぬ。（いはゆる布衣以上の人には白書院、物頭以

（七）均田は均田法の事、詳しくは「文獻通考」に出てゐるが、一種の社會政策から出てゐる。丈量は撿地の事

（八）弘化元年。皇紀二五〇四年。

（九）朱印は武將が政務執行の文書に捺した朱肉の印。

土地改正の結果により朱印狀を與ふ

上は黑書院、其以下大廣間にて賜りしが、山野邊兵庫頭より初め、百石以上夥しき人なれば、盡く御手づから賜らんは倦み給ふべければ、小祿の人には年寄共渡し侍らんと申上げしに、君宣ふやうは、人の君として士に祿與ふるに勝れる樂やあるべき、倦む許りに與へて見まほしけれとありて悉く御手づから賜り、中山備前守より初め、江戸に在る者は其世子に御自ら給はりぬ。其の御朱印狀のさま左の如し。

一　祿何千何百石

一　農何百何十戸

右常陸國（或は下總國）何郡何村某郡某村にて知行せしめ兵馬油斷なく相嗜む可きもの也。

天保十五年甲辰三月　　御朱印

何　某實名　江

斯くて其農民の名記るせる書は別に郡奉行より人々に分ち配りぬ。

抑右諸士に田畠祿賜りし時は、千石は千石、百石は百石の貢賦、大方

勢ひにより時を濟ふの良法

兵を强くするの一助

平かに均しかりしを、前にいへる如く土地の善惡、農民の盛衰により諸士の知行する所も均しからず。其名は千石にて、僅かに六七百石の貢賦を得、或は二百石、三百石の名にて四五百石の實を得る類ひなきにあらず。又大祿の知行はさもあらねども、小祿の知行所といふは一村の中にて此處彼處に離れ、一人の民、數多の地頭に年貢捧ぐるわざなれば、地頭と民の情も通はず、又地頭の代官など村々を巡り民を苦むる類ひ其患少からず。此度は改め給ひて何百石に農何戶と定め、其民は必一人の地頭を仰ぎ、年貢收納は盡く公けの役人是を掌りぬる事になりたれば、地頭も穀祿の平かならざるを憂へずして、長く數多の民を懷くる事を得、農民も數多の地頭、代官抔に苦めらるゝ事を兔る。一わたりに限りては知行の本意に非ざるに似たれども、勢ひにより時を濟ふの良法といふべし。後の人、能く君の御志を繼ぎて是を修めなば、兵を强くする一助ともなりぬべし。さて此經界を正くし給ふ事、御代の初より十年の間評議まち〳〵にして定め難くありけれども、實

(一〇) 年貢は田畝宅地等に賦課された特定の租税、時には小作料をも意味する。

貧者に於ける影響

事にかゝりぬれば、其評議せしとは思ひの外に易らかなる事も亦難き事も出來ぬ。

其事擧げて數へ難けれども、其一つをいはんに、富める者十石と名づけし田より僅に米四石を納めてありしを、今改むれば百石となりて、米四十石を納むる事になりぬれば、年頃三十六石の米を潜(ひそ)かに掠め居ぬる幸をば言はずして、今年より貢米十倍せる事を歎く。さて富める民の貢米十倍せし如くに貧しき民の貢米を十分の一に減じたらんには、さこそ喜ぶべけれど、富める民は少く、貧しき民は、いと多ければ、一人の富めるものより增納むる三十六石もて貧民百人の租稅を緩むる時は僅に米三斗六升許りの救なり。（此に數へし米穀の數はすべて其大凡をいふのみ。）又年頃荒(あれ)にし畠に草木生茂りぬるも、猶畠の名にてありしを皆改めて、山野となしぬれば、封內の畠地大に減じけれども、斯の如き地は年久しく荒れてありければ、此度廢りぬるとも、一人の民に向つてはさばかりの惠にもあらず。されば富める民は歎き、

貧しき民も大に喜びもせず、領中の石高は減じぬれば、經界正しぬるわざは謂れなき擧と思ふ人もありつべし。そはいはゆる姑息を尊ぶ小人の言にて、聞くもいまはしき事なり。

孔子も(一一)寡きを患へずして均しからざるを患ふと宣ひ、孟子は(一二)仁政は必ず經界より始ると云ひ、其他識者の論皆是に同じ、然るを名のみありて其實なき土地より年貢を取り、草木の生茂りたる山野を指して畠といひ、一段に足らぬ畠を二段といひて其租税を責むる類ひ、民の父母たる者、いかで是を見るに忍びんや。かくなりたるを其儘に捨置けば後の世にはいかばかり亂れん事計るべからず。仁政といへる者はまのあたり其驗見えずとも、日を重ね、年を經るに隨ひて、其澤大なるを宗とせり。二百年已來紛はしく亂れたる田畠封内の隅々まで繩打渡し、土地の美惡を論じ、定めて民の産を均くし、士の祿を平かにし給ふ事、誠にこよなき仁政と申奉るべし。

其實地を踏ずして其事業の跡をのみ見聞きなば、繩の打ち樣、位の

（一一）「丘や聞く、國を有ち家を有つ者は、寡を患へずして、均しからざるを患ふ。貧を患へずして、安からざるを患ふと。蓋し均しければ貧なく、和すれば寡なく安ければ傾く事なし云々。」（論語、季氏第十六）

（一二）「畢戰をして非地を問はしむ。孟子曰はく、子の君將に仁政を行はんとし、選擇して子を使ふ。子必ず之を勉めよ。夫れ仁政は必ず經界より始む。經界正しからざれば、非地均しからず。穀祿平かならず。是の故に暴君汚吏は、必ず其の經界を慢にす。經界既に

定めぶり、租税の納め方抔、かしこは斯く當て、こゝは斯くなし度き者を抔といふべけれども、「昔世の中の人兵亂を厭ひ、いかにもして田畠作らんと思ふさまなる時には、經界正しぬる事もなし易かるべし。（天祿、慶長の檢地抔是なり。）

田制改革の難業成る

今泰平の御代年久しく上下こも〴〵利を取るといふにも似よりたる世の中に、土地を改むる事はいとなし難きわざなり。水戸の封内狹しと雖も、幾萬人の民草露許りも心を動かさずして大業を畢りぬる事、君の御仁德、民の心に感じぬる事の深きを知るべし。されば何れの國にもあれ、今の世に當りて易らかに經界正しぬるよしだに聞かば、其手振の善しあしは兎もあれ、君こよなき仁德ありと思ひやるべき事になん。

正しければ、田を分ち祿を制する事、坐して定む可きなり」（孟子、卷三、滕文公章句上）

幕府の褒賞を蒙り給ふ事

天保十四年、癸卯の四月、大將軍の君、日光山なる神廟に詣で給ふ

にぞ、我が中納言の君にも、尾張、紀伊の君諸共に豫參し給ふ。（一）同じ年の五月の中つかた、水戸に歸り給はんとするとき、殊更に御使もて登營し給ふべき旨仰せありしかば、君も臣もいかなる仰せ事やあらんと思ひしに、大將軍の君、臺顏殊に怡ばしく君を御側近く進め給ひて君年つ頃政事務め給ふことを深く感じたまへる由　仰せありて、御手づから黄金造りの御佩刀を參らせ、しかのみならず金梨子地に群鶴を蒔繪したる御鞍鐙に、黄金數多添へて參らせ、老中濱松の侍從（水野越前守忠邦朝臣）台慮の旨を手づから言して　君に捧ぐ、其御文に曰、

幕府の褒賞

御意

一昨年來國政向格別行屆かれ文武共絶えず研究在られるの趣一段の事に思召され候。尚此上御在邑中御領中末々迄、　公儀御德化相靡き御安心遊ばされ候樣。御世話成さる可く候。依て傳來の御太刀遣はされ候、永々御秘藏成さる可く候。且御領中巡見等の節用ひられ候樣御鞍鐙遣はされ候。並に何角の爲御用度黄金遣され

（一）豫參は其の事に與るの意。

候、源義殿(一)の遺志繼ぎ爲され益誠忠勵まれ候樣成さる可く候。(此御意書の初に一昨年とあるは辛丑の年にて、幕府にては此年より萬の事改正し給ひ、享保、寛政の政に回し給ふべき旨仰せ出でられ、我君世をつぎ給ひしは己丑の年にて、十年餘り、五年迄國政に力を盡し給ひしを一昨年辛丑の年已來とせしは、美を幕府に歸する所以にて流石濱松侍從の筆とこそ知らるれ。後の人疑を生せんことやあらんと聊其由を記しぬ。)

君退きて小石川の屋形に歸り給ひ、執政等に仰せありけるは、寡人不肖の身にして、圖らずも、かゝる惠に逢ひぬる事、是偏に家中の諸士能く文武の道を勵みて寡人が志を助けぬるによれり。是より後はいやまし心を固くし、力を一つにして　將軍家の厚き仰言にかなひぬる事を心得べし。家中の諸士にかく〳〵仰せを傳へよと宣ひければ、則ち年寄より左の如く申渡す。

家中諸士への申渡し

昨日上使を以て仰せ進められたるの通り、今日、御登城遊ばされ

(一) 徳川光圀のこと。

候處、御座間にて御對顏爲され、別紙に在る御意の通り御直に仰せ含められ、御太刀並に御鞍鐙等御拜受遊ばされ、御國政向の義、豫々御世話あらせられ候事に候得共、畢竟御家中末々迄御改正の御趣意相守り候故、右樣出格の御褒賞あらせられ候義と思召候。依ては此上御國政向猶御勉勵遊ばせられ候に付、追々仰せ出され候。文教武備御領民御撫育等の儀、其職々は勿論一統相勵み、別紙　上意の趣御相當遊はされ候樣仕る可き旨仰せ出さるるもの也。

て其佩刀等を拜見する事を許し給ひければ、家中の人々貴きも卑しきも眉を開きて悦び勇みぬる事大方ならず、抑、義公には忠孝の義を明にし、文武の道を勵まし給ひ、時の御帝より備文兼武絶代名士と勅褒ありしかども、いかなる故にや、幕府より褒賞し給はず、六十の御齡を過させ給ふ迄參議におはし、世を遁れ給ひて明る日に（三）黄門に拜し給ふ抔、時に逢ひ給ふとはいふべからず。されども百年の後に至

（三）黄門は中納言の異稱

享保、寛政の治

りて御志いよ〳〵著しく、御名ます〳〵輝きて、明君とだにいへば必ず西山公と申奉ることになりければ、過ぎし壬辰の年、大將軍京師の詔を傳へ給ひて亞相從二位の官位を賜り給ふにぞ、義公の德義彌後世に顯れける。然るに今大將軍の君は萬の政邪なるを去り、正しきに就き、奢れるを惡み約なるを敎へ、享保寛政の跡を慕ひ給ひて文武の道を振ひ起さん事を計り給ふにぞ、我が中納言の君まのあたりかゝる惠に逢ひ給ふのみならず、義公の遺志繼ぎ給ふべき仰迄蒙り給ふは、いかにも嬉しき例しならずや。かしこくも義公の御靈此事を聞き給はゞ、一つには我が君のまのあたり時に逢ひ給ふ事を喜び給ひ、二つには御身其所には逢ひ給はねども、百年の後に遺志をつぎ給ふ事をや喜び給ふらん。常陸の書こゝに書き果てつる事、心なきにあらず。見ん人心してかな。

常陸帶（下卷終）

(四) 八代將軍吉宗の年號。皇紀二三七六年から二三九五年までの二十年間、中御門天皇の御代。

(五) 十一代將軍家齊の年號。皇紀二四四九年から二四六〇年までの十二年間、光格天皇の御代。

青山總裁に與ふるの書

君子は義に從つて行動す

青山總裁に與ふるの書

六月二十九日、彰考館編修藤田彪、再拜して書を雲龍青山總裁の座右に致す。彪聞く、大丈夫の世に在るや、進んで其の道を行ふ者あり、退いて其の道を樂しむ者あり。廟堂に坐して百官を進退し、一事を施すや、社稷(一)の福を享け、一言を出すや、生靈(二)其の利に賴り、功業(三)當時に立ち名聲を後世に播く。此れ進んで其の道を行ふものなり。田園に優遊(四)し、人事を謝絶し、爵祿も羈する能はず、勢利も誘ふ能はず、膝を抱いて長嘯(五)し、超然として自得す。此れ退いて、其の道を樂むものなり。故に易に稱す、君子の道、或は出で、或は處し、或は語り、或は默す。蓋し出處語默は、時に因つて用を異にす。義の在るところ、何如を顧るのみ。

（一）國家。當時この言を、幕府、諸藩の意味にも使用した。
（二）一般の人々、民。
（三）功名を擧げる。
（四）やはらいで、くつろぐ樣子。
（五）權勢に屈せず長くうそぶく、つまり意氣を尙ぶこと。

門閥主義の弊

方今の制、仕ふるものは皆官を世々にし、祿を世々にす。士の子は常に士となり、大夫の子は常に大夫と爲る。賢も必ずしも貴ならず、愚も必ずしも賤からざれば、則ち其の進むや、徒に一職に任じ一事を共にするのみ。固より以て社稷に福し、生靈を利すること能はず。而も士は皆府城(六)に聚居し、其間に生死す。一たび質を委ぬるものは、復た去るを得ず。則ち其の退くや、亦徒に閑散(七)に就き、貧賤を守るのみ。亦以て田園に優遊し、人事を謝絶すること能はず。唯だ其の時勢の異る、進退も亦跡を同じうせず。故に今の進んで職事に任ずるものは、古の所謂出なり。今の退いて閑散に就くものは、古の所謂處なり。其の跡は則ち異なりと雖も、而も其の意の如きは、則ち未だ嘗て同じからずんばあらず。然らば則ち、以て進むべくして進み、以て退くべくして退き、以て言ふべくして言ひ、以て默すべくして默す。夫れ、然る後に君に事ふるの大義あり、出處の節、以て古人に愧るなかるべし。

(六) 城下町。

(七) 無役。

總裁の職

頃者、有司旨を傳へ、彪をして本館總裁の職を攝せしむ。夫れ總裁の職たる、官守言責(八)、兩つながら之を兼ぬれば、則ち假攝(九)と曰ふと雖も、而も其の任亦重し。彪や年少くして學淺し。徒に先人の餘蔭(一〇)を以て、叨りに史林に接武す。其の散員に居る、猶忝竊(一一)に屬す。今斯の命を蒙り、將に何を以て其の任に勝ふべき。是れ豈以て退くべきものにあらずや。乃ち將に懇々(一二)として情を陳べ、職を辭して後に止まんとす。

棄然として復た往時の盛なし

然れども方今館局の勢、駸々乎(一三)として日に衰替(一四)に就き、擧措施設、蕩然(一五)として義公の舊有るなく、公論正議、索然(一六)として復た往時の盛なし。其の他、理に背き、道を傷くる者、往々にして之あり。是亦以て言ふべきものにあらざらんや。

東湖の決心

彪、不肖(一七)と雖も、一日其の職に居れば、則ち一日の責あり。義、以て默々として言なかるべからず。是に於てか、奮然感興、將に其の未だ退かざるに及びて、以て建白(一八)する所あらんとす。然れども之を君上に陳べんと欲すれば、則ち狂言唐突(一九)(二〇)、遽に達し易からず。之を有司(二一)に

（八）役目としての範圍を必ず守り、言行は責任を以て一致させる。
（九）臨時總裁の意。
（一〇）父の餘光。
（一一）實力以上の地位に就くこと。
（一二）丁寧な様子。
（一三）刻々にはげしくなる形容。
（一四）衰微。
（一五）心の緊張しない形容。
（一六）淋しい姿。
（一七）父と比較にならない程愚鈍な子。
（一八）意見を申し述べる。
（一九）相手が眞面目になつて受け入れてくれない非常識の言、跡

青山總裁に對する衆望。

辨ぜんと欲すれば、則ち(二二)文綱繁密、議論悉し難し。區々の心、抑へ發せざるもの茲に月餘、既にして翻然として喜んで曰く、我が總裁茲に在り、何ぞ正義の達せざるを患へんと。廼ち敢て腹心を布く、總裁幸ひに聽かれよ。

伏して惟みるに、總裁、(二三)宏才博學を以て、君上の寵遇を得、兩館の首位に居り、一國の文柄を握る。館局の輕重、(二四)文運の盛衰、唯だ總裁の(二五)舉措何如に在るのみ。向きに、總裁の擢んでられて江邸に至るや、有司の士皆曰く、總裁の職たる、任重うして責大なり。往時文學の盛なるに方つては、一國の大政或は(二六)咨詢せん。今や、世移り風變り、總裁の任、復た往時の若くならずと雖も、而も猶(二七)經筵に(二八)陪侍し、左右に親近し、出入風議、可否を(二九)獻替すれば、則ち彼の人にして其の職に居る、則ち其の事、必ず將に大に見るべきものあらんとするなりと。耳を傾け以て俟つもの、亦既に數年、而して今に至り漠然として聞くものなきは其の故何ぞや。豈總裁姑息(三〇)摸稜、歳月を遷延し、言ふ

遜してかく云ふ。
(二〇) 餘りに突飛。
(二一) 當局者。
(二二) 規則などが煩はしい。
(二三) 才學の廣く深いこと。
(二四) 文學上の情勢
(二五) 態度。
(二六) 相談する。
(二七) 天子が經書の講義を聞く席。轉じて、主君に經書を講義すること。
(二八) 傍に居る。
(二九) 自己の意見を申し上げる。
(三〇) 事を曖昧にして是非を決しないこと。

諛劣彪の如きものも、猶ほ之を羞るを知る

館局の大弊五事

べくして未だ言はざるか。既に之を言ふと雖も、而も時、爲すべからず、猶は隱忍苟且、退くべくして未だ退かざるか。然らば則ち有志の士の總裁に望む所のもの、亦所謂能く前に料り、而も後に料ること能はざるあるものか。

夫れ言ふべくして言はざれば、則ち語默の節を失ふ。退くべくして退かざれば、則ち出處の義を害す。諛劣(三一)、彪の如きものすらも、猶ほ之を羞づるを知る。豈總裁の賢にして反て之を慮るなしといはんや。彪を以て之を觀るに、其の漠然として聞くなきもの、蓋し亦待つ所あるなり。今總裁の才學を以て、君上の賢明に遇へば、言聽かれ、計用ひられ、豈亦た爲し易きの時に非ずや。爲し易きの時に處して、而も爲さざるべからざるの責を負ひ、而して猶ほ待つ所あるを曰ふは、則ち待つ所果して何時ぞ、爲す所果して何事ぞ。彪は恐る、歳月遷り易く、時機常ならず。待つ所遂に期すべからずして館局の衰替、復た振ふべからざらん事を。乃ち敢て固陋(三二)を忘れ、論じて館局の大弊五事を著

(三一) 何等取り柄のないこと。

(三二) 融通の利かない頑。

義公の舊に復せよ

し、以て諸を左右に致す。曰く、心術正しからざるものは宜しく館職に預るべからず。曰く、正人實學は宜しく癈棄すべからず。曰く、職を攝するの選、宜しく彪にあるべからず。曰く、史業の督責、宜しく迫蹙すべからず。曰く虚文粉飾宜しく助長すべからずと。

凡そ此の五者は、之を大にすれば國家の大體を虧き、之を小にすれば、館局の紀綱(三三)を傷く(三四)。關渉細ならざれば、則ち彪、豈默々として言なかるべけんや。總裁苟も彪の議を以て是と爲さば、則ち之を君上に言ひ、之を有司に辨じ、斷然施行し、以て館局の紀綱を更張し、以て　國家の政體を裨輔し、義公の舊を復た今日に見せしむれば、則ち豈啻に有志の望に副ふのみならず、古の所謂進んで其の道を行き、功業を當時に立て、名聲を後世に播くことも、亦以てこれに庶幾からん。豈盛にして且つ偉ならずや。若し勢、可ならざるあり、時、爲すべからざるあれば、則ち其の職を解き、其の事を罷め、膝を抱いて長嘯し、超然自得、彪等と退いて其の道を樂むも亦善からずや。

(三三) 規律。
(三四) 關係する範圍。

苟も其の言をして行はしめば、則ち身、重譴を蒙ると雖も、亦甘心せん

彪、年少、氣鋭、時勢を察せず。嫌疑を避けず。妄に狂瞽(三五)の説を陳べ、自から時論の爲に容れられざるを知る。而も猶ほ奮然として之を言ふは、啻に默々の罪を遁るゝにあらず、誠に區々の愚衷、自から已むこと能はざるを以てなり。既に自から退くの計決す。毫も進取の念あるにあらず。苟も其の言をして行はしめば、則ち身、重譴(三六)を蒙ると雖も亦甘心する所あるなり。義公の靈、上に在り、何ぞ多言を假らん。伏して惟れ諒察せよ。

○心術正しからざるもの、宜しく館職に預るべからず。

掲傒斯(三七)言あり。曰く、史を修むるには人を用ふるを以て本と爲す。學問文章あるも、而も史事を知らざるものは與にすべからず。學問文章あつて、而も心術正しからざる者は與にすべからずと。歐陽修嘗て議す。凌景陽等の三人は、宜しく館職に預らしむるべからずと。其の大略に謂ふ。三人は、或は醜行あり、或は贓汚(三八)あり、著して刑書に在り。之をして館職に預らしめ、以て政化を玷辱(三九)すべからずと。

(三五)邪まで暗い。

(三六)重いとがめ。

(三七)掲傒斯は元代の人、命を奉じて宋金二史を修撰した。

(三八)賄賂を受ける。凌景陽は宋代の人、天聖中、進士に登り、仙遊縣となつた。

(三九)辱ちけがす。

史臣の職

蓋し史臣の職は將に以て忠姦(四〇)を褒貶し、邪正を分別し、勸懲を將來に垂れんとするなり。其の心術(四一)猶且つ正しからざれば、何ぞ能く其の任に勝へん。而して館閣は正義の地、衆人の望んで以て則を取る所、一國の仰いで以て準と爲す所なり。苟も汚行の人を以て、其の間に廁ふれば、則ち衆人何をか望み、一國何をか仰がん。

川口嬰卿の汚行

往年、川口嬰卿、江館の總裁たり。而して穢汚の行ひあり。此れ其の平生の心術正しからざる、以て之を致すあるなり。君上の明、蓋し此に見る有り、斷然、之を黜け、其の館職を奪ひ、其の祿秩を削り、諸を水戶に禁錮す。其の英決寔に以て群邪の膽を寒うし、以て正人の氣を作すあり。居ること未だ數年ならず、恩命これを宥す。又一歲、之を江邸に延き、之を館局に列せしむ。數月ならずして、其の本職に復す。

衆議喧然

命一下する毎に、一國驚駭、衆議喧然、皆以て不可となす。

夫れ心術正しからざるもの、固より以て、史事に預るべからず。而して汚行の人、宜しく館職に在らしむべからず。況んや本藩は祖宗以

(四〇) 忠臣には恩賞を與へ、姦臣は重く罪する。

(四一) 心の持ち方。

佞媚傾巧の徒を排すべし

來、文字を崇尙し、館閣を尊重す。總裁の任、嘗に委ぬるに修史の業を以てするのみならず、左右に親近し、可否を献替す。則ち其の選、最も愼まざるべからざるなり。嬰卿の人と爲り、廉恥を知らず、名節を修めず、(四二)佞媚傾巧、務めて一身の計と爲す。忠直(四三)蹇諤の節に至つては、漠然として聞くなし。則ち其の佗罪なきも、猶宜しく一月も其職に居らしむるべからず。況んや其の汚行あるに於いてをや。然れども嬰卿、夙に才學を以て名譽を得、文公の拔擢を蒙り、出身館に入る、年月亦久し。三世に歷事し、恩遇(四四)優渥なり。而して一旦罪を獲、(四五)窮巷に(四六)屏居し、飢寒身を切り、朝に夕を謀られず。當時仁恕の政、故舊を棄つるに忍びざれば、則ち之を宥すも猶は可なり。其の飢寒を憐めば、則ち金を賜ひ、財を頒ち、以て之を賑給するも猶ほ可なり。其の才を惜めば、則ち之を(四七)散地に置き、之をして(四八)翰墨を弄し、著作に耽らしめ、以て其の長ずる所を效すも、亦未だ不可となさず。之を館閣に延き、之を清流に厠ふるが若きは其の體を失ふこと已に甚し。乃ち總

(四二) 相手の機嫌をとることのみに懸命となる
(四三) 直言しておもねらない。
(四四) 非常に手厚い。
(四五) 狹苦しい路次の間。場所がよくないところ。
(四六) 身をちゞめて住む。
(四七) 暇な地位。
(四八) 筆硯。

裁の職に復するに至れるは、其の害、極めて大、豈慨するに勝ふべけんや。

比年以來、士風日に衰へ、專ら勢利に趨る。所謂之を得るに患ひ、之を失ふに患ふるもの、比々皆是れなり。然れども大抵不學無術、目に一丁もなきもの、其の利を見、義を忘れ、私に狗れ、公に負くこと、亦深く怪しむに足らざるなり。嬰卿は口に詩書を誦し、身に孔孟を師とし、汚行の餘を以て、館僚の上に立つ。今に至つて猶ほ未だ(四九)悛心あるを聞かず、而も恩を恃み寵を挾み、(五〇)恬然として耻づる事を知らず則ち政化を傷け、風教を害ふ所以の者、豈亦淺少ならんや。宜しく速に其の館職を罷めて斷然之を黜けて疑ふ事なく、以て廉耻を養ひ、以て名節を勵さば、則ち衆人慄然として懼るゝ所を知り、一國靡然として向ふ所を知らん。特に館局の事體宜しきを得るのみに非ざるなり。

○正人、實學は宜しく廢棄すべからず。

正人の進退は、國家の(五一)泰否に關し、實學の興廢は、文運の隆汚に係

(四九) 後悔して改める。

(五〇) 耻ぢを耻ぢとしない形容。

(五一) 平和と亂れることとの二つ。

る。蓋し、正人進めば則ち小人退き、實學興れば則ち虛文廢す。國家是に於て泰、交運是に於て降。而して其の正人退き、實學廢すれば、則ち之に反す。此れ古今の同じく然りとする所なり。

頃者有司、旨を傳へ、會澤伯民の館職を罷め、教授の任を以てす。夫れ伯民の人爲り、其の忠純誠意、强學力行は、世人の皆知る所、而し 彰も亦之を先人に聞く。先君武公も亦、嘗て屢其の實學用ふべしと稱せられたりと云ふ。而も一旦故なくして職を罷む。彰竊に歎ず。而して人も亦皆之を異とし、相謂つて曰く、本館比年以來、人物（五三）凋謝し、勢日に替に就く。而も公論未だ湮びず、正議尙存するもの、義公在天の靈に由ると雖も、亦未だ必ずしも伯民の正道實學、維持さるゝありて然るに在らずんばあらざるなり。伯民にして去らば、將に本館を奈何せん。且つ君上意を鋭くし 、史を修め、將に以て先公の餘業を紹述（五四）せんとするに方り、縱へ士を招き才を聘する能はずとも、豈宜しく、旣に養ひ、旣に用ふるの人を出して、一朝之を閑地に置かん

（五二）營み[illegible]くこと實

（五三）人物が少くなつてゆく。

（五四）傳へ繼ぐ。

黜陟用捨は政事の大體

やと。其の言誡に是なり。然れども彪を以て之を觀れば、其の關係する所、獨り此にあらざるなり。

夫れ黜陟用捨(五五)は政事の大體にして、進退の出處は人臣の大義なり。伯民の退くは、固より義を得たりと爲す。而も其の之を罷むるは、其の體を失ふと爲すべし、何を以て之を言ふや。方今世道陵遲(五六)、風俗衰頽して、君子の道消え、小人の道長ず。館閣正義の地に至つては、其の擧措最も宜しく愼重なるべし。而して猶其の理に背き、道を傷るもの、未だ必ずしも之なからず。是時に當り、進退の義、鄕黨自から善くするもの、猶ほ能く之を辨ずべし。則ち伯民の退かんと欲する、固より疾病を待つて後然らざるものあり。然れども、君子の君に事ふるや、將に以て進みて其の道を行ふにあり、已むを得ずして退くは、豈其の情ならんや。

伯民、正大の學を以て、時運の消長を觀、天下の憂を抱いて、簿書(五七)の期會に苦しむ。阿附以て其の道(五八)を枉ぐるを肯んぜず。亦矯激以て其

(五五) 善人を擧げ用ひ、惡人を黜し罰する。
(五六) 次第に衰へる。
(五七) 瑣細な俗務に忙殺される。
(五八) 正義と信ずるところ。

有道の世君子は貧賤を以て恥とす

の直を貴るを肯んぜず。遲々として職を辭し、從容として其の初志を遂ぐ。忠愛の至りに非んば、其れ孰れか此に與らん。彪故に曰く、伯民の退くは、固より義を得ると爲す。若し夫れ國家よりして之を言へば、則ち是れ正人を遠くるなり、實學を棄つるなり。

夫れ道あるの世には、君子は貧賤を以て恥と爲す。若し之をして、富み且つ貴きを以て恥と爲さしめば、則ち之を如何なる國とか謂はん。然らば則ち退く者をして其の義を得せしむるは、豈政事の體ならんや。是其の黜陟用捨の當らず、之を罷むる者の體を失ふと爲す。何ぞ多言を俟たん。宜しく復び之を起し、以て黜陟の義を明にし、之をして、自から退くの勢有るなからしめ、以て政治の大體を存すべし。然らざれば則ち、勢の至る所、必ず將に正人以て阻まれ、實學以て廢され、館閣の衰替、復た振ふべからざるものあるべし。此れ文運汚隆の機、而して國家泰否の由つて分るゝ所以なり。豈深く思はざるべけんや。

嘐々然たる一狂生のみ。

○攝職の選宜しく彪に在るべからず。

夫れ總裁の職たるや、其の任已に重く、其の責亦大にして、必ず宏才博學、言行確實の人を擇んで之を爲す。則ち假攝と曰ふと雖も、其の選は愼まざるべからざるなり。彪、資質魯鈍、才學以て世に見るゝに足らず、言行以て人に信ぜらるゝに足らず。但し愚忠の性、慨然發憤、叨だ國恩に報ずる所以を思ふ。然れども業を修する、未だ專らならず、道を講ずる、未だ熟せず、固より未だ以て素志の萬一を償ふ能はず。之を要するに、(五九)嘐々然たる(六〇)弱冠の一狂生のみ。豈以て其の選を充たすに足らんや。而も有司、彪を以て之を爲す。甚だ謂れなきなり。

且つ彪の館に在るや、其の才は之れ最下、固より論ずるなきのみ。而も(六一)齒は最少にして、日は最淺く、其の班も亦、彪より上なるものあり。儻し有司をして在館の人を取らしむれば、則ち方今本館人に乏しと雖も、用心愼密、故事に諳練する、安子成の如きあり、議論文章、

(五九) 志が大きく、大言をいふ形容。
(六〇) 青年。
(六一) 年齢。

建議の責任なき理由

卓絶儔異、飛子健の如きあり、質直醇正、(六二)事に處して理ある、鈴子賢の如きあり、雄偉奇傑、逸群超倫、杉士元の如きあり。掄擧の選、才を以てするや、宜しく彪に在るべからず。齒を以てするや、宜しく彪に在るべからず。抑も入館の先後を以てするや、班位の次序を以てするや、亦皆宜しく彪に在るべからず。然らば則ち有司の彪に取る、豈以て先人の餘蔭と、其の年少制し易きとに非ずや。彪、不肖と雖も、毎に修業專ならず以て先人に負く。必ず將に書を讀み學を講じ、通達する所あらんとするなり。豈徒に餘蔭を恃み、揚々自得、(六四)以て館僚諸子の上に居らんや。縱ひ館僚諸子、先人の故を以て、扶持し保護し、彪をして碌々職に居るを得せしむるも、彪獨り心に愧ぢざらんや。又毎に恐る、尸位素餐、以て國恩に負くを。必ず將に鞠躬、(六五)力を盡し、報効する所あらんとす。則ち阿附諛佞、以て當世に取容するを肯んぜざるなり。有司此を以て彪に臨めば則ち可なり。若し然らざれば、則ち將に直言抗論せんとす。譴責を之れ避けず、安んぞ其れ制し易き

（六二）凡て、一才優れてゐる。安子は安島帶刀、飛子健は飛田子健、鈴子賢は鈴木子賢、杉士元は杉山士元の事。

（六三）不純な點がない人格。

（六四）得意である形容。

（六五）眞面目になつて、一意に自己の責任をはたす。

にあらんや。

且つ夫れ、館局の設、其の史を修するを以て急と爲すこと固よりなり。然らば賢を養ひ才を育つるの意、未だ嘗て其の中に寓せざるか。然らば則ち、年少初學、彪の如き者、固より當に之を養ひ之を育て、以て異日の用に供すべし。今や然らず。其の講學の暇を奪ひ、其の有爲の志を折く。徒に文移往返、簿書期會の務に任じ、形神を勞し、精力を耗し、力を修業に專らとすることを得ず。亦戻らざらんや。乞ふ、宜しく彪の館職を罷め、彪をして數年の間優遊し、以て益〻書を讀み學を講じ、通達する所あらしめ、上は以て國恩に報じ、下は以て先人に負かざるを得しめなば、則ち世齊に彪區々の志願、伸ぶるを得るのみならず、國家、士を養ひ、才を育つるの意、亦是に於いてか在るなり。

○史業督責、宜しく迫蹙すべからず。

修史の擧、玆に百數年。校正筆削、知らず其の幾人の手を經しか

（六六）吏務の繁多なる意。

史業の效果を妨ぐる二原因

を。而も事實を討論し、文章を潤色し(六七)、今に至つて猶ほ未だ遺憾なきあたはざる者、其の故何ぞや。此れ時に通塞(六八)有り、勢に可否有るに由ると雖も、而も史臣、其の責に任ずる者、蓋し亦二失有るなり。才劣學陋なる者は、歳月を遷延し、以て姑息の計を爲し、才高く學博き者は、督責迫蹙(六九)して以て、一旦の功を貪る。是の故に或は久しくして成るなく、或は成りても後議の來るを免れず。

今、君上、修史に鋭意し、史臣を勉勵し、特に以て先公の餘業を紹述せられんとす。史臣遵奉して懈らず、方に矻々(七〇)として、力を局務に專らにす。而も總裁尚ほ其の功效の未だ速かならざるを患へ、身を以て諸生に先だち、其の督責を急にす。君上紹述の盛意を體する所以、至れりと謂ふべし。其の姑息にして歳月遷延する者の比にあらざるや固より論なきのみ。然れども所謂功を貪るの弊に至つては、則ち未だ必ずしも之なしとせざるなり。

迫蹙の不可なる理由

夫れ督責迫蹙する者は、其の可ならざるもの三あり。紀傳(七一)始めに成

(六七) うるほひを持たせる。
(六八) 事情が時の流れに從うて工合よき場合と、それに反する場合。
(六九) いそがしく、責め立てる。
(七〇) 他事を一言も言はずに懸命に仕事に從事する形容。
(七一) 大日本史の紀傳の部が一番早く出來た。

り日已に久し。曩に嘗て之を幕府に進め、之を大廟に告ぐ。當時は號して成功と爲す。然れども猶未だ諸を梓に鏤せず。(七二)未だ諸を天朝(七三)に献せず。故を以て、事實の差誤するものは復た刪正(七四)するを得、文辭の紕繆(七五)するものは修飾するを得たり。今や其の校訂新たに成り、隨つて輒ち諸を梓に鏤す。既に諸を天朝に献じ、以て不刊(七六)の大典と爲す。議論一定し、復た改竄(七七)すべからざれば、則ち今日の校訂は、諸を曩時に比すれば、其の難きこと萬々なり。誠に宜しく反覆議論し、至當に歸して後止むべし。若し一旦の功を貪らば、則ち謬誤必ず多く、譏を後世に取らん。其の不可なるの一なり。

義公、史臣に諭して曰く、寧ろ繁なるも、簡に失する勿れ。寧ろ質なるも、文に失ふ勿れと。其の粛公に告げて曰く、校索は必ず精に、檢討は必ず密にせよ。成功の遲速に至つては、則ち當に之を天に付すべしと。其の丁寧に告戒する所以は、一にして足らず。此れ後世史臣の宜しく服膺(七八)すべき所以なり。今若し、專ら速效を要せしめ、事實差

(七二) 出版しない。
(七三) 皇室。朝廷。
(七四) 誤謬を訂正する。
(七五) 文章が錯亂して不適當又は不正確で誤りが多い。
(七六) 嘗てない偉大な文献。
(七七) 改め削り直す
(七八) 尊奉する。

誤文字紕繆、一切を置いて問はず。時に一兩字増減し、以て其の責を塞げば、則ち鴑劣不才の人と雖も、一日に一卷を校して猶は餘暇あるべし。而して本館の史臣、敢て苟くもせず、一事の考案に、或は數日の力を費し、數字の筆削にも猶は衆人の論を集るも、實に義公の遺志を奉承するに由る。豈敢て旦夕の功を貪り、以て其の宜しく服膺すべき所のものに負かんや。今、其の故を問はず、其の意を察せず、一切を目するに怠惰を以てし、其の督責を急にせば、則ち上は、義公の意に負き、下は史臣の氣を折かん。其の不可なるの二なり。

義公の史臣を待つや、之に親しみ、之を重んじ、其の廩稷を優にし、其の禮遇を隆にし、之に休暇を賜ひ、以て其の氣力を養ひ、之に飲食湯浴を設け、以て其の勞苦を慰む。未だ嘗て其の督責の太だ急なるを聞かず。而して當時の史臣、皆能く思を窮め、精を畢し、功效神速なるは、其の故、何ぞや。蓋し其の之に勸勉する所以のものは、其の誠に發し、之を鼓動する所以のものは、其の道を得たればなり。今

（七九）元氣付けて打ち進ませる。

凡そ事は喜んで之に趣くときは逸して功を爲し易し

や則ち然らず。其の俸秩を殺ぎ、其の禮遇を薄うし、其の休暇を奪ひ、又從つてこれを督責迫蹙す。上の誠、以て下を動かすに足らず、而して下の情、以て上に達するを得ず。況んや水江相隔り、上下の通ぜざる、何ぞ啻に堂上の千里を遠しとするのみならん。則ち史臣、勉强事に從ふと雖も、勢自から振ひ難し。豈復た昔時の隆を望まんや。然らば則ち督責の急、既に以て史臣勉勵の力を致すに足らず、適ま以て史業成功の釜きを害するに足るのみ。其の不可なるの三なり。

　是れに由りて之を觀れば、近效の貪るべからざる、督責の急ぐべからざる、豈較然著名ならずや。然らば則ち史業の成功は、竟に歲月を以て期すべからざるか。曰く。奚ぞ其れ然りと爲さん。今史業の實就を欲すれば、則ち世の譏り、以て畏れざるべからず。義公の意、以て奉ぜざるべからず。館閣の士、以て優待せざるべからず。凡そ事、懽欣(八一)して之に趣くは、逸して功を爲し易し。勉强して之を爲す者は勞して功少し。苟も能く舊弊一新、百廢倶に擧り、館局の士をして、懽

(八〇) 水戸と江戸。

(八一) むやみやたらに喜ぶ。

勤激勵の意、衷誠に發し、勢に乘じて氣を作し、心を協せ力を戮せなば、則ち何事か成らざらん。何の功か遂げざらん。豈啻だ史業成功の速のみを云はんや。

○虛文粉飾、宜しく助長すべからず。

文と政との關係

斯文の盛衰は、實に政道の隆汚に關す。斯文、獨り盛なる能はず。政道、獨り隆なる能はず。二者は必ず相待ちて然る有るなり。昔、義公文を好み、學を崇み、創めて館局を建つ。四方英俊踵を接して(八二)至り、一國の士大夫翕然として化に向ふ。是の時に當つて、賢者位に在り、能者職に在り、政立ち教明かに、武備修整し、府庫實ち、倉廩(八三)充つ。上下和洽して百事倶に擧る。蓋し本藩政道の隆、未だ當時より過ぐる者あらず、而して文運の盛、亦未だ當時より過ぐる者あらざるなり。斯文の政道と、必ず相待ちて盛なる、豈信ぜざらんや、而も歷世の久しき、風移り俗變じ、文運政道、或は衰替の勢なきあたはず。君上、蓋し此に憂ふるあり。向に文献志を修するの命あり。其の意、

（八二）一人の後に直ちに續いて一人がと云ふ風に續々に現はれること。

（八三）米倉。

文運は獨り盛なる能はず

祖宗の典刑を修め、以て積弊を振ふに在り。有志の士、竊に相賀し、以爲へらく政道の隆、以て庶幾すべしと。幾もなくして、江邸、宮殿、災に罹り、未だ造營の暇あらざるに、先づ新館を邸中に創建す。其の擧、蓋し亦、文を好み學を崇ぶの盛に出づ。有志の士、亦以て文運の盛、復び今日に見るべしと爲す。聞く新館落成し、結構美を盡し、(八四)輪奐觀る可しと。而も修史の命下りて、玆に四年。未だ一號令、一擧動の積弊を振ひ、人意を起し、以て有志の望を慰するに足るものあらず。彪甚だ惑ふ。

夫れ文運は固より獨り盛なる能はず。而して今若し之を獨り盛ならしめんと欲すれば、則ち是れ必ず虛文を粉飾するものなり。甚だ國家の爲めに取らず。何を以て之を言ふか。方今、紀綱廢弛、風俗頽敗し、剛毅正直の士、跡を廷に絕つ。而も阿諛媚佞の徒、肩を比べて並進し、之に加るに(八五)陰陽錯謬、氣候調はず、凶荒の患、殆んど其の無を保すべからず。而して民力困弊(八六)、倉廩空虛、何ぞ啻に國に三年の蓄な

(八四) 規模。

(八五) 陰と陽とが融和して、四時は環り、作物は無事に成長するとの觀念から、それが一定の秩序を破つて、混合し、離散し陰陽不調和の故に「氣候調はず、凶荒の患」となる。

(八六) 疲弊の極に達すること。

華法兒戲一切實用に適せず

きのみならんや。萬一水旱有らば、將に何を以て之を救はん。（八七）蠢爾たる醜夷、巨艦大舶乍ち出で乍ち沒し、以て我が釁を窺ふ。時に或は轟々として砲を鳴らし、以て我が人民を駭動す。其の禍心を包藏し、勢、將に測られざらんとす。而も我がこれを待つ所以の具は、所謂操練、所謂海防、之を要するに（八八）華法兒戲、一切實用に適せず。一旦事起らば、將に何を以てか之に應ぜん。此れ識者の痛哭する所にして、有司の當に憂ふる所なり、而も玩弄を以て常と爲し、恬然として之を怪しむなく、姑息模稜、務めて昇平を粉飾するの計を爲す。

嗚呼、政道既に已に此の如くなれば、則ち文運も亦由りて獨り其の盛を得べきか。夫れ紛飾の計、既に當世の大弊となる。今又更に虛文を以て其の粉飾を助長すれば、則ち國家は將に何を以て其の弊に勝へん。則ち君上文を好み學を崇ぶの盛意、或は空名に屬し、新館の造營、文獻の編修、亦皆粉飾の具となる。豈一大憾ならずや。

今、斯の文の實盛ならんことを欲せば、則ち抑も亦盍ぞ其の本に反

（八七）うじ〳〵動く。

（八八）形式上の華美を力めるだけで、實際に適せない。

何ぞ政道の替弛を患へん、何ぞ文運の衰廢を患へん

る所以の術を思はざる。誠に能く虛文を去り、實効を務め、祖宗の舊典を修し、其の良法、美意を斟酌し、其の人を得て施行す。凡そ今日の大弊巨害、更張一新、號令擧動、斷然明白、以て有志の望に副ひ、一國の臣民をして、曉然、君上の英斷明決、尋常に出づるの萬々なるを知らしめば、則ち何ぞ政道の替弛を患へん。何ぞ文運の衰廢を患へんや。堂々たる雄藩、海內の巨鎭、幕府の賴みて、以て輔けと爲す所、諸侯の仰いで、以て法を取る所、卽ち餘風の及ぶ、必ず以て神州の正氣を振ふに足るものあらん。豈盛ならずや。

（八九）明かにさとる形容。

正氣歌

（和文天祥正氣歌）

正氣歌

天地正大の氣と神國日本

天地正大の氣(一)
粹然(二)として神州(三)に鍾まる。

秀でては不二の嶽と爲り、
巍々(四)として千秋(五)に聳ゆ。
注いでは大瀛(六)の水と爲り、
洋々(七)として八洲(八)を環る。

不二と櫻花

發いては萬朶(九)の櫻と爲り、
衆芳(一〇)與に儔し(一一)難し。
凝つては百錬(一二)の鐵となり、

天地正大氣
粹然鍾神州
秀爲不二嶽
巍巍聳千秋
注爲大瀛水
洋洋環八洲
發爲萬朶櫻
衆芳難與儔
凝爲百錬鐵

正氣歌（註）

（一）東湖は、正大の氣を解釋して「道義の積む所にして忠孝の發する所なり」と述べた一種純正な精神的エネルギイである。
（二）粹然は、純粹で、まざり氣がない事。
（三）神州は神國日本。
（四）巍々は高く大きい形。
（五）千秋は千年の意、但し永久を意味する
（六）大瀛は大きい海。
（七）洋々は水の盛んな趣。
（八）八洲は大八洲の意。卽ち昔の中州・四國・九州・淡路・佐渡・對馬・壹岐・隱岐のこと。
（九）萬朶は多數の枝
（一〇）衆芳は澤山な花。
（一一）儔は匹敵する意。
（一二）百錬の鐵は百度も鍛へた日本刀。
（一三）藎臣は忠誠の臣、『詩經』の中に「王

銳利、鍪を斷つべし。
藎臣（一三）皆熊羆（一四）、
武夫盡く好仇（一五）。
神州誰か君臨す、
萬古（一六）、天皇を仰ぐ。
皇風（一七）六合（一八）に洽く、
明德太陽に侔し。
世、汚隆（一九）無くんばあらず、
正氣時に光を放つ。
乃ち參す（二〇）大連（二一）の議
侃々（二二）、瞿曇（二三）を排す。

銳利可斷鍪
藎臣皆熊羆
武夫盡好仇
神州誰君臨
萬古仰天皇
皇風洽六合
明德侔太陽
世不無汚隆
正氣時放光
乃參大連議
侃侃排瞿曇

の藎臣」とあるに依る。
（一四）熊羆は熊又は羆（ヒグマ）の如く猛猛しい意。
（一五）好仇はよい相手。
（一六）萬古天皇を仰ぐ、とは日本國民が萬世一系の天皇を大昔から仰ぎ慕ひ奉ること。
（一七）皇風は歷代天皇の御德化。
（一八）六合は四方、上下を指す。
（一九）汚隆は衰と盛と。
（二〇）參すは正氣が參與すること。
（二一）大連は物部尾輿のこと。排佛派の巨頭、日本主義の先驅者。
（二二）侃侃は硬骨で正を主張する上で一歩もゆづらぬ姿。
（二三）瞿曇は梵語で佛敎のこと。
（二四）明主は欽明天皇・敏達天皇を申し奉る。
（二五）斷は決斷、卽ち排佛を決定された事
（二六）伽藍は梵語で寺院の意味。
（二七）中郞は中臣鎌足。
（二八）之を用ひとは正氣を活用すること。
（二九）宗社は皇國日本、蓋し鎌足が中大兄

乃ち助く明主(二四)の斷(二五)、
餤々伽藍(二六)を焚く。

藤原鎌足と和氣清麻呂

中郎(二七)嘗つて之を用ひ(二八)、
宗社(二九)磐石安し。
清丸(三〇)嘗つて之を用ひ、
妖僧肝膽寒し。

北條時宗の膽勇

忽ち揮ふ龍口の劍(三一)、
虜使頭足分る。
忽ち起す西海の颶(三二)、
怒濤妖氛を殲くす。
志賀(三三)、月明の夜、

乃助明主斷
餤餤焚伽藍
中郎嘗用之
宗社磐石安
清丸嘗用之
妖僧肝膽寒
忽揮龍口劍
虜使頭足分
忽起西海颶
怒濤殲妖氛
志賀月明夜

皇子と協力專横な蘇我氏を倒し國の害を除いたので、東湖は「宗社磐石安」といつた。

（三〇）清丸は和氣清麿、妖僧は弓削道鏡のこと。

（三一）忽ち揮ふ龍口の劍とは北條時宗が蒙古の使者の非禮を怒つて正氣發揚之を斬り捨てたこと。

（三二）颶は暴風であるが、茲では神風のこと、文永・弘安の兩役に日本軍が蒙古の大軍に勝ち、敵は暴風のため全滅にひとしい目に逢つた史實。

（三三）志賀月明の夜とあるのは、建武中興を企てられた後醍醐天皇が北條軍に攻められ給ひ、危急に迫つたとき、大納言藤原師賢が叡旨に依て、御巡幸の御様子に見せかけて、御身代りとなり、叡山（延暦寺）へ赴き、天皇の御難を救ひ奉つたこと。當時、師賢が衆徒の散りうせた後（師賢が鳳輦に乘つて臨幸の體を裝うたところが、山嵐のため御簾ゆらぎ、師賢の姿を衆徒が認めて、失望離散した）都へ還る途上、志賀の浦（琵琶湖畔）を過ぎると、有明の月影美しきを見て、「思ふことな

陽に鳳輦の巡を爲す。
芳野戰酣なるの日、
又代る帝子の屯。

護良親王と大楠公

或は投ぜらる鎌倉の窟、
憂憤正に愪々。
或は伴ふ櫻井の驛、
遺訓何ぞ慇懃なる。
或は狥ふ天目山、
幽囚、君を忘れず。

老將鳥居元忠の勇

或は守る伏見の城。
一身萬軍に當る。

陽爲鳳輦巡
芳野戰酣日
又代帝子屯
或投鎌倉窟
憂憤正愪愪
或伴櫻井驛
遺訓何慇懃
或狥天目山
幽囚不忘君
或守伏見城
一身當萬軍

くてぞみましほの〳〵と有明の月の志賀の浦波」と詠んだのである。それ故本篇で「志賀月明の夜」と言つた。

（三四）鳳輦は天子の御乘物。

（三五）又代る帝子の屯とは、元弘三年後醍醐天皇の皇子、護良親王が北條方の大軍と吉野で戰ひ給へるとき、危急迫ると見て、村上義光が御身代りとなり、戰死したこと。屯は困難の意。

（三六）愪愪は憂へる姿、この鎌倉の窟とあるのは足利高氏の讒により護良親王が幽閉の憂き目に逢ひ給ひしこと。

（三七）或は伴ふ櫻井の驛とは楠公父子訣別のこと。

（三八）或は狥ふ天目山とは、武田勝頼の臣小宮山内膳友信が讒せられて幽囚中だつたが勝頼の軍危しと聞いて馳け付け主人に身命を捧げたこと。

（三九）伏見城のことは、關ケ原の役を前に鳥居元忠（徳川家の忠臣）が伏見城を守つて寡を以て衆に當り、名譽の戰死をした史實。

人亡ぶも英靈亡びず

忠誠と孝敬

(四〇)承平二百歳、
斯の氣、常に伸ぶるを得たり。
然れども其の鬱屈するに當つては、
(四一)四十七人を生ず。

乃ち知る人亡ぶと雖も、
(四二)英靈未だ嘗つて泯びず。
長く天地の間に在り、
(四三)凜然彝倫を敍づ。

誰か能く之を(四四)扶持す、
卓立す(四五)東海の濱。
忠誠皇室を尊び、
孝敬、天神に事ふ。

承平二百歳
斯氣常得伸
然當其鬱屈
生四十七人

乃知人雖亡
英靈未嘗泯
長在天地間
凜然敍彝倫

誰能扶持之
卓立東海濱
忠誠尊皇室
孝敬事天神

(四〇)承平は太平。

(四一)四十七人は赤穂四十七士。

(四二)英靈は凜とした靈魂。

(四三)彝倫は人が常に守るべき道。

(四四)之を扶持すとは正氣を助け守ること

(四五)東海の濱とは東國にあつて一方太洋に臨む水戸藩のこと。

修文と奮武と、
誓つて胡塵(四六)を清めんと欲す。
一朝(四七)天歩艱み、
邦君(四八)身先づ淪む。

頑鈍、機(四九)を知らず、
罪戻孤臣(五〇)に及ぶ。
孤臣、葛藟(五一)に困しむ、
君冤誰に向つてか陳べん。
孤子墳墓(五二)に遠ざかる、
何ぞ以て先親に報ぜん。
荏苒(五三)二周星(五四)、
獨り(五五)斯の氣に隨ふ。

修文兼奮武
誓欲清胡塵
一朝天歩艱
邦君身先淪
頑鈍不知機
罪戻及孤臣
孤臣困葛藟
君冤向誰陳
孤子遠墳墓
何以報先親
荏苒二周星
獨有斯氣隨

(四六) 胡塵を清めんとは夷狄を追ひ拂はうといふ意。
(四七) 天歩は運命。
(四八) 邦君は水戸烈公（德川齊昭）の事。
(四九) 機は機微の消息。
(五〇) 孤臣は東湖自身のこと。
(五一) 葛藟（蔓草のこと）は幽閉されて身の自由を失つたことに譬へる。蓋し東湖は烈公の片腕だといふので、幕府に睨まれ幽閉されたこと。『回天詩史』參照。
(五二) 墳墓は父幽谷の墓。
(五三) 荏苒は長びく意。
(五四) 二周星は天保十五年六月から弘化二年十一月迄のこと。卽ち幽閉された間の年月
(五五) 斯の氣は正氣を指す。